

婦人局一般資料 №73

平成 5 年 版

働 く 女 性 の 実 情

労 働 省 婦 人 局

平成5年版働く女性の実情－正誤表－

ページ	誤	正
39ページ 第2－1図 平成4年の女子短時間 雇用者の増加率	7. 6	8. 7
同上 平成4年の女子一般雇 用者の増加率	1. 0	1. 1

まえがき

労働省婦人局では、昭和28年以来、政府関係機関の発表した各種統計資料等を用いて、働く女性に関する動きを取りまとめ「婦人労働の実情」として毎年紹介してきましたが、今年から、名称を「働く女性の実情」と改めることとしました。

今年は、「Ⅰ 平成4年の働く女性の状況」において、前年との比較を中心に平成4年における働く女性の実態とその特徴を明らかにするとともに、「Ⅱ パートタイム労働者の福祉の増進を目指して」では、今後も中長期的傾向として増加し、一層重要な就業形態になると考えられるパートタイム労働について、その就業実態、就業意識、雇用管理の状況及び生活実態等について概観することによって、パートタイム労働者の能力の有効発揮、福祉増進のための課題を探ることとしました。そのほか、「Ⅲ 働く女性に関する対策の概況」、付属統計表、女子労働関係判例も収録しました。

本書が、働く女性に関する問題に関心を持たれる方々の参考になれば幸いに存じます。

平成5年10月

労働省婦人局長
松 原 亘 子

〈本冊子で使用した資料等〉

1 主な資料

総 務 庁－労働力調査，労働力特別調査，家計調査，社会生活基本調査，就業構造基本調査

労 働 省－賃金構造基本統計調査，毎月勤労統計調査，雇用動向調査，職業安定業務統計，女子雇用管理基本調査，労働組合基礎調査，家内労働実態調査，家内労働概況調査

文 部 省－学校基本調査

厚 生 省－人口動態統計，国民生活基礎調査

I L O－Year Book of Labour Statistics

2 労働力調査について

- (1) 年平均の数値を用いた。
- (2) 昭和47年以前の数値には沖縄県が含まれていない。
- (3) 総数に分類不能及び不詳の数を含むため，総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- (4) 「0」印は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (5) 「－」印は該当数値のない箇所である。

3 賃金構造基本統計調査について

- (1) 企業規模10人以上の民営企業の調査結果による。

4 毎月勤労統計調査について

- (1) 事業所規模5人以上（一部30人以上）の調査結果による。
- (2) 男女別の数値については約3年ごとに行われる調査サンプル替（最近 は平成3年1月）による影響は修正されていない。
- (3) 昭和45年以降はサービス業を含む。

5 雇用動向調査について

- (1) 事業所規模 5 人以上の調査結果による。
- (2) 企業規模計には官公営を含んでいる。
- (3) 平成 2 年以前は建設業を除く。

6 文中の（付表〇〇）は付属統計表参照

目 次

1 平成4年の働く女性の状況	1
1 概況	1
2 就業・雇用の状況	2
(1) 労働力人口	2
イ 労働力率	2
ロ 非労働力人口	4
(2) 就業者及び完全失業者	4
イ 就業者	4
ロ 完全失業者	5
(3) 雇用者	5
イ 年齢	6
ロ 産業	7
ハ 職業	8
ニ 企業規模・雇用形態	10
ホ 配偶関係	10
ヘ 学歴	12
ト 勤続年数	12
チ 役職者	12
3 労働市場の状況	13
(1) 一般労働者の求人・求職状況	13
(2) パートタイム労働者の求人・求職状況	14
(3) 入職・離職状況	14
イ 入職者の状況	15
ロ 離職者の状況	17
(4) 新規卒者の就職状況	17
イ 中学・高校卒業者の就職状況	17

ロ	大学卒業者等の就職状況	17
4	女子労働者の労働条件	19
(1)	賃金	19
イ	平均賃金	19
ロ	女子一般労働者の賃金	19
ハ	新規学卒者の初任給	21
(2)	労働時間	22
(3)	勤労者世帯の家計	23
イ	収入の動向	23
ロ	支出の動向	23
(4)	雇用管理	24
イ	募集	24
ロ	採用	24
ハ	配置	25
ニ	昇進	27
ホ	教育訓練	28
ヘ	改正労働基準法の施行による雇用管理上の変化	29
ト	女子労働者の活用に当たっての問題点について	29
(5)	生活時間	30
イ	女子労働者の生活時間	30
ロ	共働き夫婦の生活時間	31
(6)	労働組合	32
5	家内労働の動向	33
(1)	家内労働者の就業状況	33
イ	家内労働者数	33
ロ	業種別状況	33
ハ	家内労働者の年齢、経験年数	34
(2)	家内労働者の労働条件	34

イ 就業日数，就業時間	34
ロ 工賃	34
Ⅱ パートタイム労働者の福祉の増進を目指して	36
はじめに	36
1 パートタイム労働の動向	37
(1) パートタイム労働者の実態	37
イ パートタイム労働者の増加	37
ロ パートタイム労働者の属性	40
ハ パートタイム労働者増加の背景	44
(2) パートタイム労働者の労働条件	47
イ 労働時間	47
ロ 賃金	50
2 パートタイム労働者の意識と生活	53
(1) 就業に関する意識	53
イ 就業理由，パートタイム労働選択の理由	53
ロ 就職経路	56
ハ 仕事に関する満足度等	56
ニ 今後の就業に関する意識	59
ホ 就業調整	60
(2) 生活時間	62
イ 生活時間	62
ロ 通勤時間	63
3 パートタイム労働者に対する雇用管理等	63
(1) 処遇及び労働条件	63
イ 募集・定着対策	63
ロ 労働条件の明確化	64
ハ 雇用契約期間	67

ニ 教育訓練	67
ホ 雇用保険, 健康保険, 厚生年金保険	68
ヘ 健康診断	70
ト 福利厚生制度の適用	70
(2) 活用方策	70
イ 就業分野の拡大	70
ロ 活用方策	74
まとめ	81
Ⅲ 働く女性に関する対策の概況	84
1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	84
(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進	84
イ 行政指導, 援助, 相談の充実等	84
ロ 啓発活動の実施	85
ハ 自主点検促進事業の推進	85
(2) 「コース別雇用管理の望ましいあり方」の周知・徹底	85
(3) 女子労働者に対する雇用管理改善のための援助	86
2 職業と家族的責任の両立支援の促進	86
(1) 育児休業等に関する法律の定着	86
イ 法律の周知徹底	86
ロ 相談, 指導の実施	87
ハ 育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度による事業主への援助の展開	87
ニ 適用猶予事業所に対する育児休業制度の早期導入の指導	87
(2) 保育対策の充実等	88
(3) 介護休業制度等の普及促進	88
(4) 職業と家族的責任の両立のための環境整備	89
イ 事業所内託児施設助成金制度の創設	89

ロ	中小企業集団における仕事と育児支援トータルプラン事業	90
ハ	働く女性のための就業支援事業	90
ニ	婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ） の推進	90
(5)	母性健康管理対策の推進	90
イ	労働基準法上の母性保護	90
ロ	男女雇用機会均等法上の母性健康管理	91
(6)	母性給付	91
3	パートタイム労働対策の推進	92
(1)	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の制定	92
(2)	パートタイム労働法に基づく啓発・指導の実施	93
イ	労使等に対する啓発・指導	93
ロ	パートタイム雇用労務管理者の選任勧奨	93
(3)	パートタイム労働を魅力ある良好な就業形態として確立 するための就業環境の整備等に関する事業の実施	93
イ	パートタイム労働に係る情報提供、相談援助事業	94
ロ	パートタイム労働者雇用管理自主的改善事業	94
ハ	パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用者会議	94
(4)	パートタイム労働者の雇用の安定	94
イ	パートバンク・パートサテライトの設置等、需給調整機能 の充実	94
ロ	雇用労務相談の実施	94
ハ	雇用保険の適用の拡大	94
(5)	パートタイム労働者の能力開発の推進等	95
(6)	パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進	95
4	女性の再就職等援助対策の推進	95
(1)	女子再雇用制度の普及促進	96
(2)	婦人就業援助促進事業の推進	96

(3) 母子家庭の母等就業援助対策の推進	96
(4) レディス・ハローワーク事業の実施	97
(5) 女子再就職準備サービス事業の実施	98
(6) 女子労働者に対する講習等の実施	98
(7) 働く婦人の家の機能の充実	98
5 家内労働対策の推進	99
(1) 家内労働法の周知徹底	99
イ 家内労働手帳の交付の徹底	99
ロ 工賃支払の確保	99
ハ 最低工賃の決定及び周知	99
ニ 安全及び衛生の確保	99
ホ 家内労働旬間の実施	100
(2) ワープロ作業に係る対策	100
(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止	100
6 女性の地位向上のための総合的な施策の推進	100
(1) 婦人週間の実施	101
(2) 「男女がいきいき暮らせる社会作り懇話会」の開催	101
(3) 政策、方針決定への参加の促進	101
7 女性の能力開発	102
8 国際協力の推進	102
9 労働時間短縮対策	103
付属統計表	付1
参考	
女子労働関係判例	付97

本文中図表索引

第1-1図	年齢階級別女子労働力率	3
第1-2図	従業上の地位別女子就業者数の割合	5
第1-3図	産業別女子雇用者数	8
第1-4図	職業別女子雇用者数	9
第1-5図	年齢階級、就業形態別女子一般未就業及び転職入職率	16
第1-6図	大学（4年制）卒業者の男女別就職率の推移	18
第1-7図	学歴、年齢階級別女子労働者の所定内給与額	21
第1-8図	女子管理職がいない又は少ない理由	27
第1-9図	女子の活用に応じた問題点について	29
第1-1表	雇用者数の推移	6
第1-2表	新規卒業者の募集状況	25
第1-3表	新規卒業者及び中途採用者の採用状況	26
第1-4表	職務別男女の配置状況	26
第1-5表	過去1年間の教育訓練実施状況	28
第2-1図	女子短時間雇用者数及び増加率の推移（非農林業）	39
第2-2図	年齢階級別所定労働時間の短い非正社員の割合	41
第2-3図	所定労働時間が短い非正社員の雇用理由別事業所割合	45
第2-4図	就業理由別所定労働時間が短い非正社員の割合	54
第2-5図	パートタイム労働選択理由別所定労働時間が短い非正社員の割合	55
第2-6図	パートタイム労働者の各種労働条件に対する満足度	58
第2-7図	職務能力の種類別事業所のパートタイム労働者に対する期待度	72
第2-8図	パートタイム労働者の活用上の問題点別事業所の割合	73
第2-9図	サムタイマーの性格	76

第2-1表	女子の所定労働時間が短い非正社員の職種別割合	43
第2-2表	女子パートタイム労働者の産業、1日当たり所定内実労働時間数 の階級別労働者分布	48
第2-3表	所定労働時間が短い非正社員の処遇方法別事業所の割合	52
第2-4表	産業別パートタイム労働者の退職金制度の有無及び過去1年間の 支給実績状況別事業所の割合	53
第2-5表	就業調整の状況別所定労働時間が短い非正社員の割合	61
第2-6表	産業別非正社員の募集対策、定着対策	65
第2-7表	雇用保険、厚生年金・健康保険加入状況別所定労働時間が短い 非正社員の割合	69
第2-8表	福利厚生事業のパートタイム労働者への適用状況	71
第2-9表	所定労働時間が短い非正社員の能力活用制度の実施状況別事業所 の割合	74
第2-10表	サマタイマーの就業形態の枠組み	76
第2-11表	正社員の週休3日制と準社員の平日出勤	78
第2-12表	資格等級の基準要件	79
第2-13表	資格等級別評価項目	80

I 平成4年の働く女性の状況

1 概 況

我が国経済は、昭和61年末以降続いた景気の拡大局面が平成3年には調整過程に入り、4年は年間を通じて低迷した状態を続けた。

労働経済面では、経済全般の動きを受けて、求人倍率の低下、就業者数、雇用者数の伸びの鈍化等の動きがみられた。

4年の女子労働力人口は2,679万人となり、前年に比べ28万人増加（前年比1.1%増）した。増加数、増加率とも男子（45万人、1.2%増）を下回ったため、労働力人口総数に占める女子の割合は前年より0.1%ポイント低下して40.7%となった。

女子労働力率は50.7%で、前年と同率であった。

女子雇用者数は1,974万人で、前年に比べ56万人増となり、増加数で男子（61万人増）を下回ったものの、増加率では前年比2.9%増と男子（同2.0%増）を上回った。この結果、雇用者総数に占める女子の割合は38.6%と、前年に比べ0.3%ポイント高まった。そのうち、週間就業時間35時間未満の短時間雇用者（非農林業）は592万人（42万人、前年比7.6%増）となり、女子雇用者（非農林業）に占める割合は30.7%と3割を超えた。

産業別に女子雇用者数の動きをみると、サービス業をはじめとする第3次産業を中心に伸びがみられ、第2次産業では伸びが鈍化した。

女子雇用者は中高年齢化が進み、特に40歳台後半から50歳台にかけて女子雇用者が増加している。また、高学歴化も進んでいる。

労働市場の状況（男女計）をみると、一般労働市場もパートタイム労働市場ともに新規求人数が大幅に減少、新規求職者数が大幅に増加したため、一般新規求人倍率は1.52倍、有効求人倍率は1.01倍、またパートタイムの新規求人倍率は2.26倍、有効求人倍率は1.75倍と、いずれも前年を下回った。

女子の入職・離職状況は、前年に引き続き入職率（21.1%）が、離職率（19.9%）を上回り、入職超過が続いている。しかし、入職超過率は1.2%と

低下した。

女子労働者のきまって支給する現金給与額は、20万3,600円(対前年比4.0%増)となり、前年の伸び率を下回った。

女子常用労働者の1人平均月間総実労働時間は、150.2時間(対前年差2.5時間減)、うち所定内労働時間は145.4時間(同1.7時間減)で、引き続き減少している。

2 就業・雇用の状況

(I) 労働力人口

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成4年の女子労働力人口(就業者+完全失業者)は2,679万人となり、3年より28万人増加(前年比1.1%増)したが、増加幅は3年のそれ(58万人増、2.2%増)より縮小した。増加数、増加率とも男子(45万人、1.2%増)を下回ったため労働力人口総数に占める女子の割合は、前年より0.1%ポイント低下して40.7%となった。

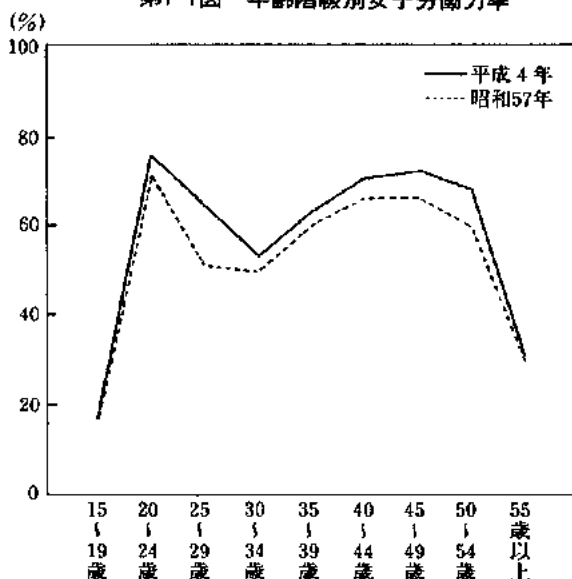
イ 労働力率

女子の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は50.7%と前年と同率となった。女子の労働力率は、第1次石油危機以降、50年(45.7%)を底に58年(49.0%)まで上昇を続け、その後やや低下気味に推移した後63年から上昇に転じ、3年まで大幅な上昇を続けたが、4年は横ばいに転じている。また、男子の労働力率は前年より0.3%ポイント上昇して77.9%となった(付表1)。

なお、5年に入ってから女子労働力率の動きをみると、1～3月期には前年同期に比べ0.5%ポイント低下して48.8%に、4～6月期には同じく0.4%ポイント低下して51.2%となっている。

女子労働力率を年齢階級別にみると、20～24歳層の75.6%と45～49歳層の72.0%を左右の頂点として、30～34歳層の52.7%をボトムとするM字型曲線を描いている。前年に比べると、50～54歳層(対前年差1.1%ポイント増)、25～29歳層(同0.8%ポイント増)、35～39歳層(同0.3%ポイント増)では上

第1-1図 年齢階級別女子労働力率



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

昇がみられるが、その他の年齢階級ではあまり大きな動きがみられない。10年前と比べるといずれの年齢層でも労働力率は高まり、M字型曲線は全体に上方に移動している。特に25～29歳層（13.0%ポイント増）、50～54歳層（8.2%ポイント増）及び2番目のピークである45～49歳層（6.1%ポイント増）での上昇が大きい（第1-1図、付表2）。

（配偶関係別労働力率）

配偶関係別に女子の労働力率をみると、未婚では57.4%（3年56.4%）、有配偶では52.9%（同53.2%）、死別・離別では32.7%（同32.4%）となっている。最近10年間の推移をみると、有配偶は、58年まで上昇した後横ばいとなり62年から再び上昇していたが、4年は前年に比べ0.3%ポイントの低下となった。未婚は、62年までは横ばいであったが、63年から上昇に転じ4年は前年より1.0%ポイントの上昇となった（付表3）。

さらに、労働力率を年齢階級別にみると、有配偶女子は40歳台を頂点とする右寄りの山型を、未婚女子は20歳台後半～30歳台前半を頂点とする左寄りの山型を描いている。10年前と比べると、有配偶女子は50～54歳層の8.9%ポイントを最高にいずれの年齢層でも上昇しているが、20～24歳層では2.3%ポイント、30～34歳層では0.6%ポイント低下している。未婚女子はいずれの年齢層でも上昇し、なかでも30～34歳層では8.7%ポイント、45～49歳層では6.7%ポイント、25～29歳層では6.2%ポイントの大幅な上昇となった（付表4）。

ロ 非労働力人口

女子の非労働力人口は2,590万人となり、前年に比べ29万人増加した。非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専業者は1,553万人（非労働力人口に占める割合60.0%）、通学446万人（同17.2%）、高齢者等を含むその他は591万人（同22.8%）となっている。前年に比べ、家事専業者は41万人増加（前年比2.7%増）、通学者は4万人減少（前年比0.9%減）、その他は8万人減少（前年比1.3%減）となっている。家事専業者は62年以降減少を続けてきたが、7年ぶりに大幅に増加した（付表5）。

5年に入ってから女子の非労働力人口の動きを対前年差で見ると、1月以降7月まで大きな増加を見せている。

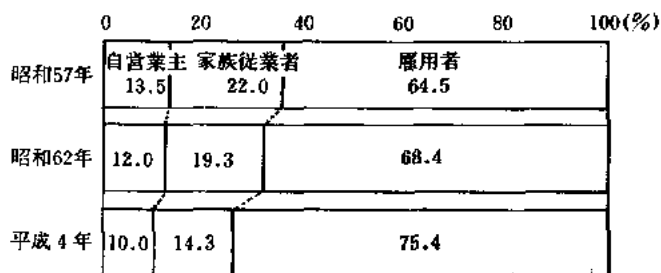
(2) 就業者及び完全失業者

イ 就業者

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成4年の女子就業者数は2,619万人となり、3年より27万人増加（前年比1.0%増）した。

従業上の地位別にみると、雇用者が1,974万人（女子就業者総数に占める割合75.4%）、家族従業者が375万人（同14.3%）、自営業主が263万人（同10.0%）である。自営業主及び家族従業者は引き続き減少し、雇用者は大幅な増加を続けていることから就業者数に占める雇用者の割合は年々高まってきている（第1-2図、付表6）。

第1-2図 従業上の地位別女子就業者数の割合



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

ロ 完全失業者

女子完全失業者数は60万人（対前年差1万人増）となり、男子（82万人、対前年差4万人増）とともに前年に続き増加した。4年の女子完全失業率は2.2%と前年同率（男子は2.1%、0.1ポイント上昇）となった。女子完全失業率の推移をみると、昭和61年及び62年の円高不況期に2.8%と高率を示した後63年以降は低下を続け、平成2年から横ばいとなっている（付表8）。

なお、5年上期の女子完全失業者数は70万人となり、4年上期に比べ10万人増加（前年同期比0.3ポイント上昇）した。完全失業率は2.6%となった。

女子完全失業者を離職理由別にみると、自発的な離職（自分または家族の都合）による者が30万人（女子完全失業者に占める割合50.0%）、非自発的な離職（定年や解雇等）による者が10万人（同16.7%）、学卒未就職者が2万人（同3.3%）となっている（付表9）。

(3) 雇 用 者

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成4年の女子雇用者数は1,974万人となり、3年より56万人増加（前年比2.9%増）したが、増加幅は3年時（84万人増加、4.6%増）より縮小した。男子は81万人増加（前年比2.0%

増)したが、増加率で女子が男子を上回ったため、雇用者総数に占める女子の割合(女子比率)は前年に比べ0.3%ポイント高まり、38.6%となった。この女子比率は50年代前半の3分の1程度から徐々に上昇し、4割に近づいている(第1-1表)。

第1-1表 雇用者数の推移

年	女 子		男 子		雇用者総数 に占める女 子の割合 (%)
	雇用者数 (万人)	対前年(同 期)比(%)	雇用者数 (万人)	対前年(同 期)比(%)	
昭和50年	1,167	-0.4	2,479	0.5	32.0
55	1,354	3.4	2,617	2.0	34.1
60	1,548	2.0	2,764	0.6	35.9
平成元	1,749	4.7	2,929	2.1	37.4
2	1,834	4.9	3,001	2.5	37.9
3	1,918	4.6	3,084	2.8	38.3
4	1,974	2.9	3,145	2.0	38.6
4年上期	1,955	2.9	3,121	2.0	38.5
下期	1,993	2.9	3,169	1.9	38.6
5年上期	1,989	1.7	3,178	1.8	38.4

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

なお、5年上期の女子雇用者数は1,989万人となり、4年上期に比べ34万人増加したが、伸びは鈍化した。

イ 年 齢

女子雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは20～24歳層の328万人(女子雇用者総数に占める割合16.6%)であり、次いで40～44歳層の289万人(同14.6%)、45～49歳層の235万人(同11.9%)、25～29歳層の228万人(同11.6%)となっている。前年に比べ、15～19歳層、35～39歳層で減少したほかは、いずれの年齢層においても増加したが、中でも50～54歳層が13万人(7.0%)増と最も増加幅が大きい。また、3年は減少となった45～49歳層は増加に転じ、8万人(3.5%)増となった(付表13)。

これらの年齢層の4年の人口について前年差をみると、15～19歳層で12万人、35～39歳層で18万人、40～44歳層では11万人減少したが、また、20～24歳層で13万人、50～54歳層では11万人の増加がみられた。こうした人口構成の変化が雇用者数の増減にも影響している。

なお、女子雇用者のうち35歳以上層が女子雇用者総数に占める割合は年々上昇し、4年は59.8%と前年を0.3%ポイント上回った。

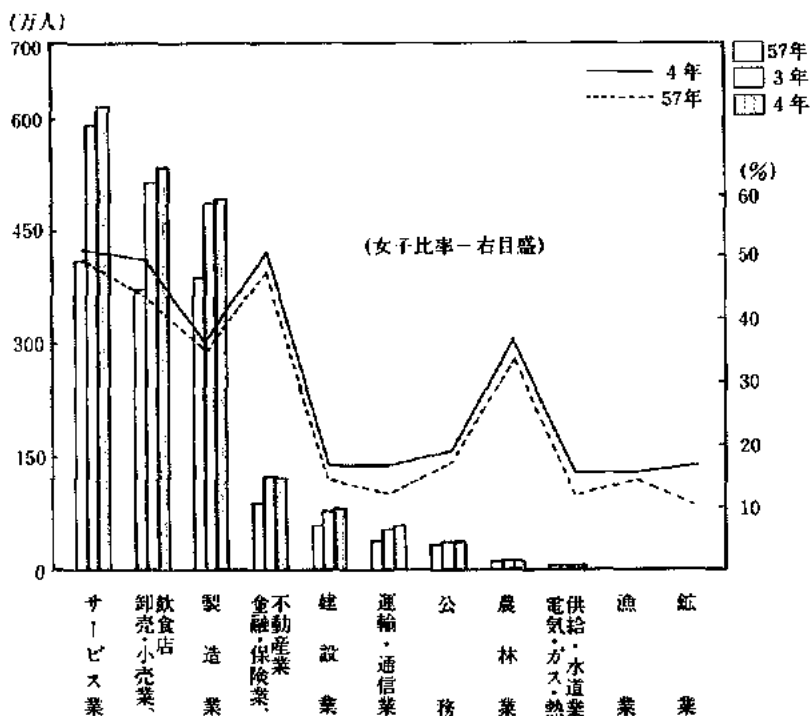
さらに、女子の当該年齢人口に占める雇用者の割合を年齢階級別にみると、労働力率のM字型曲線に似た曲線を描いている。20歳台後半までは労働力率との差はわずかであるが、30歳以降では差が大きくなり、右側の頂点は労働力率のカーブに比べかなり低いものの、40～44歳層、45～49歳層では5割を超えている。10年前と比べてみると、いずれの年齢階級においても上昇がみられた。特に25～29歳層では未婚率の上昇などにより17.0%ポイントと大幅に上昇したため、10年前には40～44歳層より割合が低かったが、現在は3.7%ポイント高くなっている。

ロ 産 業

女子雇用者数を産業別にみると、サービス業が618万人（女子雇用者総数に占める割合31.3%）で最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店が538万人（同27.3%）、製造業が494万人（同25.0%）となっている。これら3産業に女子雇用者の83.6%が働いている。前年に比べ、サービス業で23万人（3.9%）増、卸売・小売業、飲食店で22万人（4.3%）増、製造業で5万人（1.0%）増となっており、製造業では雇用者数の伸びに鈍化が見られる。他の産業では、運輸・通信業が5万人（9.3%）増、建設業が2万人（2.5%）増となっているが、金融・保険業、不動産業では前年をわずかに下回っている（第1-3図、付表10）。

産業別に女子比率（雇用者総数中に占める女子の割合）をみると、金融・保険業、不動産業で50.4%、サービス業で50.2%と半数を超え、次いで卸売・小売業、飲食店で48.8%となっている。これらを10年前と比べるといずれの産業でも上昇しており、特に鉱業が6.7%ポイント、卸売・小売業、飲食店

第1-3図 産業別女子雇用者数



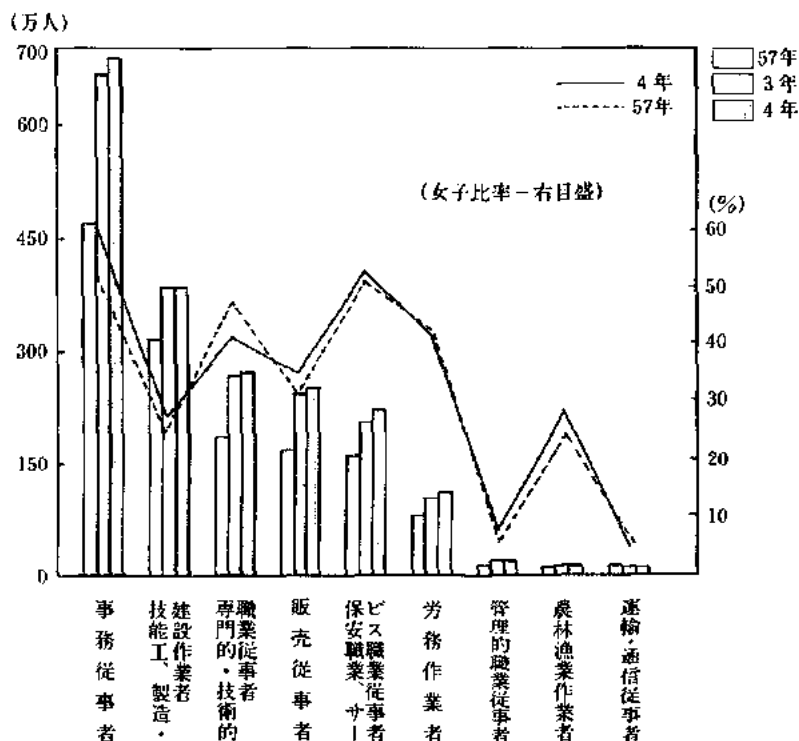
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

が5.8ポイント、運輸・通信業が4.5ポイントと上昇幅が大きい。

ハ 職 業

女子雇用者数を職業別にみると、事務従事者が689万人（女子雇用者総数に占める割合34.9%）と最も多く、次いで技能工、製造・建設作業者が385万人（同19.5%）、専門的・技術的職業従事者が271万人（同13.7%）、販売従事者が251万人（同12.7%）、保安職業、サービス職業従事者が222万人（同11.2%）となっている。前年に比べ、事務従事者の増加数が最も多く20万人（3.0%）増となっているが、増加幅は前年を下回った。また、技能工、製造・

第1-4図 職業別女子雇用者数



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

建設作業者は前年同数となった（第1-4図、付表11）。

職業別の女子比率をみると、女子雇用者の大幅な増加が最も多かった事務従事者が59.3%、保安職業、サービス職業従事者が52.6%と半数を超え、次いで専門的・技術的職業従事者が41.6%、労務作業者が41.5%となっている。

女子比率を10年前と比べてみると、事務従事者の上昇幅が最も大きく7.5%ポイントの上昇となっている。専門的・技術的職業従事者では男子の増加が大きかったために5.9%ポイント低下した。

ニ 企業規模・雇用形態

非農林業女子雇用者数を企業規模別にみると、1～29人規模が717万人（非農林業女子雇用者総数に占める割合36.5%）、30～99人規模が327万人（同16.7%）、100～499人規模が320万人（同16.3%）、500人以上規模が410万人（同20.9%）となっている。前年に比べ、1～29人規模で14万人（2.0%）増、30～99人規模で10万人（3.2%）増、100～499人規模で8万人（2.6%）増、500人以上規模で19万人（4.9%）増と、いずれの規模でも女子雇用者数は増加しているが、特に大規模での増加率が大い（付表12）。

非農林業女子雇用者数を雇用形態別にみると、常雇（常用雇用）が1,602万人（非農林業女子雇用者総数に占める割合81.7%）、臨時雇が293万人（同14.9%）、日雇が67万人（同3.4%）となっている。常雇は前年に比べ47万人増となり、3年間続いていた大幅な増加は見られなくなった（付表14）。

ホ 配偶関係

非農林業女子雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶者は1,131万人（非農林業女子雇用者に占める割合57.6%）、未婚者は650万人（同33.1%）、死別・離別者は180万人（同9.2%）であった。前年に比べると、有配偶者が29万人（2.6%）増、未婚者が19万人（3.0%）増、死別・離別者が7万人（4.0%）増となっており、近年、未婚者の増加率は有配偶者のそれを上回っている（付表15）。

女子雇用者の配偶関係別構成比の推移をみると、女子雇用者総数に占める有配偶女子の割合は58年まで上昇した後低下している。これは、未婚女子雇用者の増加率が有配偶女子のそれを上回っているためである。

また、配偶関係別に、女子就業者に占める雇用者の割合をみると、未婚者では94.3%と大半を占めているが、有配偶者は68.6%であり、自営業主が10.6%、家族従業者が20.6%となっている。有配偶就業者中の雇用者の割合は年々上昇しており、51年から5割を超え、その後も上昇を続けている。

さらに、年齢階級別に有配偶者に占める雇用者の割合を10年前と比べてみると、いずれの年齢層においても上昇しているが、特に50～54歳層の上

昇(57年30.3%→4年44.8%)が著しく、続いて45～49歳層(37.0%→50.9%)、40～44歳層(38.9%→50.9%)と上昇幅が大きい。また、20～24歳層、25～29歳層、30～34歳層の各年齢層の有配偶者に占める雇用者の割合は、ほぼ同率となっており、34%前後である(付表4)。

また、総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成5年2月)によると、共働き(妻も夫も共に非農林業雇用者)世帯は、前年に比べ15万世帯(1.6%)増加して、929万世帯となり、典型的な一般世帯^(注)に占める割合は34.2%となった。他方、非共働き雇用者世帯(夫のみ非農林業雇用者)は915万世帯で、前年同様、共働き雇用者世帯数が非共働き雇用者世帯数を上回っている(付表17)。

未婚の子供がいる共働き雇用者世帯は698万世帯で、これは共働き雇用者世帯の75.1%、子供のいる世帯の37.8%に当たる。なお、子供のいる世帯の中では、平成4年から共働き雇用者世帯数が非共働き雇用者世帯数を上回るようになっている。

さらに、末子の年齢階級別に母親が雇用者(非農林業)である割合をみると、0～3歳の場合では、約2割が雇用者として働いているが、子供の年齢が大きくなるにしたがいその割合が上昇し、子供が小学校中学年から高校生までは半数以上が雇用者となっている(付表18)。なお、61年からの推移をみると、0～3歳の場合は大きな変化はみられないが、他は大幅に上昇しており、特に小学生では約10ポイント上昇している。

これら雇用者を週間就業時間別にみると、35時間以上の者の割合は子が18歳以上の場合が最も高く59.1%、次いで13～14歳が56.1%となっており、4～12歳では35時間未満と35時間以上とがほぼ半々となっている。

(注) 典型的な一般世帯とは、一般世帯のうち次のものをいう。

- ・夫婦のみの世帯
- ・夫婦と親から成る世帯
- ・夫婦と子供から成る世帯
- ・夫婦、子供と親から成る世帯

ヘ 学 歴

労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模10人以上）により4年6月における女子労働者（パートタイム労働者を除く。）の学歴別構成をみると、中卒が女子労働者に占める割合は16.0%、高卒では57.0%、高専・短大卒で20.8%、大卒で6.2%となっており、前年に比べ、高専・短大卒、大卒の割合が高まった。最近の推移をみると、中卒の割合は一貫して減少しており、高卒の割合は元年からの低下傾向が続いている。高専・短大卒と大卒の割合については一貫して高まってきている（付表19）。

学歴別に就業状況を見ると、産業別では、中卒では製造業に雇用される者の割合が最も高く59.3%を占め、高卒でも同様に34.0%となっている。高専・短大卒及び大卒においてはサービス業に従事する者の割合（それぞれ42.9%、42.6%）が最も高い。また、企業規模別にみると、学歴が高くなるほど規模の大きい企業に従事する者の割合が高くなっている（付表20）。

ト 勤 続 年 数

労働省「賃金構造基本統計調査」によると、4年の女子労働者の平均勤続年数は7.4年（男子12.5年）で、前年と同数となった。年齢階級別にみると、前年と同数か若干低下している年齢階級が多いが、40～44歳層では0.2年の伸びがみられた。10年前と比べると全体では1.1年の伸びであるが、35歳以上層では概ね2年程度の伸びとなっている（付表21、付表22）。

また、女子労働者を勤続年数階級別にみると、1～2年の者が23.4%（3年23.2%）で最も多く、次いで5～9年の者が20.4%（同21.5%）となっている。また、勤続10年以上の者の割合は27.0%（同26.9%）で、女子雇用者の4人に1人は勤続10年以上となっている（付表23）。

なお、女子労働者の平均年齢は36.0歳（男子39.7歳）で、10年前に比べ1.0歳高くなっている（付表21）。

チ 役 職 者

総務庁統計局「労働力調査」によると、4年の女子の管理的職業従事者数は20万人（女子雇用者に占める割合1.0%）で、前年と同数である。女子比率

は7.9%で、前年に比べると0.3%ポイントの低下であるが、10年前（5.5%）に比べると2.4%ポイントの上昇となっている（付表11）。

さらに、労働省「賃金構造基本統計調査」（平成4年6月）で、企業規模100人以上の企業における、部長、課長及び係長である女子の役職者をみると、女子役職者（89,350人）が女子労働者総数（4,822,480人）に占める割合は1.9%となっており、10年前の0.8%に比べると大きく伸びている。この内訳をみると、女子役職者総数に占める部長職の割合は7.4%、課長職が30.3%、係長職が62.3%である（付表24）。

女子比率（役職者総数に占める女子の割合）も、部長では1.7%（57年1.0%）、課長2.9%（同1.5%）、係長6.6%（同3.4%）と、10年前に比べどの職階でも上昇している。

また、労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）で、企業規模30人以上の企業における女子比率をみると、部長相当職では1.2%（元年度1.2%）、課長相当職では2.3%（同2.1%）、係長相当職では6.4%（同5.0%）となっている。

3 労働市場の状況

(1) 一般労働者の求人・求職状況

学卒及びパートタイムを除く一般労働市場の動きを、労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成4年の新規求人数（男女計）は、月平均で46万3,000人で、前年に比べ6万7,000人（12.7%）減と、3年（1.9%減）に引き続き減少し、減少幅が拡大した（付表25）。

新規求職者数（男女計）は月平均で30万4,000人で、前年に比べ2万7,000人（9.5%）増と、61年以来6年ぶりに増加に転じた。

この結果、4年の新規求人倍率は1.52倍（3年1.91倍）で、前年に比べ0.39ポイントの低下となった。また、有効求人倍率も前年を0.27ポイント下回り1.01倍（3年1.28倍）となった。

5年に入ってから、求人数が減少する一方で求職者数は増加を続けたため、新規求人倍率（季節調整値）は1月の1.45倍から7月1.11倍に低下し、

有効求人倍率（季節調整値）も1月の0.93倍から7月0.72倍へと低下した。

（2）パートタイム労働者の求人・求職状況

パートタイム労働者の労働市場の動きを、労働省「職業安定業務統計」によりみると、4年のパートタイム労働者を対象とする新規求人数（男女計）は、月平均9万1,000人で、前年に比べ1万3,000人（12.8%）減と、52年以来15年ぶりに減少に転じた（付表25）。

新規求職者（男女計）は月平均4万人であり、前年より8,000人（26.4%）増の大幅な増加となった。そのため、新規求人倍率は2.26倍（3年3.27倍）と前年より低下した。また、有効求人倍率も1.75倍（3年2.60倍）と低下し、パートタイム労働市場は引き続き引き締め状態が続いている。

さらに、5年に入って、パートタイム有効求人倍率（季節調整値）は、1月の1.47倍から7月の1.14倍へと低下傾向が続いている。

（3）入職・離職状況

労働省「雇用動向調査」によると、4年の女子の入職者数（一般及びパートタイム労働者計）は、308万9,000人（前年差4万人減）、離職者数は290万5,000人（同4,000人増）となった。これを就業形態別にみると、一般労働者は、入職者数194万9,000人（前年比3.8%減）、うち転職入職者数95万1,000人（同6.3%減）、離職者数192万6,000人（同3.3%減）となり、いずれも前年を下回った。一方、パートタイム労働者は、入職者数114万人（前年比3.3%増）、うち転職入職者数51万人（同3.8%増）、離職者数97万9,000人（同7.8%増）となり、いずれも前年を上回ったものの増加率は前年（11.1%、12.8%）ほど大きくはなかった（付表27）。

女子の入職率は21.1%（前年差0.7ポイント低下）、うち転職入職率は10.0%（同0.5ポイント低下）、離職率は19.9%（同0.3ポイント低下）となり、いずれも前年を下回った。これを就業形態別に見ると、一般労働者の入職率は18.3%（前年差1.0ポイント低下）、離職者は18.0%（同1.0ポイント低下）

と、前年に比べいずれも低下した。パートタイム労働者の入職率は28.8%（前年差0.1ポイント上昇）、離職率は24.7%（同1.1ポイント上昇）となり、前年に比べいずれも上昇した。

女子の入職超過率（入職率－離職率）は1.2%（3年1.6%）となった。一般労働者のそれは0.3%（同－0.3%）、パートタイム労働者のそれは4.1%（同5.1%）であった。

女子の延労働移動率は41.0%（前年差1.1ポイント低下）、うち一般労働者36.3%（同2.0ポイント低下）、パートタイム労働者53.5%（同1.1ポイント上昇）となっており、前年に引き続きパートタイム労働者の労働移動は活発であったといえる。

イ 入職者の状況

（職歴）

女子一般労働者の入職者数を職歴別にみると、学卒以外の一般未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者）からの入職者が20.7%、学卒未就業者からの入職者が30.5%、転職入職者が48.8%であった（付表29）。

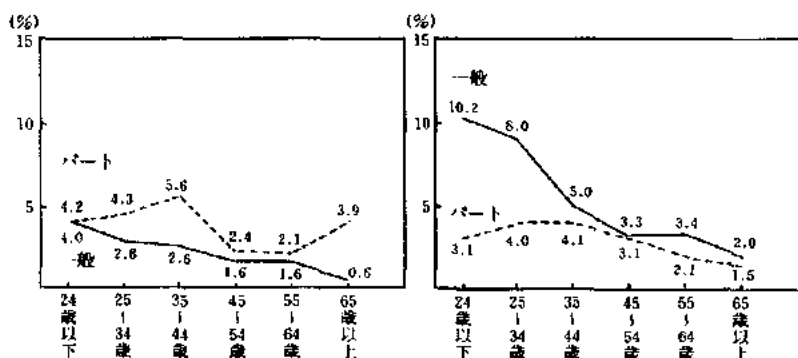
一方、女子パートタイム労働者の入職者数を職歴別にみると、一般未就業者からの入職者が51.5%、転職入職者が44.7%となっており、パートタイム労働者においては、転職入職者の割合が前年（44.5%）よりわずかながら上昇した。

（年齢）

一般未就業者からの入職者の年齢構成を就業形態別にみると、一般労働者では24歳以下層が38.4%（3年38.4%）と4割近くに達しているが、パートタイム労働者では35～44歳層が32.9%（同34.2%）で最も高い割合となっている（付表30）。

転職入職者では、一般労働者の場合24歳以下層が39.5%（3年37.1%）と最も高く、転職者の中心は若年層が占めている。パートタイム労働者では35～44歳層の転職者が27.7%（同28.5%）と多い。

第1-5図 年齢階級、就業形態別女子一般未就業及び転職入職率
 〈一般未就業入職率〉 〈転職入職率〉



資料出所：労働省「雇用動向調査」(平成4年)

注) 転職(一般未就業)入職率 = $\frac{\text{転職(一般未就業)入職者数}}{\text{6月末日の常用労働者数}} \times 100$

また、年齢階級別に女子の一般未就業者の入職率及び転職入職率(一般未就業(転職)入職者数/6月末日の常用労働者数)をみると、一般労働者では24歳以下層で最も高く、一般未就業入職率4.2%(3年5.3%)、転職入職率10.2%(同10.7%)となっており、いずれも前年に比べると低下している。パートタイム労働者では35～44歳層で最も高く、一般未就業入職率5.6%(同5.7%)、転職入職率4.1%(同4.2%)となっている(第1-5図)。

なお、一般未就業者の入職率は、パートタイム労働者の方が一般労働者のそれより高くなっているが、転職入職率では、逆に、一般労働者の方が高くなっている。

(就業の動機)

一般未就業者から入職した女子の就業の動機別に入職者数をみると、一般労働者では、「主な生活収入」とする者が52.2%と最も多く、次いで、「家計の補助」とする者が13.6%と多い。パートタイム労働者では「家計の補助」とする者が44.7%と最も多く、次いで「余暇の活用」16.2%、「生活水準の向

上」15.8%の順となっている。一般労働者とパートタイム労働者とは就業の動機に違いがみられる（付表31）。

ロ 離職者の状況

離職者の離職理由をみると、個人的な理由の者が84.6%と最も多い。個人的な理由のうち結婚による離職者の割合は8.6%と前年に比べ上昇したが、出産・育児による離職者の割合は5.2%と前年を下回っている（付表32）。

（4）新規学卒者の就職状況

文部省「学校基本調査」（平成4年）により女子の新規学卒就職者数を学歴別にみると、大学卒が10万3,000人（女子新規学卒就職者総数に占める割合17.3%）、短大卒18万3,000人（同30.6%）、高校卒29万9,000人（同50.0%）、中学卒1万3,000人（同2.1%）となっている。大学卒と短大卒の割合は年々上昇しており、前年に比べると大学卒は1.0%ポイント、短大卒は1.4%ポイントの上昇であった（付表34）。

なお、専修学校専門課程（専門学校）を平成3年度間に卒業した女子15万3,000人のうち就職者は13万2,000人である。

イ 中学・高校卒業者の就職状況

平成4年3月の女子中学校卒業者数86万5,000人のうち就職者は1万3,000人である。就職率（卒業者に対する就職者の割合）は1.5%（3年1.7%）となり前年に引き続き低下している。

女子の高等学校卒業者数は90万8,000人で、うち就職者数は29万9,000人、就職率は32.9%（3年34.8%）であり、進学率の上昇に伴って高卒者の就職率は年々低下している。就職者を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店に29.4%（同29.6%）、製造業に29.2%（同29.8%）、サービス業に23.8%（同23.4%）と、この3産業で全体の82%を占めているが、卸売・小売業、飲食店及び製造業に就職する者の割合は前年より低下した（付表35）。

ロ 大学卒業者等の就職状況

女子の短期大学卒業者数は21万1,000人で、このうち、就職者数は18万

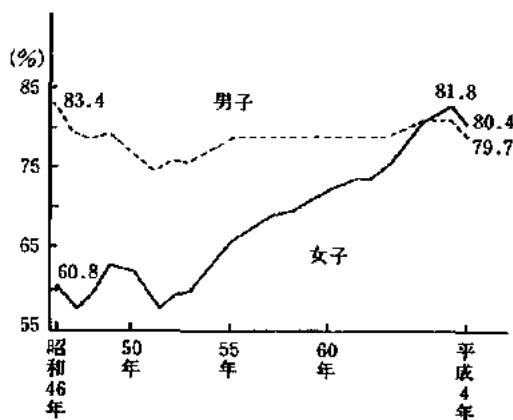
3,000人、就職率は86.8%（3年88.0%）となった。就職者数を産業別にみると、サービス業が34.8%（3年34.5%）と最も多く、次いで製造業19.7%（同19.2%）、金融・保険業17.0%（同18.7%）、卸売・小売業、飲食店16.4%（同15.7%）となっており、前年に比べ金融・保険業で割合が低下している（付表36）。

女子の大学卒業者数は12万8,000人で、このうち就職者は10万3,000人、就職率は80.4%（3年81.8%）となり、就職率は前年に引き続き男子を上回った（第1-6図）。なお、進学者を除いた就職率は84.9%（男子89.4%）と前年（女子86.1%、男子90.2%）を下回った。

就職者数を産業別にみると、サービス業に41.8%（3年43.2%）と最も多く就職しており、次いで製造業に20.0%（同18.9%）、卸売・小売業、飲食店に13.3%（同12.1%）とこれら3産業で75%を占めているが、前年に比べると、サービス業の割合が低下した（付表36）。

大学卒就職者数を職業別にみると、事務従事者が47.0%（3年45.3%）と

第1-6図 大学（4年制）卒業者の男女別就職率の推移



資料出所：文部省「学校基本調査」

最も多く、専門的・技術的職業従事者が39.5%（同42.3%）と、これに続いた（付表37）。事務従事者の割合は年々上昇している。

4 女子労働者の労働条件

(1) 賃 金

イ 平均賃金

労働省「毎月勤労統計調査」（事業所規模5人以上）によると、平成4年の女子常用労働者の1人平均月間現金給与総額は22万339円（事務所規模30人以上24万3,067円）で、そのうち、きまって支給する給与は17万983円（同18万3,130円）、特別に支払われた給与は4万9,356円（同5万9,937円）となっている（付表40）。

また、男子常用労働者の現金給与総額は43万4,926円（同47万5,344円）で、そのうちきまって支給する給与は32万7,913円（同34万7,272円）、特別に支払われた給与は10万7,013円（同12万8,072円）となっている。

ロ 女子一般労働者の賃金

労働省「賃金構造基本統計調査」によると、平成4年6月のパートタイム労働者を除く女子一般労働者のきまって支給する現金給与額は、20万3,600円（対前年比4.0%増）、そのうち所定内給与額は19万2,800円（同4.6%増）と、伸び率はともに前年（5.2%増、5.4%増）を下回った（付表42）。

（年齢別賃金）

女子の賃金（所定内給与）を年齢階級別にみると、17歳以下は12万2,500円で、年齢が上昇するにつれてゆるやかに高くなって30～34歳層以降20万円台となり、45～49歳層の21万1,800円（20～24歳層の約1.2倍）が最も高くなっており、55～59歳層では19万円台に下がっている（付表43）。

また、女子の賃金の対前年上昇率を年齢階級別にみると、50～54歳層まで4%以上の伸びがみられ、特に35～39歳層は6.3%、30～34歳層は5.3%と、30歳台では5%を超える高い伸びとなっている。

一方、男子一般労働者のきまって支給する現金給与額は34万5,600円（対

前年比1.5%増)、所定内給与額は31万3,500円(同3.2%増)である。所定内給与を年齢階級別にみると、17歳以下が14万100円で、年齢とともに高くなり50～54歳層で39万9,500円(20～24歳層の約2.1倍)と最も高く55歳以降で低くなる。年齢階級別に対前年上昇率をみると、20歳台と55～59歳層で4%台とやや高く、他の年齢層は3%台となっている(付表42、付表43)。

女子の所定内給与額の年齢間格差は、20～24歳層を100として、その格差が最も大きいのは45～49歳層の124.5である。同じく、男子の年齢間格差の最も大きいのは50～54歳層の207.0である。年齢間格差は、女子のほう小さい。

所定内給与について、全労働者平均で単純に男女を比べてみると、男子を100.0とした場合、女子のそれは年齢計では61.5(3年60.7)、年齢階級別では、18～19歳層が92.2で年齢が高くなるとともに比率は低下し、50～54歳層では51.7と最も小さくなっている(付表43)。

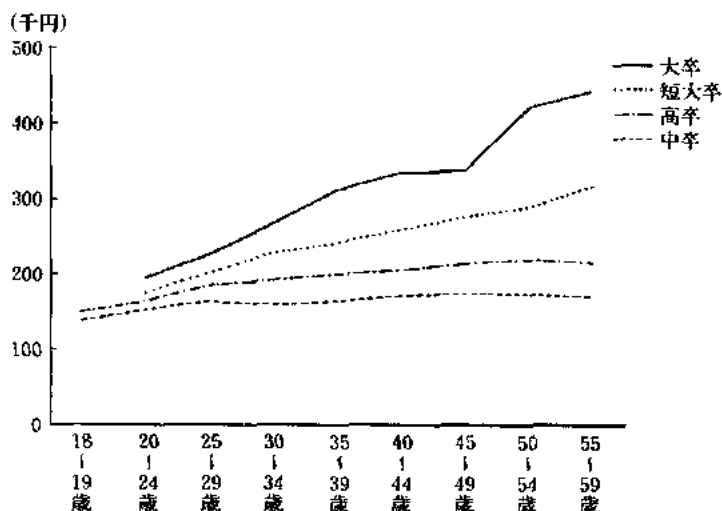
男女間の賃金の格差は、勤続年数、学歴、就業分野、職階、労働時間等が男女で異なることによってもたらされている。このうち、年齢、学歴、勤続年数について条件を同一にした標準労働者(学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者)の所定内給与額をみると、高卒では、20～24歳層で女子は16万5,700円、男子は18万5,300円(男女間格差は89.4)であるが、50～54歳層で女子は35万円、男子は51万2,800円(同68.3)と格差が最も大きくなる。大卒では、20～24歳層で女子は19万6,500円、男子は20万6,200円(格差は95.3)となっており、最も格差が大きくなるのは50～54歳層で、女子49万1,400円、男子63万300円(同78.0)となるが、高卒に比べ大卒での男女間の格差は小さい(付表45)。

(学歴別賃金)

女子の所定内給与額を学歴別にみると、中卒16万7,500円(平均年齢49.8歳、平均勤続年数11.5年)、高卒18万9,300円(同35.3歳、7.3年)、高専・短大卒20万4,500円(同29.0歳、5.0年)、大卒25万1,100円(同30.5歳、5.1年)となっている(付表44)。

年齢階級別にみると、中卒を除くと、いずれの学歴でもおおむね50歳台層までは年齢とともに所定内給与額の平均額も上昇している。中卒では年齢に伴う賃金上昇は非常に緩やかであり、55～59歳層で16万9,800円（20～24歳層15万2,000円の約1.1倍）となっている。高卒では55～59歳層で21万4,600円となり、20～24歳層（16万3,400円）の約1.3倍、高専・短大卒では55～59歳層で31万7,100円で20～24歳層（17万4,600円）の約1.8倍、大卒では55～59歳層で44万3,700円で20～24歳層（19万6,400円）の約2.3倍となっており、学歴が高いほど年齢間格差が大きい（第1-7図、付表44）。

第1-7図 学歴、年齢階級別女子労働者の所定内給与額



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成4年6月）

ハ 新規学卒者の初任給

女子新規学卒就職者（平成4年3月卒）の初任給は、中卒で11万7,200円（対前年比2.1%増）、高卒13万9,500円（同4.7%増）、高専・短大卒15万2,400円（同4.0%増）、大卒（事務系）17万8,900円（同4.5%増）、大卒（技術系）

18万4,000円（同4.4%増）と、各学歴とも前年、前々年を下回る上昇率となった（付表46）。

また、初任給について男女間格差を、各学歴の男子の賃金を100.0としてみると、女子のそれは中卒で91.6、高卒で95.2、高専・短大卒では94.7、大卒事務系で96.3、技術系で97.5と高学歴のほうが格差は小さい。

（2）労働時間

労働省「毎月勤労統計調査」（事業所規模5人以上）によると、平成4年の女子常用労働者1人平均月間総実労働時間は、150.2時間（対前年比1.6%減）で、うち所定内労働時間は145.4時間（同1.2%減）、所定外労働時間は4.8時間（同14.3%減）であった（付表47）。

事業所規模30人以上をみると、総実労働時間は150.2時間（同1.8%減）で63年から5年連続して減少し、うち所定内労働時間は144.5時間（同1.2%減）、所定外労働時間は5.7時間（同16.2%減）と3年（同5.6%減）の減少率を大きく上回った。

一方、男子の総実労働時間（事業所規模5人以上）は174.6時間、前年比2.1%減（事業所規模30人以上172.2時間、前年比2.3%減）で、所定内労働時間は160.5時間、同0.9%減（同156.1時間、同0.8%減）、所定外労働時間は14.1時間、14.0%減（同16.1時間、同14.8%減）と前年に比べ減少した。

また、平均月間出勤日数（事業所規模5人以上）は女子では20.6日、前年差0.2日減（事業所規模30人以上、20.2日、前年差0.3日減）、男子は21.2日、同0.2日減（同20.7日、0.2日減）とともに減少した（付表47）。

女子の労働時間（事業所規模5人以上）を産業別にみると、総実労働時間では鉱業（162.9時間）が最も長く、次いで建設業（161.3時間）、サービス業（154.2時間）の順に長くなっている。所定内労働時間でも、鉱業（158.9時間）、建設業（157.7時間）が長く150時間台、サービス業（148.6時間）その他の産業で140時間台となっており、金融・保険業（138.3時間）、卸売・小売業、飲食店（138.9時間）では他産業より短く130時間台となっている（付表

48)。

事業所規模30人以上をみると、総労働時間では鉱業(162.6時間)が最も長く、次いで建設業(160.7時間)、製造業(154.4時間)、サービス業(153.9時間)の順となっている。所定内労働時間でも、鉱業(156.1時間)、建設業(154.8時間)が長く、金融・保険業(135.8時間)、卸売・小売業、飲食店(136.0時間)、運輸・通信業(139.5時間)で短くなっている。

(3) 勤労者世帯の家計

イ 収入の動向

総務庁統計局「家計調査」によると、平成4年の勤労者世帯1世帯当たりの1か月の平均実収入は56万3,855円で、前年に比べ名目2.7%の増加となった(付表57)。

実収入の内訳をみると、世帯主の勤め先収入は、46万2,253円で前年に比べ3.1%の増加であった。妻の勤め先収入は5万1,058円で前年に比べ2.9%の増加となった。

1か月の平均実収入について共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯当たり1か月61万3,946円(対前年比3.6%増)、世帯主のみ働いている世帯のそれは51万3,434円(同4.8%増)で、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を19.6%上回っている。なお、共働き世帯の世帯主の勤め先収入は世帯主のみ働いている世帯のそれを5.3%下回っており、両者の差は昭和63年(10.4%)以降縮小傾向で推移していたが、4年は前年に比べ0.4%ポイント拡大した(付表58)。

共働き世帯の妻の勤め先収入は12万6,101円で、実収入に占める妻の勤め先収入の割合は20.5%であり、前年と同率であった。

ロ 支出の動向

総務庁統計局「家計調査」によると、平成4年の勤労者世帯1世帯当たり1か月の消費支出は35万2,820円で、前年に比べて名目2.1%の増加となった(付表57)。

消費支出の内容を共働き世帯（消費支出36万4,909円）と世帯主のみ働いている世帯（同33万1,303円）で比較してみると、共働き世帯では「その他の消費支出のうちの仕送り金」、「教育」、「食料のうちの外食」、「被服及び履物のうちの洋服」、「交通通信のうちの自動車等関係費」等の占める割合が世帯主のみ働いている世帯に比べ高くなっており、仕送り金では約1.8倍となっている（付表58）。

消費支出以外では、土地家屋借金返済も共働き世帯で高く、金額で世帯主のみ働いている世帯を65.0％上回り、約1.7倍の返済を行っている。

（4）雇用管理

男女雇用機会均等法は昭和61年に施行されたが、同法施行後6年余り経過後の企業の女子の活用状況等について、労働省「平成4年度女子雇用管理基本調査」結果によりみていく。

イ 募 集

新規卒卒者（平成4年3月卒業予定の四年制大学卒、短大・高専卒、高校卒のそれぞれの事務・営業系及び技術系）を募集した企業についてみると、高校卒の技術系を除き、「いずれの職種・コースも男女とも募集」した企業が最も多く、5割～6割を占めている（第1-2表）。技術系については、事務・営業系と比較すると、「男子のみ募集の職種・コースあり」とする企業の割合が高くなっている。

なお、「男子のみ募集の職種・コースあり」とする企業についてその理由をみると、「業務に必要な資格や技能、技術を持つ女子がほとんどいない」とする企業が39.7％と最も多く、次いで「募集しても女子の応募がない」（25.1％）が続いているが、「時間外労働が多い」（23.4％）、「深夜業がある」（17.3％）、「重量物運搬、有害業務がある」（15.9％）といった労働基準法の就業制限に係る理由をあげる企業もみられる。

ロ 採 用

平成4年4月に新規卒卒者を採用した企業についてみると、四年制大学卒

第1-2表 新規学卒者の募集状況

(%)

	募集ありの企業計	いずれの職種・コースも男女とも募集	女子のみ募集の職種・コースあり	男子のみ募集の職種・コースあり
四年制大学卒〈大学院を含む〉事務・営業系	100.0	62.3	7.1	34.0
四年制大学卒〈大学院を含む〉技術系	100.0	51.5	1.4	47.5
短大・高専卒 事務・営業系	100.0	61.5	33.1	7.7
短大・高専卒 技術系	100.0	56.4	6.5	38.5
高校卒 事務・営業系	100.0	55.5	38.6	11.2
高校卒 技術系	100.0	46.7	7.3	48.9

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）

（事務・営業系、技術系）、短大・高専卒及び高校卒の技術系については、「いずれの職種・コースも男女とも採用」、「男子のみ採用の職種・コースあり」とにほぼ2分されている。また、短大・高専卒及び高校卒の事務・営業系については、「いずれの職種・コースも男女とも採用」と「女子のみ採用の職種・コースあり」がほぼ同程度となっている（第1-3表）。

中途採用者があった企業については、「いずれの職種・コースも男女とも採用」とする企業が半数（53.6%）を占めている。

ハ 配 置

職務別の配置状況をみると、各職務とも「いずれの職場にも男女とも配置」している企業が最も多く、その割合が高い職務は、「人事・総務・経理」（90.5%）、「情報処理」（84.4%）、「企画・調査・広報」（81.5%）となっている。一方、「男子のみ配置の職場がある」とする割合が相対的に高いのは「営業」（42.4%）、「研究・開発」（33.6%）である（第1-4表）。

女子の配置の基本的考え方をみると、「能力や適性に応じてすべての職務に配置」する企業が55.0%で最も多く、次いで「女子の特質・感性を生かせる職務に配置」（37.6%）が続いており、「補助業務にのみ配置」は5.3%と

第1-3表 新規学卒者及び中途採用者の採用状況

(%)

採 用 区 分			計	採用あり	いずれの職種・コースも男女とも採用	女子のみ採用の職種・コースあり	男子のみ採用の職種・コースあり	男女とも採用なし	回答なし
新 規 学 卒 者	四年制大学卒（大学院卒を含む）	事務・営業系	100.0	16.7 (100.0)	(51.5)	(7.6)	(42.8)	83.0	0.3
		技術系	100.0	10.8 (100.0)	(48.2)	(3.5)	(48.0)	89.1	0.2
	短大・高专卒	事務・営業系	100.0	19.5 (100.0)	(47.2)	(48.0)	(6.6)	80.3	0.2
		技術系	100.0	13.5 (100.0)	(49.6)	(9.9)	(41.5)	86.1	0.4
	高校卒	事務・営業系	100.0	30.2 (100.0)	(45.2)	(47.4)	(10.2)	69.6	0.3
		技術系	100.0	26.4 (100.0)	(40.1)	(8.6)	(53.5)	73.2	0.4
中 途 採 用 者			100.0	68.1 (100.0)	(53.6)	(25.2)	(32.9)	33.6	0.3

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成4年度)

第1-4表 職務別男女の配置状況

職 務	計	該当する職務あり	いずれの職場にも男女とも配置	女子のみ配置の職場がある	男子のみ配置の職場がある	該当する職場なし	回答なし
人事・総務・経理	100.0	96.8 (100.0)	(90.5)	(7.7)	(2.0)	2.8	0.4
企画・調査・広報	100.0	33.7 (100.0)	(81.5)	(1.8)	(16.7)	65.8	0.5
研究・開発	100.0	32.2 (100.0)	(64.9)	(1.5)	(33.6)	67.4	0.4
情報処理	100.0	40.0 (100.0)	(84.4)	(6.3)	(9.3)	59.5	0.5
営業	100.0	77.2 (100.0)	(57.1)	(0.6)	(42.4)	22.6	0.3
販売・サービス	100.0	44.5 (100.0)	(73.9)	(6.0)	(21.4)	55.0	0.6
生産	100.0	62.7 (100.0)	(73.2)	(3.6)	(24.7)	36.8	0.5

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成4年度)

なっている。

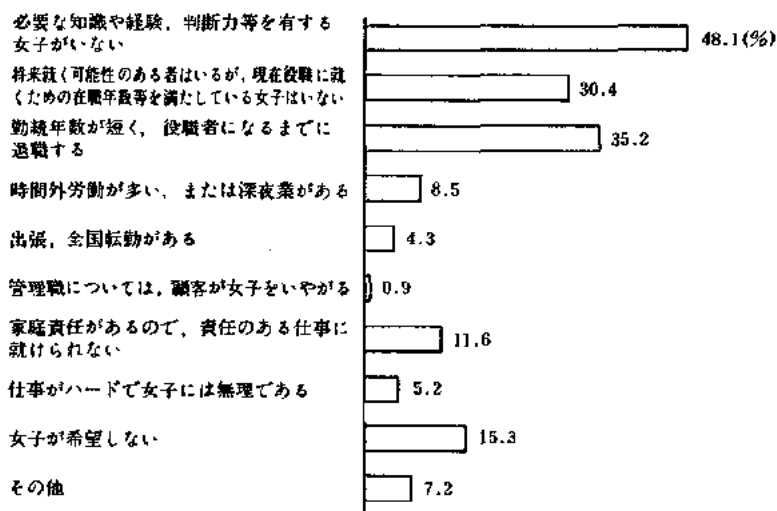
過去3年間に於いて、昭和61年の改正労働基準法の施行により女子の就業制限が解除された業務以外の仕事で、従来男子のみであった仕事について、女子を配置した企業の割合は18.0%である。その内容をみると「営業職」が35.4%、「指揮命令者」が25.2%、「トラック、タクシー等の運転手」が18.8%となっている。

ニ 昇 進

係長以上の女子の管理職を有する企業の割合は54.7%であり、役職別にみると、部長相当職の女子を有する企業は7.2%、課長相当職の女子を有する企業は19.1%、係長相当職の女子を有する企業は38.2%である。

女子管理職が少ない（1割未満）又は全くいない役職区分が一つでもある企業について、その理由をみると、「必要な知識や経験、判断力等を有する女

第1-8図 女子管理職がいない又は少ない理由（M. A.）



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成4年度）

子がない」をあげる企業が48.1%と最も多く、次いで「勤続年数が短く、役職者になるまでに退職する」(35.2%)、「将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女子はいない」(30.4%)の順となっている(第1-8図)。

ホ 教育訓練

新入社員研修、管理職(予定者を含む)研修及び業務の遂行に必要な能力を付与する研修を過去1年間に実施している企業について、その実施状況を見ると、「いずれの教育訓練も男女とも対象として実施」した企業が各々86.0%、63.5%、76.9%と多くなっている。しかし、管理職研修については、「男子のみ対象の教育訓練あり」とする企業が35.4%ある(第1-5表)。

なお、男子のみ対象として教育訓練を行った企業についてその理由をみると、新入社員研修、管理職研修、業務の遂行に必要な能力を付与する研修のいずれについても、「対象となる女子がない又は女子の希望者がいない」をあげる企業が5～8割を占め多くなっているが、新入社員研修、業務の遂行に必要な能力を付与する研修については、「工場実習がある」、「研修内容に重い物を持ったり、高いところに登る訓練がある」も1～2割みられる。

第1-5表 過去1年間の教育訓練実施状況

(%)

教育訓練の種類	計	該当する教育訓練あり	いずれの教育訓練も男女とも対象として実施	男女別に実施	女子のみ対象の教育訓練あり	男子のみ対象の教育訓練あり	該当する教育訓練なし	回答なし
新入社員研修	100.0	58.3 (100.0)	(86.0) < 100.0	(6.2) < 7.2	(7.0)	(8.9)	41.5	0.2
管理職(予定者を含む)研修	100.0	35.3 (100.0)	(63.5) < 100.0	(2.4) < 3.8	(1.5)	(35.4)	64.0	0.6
業務の遂行に必要な能力を付与する研修	100.0	53.9 (100.0)	(75.9) < 100.0	(5.7) < 6.7	(5.6)	(18.7)	45.6	0.5

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成4年度)

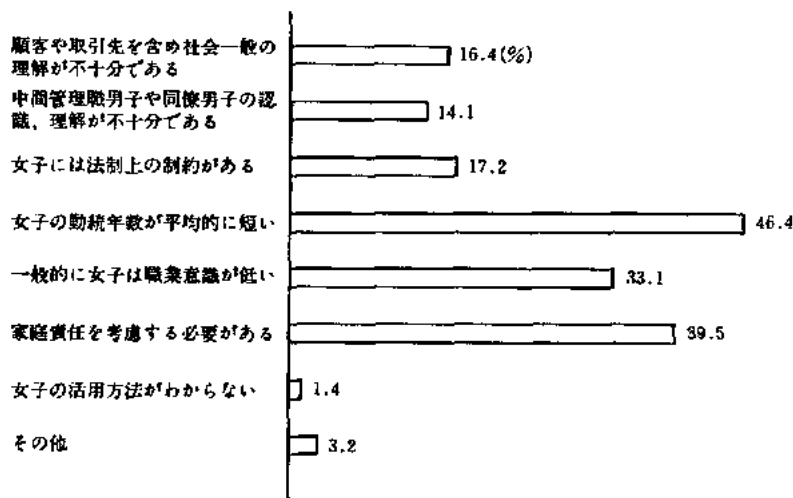
へ 改正労働基準法の施行による雇用管理上の変化

昭和61年の改正労働基準法の施行により女子の時間外労働や深夜業に関する規制が緩和されたことに伴い雇用管理上どのような変化があったかをみると、「仕事と家庭生活との両立について考慮することが必要となった」(19.8%)、及び「時間外労働が緩和されたので女子の就業分野が拡大した」(17.2%)とする企業が多い。

ト 女子労働者の活用に当たっての問題点について

女子の活用に当たっての問題点についてみると、「女子の勤続年数が平均的に短い」をあげる企業が46.4%と最も多く、次いで「家庭責任を考慮する必要がある」(39.5%)、「一般的に女子は職業意識が低い」(33.1%)の順となっている(第1-9図)。

第1-9図 女子の活用に当たっての問題点について (M. A.)



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成4年度)

(5) 生活時間

イ 女子労働者の生活時間

総務庁統計局「社会生活基本調査」(平成3年10月)により女子雇用者(会社などの役員を除く。)の生活時間を、女子無業者のうちの家事従事者及び男子雇用者との対比でみることにする(付表59)。

まず、1日の生活行動を1次活動(睡眠、食事などの生理的に必要な活動)、2次活動(仕事や家事などの義務的性格の強い活動)、3次活動(休養や趣味などの自由時間における活動)に分けて、平日の生活時間をみると、女子雇用者の1次活動時間は9時間56分で、睡眠、食事時間の差等により家事従事者より36分短く、2次活動時間は10時間10分で家事従事者より3時間26分長くなっている。女子雇用者の仕事時間は6時間36分で家事時間は1時間58分と家事従事者に比べて3時間短く、育児9分、買い物23分となっている。なお、家事従事者は家事、育児、買い物に女子雇用者の仕事時間に相当する時間をあてている。

一方、3次活動時間は、3時間55分で、家事従事者と比べると3時間短く、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌(以下テレビ等という。)、休養・くつろぎ、趣味・娯楽、交際・付き合い等の差が大きくなっている。

なお、男子雇用者は睡眠時間がやや多いものの身の回りの用事が短いため1次活動時間は9時間46分と女子雇用者との差は10分にすぎない。2次活動は仕事時間が8時間27分と長いものの、家事(5分)、育児(2分)、買い物(5分)にわずかの時間しかあてていないため、9時間58分と女子雇用者よりも12分短くなっている。このため3次活動は女子雇用者よりも20分程度長くなっている。

61年と比較すると、女子雇用者の仕事時間は減少し、3次活動時間が増加した。なお、睡眠時間はやや減少した。

次に日曜日についてみると、女子雇用者は平日よりも1時間多くの睡眠(8時間7分)をとり、家事(2時間41分)、育児(13分)、買い物(49分)に時間をかけ、3時間多くなった自由時間をテレビ等あるいは休養・くつろ

ぎなど全体的に平日よりも時間をさいているが、なかでも交際・付き合い（58分）、趣味・娯楽（50分）に行動の重点がおかれている。家事従事者も日曜日には30分多くの睡眠時間を取り、家事、育児時間が1時間短くなり、自由時間がやや多くなっているが、女子雇用者のように大きな変化はみられない。

なお、男子雇用者の日曜日は1次活動時間は女子雇用者と同じだが、睡眠時間は長く、家事（20分）、育児（10分）、買い物（27分）に、平日に比べると長く時間をとっているものの、女子に比べると特に家事について格段の差があり、3次活動時間は9時間18分と長くなっている。その過ごし方をみると、女子に比べテレビ等で1時間、趣味・娯楽で40分長く、大きな差がでている。

女子雇用者の生活時間を週間就業時間別にみると、平日の2次活動時間は15～34時間就業者層が9時間38分、35～42時間就業者層が10時間15分、43～48時間就業者層が10時間29分、49～59時間就業者層が10時間43分となっている。就業時間数が短い層ほど2次活動時間数は短いものの、家事、育児、買い物の時間が長いいためその差は1時間となっている（付表60）。

日曜日についてみると、仕事時間が短縮されているものの、家事時間を中心に買い物その他平日より長くなっているため、2次活動時間は6時間程度となっている。なかでも15～34時間就業者層の家事時間は3時間31分と長く、このためこの層の2次活動時間が最も長くなっている。3次活動時間は6時間44分から7時間14分となっており、35～42時間就業者層が最も長い。

□ 共働き夫婦の生活時間

共働き夫婦（夫婦とも有業で、夫が65歳未満、妻が60歳未満）の生活時間をみると、平日の妻の1次活動時間は9時間48分（夫9時間59分）で、このうち睡眠時間は7時間4分（夫7時間35分）と夫との間に約30分の差が出ている。また、2次活動時間は妻の方が仕事時間が2時間半程度短いにもかかわらず、家事、育児、買い物を妻が負担しているために10時間24分（夫9時間39分）と夫より45分長くなっている。このため、妻の3次活動時間は3時

間49分（夫4時間21分）と夫との間に約30分の差が出ている（付表61）。

次に日曜日についてみると、夫の3次活動時間が8時間51分（妻6時間4分）と平日の2倍となり、テレビ等、休養・くつろぎに多くの時間をとっているほか、趣味・娯楽等の積極的余暇活動にも1時間程度の差が出ている。一方、妻の方は夫と同様に平日より多くの睡眠時間（7時間47分）をとり、テレビ等、休養・くつろぎ、その他の積極的余暇活動にも平日よりも時間をかけているものの、2次活動時間が7時間11分（夫4時間7分）と家事、育児、買い物に多くの時間をとられている。

なお、夫婦ともに雇用者の場合も、ほぼ同じ傾向が見られる。

また、夫の生活時間は妻が有業か無業かによる差はほとんどない。

（6）労働組合

労働省「労働組合基礎調査」によると、平成4年6月末現在の単位労働組合の女子労働組合員数は352万1,579人で、前年に比べ6万6,000人（1.9%）増加した。男子は8万2,000人（0.9%）増加であったため、組合員総数に占める女子の割合は28.2%と前年より0.2%ポイント上昇した（付表62）。

女子組合員の産業別の割合をみると、サービス業が24.2%と最も多く、次いで製造業23.0%、金融・保険業19.1%、卸売・小売業、飲食店12.0%となっており、この割合は近年大きな変化はみられない。また、組合員総数に占める女子の割合を産業別にみると、金融・保険業（57.6%）、サービス業（44.6%）、卸売・小売業、飲食店（37.8%）で高くなっている（付表63）。

女子の推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は17.6%で、前年を0.1%ポイント下回った。男子は前年同率で28.5%であった（付表62）。女子雇用者は組織率の低い中小企業や第3次産業に多く雇用されていること、女子雇用者の約3割を占めるパートタイム労働者の組織率が低いこと等により、女子の組織率は男子より低くなっていると考えられる。

5 家内労働の動向

(1) 家内労働者の就業状況

イ 家内労働者数

労働省「家内労働概況調査」によると、平成4年10月現在の家内労働者数（家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、主として労働の対価を得るために、原材料等の提供を受けて物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者である。）は77万8,300人で前年に比べ6万9,900人（8.2％）の減少となっている。このうち女子は72万9,200人、男子は4万9,100人である。類型別にみると、家庭の主婦や高齢者等が家計の補助等のために従事する「内職的家内労働者」が72万7,200人（家内労働者総数に占める割合93.4％）、世帯主が本業として従事する「専業的家内労働者」が4万3,400人（同5.6％）、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が7,700人（同1.0％）となっており、女子の内職的家内労働者が大多数を占めている（付表64）。

家内労働者数の把握を始めた昭和45年からの推移をみると、45年から48年まではほぼ横ばいで180万人台であったが、その後減少に転じ、平成2年からは45年当時の半数以下となっている。

家内労働者の減少について、委託者側の要因としては、産業構造の変化、開発途上国での生産の切り替え、品質管理の徹底、工場内生産への切り替え等家内労働に対する需要の減少が考えられる。家内労働者特に女子家内労働者側の要因としては、家事負担の軽減及び経済的理由等からパートタイム労働など雇用者としての就業志向が高まっていることがあげられる。

ロ 業種別状況

「家内労働概況調査」により女子家内労働者の従事する業種をみると、最も多いのは「衣服・その他の繊維製品」が25万1,700人（女子家内労働者総数に占める割合34.5％）、「電気機械器具」が14万8,900人（同20.4％）、「その他（雑貨等）」が9万9,800人（同13.7％）、「繊維工業」が8万7,200人（同12.0％）

となっており、これら4業種で女子全体の8割を占めている（付表65）。

ハ 家内労働者の年齢、経験年数

「家内労働実態調査」（平成4年）により、家内労働者の年齢をみると、女子は40～50歳未満層が35.8%と最も多く、次いで50～60歳未満層が23.6%、30～40歳未満層が19.6%となっている。男子は50～60歳未満層が35.3%、60～70歳未満層が29.6%、70歳以上層が15.9%となっており、女子は男子に比べ比較的若い層の割合が高い。このため、女子の平均年齢は48.4歳、男子は58.4歳と女子の方が10歳若くなっている。

家内労働者の家内労働に従事してきた経験年数は、女子は「10年以上」が40.8%、「3～6年未満」が21.0%となっており、男子は「10年以上」が69.8%と約7割を占めている。平均経験年数は女子は9.2年、男子は19.9年である。

(2) 家内労働者の労働条件

イ 就業日数、就業時間

家内労働者の9月中の就業日数は、女子は「20～25日未満」が42.9%、次いで「25日以上」が22.4%、「15～20日未満」が19.5%となっている。男子は「25日以上」が41.7%、「20～25日未満」が38.4%と20日以上が8割占めている。1人平均就業日数は女子は19.7日、男子は22.0日となっている。

家内労働者の1日の平均就業時間は、女子は「4～6時間未満」が35.1%と最も多く、次いで「6～8時間未満」が28.9%となっており、8時間未満の者が約8割を占めている。男子は「8～10時間未満」が27.3%、「10～12時間未満」が21.9%、「12時間以上」が18.3%となっており、8時間以上の者が7割近くを占めている。平均就業時間は、女子は5.7時間、男子は8.8時間となっている。

就業日数及び就業時間ともに男子の方が長くなっているが、これは男子は女子に比べ専業的家内労働者の割合が高いことによると考えられる。

ロ 工 賃

4年9月における家内労働者1人1時間当たりの工賃額（必要経費及び補助者の工賃は除く。）は、女子では「200～400円未満」が最も多く35.9%、次いで「400～600円未満」が28.3%となっている。男子は「400～600円未満」18.2%、「600～800円未満」13.2%、「200～400円未満」及び「800～1,000円未満」がともに12.9%となっている。男子は200円から1,000円を中心に分布しているが、女子は200～600円に6割と比較的低い階級に集中している。このため、1人1時間当たりの平均工賃額は女子は457円、男子は935円で、女子は男子の約5割となっている。

Ⅱ パートタイム労働者の福祉の増進を目指して

はじめに

近年、サービス経済化の進展等によりパートタイム労働に対する需要が高まったこと及び就業意識の変化等によりパートタイム労働者として就業したと考える者が女子を中心に増加したことにより、パートタイム労働者は著しく増加した。また、勤続年数が伸び、さらに基幹的、恒常的な労働力として就業する者も増えてきており、パートタイム労働は我が国の経済社会において重要な役割を果たしている。さらに、これからの中長期的な人手不足の傾向等を考えると、女子や高齢者が働きやすい就業形態であるパートタイム労働はますます重要になるものと考えられる。しかしながら、パートタイム労働者の就業をめぐるのは、多様な就業意識や就業実態を踏まえた適切な雇用管理が行われていない等種々の問題点も指摘されており、また、パートタイム労働者も職業生活上の不安を抱えているところである。このような中で、パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図り、その能力を有効に発揮することができるようにすることが重要な課題となってきた。

このような課題に対処するため、パートタイム労働者の特性に沿った雇用管理の改善等のための指導援助を行うとともに、パートタイム労働者等のかかえる諸問題が解消されるための相談援助を行う体制を整備することを内容とした「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（略称「パートタイム労働法」）」が、平成5年6月11日に制定されたところである。

ここでは、今後も長期的傾向として増加し、一層重要な就業形態になると考えられるパートタイム労働について、その就業実態、就業意識、雇用管理の状況及び生活実態等について概観することによって、女子パートタイム労働者の能力の有効発揮、福祉の増進のための課題を探ることとする。

1 パートタイム労働の動向

(1) パートタイム労働者の実態

イ パートタイム労働者の増加

(パートタイム労働者の定義)

パートタイム労働法においては、その対象となる「短時間労働者」は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い労働者」と定義されているが、これまでに、直接この定義に該当する者の数について調査したものはない。

したがって、それぞれの調査の目的等により一様ではないが、主な各種統計調査におけるパートタイム労働者の定義による労働者の数をみると、次のとおりである。

- ① 総務庁「労働力調査」では、非農林業の「週間就業時間（調査期間中実際に仕事に従事した時間）が35時間未満の雇用者」を短時間雇用者としており、従来からしばしばこれをパートタイム労働者に代わる指標として使ってきたが、その数は、平成4年には868万人（男子が276万人、女子が592万人）となっている。
- ② 総務庁「労働力調査特別調査」では、役員を除く雇用者について勤め先における呼称により、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「嘱託・その他」に区分しており、これによると平成5年2月には、「パート」は565万人（うち男子が37万人、女子が528万人）、「アルバイト」は236万人（うち男子が117万人、女子が119万人）、「嘱託・その他」が185万人（うち男子が116万人、女子が69万人）となっている。
- ③ 労働省「毎月勤労統計調査」では、「常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する労働者」をパートタイム労働者としており、その数は平成4年には事業所規模5人以上の事業所で538万人となっている。
- ④ 平成2年10月の労働省「パートタイム労働者総合実態調査」では、「正社

員以外の雇用者のうち、出稼・季節労働者を除き、パート、アルバイト、準社員、嘱託など名称の如何に係わらず、所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者」をAパート（以下「所定労働時間が短い非正社員」という。）として、調査しており、その数は事業所規模5人以上の事業所で463万人（うち、男子が91万人、女子が373万人）となっている。また、「正社員以外の雇用者のうち、出稼・季節労働者を除き、パート、アルバイト、準社員、嘱託など名称の如何に係わらず、一般の正社員と所定労働時間がほぼ同じ労働者」をBパートとして調査しており、その数は事業所規模5人以上の事業所で120万人（うち、男子が49万人、女子が71万人）となっている。

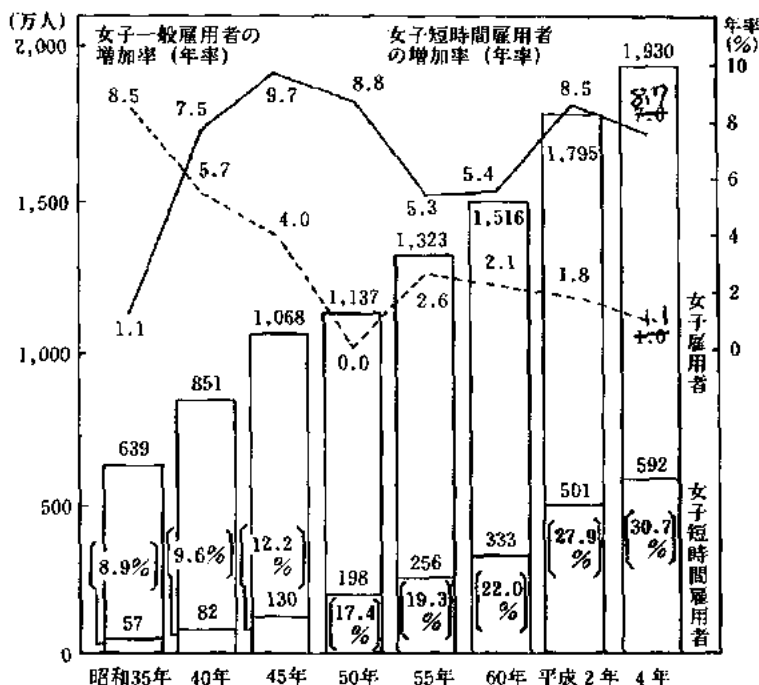
- ⑤ 総務庁「就業構造基本調査」は、ふだんの状態によって就業の状態を把握するものである。この調査では、民間の役員を除く雇用者について、職場における呼称により、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「嘱託など」、「派遣社員」、「その他」に区分しており、これによると、平成4年10月には、「パート」は597万人（うち男子が33万人、女子が564万人）、「アルバイト」は251万人（うち男子が128万人、女子が123万人）、「嘱託など」は88万人（うち男子が58万人、女子が30万人）、「派遣社員」は16万人（うち男子が5万人、女子が11万人）、「その他」は101万人（うち男子が62万人、女子が38万人）となっている。

（パートタイム労働者の増加）

パートタイム労働者の数は、石油危機、円高不況及び最近の不況の時期においては伸びが若干鈍化しているものの昭和30年代以降現在まで一貫して増加傾向が続いている。総務庁統計局「労働力調査」で、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者（以下、「短時間雇用者」という。）をみると、平成4年には868万人となった。そのうち女子は592万人（短時間雇用者総数の68.2%）で、前年に比べ42万人増加（前年比7.6%増）した（付表66）。

女子短時間雇用者の増加は、特に40年代において著しいが、その増加率の推移を見ると、40～45年の5年間には年率9.7%、45～50年には年率8.8%と

第2-1図 女子短時間雇用者数及び増加率の推移（非農林業）



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1 「雇用者」とは、雇われている者（常雇、臨時雇及び日雇）及び会社、団体の役員を言う。ただし、休業者は除く。
 2 「短時間雇用者」とは、週間就業時間が35時間未満の者をいう。
 3 「一般雇用者」とは、週間就業時間が35時間以上の者をいう。
 4 [] 内は、雇用者に占める短時間雇用者の割合である。
 5 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

高い水準になっている。その後においても、50～55年には年率5.3%，55～60年には5.4%で推移している。

昭和57年から平成4年までの10年間の動きをみると、この間に女子短時間雇用者は308万人増加（対10年前比108.5%増）した。この間の増加率は年率

7.6%であったが、特に平成元年（前年比11.9%増）、平成2年（同16.0%増）の増加率が高い。その後は引き続き高い水準ではあるものの増加率は徐々に低下した。女子短時間雇用者の最近10年間の増加率は、女子一般雇用者の年率3.4%の増加率（対10年前比39.2%増）を大幅に上回っており、そのため女子雇用者全体に占める短時間雇用者の割合は、平成4年には30.7%となり、昭和57年の20.5%に比べ10.2%ポイントの上昇となっている。

ロ パートタイム労働者の属性

以上見てきたように、パートタイム労働者は、量的に著しく増加してきたが、質的な変化も大きく遂げており、多様化が進んでいる。

現在、パートタイム労働者は、従来多数を占めていた家計補助を目的とした主婦の他、高い職業意識を持ち仕事を継続しつつ家族的責任との両立を図ることを目的とした主婦、体力に見合った就労、なだらかな職業生活からの引退を目的とする高年齢者、あるいは自らの趣味を生かせる生活領域を確保しつつも専門的な仕事も手がけキャリアを形成しようとする者等多様な動機を持つ者へと変化してきている。

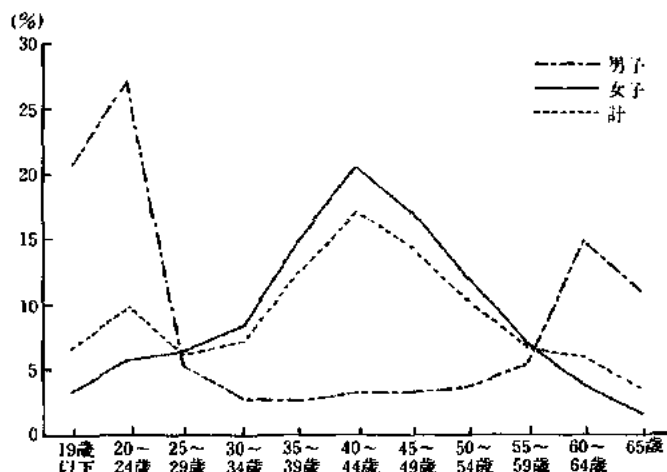
労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）によると、パートタイム労働者のうち主婦（有配偶女子パートタイム労働者）、55歳以上の高年齢者、学生アルバイトの占める割合は、それぞれ約65%、約16%、約12%となっている。

（男女、年齢別）

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成4年の短時間雇用者は男子は276万人、女子は592万人であるが、短時間雇用者総数に占める女子の割合は68.2%となっている。この女子比率は、10年前から7割前後で推移している。

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、男女別に所定労働時間が短い非正社員の年齢階級別構成を見ると、女子は40～44歳層（20.4%）をピークとする一山型となっているが、男子は20～24歳層（27.1%）と60～64歳層（14.8%）をピークとする二山型となっている。そして、女子は、35～49歳層で全体の過半数を占めているが、男子は30歳未満層で全体の

第2-2図 年齢階級別所定労働時間の短い非正社員の割合



資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）

過半数を占め、若年層で多くなっている（第2-2図）。

（女子の配偶関係、子供の有無）

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、女子の所定労働時間が短い非正社員の配偶関係を見ると、80.6%が配偶者有となっている。また、子供の有無をみると、子供有が54.9%を占め、その平均子供数は1.8人である。子供の状況別にみると、就学中の子供のみ有が45.2%と最も多く、就学前の子供のみ有は5.2%、両方有は4.5%となっている。

（勤続年数）

従来、パートタイム労働者は、補助的で臨時的な労働力であり移動が激しい者とみられていたが、最近では、基幹的、恒常的な労働力として就業する者が増えてきたことに伴い、パートタイム労働者の勤続年数は大きく伸びている。

労働省「賃金構造基本統計調査」により、女子パートタイム労働者（1日

の所定労働時間又は1週の所定労働日数が調査事業所の一般労働者より少ない常用労働者をいう。以下、同調査において同じ。）の平均勤続年数を、企業規模10人以上についてみると、昭和51年の2.9年が、平成4年には4.8年と大きく伸びている。これを産業別にみると、各産業ともほぼ一貫して長期化傾向にあるが、ここ数年特に製造業（5.6年）での伸びが大きくなっている（付表69）。

なお、女子一般労働者の勤続年数と比較してみると、平成4年には2.6年の差となっており、5年前の昭和62年の差2.9年よりわずかながら縮小している。依然として差はあるもののパートタイム労働者の勤続年数が着実に伸びていることがうかがえる（付表21）。

また、労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）によると、女子の所定労働時間が短い非正社員のうち現在の事業所に10年以上勤続している者は12.5%であり、8人に1人は10年以上の長期勤続となっている（付表73）。

（産業別、企業規模別分布及びパートタイム労働者比率）

総務庁統計局「労働力調査」により、平成4年の女子短時間雇用者数の構成比を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が205万人で最も多く34.6%を占め、次いでサービス業が172万人で29.1%、製造業が126万人で21.6%となっており、これら3産業に85.0%が雇用されている（付表67）。

また、最近10年間の推移を見ると、卸売・小売業、飲食店とサービス業の占める割合がやや上昇する一方、製造業では短時間雇用者数は増加しているものの全産業に占める割合が低下しており、短時間雇用者が特に第三次産業において増加している様子がうかがえる。

産業別に、女子雇用者総数に占める短時間雇用者の割合（女子のパートタイム労働者比率）をみると、卸売・小売業、飲食店で38.7%と最も高く、次いで運輸・通信業31.0%、建設業30.0%、サービス業28.4%、金融・保険業、不動産業27.3%と続き、製造業その他の産業でも24～26%の割合となっている。そして、どの産業でもパートタイム労働者比率は、年々上昇する傾

向にある。

平成4年の女子短時間雇用者数の構成比を企業規模別にみると、1～29人規模が261万人で最も多く女子短時間雇用者の44.1%を占め、次いで500人以上規模が118万で19.9%となっている。1～29人規模の構成比は最も高いものの低下傾向にあり、逆にその他の規模では上昇傾向にある（付表68）。

企業規模別にパートタイム労働者比率を見ると、1～29人規模で37.0%と最も高く、次いで500人以上規模で29.2%と高くなっているが、その他の規模でも25%を超えている。また、どの規模でもパートタイム労働者比率は上昇傾向にある。

（職業別分布及びパートタイム労働者比率）

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、女子の所定労働時間が短い非正社員の就業分野を職種別にみると、従来、パートタイム労働にはなじみにくいと考えられていた専門・技術的職種に従事している者が5.0%みられるほか、販売・営業（27.3%）、サービス（19.1%）等において多くなっている。事務は14.3%、技能工・生産工は23.2%となっている。

職業別にパートタイム労働者比率をみると、運搬・労務（61.6%）、販売・営業（53.9%）、サービス（49.2%）で高くなっているが、専門・技術でも13.3%となっている。当該職種の重要な就業形態となっているものとみられる（第2-1表）。

第2-1表 女子の所定労働時間が短い非正社員の職種別割合
(%)

職 種	構 成 比	パートタイム労働者比率
計	100.0	34.2
事務	14.3	19.7
専門・技術	5.0	13.3
販売・営業	27.3	53.9
サービス	19.1	49.2
技能工・生産工	23.2	33.2
運搬・労務	7.3	61.6
その他	3.8	34.3

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）

ハ パートタイム労働者増加の背景

パートタイム労働者がこのように増加したのは、パートタイム労働が労働力の需要側、供給側双方のニーズにあった就業形態であることによるものと考えられ、今後とも増加傾向は続くものとみられる。

(需要側の要因)

需要側のニーズは、時代とともに変化しており、昭和40年前後の労働力需給の逼迫した高度経済成長期には、パートタイム労働者を採用する理由として「若年労働力が得られないため」をあげる事業所が31.4%と最も多かった。

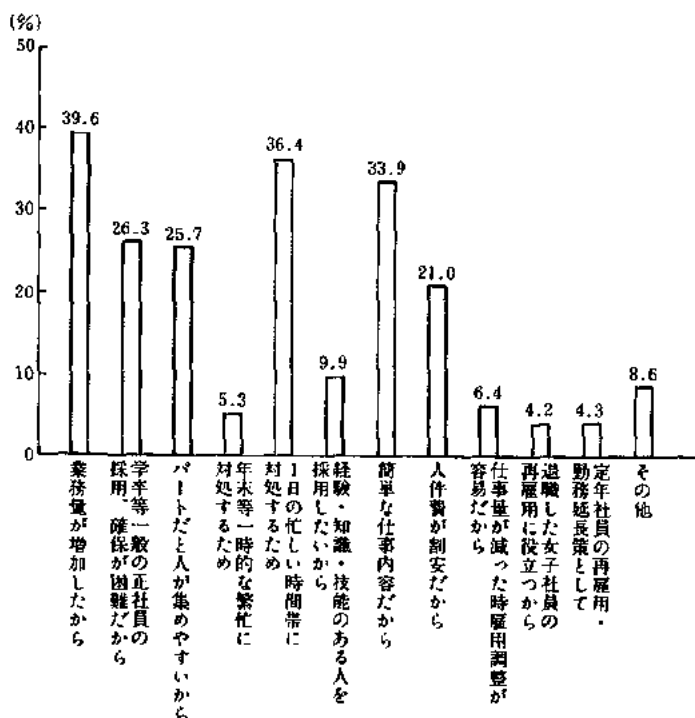
(労働省「女子パートタイム雇用調査」(昭和40年))

昭和50年代には、採用理由が常用パートタイム労働者と臨時・日雇パートタイム労働者では異なっているが、常用パートタイム労働者については「仕事の内容がパートタイム労働者等で間に合うため」とする企業が63.1%と突出している。他方、臨時・日雇パートタイム労働者については、「季節的繁忙のため」とする企業が55.1%と最も多く、次いで「仕事の内容がパートタイム労働者等でも間に合うため」とする企業が37.5%を占めている。(労働省「雇用管理調査」(58年))

最近では、事業所のパートタイム労働者の雇用理由(M.A)は、「業務が増加したから」とする事業所が39.6%、「1日の忙しい時間帯に対処するため」とする事業所が36.4%、「簡単な仕事内容だから」とする事業所が33.9%と多く、次いで「学卒等一般の正社員の採用・確保が困難だから」とする事業所は26.3%、「パートタイム労働者だと人が集めやすいから」とする事業所は25.7%となっている。一方、「人件費が割安だから」とする事業所がそれらに次ぎ21.0%となっている。以上のようにパートタイム労働者の雇用理由として、業務面の必要性や人手の確保のためとする事業所の割合が高くなっており、人件費の割安さを理由として雇用している事業所は、相対的に少ないという実態になっている。(労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)) (第2-3図)。

このような需要側のニーズの背景としては、我が国経済社会の変化がある。

第2-3図 所定労働時間が短い非正社員の雇用理由別事業所割合



資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）

日本経済が高度成長期に入り金属機械、弱電等の第二次産業における労働力不足が若年層から次第に中年層に及び始めた昭和30年代後半から40年代にかけては、技術革新の進展により作業の単純化、規格化が進み、単純作業で間に合う労働分野が拡大したため、不熟練労働者に対する需要が高まった。

昭和50年代に入ると、サービス経済化、情報化の進展に伴って第三次産業の分野でのパートタイム労働の需要が製造業における需要の伸びを上回るようになった。サービス産業は労働集約的で時間帯や曜日等により繁閑の差が

大きい。また、顧客のニーズに応えるため営業時間が長時間化し、労働時間短縮の動きとあいまって、営業時間と労働時間との乖離が大きくなる傾向がある。このため、通常の労働に短時間労働を組み合わせたというニーズが大きく、我が国産業構造に占める第三次産業のウエイトが高まるとともにパートタイム労働への需要がさらに増大した。60年代に入ると、特にその傾向が著しくなった。

なお、最近では、専門的・技術的あるいは管理的労働の分野における平常時の労働力を確保するためのニーズも拡大しつつある。その前提として労働時間の短縮、柔軟な働き方の普及が大きな要因の一つとなっている。

（供給側の要因）

パートタイム労働者は、かつては家計補助が就業動機となっている家庭の主婦層を中心とする女子が多数を占めていたが、最近では、専門職志向の主婦、高年齢者、学生アルバイト等も増えつつあり、多様化が進んでいる。

そして、いずれのタイプにおいても、フルタイム労働よりもパートタイム労働を選好するという傾向がみられる。

パートタイム労働者の多数を占める女子については、ライフサイクルの変化に伴い、女子の就業のあり方として、結婚や出産で一時家庭に入っても、子育ての終了した後、再び就業するのが望ましいと考える層が増え、その就業形態は職業と家族的責任の両立を容易にするパートタイム労働を希望するというような就業意識の変化が大きな要因となっている。

高年齢者においては、就業ニーズの多様化に伴い、体力に見合った就業、なだらかな引退、年金と雇用の調整、生きがい労働といった観点からパートタイム労働を希望する者の割合が高まっており、高年齢者の増加とあいまって、パートタイム労働へのニーズは増大している。

若年者においては、就業意識の多様化が進み、いわゆるフリーター等私生活と職業生活との調和ある生き方を望む者が生じている一方、学生アルバイト等も余暇時間を利用するため、あるいは自分の都合の良い時間に働きたいために、パートタイム労働を希望する者の割合が高くなっている。

(2) パートタイム労働者の労働条件

イ 労働時間

(労働時間、労働日数)

労働省「賃金構造基本統計調査」により、平成4年の女子パートタイム労働者（1日の所定労働時間又は1週間の労働日数が事業所における一般労働者より少ない常用労働者をいう。）の1日当たり所定内実労働時間数及び月間実労働日数をみると、それぞれ5.8時間、20.9日となっている。また、その推移をみると、労働時間短縮対策の推進により一般労働者の労働時間が減少傾向にあることもあって、近年減少傾向にある（付表70）。

産業別にみると、あまり大きな差はみられないが、製造業では他の産業に比べ労働時間が長くなっている。金融・保険業では、月間実労働日数が17.7日と、他の産業に比べかなり少なくなっている。また、企業規模別にみると、規模の大きくなるほど、1日当たり所定内実労働時間、月間実労働日数ともに短くなっている。

4年の女子パートタイム労働者の所定内実労働時間を、時間階級別の労働者分布でみると、5.5～6.5時間未満が25.2%と最も多く、6.5時間未満が64.7%を占めている。これを産業別にみると、製造業では、5.5～6.5時間未満が32.9%と最も多いが、6.5時間未満は54.8%で、6.5時間以上が45.0%と、他の産業に比べ長時間の方に多く分布している。卸売・小売業、飲食店では、4.5～5.5時間未満が25.1%と最も多く、6.5時間未満が70.9%を占め、他の産業に比べ短時間の方に多く分布している。金融・保険業では、5.5～6.5時間未満が32.3%と、3人に1人がこの時間数で働いている。ただ、4.5～5.5時間未満（25.9%）及び6.5～7.5時間未満（24.5%）でも多く、4.5～7.5時間未満に8割以上（82.7%）が集中している。サービス業では、3.5～7.5時間未満に幅広く分布している（第2-2表）。

第2-2表 女子パートタイム労働者の産業、1日当たり所定内
実労働時間数の階級別労働者分布（企業規模計）

(%)

産 業	計	2.5 時間 未満	2.5 ～ 3.5 時間	3.5 ～ 4.5 時間	4.5 ～ 5.5 時間	5.5 ～ 6.5 時間	6.5 ～ 7.5 時間	7.5 ～ 8.5 時間	8.5 ～ 9.0 時間 未満
計	100.0	2.1	4.5	13.1	19.8	25.2	20.6	13.8	0.9
製 造 業	100.0	0.5	2.3	5.7	13.7	32.9	27.5	17.0	0.5
卸売・小売業、飲食店	100.0	1.8	4.6	18.4	25.1	21.0	16.4	11.5	1.2
金 融 ・ 保 険 業	100.0	0.5	1.4	5.4	25.9	32.3	24.5	9.9	0.2
サ ー ビ ス 業	100.0	5.7	8.5	15.8	19.4	19.1	17.3	13.0	1.2

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成4年6月）

注）計は上掲の産業のほか、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業及び不動産業を含む。

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）によると、所定労働時間が短い非正社員の1週当たりの所定労働時間は、平均27.4時間で、男子は24.2時間、女子は28.2時間となっている。また、1週間当たりの出勤日数は、平均5.1日で、男子は4.8日、女子は5.1日となっている。

（始業・終業時間）

パートタイム労働者の勤務時間帯は、需要側のニーズや供給側の就業理由の多様化に伴い始業時間、終業時間が幅広く分布している。

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、始業時間、終業時間階級別に所定労働時間が短い非正社員の分布を見ると、始業時間は9:00～10:00が45.6%と最も多く、次いで8:00～9:00が21.3%と多くなっている。終業時間は16:00～17:00が30.0%と最も多く、次いで17:00～18:00が22.7%と多くなっている（付表74）。

これを女子パートタイム労働者が多く分布している産業についてみると、始業時間は、製造業では8:00～10:00が90.3%と多く、10:00以降は8.1%にすぎないが、卸売・小売業、飲食店では8:00～10:00が52.0%であり、10:00

以降も43.6%と高い割合になっている。また、サービス業では8:00～10:00が68.4%、10:00以降が26.8%となっている。

終業時間は、製造業では16:00～18:00が70.7%と多く、18:00以降は3.3%、15:00以前は11.0%にすぎないが、卸売・小売業、飲食店は16:00～18:00が42.4%、18:00以降は20.4%、15:00以前は23.7%、サービス業は同じく51.6%、11.6%、23.4%となっている。始業時間、終業時間とも、製造業に比べ卸売・小売業、飲食店、サービス業において幅広く分布している。

(年次有給休暇等の状況)

労働基準法の定めるところにより、1週間の所定労働時間が35時間未満のパートタイム労働者であって所定労働日数が週4日または年間216日以下の者が1年間（平成6年4月1日以降は6か月）継続勤務し全労働日の8割以上出勤した場合には、週又は1年間の所定労働日数に応じて1日から6日までの年次有給休暇を比例付与し、勤続年数に応じて逐次増加（上限13日）することになっている。なお、所定労働日数が週5日以上又は年間217日以上パートタイム労働者には、通常の労働者と同じ日数の年次有給休暇を付与することとなっている。

しかし、実際には、条件を満たしているにもかかわらずパートタイム労働者に対して年次有給休暇が付与されていない状況もみられる。

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、女子の所定労働時間が短い非正社員の年次有給休暇の有無についてみると、過去1年間に所定労働日の8割以上働いた者のうち「年次有給休暇がある」とする者は54.4%で、平均付与日数は10.9日となっている（付表75）。

(時間管理・勤務時間選択方法、残業の有無)

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、所定労働時間が短い非正社員の勤務日、勤務時間を事業所がどのように決めているかをみると、「予め一律の勤務形態を決めている」事業所は、勤務日については45.5%、勤務時間については39.3%となっている。「労働者と個別に相談して、個々の勤務形態を弾力的に決めている」事業所は、勤務日については

46.1%，勤務時間については49.6%となっている。「予め用意した複数の勤務形態の中から割り当てる」事業所は、勤務日については4.5%，勤務時間については5.2%となっている。「予め用意した複数の勤務形態の中から労働者を選ばせている」事業所は、勤務日については3.9%，勤務時間については5.8%となっている。

女子パートタイム労働者には職業と家族的責任の両立等のために、パートタイム労働を選ぶ者が多く、労働時間が短いことや勤務時間帯が家庭生活等に支障を来さないものであることが就業をする上で非常に重要な要素となっているにもかかわらず、残業がある者が2割を超えている。

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、所定労働時間が短い非正社員の平成2年9月の残業時間の有無をみると、9月に就業していた者のうち「残業があった」とする者は20.4%，「残業がなかった」とする者は79.6%となっている。「残業があった」とする者は、男子が18.7%，女子が20.8%で、1か月当たりの平均残業時間は男子が11.2時間、女子が8.0時間となっている。「残業がなかった」とする者は男子が81.3%，女子79.2%となっている。

ロ 賃 金

（賃金形態）

パートタイム労働者の賃金は、その労働時間が一般に短いことから、時間給によって支払われている場合が多い。

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、所定労働時間が短い非正社員の賃金形態をみると、時間給で賃金が支払われている者は84.4%を占め最も多いが、そのほか日給7.2%，月給6.2%，歩合給1.4%の順となっている（付表76）。

（賃金額）

労働省「賃金構造基本統計調査」によると、平成4年6月の女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額は809円で、前年に比べ39円増加した。これを年齢階級別にみると、25～29歳層が895円で最も高く、35～39歳層

が788円で最も低い。20～29歳層が他の年齢層に比べ突出して高くなっている（付表71）。

4年の女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額を産業別にみると、金融・保険業で942円と最も高くなっている。製造業750円を100とすると、金融・保険業125.6、サービス業119.2、卸売・小売業、飲食店108.1となっている。また、企業規模別にみると、1000人以上規模860円、100～999人規模815円、10～99人規模777円と、規模が大きいほど高くなっている。

女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額（809円）を、一般女子労働者（一般的な所定労働時間が適用されている労働者）のそれ（月間所定内給与額を月間所定内実労働時間で除して算出）と比較すると、4年には一般女子労働者を100とすると、71.8である。

また、4年のパートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額は9万8,800円で、前年に比べ6,400円増加（前年比6.9%増）した。これを、産業別にみると、製造業13万円、卸売・小売業、飲食店7万8,700円、金融・保険業12万5,100円、サービス業8万1,100円となっている（付表72）。

（賃金決定時の考慮事項）

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）によると、女子の所定労働時間が短い非正社員の初任給決定時の考慮事項として、「地域の同じ職種のパートタイム労働者の賃金相場」をあげる事業所が70.6%と最も多い。次いで「地域・産業別最低賃金」が17.5%、「同じ職種の正社員の賃金」が11.6%、「正社員の初任給」が4.3%、「その他」が14.9%となっている。

（諸手当の状況、退職金制度）

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、所定労働時間が短い非正社員の処遇の状況をみると、「通勤手当」を支給している事業所の割合が83.7%と高くなっており、「精勤手当」は19.6%の事業所が支給している。役職手当、家族手当、住宅手当などについては、女子パートタイム労働者に支給している事業所の割合は低い（第2-3表）。

第2-3表 所定労働時間が短い非正社員の処遇方法別事業所の割合
(M. A.)

(%)

計		100.0
手 当 の 支 給	通 勤 手 当	63.7
	精 勤 手 当	19.6
	役 職 手 当	3.6
	家 族 手 当	2.4
	住 宅 手 当	1.5
	そ の 他	13.8
定 期 昇 給		40.4
ベ ー ス ア ッ プ		35.1
賞 与		60.5
昇 進 ・ 昇 格		5.6
配 置 転 換		9.3

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

定期昇給がある事業所の割合は、40.4%、ベースアップのある事業所の割合は35.1%となっている。賞与のある事業所の割合は、60.5%とやや高くなっている。

パートタイム労働者に対する退職金制度の適用状況をみると、「退職金制度がある」とする事業所は12.2%である。退職金の支給要件は、退職金制度がある事業所のうちほとんどが「勤続年数による」としている。過去1年間の支給実績をみると、パートタイム労働者を雇用している事業所で実際に支給を行ったのは3.6%で、平均支給人数は3.1人、平均退職金額は19.6万円、平均勤続年数は6.7年であった(第2-4表)。

第2-4表 産業別パートタイム労働者の退職金制度の有無及び過去1年間の支給実績状況別事業所の割合

(%)

計	退職金制度がある					過去1年間に退職金を支払わなかった	退職金制度がない
		過去1年間に退職金を支払った	平均退職金支給人数 (人)	一人平均の退職金金額 (万円)	1人平均の勤続期間 (年)		
100.0	12.2	3.6	3.1	19.6	6.7	8.5	87.8

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

注) 「パートタイム労働者」とは、事業所がいわゆるパートタイム労働者の取扱いを行っている者をいう。

2 パートタイム労働者の意識と生活

(1) 就業に関する意識

イ 就業理由、パートタイム労働選択の理由

女子パートタイム労働者が著しく増えてきた背景としては、供給側の要因として、ライフサイクルの変化に伴い女子の就業に関する意識が変化し、子育てが終了したらパートタイム労働者として働きたいと考える者が増加したことがあげられる。

総理府「勤労意識に関する世論調査」(平成4年)によると、女性の就業のあり方として、就業し、結婚や出産などで、一時家庭に入るが、再び就業する再就職型を望ましいとする女性は67%(昭和62年は、52%)にまで増加し、就業し、結婚や出産などを契機として家庭に入るという家庭回帰型が望ましいとする女性は12%(同22%)へと減少した。(なお、()内の昭和62年は「女性に関する世論調査」)

(就業理由)

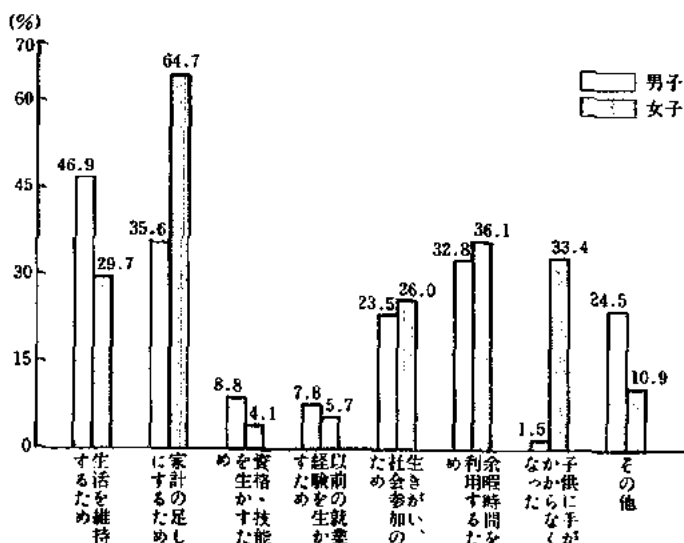
労働省「雇用動向調査」(平成4年)により、パートタイム労働者として入職した女子の就業の動機をみると、「家計の補助」をあげる者が43.7%で最

も多く、次いで「生活水準の向上」15.6%、「主な生活収入」14.9%、「余暇の活用」14.2%、「その他の理由」11.6%となっている。これは、女子一般労働者の就業の動機として「主な生活収入」をあげる者が51.5%と最も多く、次いで「家計の補助」が18.7%となっているのと対照的である（付表31）。

なお、10年前（昭和57年）には、「家計の補助」をあげる者が59.5%と約6割を占めていた。

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、女子の所定労働時間が短い非正社員の就業理由をみても、「家計の足しにするため」とする者が64.7%と最も高くなっているが、同時に、「余暇時間を利用するため」（36.1%）、「子供に手がからなくなった」（33.4%）、「生きがい、社会参加のため」（26.0%）とする者も3割前後に達している（第2-4図）。

第2-4図 就業理由別所定労働時間が短い非正社員の割合



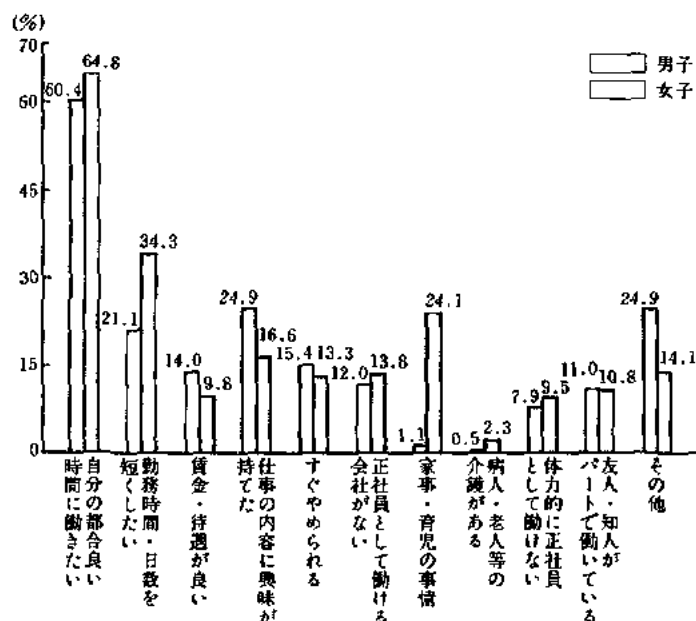
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）

(パートタイム労働選択の理由)

一般に、女子パートタイム労働者の多くが家庭の主婦であることから、家計の補助等経済的動機のほか、家事・育児等の家族的責任からくる制約で、自ら希望してパートタイム労働に従事しており、仕事の選択に当たってもむしろ時間的余裕の方を重視する傾向にあるといえる。

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)により、女子の所定労働時間が短い非正社員がフルタイム労働でなくパートタイム労働を選択している理由についてみると、時間的余裕を重視する傾向が明確になっており、「自分の都合の良い時間に働きたい」とする者は64.8%、「勤務時間、日数を短くしたい」とする者は34.3%、「家事、育児の事情」とする者は24.1%となっている(第2-5図)。

第2-5図 パートタイム労働選択理由別所定労働時間が短い非正社員の割合



資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

日本労働研究機構「女子パートタイム労働者等実態調査」(平成元年)により、パートタイム労働者を選んだ理由をみると、「家から近いから」をあげる者が45.5%と最も多く、次いで「勤務時間、勤務日を自分の都合に合わせられるから」(27.7%)、「短時間の仕事だから」(16.8%)、「家事・育児・介護など家庭の事情で通常の勤務時間で働けないから」(13.4%)といった時間選好型が多くなっている。また、「自分に向いている仕事だから」とする者も23.0%いる。

なお、高年齢者にも就業形態として短時間勤務を希望する者が増えている。労働省「高年齢者就業実態調査」(昭和63年)によると、在職の女子高年齢者では、短時間勤務の者(48.7%)と普通勤務の者(51.0%)とはほぼ半々であるが、就業希望者については就業形態として短時間勤務を希望する者(32.2%)が普通勤務を希望する者(6.0%)よりも多くなっている。

また、(財)日本職業協会「アルバイトの就労等に関する調査」(平成2年)により、若年者がフリーアルバイトをしている理由(M. A.)についてみると、「仕事以外にしたいことがあるから」とする者が男子54.3%、女子51.0%、「定職だと会社に拘束されることが多くなるから」とする者が男子46.6%、女子53.3%、「アルバイトの方が働く時間が自由に決められるから」とする者が男子43.4%、女子54.6%、「自分に合う仕事を見つけないから」とする者が男子51.1%、女子35.3%と多くなっている。

ロ 就職経路

総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成4年2月)により、平成3年3月以降に現職についた者のうちパートタイム労働者等非正規職員が現職についた方法についてみると、男女ともに「友人、知人の紹介」とする者が最も多く4割前後となっている。次いで、「求人広告、求人情報誌」とする者が多くなっているが、これについては、女子(37.4%)の方が、男子(28.9%)に比べやや高くなっている(付表77)。

ハ 仕事に関する満足度等

大多数のパートタイム労働者にとってパートタイム労働は、自主的な選択

によるものではあるが、パートタイム労働者の就業に関して種々の問題点が指摘されていることと合わせて、その職業生活に様々な不満や不安があることが明らかになっている。

賃金が安い、退職金制度が欲しい、昇進機会が少ない、能力が生かせない、パートタイム労働者の意見や希望を聞く機会が欲しい、健康診断を受ける機会が欲しい、能力開発機会が欲しい、仕事と家事・育児とを両立させたい等の様々な不満や不安がパートタイム労働者の意識として指摘されているところである。

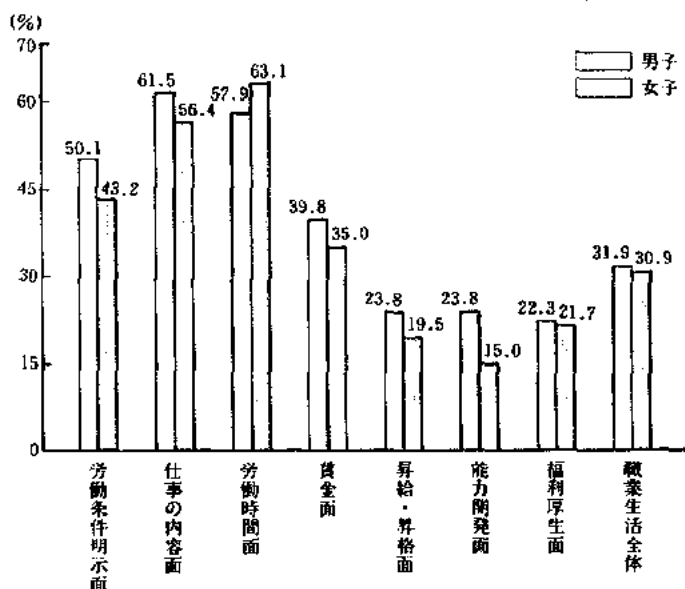
（仕事に関する満足度）

労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」（昭和62年）によると、女子パートタイム労働者のうち「職業生活全体」に対して「満足」な者は9.4%、「やや満足」な者は21.5%、「どちらとも言えない」者は52.1%、「やや不満」な者は10.0%、「不満」な者は5.0%となっており、はっきりとした不満を抱えている者はそれほど多くない。しかし、各種労働条件等に対する満足度（「満足」または「やや満足」とする者の割合の合計）をみると、「労働時間面」（63.1%）、「仕事の内容面」（56.4%）では満足度が比較的高い一方、「福利厚生面」（21.7%）、「昇給・昇格面」（19.5%）、「能力開発面」（15.0%）では満足度が低くなっている（第2-6図）。一方、不満とする者（「不満」又は「やや不満」の合計）の割合を見ると、「賃金面」（36.7%）、「昇給・昇格面」（36.1%）で高く、「労働時間面」（11.5%）、「仕事の内容面」（12.2%）で低くなっている。

勤労働問題リサーチセンター「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」（平成2年）によると、中途採用者のうちパートタイム労働者については「賃金が安い」という不満を持つ者が49.0%と最も多く、次いで「雇用が不安定」とする者が20.8%いる。

東京都「パートタイム労働者の就労実態と労使の意識に関する調査」（平成3年）によると、「勤務時間・日数」については、「特に不満はない」とする者が75.1%と多いが、「待遇、地位」については、「特に不満はない」とす

第2-6図 パートタイム労働者の各種労働条件に対する満足度
 (「満足」又は「やや満足」とする労働者割合合計)



資料出所：労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(昭和62年)

注) 設問は「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」の5区分である。

る者が47.6%で、満足、不満足が半々となっている。「給与」については、「満足」している者は28.4%で、いろいろな理由で不満足な者が6割を超えている。

(職業能力向上意欲)

労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(昭和62年)によると、女子パートタイム労働者のうち「職業能力を高めたいと思っている」者は35.3%いる。「職業能力を高めたいと思っている」者が、職業能力を高めるために活用している方法(M.A.)としては、「会社での訓練」(41.5%)や「社内資格制度」(11.3%)をあげる者もいるが、「自己啓発(自主的学習)」(47.9%)をあげる者が最も多く半数を占めている。

（雇用不安度）

パートタイム労働者の雇用変動は一般労働者に比べ大きく、そのため雇用不安を感じるパートタイム労働者、特に女子パートタイム労働者が多くなっている。

労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」（昭和62年）により、パートタイム労働者が今の就業形態で今後勤めていく上での雇用不安度についてみると、女子は「よく感じる」（14.5%）、「時々感じる」（35.5%）とする者が合わせてちょうど半数に達しているが、男子では29.6%と3分の1以下となっている。なお、「めったに感じない」及び「全く感じない」とする者は、女子では49.5%、男子では69.7%となっている。

ニ 今後の就業に関する意識

（今後の仕事の継続意志）

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、所定労働時間が短い非正社員の今後の仕事の継続意志をみると、男女とも「働き続けたい」とする者の割合（男子48.2%、女子58.9%）が高いが、女子の方が男子より10ポイント以上高くなっている。

（今の就業形態の継続意志）

労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」（昭和62年）により、女子パートタイム労働者の今の就業形態の継続意志をみると、パートタイム労働を自ら選択したこともあって、「今の就業形態を続けたい」とする者が83.2%と多く、「今の就業形態を変えたい」とする者は11.0%と少ない。「今の就業形態を変えたい」者のうち「他の会社で他の就業形態に変えたい」とする者の方が、「今の会社で他の就業形態に変えたい」とする者よりも多い。また、いずれの場合でも、「正社員」に変えたいとする者が多い。

（正社員への転換に関する意識）

日本労働研究機構「女子パートタイム労働者等実態調査」（平成元年）により、女子非正社員の正社員への転換希望をみると、「正社員になりたい」（26.8%）及び「今のままの勤務形態（短時間、勤務日数が少ない）で正社

員になれるならなりたい」(24.6%)とする者が合わせて51.4%、「勤務時間、勤務日数に関係なく正社員にはなりたくない」とする者が48.5%とほぼ半々となっている。

(今後希望する仕事)

東京都「パートタイム労働者の就労実態と労使の意識に関する調査」(平成3年)により、パートタイム労働者が今後やりたい仕事についてみると、「やりがい・興味のもてる仕事をしたい」とする者が60.2%と最も多い。次いで「体力的に楽な仕事」(15.2%)、「単純・補助的な仕事」(11.8%)といった負担の軽い仕事を希望する者の順に多くなっているが、「責任のある主要な仕事をしたい」とする者も4.0%いる。

ホ 就業調整

パートタイム労働者の中には、本人の収入が一定額を超えると税金や社会保険料を納付することとなること、配偶者に対する企業からの配偶者手当が打ち切られる場合があること等により、収入が一定額を超えないように就業調整を行う者が見られる。

この就業調整は、パートタイム労働者自身の収入を低位にとどめる原因の一つとなっているだけでなく、職場が繁忙期であっても休むことによって他の労働者に業務がしわ寄せされ、企業内においてパートタイム労働者全体が当てにできない労働者とみられるという結果を招いているのみならず、社会的にもパートタイム労働を補助的労働として認識させる原因の一つともなっている。

(就業調整の状況)

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)によると、なかでも女子の所定労働時間が短い非正社員にはその傾向が強く、もともと「年収が100万円を超えることはない」者が27.3%いるが、年収が100万円を超えるような場合には「就業調整を行う」者が30.4%いる。「年収が100万円を超えても関係なく働く」者は23.0%である(第2-5表)。

なお、労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)によると、

第2-5表 就業調整の状況別所定労働時間が短い非正社員の割合 (%)

区 分	計	男 子	女 子
計	100.0	100.0	100.0
就業調整を行う	26.4	9.9	30.4
最初から年収が100万円にならないように 計画的に働く	15.2	5.9	17.5
年収が100万円を超えそうになったら休み を取るなどして、調整する	11.2	4.0	12.9
年収が100万円を超えることはない	26.1	21.0	27.3
年収が100万円を超えても関係なく働く	24.2	29.1	23.0
特に考えていない(わからないなど)	23.3	40.0	19.3

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

平成元年に働いた女子の所定労働時間が短い非正社員の平均年収は95万9,000円であった。年収の階級分布を見ると、100万円未満が全体の62.9%を占め、100万円以上の者は27.2%となっている(付表78)。

(就業調整の理由)

税制については、配偶者特別控除制度の創設(昭和62年1月)及び改正(昭和64年1月)により、それまで生じていた、本人の収入が一定額を超えると世帯全体の手取りが減少するという税制上の手取りの逆転現象は解消されている。

医療保険及び年金保険の適用については、パートタイム労働者の就業状況、所得などに応じて適用される制度が異なり、そのパートタイム労働者に対する給付と負担も異なっている。配偶者が被用者の場合、その配偶者により生計を維持されている者は被扶養者(基礎年金では「第3号被保険者」として、個別の保険料納付を要せず、被用者保険制度全体の費用負担の下に給付が行われている。ところが、被扶養者に一定額以上の所得がある場合、被扶養者から除外され、独自に制度に加入することとされているため、新たに保険料納付の負担が生じることにより、被扶養者の所得が増えたにもかかわらず、結果的にその手取り収入が減少するという逆転現象が生じている。

配偶者手当制度については、賃金制度としてこれを設けている企業が多

く、最近の調査ではこの制度を設けている企業は全体の8割で、その過半数は配偶者の所得によって一定の額で支給制限を行っている。配偶者が勤務する企業がこのような賃金制度を有している場合、収入がその額を超えると夫婦の収入を合算した世帯の手取り収入の減少が生じることとなり、この不利益がパートタイム労働者の就業調整の原因の一つともなっている。

これらの税制、社会保障や配偶者手当制度は、妻は家庭内にとどまり、夫に扶養されるのが通常であった社会の状況を背景として生まれた制度であると考えられているが、最近では、女性の就労機会の拡大が進むなど、制度を取り巻く社会が変化してきていると考えられる。

なお、パートタイム労働者の収入が一定額を超える場合の就業調整については、仮にその一定額を引き上げても結局は新しい額での就業調整が行われるだけで、就業調整問題の根本的解決とはならないことに留意しなければならない。

(2) 生活時間

女子パートタイム労働者は、家族的責任との両立や社会活動を重視したライフスタイルのためにパートタイム労働を選択していることもあって、1日の生活時間の中では、フルタイム労働者と比較して「仕事」の時間は短い、社会活動の時間がかなり長いものとなっている。

また、通勤時間も、家族的責任と両立させるために、家から近い職場を選択しているため、かなり短いものとなっている。

イ 生活時間

総務庁統計局「社会生活基本調査」(平成3年)により、週間就業時間15～34時間の女子短時間雇用者と35時間以上の女子雇用者の生活時間を比較してみると、睡眠など生理的に必要な生活時間である1次活動の時間は、どちらも平日、土曜日、日曜日ともあまり違いはない(付表60)。

仕事や家事などの義務的・性格の強い2次活動の時間のうち「仕事」についてみると、平日は女子短時間雇用者は4時間半であるが、35時間以上のグ

グループは7～8時間となっている。土曜日でも、女子短時間雇用者が3時間程度であるのに対し、35時間以上のグループは、3時間40分から5時間46分までと長くなっている。また、「家事」の時間についてみると、女子短時間雇用者が3時間17分と長いのに対して、35時間以上のグループのそれは1時間16分～1時間48分となっており、その差は1時間半から2時間となっている。「育児」、「買い物」の時間についてもそれぞれわずかな時間ながら女子短時間雇用者の方が35時間以上グループよりも長くなっている。

テレビ・ラジオ、休養・くつろぎ、趣味・娯楽といった3次活動の平日の生活時間は、短時間雇用者のそれは約4時間半であるが、他のグループはそれより40分から1時間程度短いものとなっている。なお、3次活動の土曜日・日曜日の時間については、短時間雇用者とその他のグループとの間にあまり大きな差はない。

ロ 通勤時間

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)により、所定労働時間が短い非正社員の自宅から事業所までの片道の通勤時間をみると、「10～19分」とする者が36.2%と最も多く、次いで「10分未満」(20.4%)、「20～29分」(16.4%)となっており、30分未満とする者が7割を占めている。男女別にみると、30分未満の者は、男子は66.6%であるが、女子は74.6%と4分の3を占めている(付表79)。

3 パートタイム労働者に対する雇用管理等

(1) 処遇及び労働条件

イ 募集・定着対策

最近、正社員はもちろんのことパートタイム労働者に至るまで「量から質への転換の時代」と認識する企業が増えつつある。そのため、パートタイム労働者についてもいい人材を確保し、教育し、きちんと評価することによって基幹的戦力に育て上げ、定着を図ろうとする企業が増えている。

(募集対策)

日本労働研究機構「パートタイム労働実態調査」(平成元年)により、非正社員の有能な人材を確保するために、企業がどのような募集対策をとっているかをみると、「仕事・能力に見合った賃金を払う」とする企業が36.8%と最も多く、次いで「時間給を世間相場より高くしている」(19.9%)、「定期昇給をしている」(12.1%)とする企業が多くなっており、賃金面での対策が中心になっている(第2-6表)。

(定着対策)

人手不足のピーク時には、わずかな時間給の差で簡単に転職する女子パートタイム労働者が多かったが、そのため企業はさまざまな工夫、対策を講じて定着を図った。

日本労働研究機構「パートタイム労働実態調査」(平成元年)により、非正社員の定着を図るため企業がどのような対策をとっているかをみると、「仕事・能力に見合った賃金を払う」(40.1%)、「定期昇給をしている」(22.6%)とする企業が多くなっている。この二つの対策をとる企業が全体の6割を占めている(第2-6表)。

ロ 労働条件の明確化

パートタイム労働者の所定労働時間及び出勤日数の分布は広範囲にわたり、正社員と様相を異にするだけでなく、同一企業のパートタイム労働者の間でも多様である。定期昇給、賞与、退職金制度等の労働条件についても、正社員との間あるいはパートタイム労働者相互間で異なっている場合もみられる。そのため、個々のパートタイム労働者に対し、どのような労働条件が適用されるのかははっきりするよう何らかの形で書面により労働条件を明示することが必要である。しかしながら、雇入れ時に雇入通知書や就業規則等を交付している企業は少なく、パートタイム労働者にどのような労働条件や制度が適用されるかをめぐって労使の間で問題を生じる原因ともなっている。

(労働条件の明示)

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)により、採用時ににおける労働条件の明示の状況を所定労働時間が短い非正社員についてみると、

第2-6表 産業別非正社員の募集対策、定着対策

区 分	募 集 対 策				定 着 対 策			
	計	製造業	卸売・小売業 飲食店	サービス業	計	製造業	卸売・小売業 飲食店	サービス業
計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
小 計	(92.2) 100.0	(99.0) 100.0	(96.4) 100.0	(89.1) 100.0	(92.9) 100.0	(92.5) 100.0	(94.6) 100.0	(90.6) 100.0
仕事、能力に見合った賃金を払う	38.8	26.7	44.9	38.8	40.1	32.4	46.7	43.1
時間給を世間相場より高くしている	19.9	22.2	15.0	24.6	8.2	7.2	3.8	8.6
定期昇給をしている	12.1	15.7	12.1	5.3	22.6	25.2	22.9	17.2
ベースアップをする	6.3	6.5	4.7	8.8	5.1	7.2	3.8	3.4
時間外の割増し賃金を出している	2.9	3.7	2.8	1.8	4.0	6.3	1.9	3.4
特定日、特定時間の時間給を高くする	6.6	3.7	9.3	7.0	3.6	0.9	5.7	5.2
通勤手当を全額支給する	6.3	6.5	6.5	5.3	1.5	0.9	1.9	1.7
賞与、一時金を支給する	3.7	6.5	0.9	3.5	3.3	4.5	1.0	5.2
退職金を支給する	—	—	—	—	0.4	0.9	—	—
有給休暇を多くする	0.7	1.9	—	—	3.3	3.6	2.9	3.4
勤務日、勤務時間帯、勤務時間数を選択	1.1	2.8	—	—	0.7	0.9	1.0	—
勤務時間の変更を認める	0.4	—	—	1.8	0.4	0.9	—	—
仕事の意味をよく理解させる	0.4	—	0.9	—	2.6	1.6	3.8	1.7
能力アップの機会を多くする	—	—	—	—	0.4	0.9	—	—
仕事の標準化、マニュアル化をすすめる	—	—	—	—	0.7	1.8	—	—
福利厚生施設を利用させる	—	—	—	—	0.4	—	1.0	—
通勤バスを運行する	0.7	0.9	—	1.8	—	—	—	—
雇用保険の適用を図る	1.1	0.9	—	3.5	1.5	2.7	—	1.7
健康保険に加入させる	0.4	—	0.9	—	—	—	—	—
職場内の環境を整備する	0.4	—	0.9	—	0.7	—	1.0	1.7
コミュニケーションをはかる	—	—	—	—	0.7	0.9	1.0	—
仕事の悩みや相談によく対応する	0.4	—	0.9	—	0.7	—	1.9	—
レクリエーションなどの行事を行う	—	—	—	—	0.4	0.9	—	—
正社員への登用	—	—	—	—	0.7	—	—	3.4
不 明	(7.8)	(10.0)	(3.6)	(10.9)	(7.1)	(7.5)	(6.4)	(9.4)

資料出所：日本労働研究機構「パートタイム労働者実態調査」（平成元年）

明示している事業所は98.1%であるが、そのうち「主に口答で説明している」事業所が多く66.5%を占め、「主に雇入通知書等書面を交付している」事業所は15.8%、「主に就業規則を交付し労働契約書を締結している」事業所は13.9%であり、何らかの形で書面により労働条件を明示している事業所の割合は29.7%にすぎない。産業別に書面の交付状況をみると、電気・ガス・熱供給・水道業（56.7%）及び金融・保険業（82.7%）でかなり普及しているが、女子パートタイム労働者の多い業種であるにもかかわらず、製造業（25.1%）、卸売・小売業、飲食店（30.1%）、サービス業（26.4%）では、書面により労働条件を明示している企業は3割程度にとどまっている（付表80）。

また、労働条件の内容別に書面での明示状況をみると、仕事の内容、残業・休日労働の有無、年次有給休暇、賃金支払時に控除する費目、昇給・賞与・退職金の有無について明示している事業所は特に少なく、3割未満である（付表81）。

（就業規則の整備）

パートタイム労働者を含め常時10人以上の労働者を使用する使用者は、労働基準法の定めるところにより、パートタイム労働者に適用される就業規則を作成しなければならないが、労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）によると、所定労働時間が短い非正社員については「パート用の就業規則はない」とする事業所が38.8%と約4割に達している。パートタイム労働者専用の就業規則の適用（実施事業所20.5%）、正社員の就業規則にパートの特別規定を追加して適用（実施事業所7.6%）、正社員の就業規則の準用（実施事業所33.1%）などする必要がある（付表82）。

また、就業規則の作成・変更にあたっては、パートタイム労働指針により、パートタイム労働者の意見を聴取することが要請されているが、パートタイム労働者に適用される就業規則を作成している事業所においても、その変更にあたってパートタイム労働者から意見を聴取している事業所は3割と少なく、「聴取していない」とする事業所が70.0%となっている（付表83）。

なお、平成5年6月に成立したパートタイム労働法では、事業主は短時間

労働者に係る事項について就業規則を作成又は変更しようとするときは、当該事業所に雇用される短時間労働者の過半数を代表すると認められる者の意見を聴取するよう努めることとされた。

ハ 雇用契約期間

パートタイム労働者は、一般的に、有期雇用のイメージが強いが、労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、所定労働時間が短い非正社員の雇用契約期間の定め状況についてみると、「特に定められていなかった」とする者が60.8%と多い。「雇用契約期間が定められていた」とする者は31.1%である（付表84）。

また、雇用契約期間が定められていた者のうち「更新規定があった」とする者は70.9%を占め、「更新規定はないが更新するつもりであった」とする者（18.6%）と合わせて雇用契約期間が定められている者の大部分が、契約更新により継続して就労する可能性のある状態にあることがうかがえる。「契約期間満了時までしか働かないつもりであった」とする者は、雇用契約期間が定められていた者の10.4%で1割強にすぎない。

なお、所定労働時間が短い非正社員について雇用契約期間を定めている事業所（30.4%）のうち雇用契約期間満了の予告をパートタイム労働指針で定められた「30日前に行っている」事業所（15.8%）は、半分にすぎない（付表85）。

ニ 教育訓練

女子パートタイム労働者は、再就職するまで、職業生活を長期間中断していた者が多く、そのため、職業能力の減退や欠如、かつて習得した知識、技能の陳腐化などで消極的な自己概念を持つ者が多い。

その一方で、近年、女子の高学歴化を反映して、女子パートタイム労働者の中には、主要な仕事、高度な技術・技能が必要な仕事、責任のある仕事をしたいと希望する者が増え、職業能力の有効発揮のため職業能力の開発及び向上を望む者が増えている。

しかし、一般に、女子パートタイム労働者に対する企業の教育訓練実施率は低く、女子パートタイム労働者を、単純・補助的労働力としてとらえてい

る企業が多いため、教育訓練の実施によりパートタイム労働者の能力を有効に活用しようとする企業は少ないと考えられる。

労働省「民間教育訓練実態調査」（昭和61年）により、職種別OJT、Off-JTの実施状況をみると、パートタイム労働者については、「OJTのみで行っている」とする事業所が73.6%と突出して多く、コストのかかるOff-JTを実施している事業所は、14.3%にすぎない。また、「OJT、Off-JTいずれも行っていない」とする事業所も12.1%と他の職種に比べ最も多い。

また、労働省「パートタイム労働実態調査」（昭和60年）により、パートタイム労働者の教育訓練実施状況をみると、「教育訓練を必要としない仕事である」ため実施していないとする企業の割合が37.3%と最も高い。これを企業規模別にみると、企業規模が小さくなるほど同割合は高くなっている。産業別にみると、製造業（40.7%）、卸売・小売業、飲食店（36.4%）で同割合が高くなっている（付表86）。

一方、教育訓練を「入社時・入社後ともに実施している」企業の割合は21.3%であり、この割合は企業規模が大きくなるほど高くなり、また、産業別にみると、サービス業で最も高く30.4%に達している。「入社時だけ実施している」は14.2%、「入社後だけ実施している」は6.3%、「OJTでやっている」は15.4%となっている。

なお、労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」（昭和62年）により、企業がパートタイム労働者の能力開発に関して今後の課題と考えている事項についてみると、「能力開発重点の変更」をあげる事業所が37.8%と最も多く、次いで「能力開発方法の充実」（29.2%）、「能力開発機会の拡大」（25.4%）となっており、「社内資格制度の適用」をあげる事業所は5.7%である。

ホ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険

労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」（昭和62年）により、女子のパートタイム労働者その他非正規労働者の各種福利厚生制度の適用状況等をみると、就業形態によりばらつきがみられるものの、パートタイム労働者の適用率は他の就業形態に比べおおむね最も低くなっている。なかでも雇用保

険（39.5%）、健康保険（39.4%）、厚生年金保険（38.3%）の適用率が低い。ただ、パートタイム労働者の適用率が低いにもかかわらず、改善要望事項として「雇用保険・健康保険・厚生年金保険への加入」をあげる者の割合が15.4%と低い（付表87）。

平成元年の雇用保険法の改正により、1週間の所定労働時間が22時間以上であり、1年以上引き続き雇用されることが見込まれ、年収が90万円以上あると見込まれるパートタイム労働者は、雇用保険の被保険者となるようになったが、加入条件を満たしていない者が多いためかまだ女子パートタイム労働者の加入率は低いものとなっている。

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）により、女子の所定労働時間が短い非正社員の加入状況についてみると、雇用保険（29.0%）、厚生年金・健康保険（24.8%）ともに加入している者の割合が低く、3割以下となっている（第2-7表）。

第2-7表 雇用保険、厚生年金、健康保険加入状況
別所定労働時間が短い非正社員の割合

(%)

区 分	計	男 子	女 子
雇用保険	100.0	100.0	100.0
加入している	26.6	16.9	29.0
今の会社で	25.6	13.7	28.5
別の会社で	1.0	3.1	0.5
加入していない	73.4	83.1	71.0
厚生年金・健康保険	100.0	100.0	100.0
加入している	23.8	19.5	24.8
今の会社で	22.5	16.0	24.1
別の会社で	1.2	3.5	0.7
加入していない	76.2	80.5	75.2

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）

へ 健康診断

労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(昭和62年)により、社内定期健康診断をパートタイム労働者に対し実施している事業所の割合をみると60.5%となっている(付表87)。また、労働省「パートタイム労働実態調査」によると、採用時に健康診断を実施している事業所は特に少ない(付表88)。

ト 福利厚生制度の適用

企業は正社員に対しさまざまな福利厚生制度を設け、あるいは施設を設置してその福祉の増進を図っている。しかし、パートタイム労働者については、これらの制度の適用や施設の利用について、通常の労働者と差を設けている場合がある。

労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(昭和62年)により、福利厚生制度のパートタイム労働者への適用状況等をみると、財産形成促進制度の適用のある事業所は7.8%、企業年金制度のある事業所は3.3%、企業内福祉施設を利用させている事業所は25.9%となっている(付表87)。

パートタイム労働者に対するその他の福利厚生制度の適用状況等について、全国的な調査ではないが、長野県「福利厚生事業等実態調査」(平成3年)によりみると、正規従業員について実施されている各種福利厚生事業のパートタイム労働者への適用率は、特に在職中の生活保障の分野や、老後生活の安定に関する分野、財産形成に関する分野で低く、相談制度の利用、施設の利用については比較的高くなっているが、それでも正規従業員との間で差がみられる(第2-8表)。

(2) 活用方策

イ 就業分野の拡大

パートタイム労働は、労使双方のニーズに合致した就業形態であり、さらに今後予想される労働力不足も踏まえると、一層重要な就業形態になると考えられるところから、今後は、その活用を積極的に図る必要がある。

そのため、職域の拡大、正社員への登用を始めとするパートタイム労働者

第2-8表 福利厚生事業のパートタイム労働者への適用状況

(%)

在職中の生活補助							健康					
慶弔見舞金	労災保険給付の上乗せ給付	医療費の自己負担金の補助	教育等に係る生活資金融資	私的保険への掛金補助	ホームヘルプ等の経費補助	家賃補助	法定以上の産業者看護婦の配置等	成人病検診・問診の活用補助	健康相談の実施	メンタルヘルス相談の啓発	スポーツ施設の設置	休養施設の設置
70.9	60.7	61.2	42.1	51.5	45.8	23.0	82.4	67.0	83.7	83.6	84.4	92.1

老後生活の安定				余暇				財産形成			その他	
退職一時金	企業年金	個人年金の掛金補助	退職後の生活設計等に係る相談等	社員旅行の実施又は補助	スポーツ文化行事等の実施・補助	保養・季節的余暇施設の設置	各種講座への参加等自己啓発援助	住宅資金融資	勤労者財産形成促進制度加入促進	社内預金制度の実施	食堂の設置	企業内保育施設の設置
25.9	18.0	25.9	65.0	81.3	83.2	77.2	49.7	25.5	48.7	54.7	91.2	81.8

資料出所：長野県「福利厚生事業実態調査」

に対する積極的な評価、取組が望まれるところである。

しかしながら、現状では、パートタイム労働者は、必ずしもその多様な特性に沿った活用がされているとはいえない状況にある。

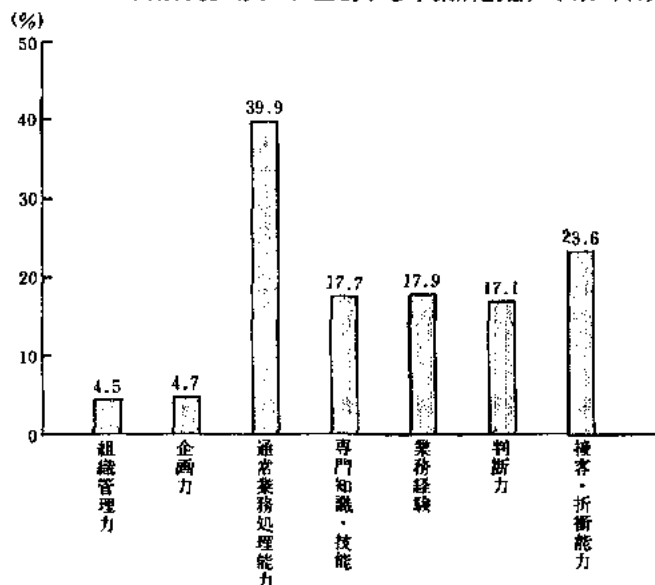
（企業の評価と雇用管理上の問題点）

パートタイム労働者の活用を考えるに当たって、まず、企業はどのようにパートタイム労働者を評価しているか、また、雇用管理上どのような問題点があるかみることにする。

労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」（昭和62年）により、企業のパートタイム労働者に対する評価についてみると、「十分戦力になっている」とする事業所は51.4%となっており、「まずまずの戦力となっている」とする事業所は45.1%となっている。「戦力になっていない」とする事業所は1.6%にすぎない。かなりの企業がパートタイム労働者を戦力として評価している様子がうかがえる。

そして、企業がパートタイム労働者に「大いに期待する」職務能力についてみると、「通常業務処理能力」をあげる事業所が39.9%と最も多く、次いで「接客・折衝能力」をあげる事業所が23.6%と多くなっている（第2-7図）。

第2-7図 職務能力の種類別事業所のパートタイム労働者に対する期待度（大いに重視する事業所割合）（M. A.）

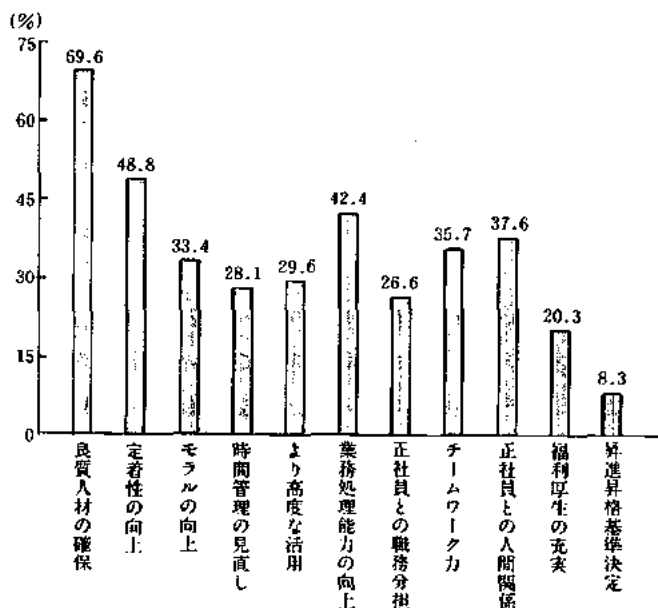


資料出所：労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」（昭和62年）

パートタイム労働者（期間の定めのある）の雇用管理上の問題点について、産業労働調査所「パートタイム労働者の雇用管理に関する実態調査」（平成5年）によりみてみると、「非課税限度額等を考慮して働く」をあげる事業所が48.7%と最も多く、次いで「家事都合等による欠勤が多い」（33.2%）、「家事都合等による遅刻・早退が多い」（27.7%）の順となっているが、「特に問題はない」とする事業所も約3割（29.5%）に達している。なお、「補助的単純・定型的な仕事しか任せられない」（17.6%）、「仕事に対する積極的な姿勢に欠ける」（11.7%）とする事業所の割合は1～2割にすぎない（付表89）。

労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」（昭和62年）により、企業におけるパートタイム労働者の活用上の問題点（M.A.）についてみると、「良質人材の確保」をあげる事業所が69.6%と最も多いが、他の就業形態の者に比べパートタイム労働者が比較的高い割合となっているのは、「定着性の向上」（48.8%）、「業務処理能力の向上」（42.4%）、「チームワーク力」（35.7%）などである（第2-8図）。

第2-8図 パートタイム労働者の活用上の問題点別事業所の割合（M.A.）



資料出所：労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」（昭和62年）

（企業の活用方針）

日本労働研究機構「パートタイム労働実態調査」（平成元年）によると、実態としては、企業はパートタイム労働者の活用について消極的であるとしても、今後、非正社員の活用をどのように考えているかその姿勢を職域の拡大、非正社員の位置付けといった観点からみると、職域の拡大に「積極的に

取り組む」(61.2%)と考えている事業所が、「現状維持」(33.0%),「特に考えていない」(5.1%),「縮小を図る」(0.7%)などよりはるかに多くなっている。

さらに、非正社員を社内でどのように位置付けているかをみると、「あくまでも正社員の補助」とする事業所(37.8%)が4割近いものの、「基幹的労働力として」(34.7%)及び「責任ある地位につける」(13.9%)とする事業所が合わせて半数近くに達している。

労働問題リサーチセンター「女性の再就職の実態と条件整備に関する調査」(平成2年)により、企業における女子パートタイム労働者の活用方法(M.A.)をみると、「教育訓練して積極的に活用する」とする企業が42.5%と最も多く、次いで「女子に向けた仕事で活用を図る」(37.1%),「技能・知識を持つ人を採用して即戦力とする」(35.2%)とする企業が多くなっている。また、「仕事上で男女の区別をしない」とする企業は18.7%である。

ロ 活用方策

労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)により、事業所がパートタイム労働者を活用するために取り入れている各種制度の実施状況を所定労働時間が短い非正社員についてみると、最も実施率の高い「正社員登用制度」でも10.7%の事業所が実施しているにすぎない。「職能資格制度」(3.3%),「役職への登用」(1.7%)などのある事業所の割合は更に低いものとなっている(第2-9表)。

第2-9表 所定労働時間が短い非正社員の能力
活用制度の実施状況別事業所の割合

(%)

計	準社員 制 度	正社員 登用制度	職能資格 制 度	役職への 登 用	その他
100.0	5.3	10.7	3.3	1.7	1.5

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

産業労働調査所「パートタイム労働者の雇用管理に関する実態調査」（平成5年）により、契約更新を重ねたパートタイム労働者を正社員に登用する制度があり、また実績もある事業所について、正社員に登用した理由、背景をみると（M.A.）、「パートタイム労働者本人が希望したから」とする事業所が71.2%と最も多く、次いで「職場の上司から推薦があったから」（63.5%）、「会社が業務上とくに必要としたから」（42.3%）、「他の労働者のモラルアップをねらった」（42.3%）の順となっている。

（活用事例）

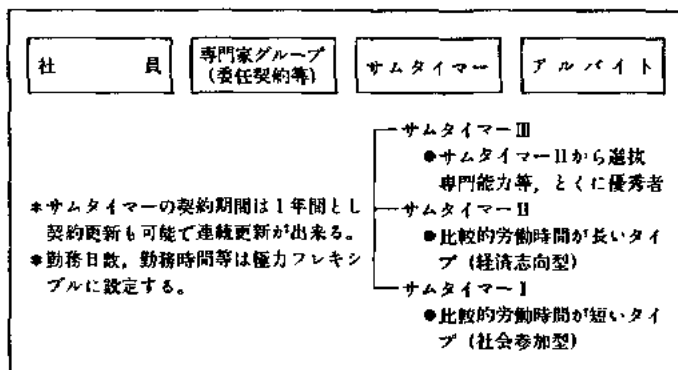
このようにパートタイム労働者に対する積極的な活用が、まだ十分図られていない状況にある中で、量的には少ないもののパートタイム労働者の活用を図るために様々な試みをしている企業も増えつつある。ここでは、そのような試みをしている企業の事例のうち今後パートタイム労働者の能力発揮のあり方を考える上で参考となるような事例をみていくこととする。

（事例Ⅰ——パートタイム労働者の希望に応じた就業時間を設定）

百貨店A社では、昭和63年4月に、パートタイム労働者を対象とした勤務時間、曜日、職種が選択できるサムタイマー制度を導入した。従来の工場型の一律管理的勤務時間制度の下では、優秀な人材を得られないというところから、発想を転換し、パートタイム労働者が希望する時間帯、曜日等に合わせ労働条件を個別に決めるという制度である。

パートタイム労働者を3タイプ（サムタイマーⅠ、Ⅱ、Ⅲ）に分けて、近年増えつつある専門職志向にも対応した。A社におけるサムタイマーの位置付けや就業形態の枠組みは、第2-9図、第2-10表のとおりである。サムタイマーⅠの中には、土・日社員（土曜日・日曜日のみ出勤する者）なども含まれている。その結果、A社の勤務パターンは60種を超えており、複雑な雇用管理を可能とするOA化時代ならではの制度となっている。

第2-9図 サムタイマーの性格



第2-10表 サムタイマーの就業形態の枠組み

区 分	契約期間・ 契約更新	実労働時間 1日当たり	実労働時間 1週当たり	勤 務 日 1週当たり
サムタイマーⅢ	原則として1年 ただし、更新が 可能	原則として 7時間15分未満	28時間超 35時間以内	原則として 5日
サムタイマーⅡ	原則として1年 ただし、更新が 可能	原則として 7時間15分未満	28時間超 35時間以内	4～5日
サムタイマーⅠ	原則として1年 ただし、更新が 可能	原則として 7時間15分未満	12時間超 28時間以内	2～5日

(事例2——正社員への登用制度)

B生協では、能力主義に基づいて有能なパートタイム労働者の積極的な登用を図るため、その具体的な処遇あるいは昇進システムとして、チーフパート制度と正社員への登用制度を取り入れている。

チーフパート制度は一種の資格制度で、一般のパートタイム労働者の中から試験等により選抜して、より質の高い、正規職員に準じた業務につかせ、それに応じた処遇をしようというもので昭和60年に制度化した。制度化の背景にあったのは、学歴が高くなり、有能な人材が増えていく中で、パートタイム労働者の持つ力を効果的に発揮してもらう機会と処遇をいかにして作るかという問題であった。

昭和63年からは、チーフパートをさらに次の3タイプに分けた。

- ①タレントチーフパート——各職種において作業が行えるパートで、模範的なトレーナーといえる。職務内容は、正規職員や他の種類のチーフパートがいない場合の対応や、店舗においてはブロック担当としての組合員援助などである。
- ②リーダーチーフパート——各職種においてモデル作業が行え、かつリーダーの役割を果たすパートで、主任代行といえる。職務内容は、作業グループのタレントチーフパートや一般パートに対して支持・命令をすること、正規職員やマスターチーフパートがいない場合の対応、伝票処理、レジ関係の返金・精算実務、一般パートの作業システムの作成などである。
- ③マスターチーフパート——各職種においてモデル作業が行え、かつ店舗管理業務に従事し、リーダーとしての役割を果たすパートで、店長代行といえる。職務内容は、店内のタレントチーフパートやリーダーチーフパート及び一般パートに対して作業指示・命令を出したり、店舗の管理業務を行うこと、正規職員がいない場合の対応、食品衛生責任者としての役割、現金の締め作業、帳票管理、数量管理などである。

そして、チーフパートのさらなる昇進ルートとして昭和62年より、正規職員への登用制度が導入されたが、パートが正規職員になるための条件としては、次の条件を満たさなければならない。

- ①職種、時間帯、事業所の限定がない
- ②勤続4年以上

- ③チーフパート歴が2年以上
- ④人事考課の評価が「非常に良い」
- ⑤年齢が45歳以下
- ⑥正規職員への登用試験に合格

登用試験は、学卒の採用試験と同程度のレベルで、筆記試験と上長評価からなる。

（事例3——職能資格制度）

スーパーC社は、正社員は土曜日・日曜日を中心に4日間勤務して平日のいずれか3日間を連続で休む週休3日制を導入したが、これを支えるために、パートタイム労働者については平日に勤務して土曜日・日曜日を休むウィークデー準社員制度を導入した（第2-11表）。準社員は契約労働時間の長さにより、A職（8時間）、B職（6時間以上8時間未満）、C職（6時間未満）と3区分されている。

第2-11表 正社員の週休3日制と準社員の平日出勤

区 分	月	火	水	木	金	土	日
正 社 員	出 勤	㊤	㊤	㊤	出 勤	出 勤	出 勤
準 社 員	出 勤	出 勤	出 勤	出 勤	出 勤	㊤	㊤

準社員の活動を支え、活躍に応えるべく導入したのが、役職登用を含む資格等級制度である。資格等級は、熟練度、技術力、服務状態、指導・管理能力等に基づいて6等級が設定されており、資格等級の基準要件及び評価項目は第2-12表、第2-13表のとおりである。C職は3等級まで、B職は5等級まで、A職だけは6等級まで昇格できる。

第2-12表 資格等級の基準要件

等級	新 区 分			呼 称	基 準 要 件
	A職	B職	C職		
6	○	—	—	ウィークデー店長	① 正社員店長不在時には、これに代わる能力を有する。 ② 店舗オペレーションに必要な業務処理能力、指導力、計画力を有し、かつ店全体に亘って指導、監督する事ができる。 ③ 職務遂行にあたり、目標達成能力と強い責任感を有する。 ④ 日々発生する突発性事項に対して応急手当てできるだけの資質を有する。
5	○	○	—	ウィークデー副店長 ウィークデーマネージャー	① 相当な知識、技術、管理能力を有し正社員マネージャー不在時にはこれに代わる能力を有する。 ② 独自の判断を必要とする非定型的業務について処理が出来る。 ③ 担当職務について改善ができ、かつ創意工夫をもって自ら進んで取組み、目標達成能力と責任感を有する。 ④ パート店長不在時は一時的にこれに代わる能力を有する。
4	○	○	—	ウィークデーショップマスター	① 相当な知識、技術を有し正社員ショップマスター不在時にはこれに代わる能力を有する。 ② 独自の判断を必要とする非定型的業務について処理が出来る。 ③ 担当職務について改善ができ、かつ創意工夫をもって自ら進んで取組み、目標達成能力と責任感を有する。 ④ 担当部門につき下位等級者を指揮・指導する事が出来る。
3	○	○	○		① 上司より一般的な指示はされるが、独自の判断を必要とする一部非定型的業務を正確かつ迅速に処理できる。 ② 与えられた業務に対して、積極的に取組み、かつ創意工夫が出来る。 ③ 一定の技術をもって、下位等級者を指揮・指導する事が出来る。
2	○	○	○		① 一定の手順に従い定形的業務を正確かつ迅速に処理出来る。 ② 与えられた業務に対して積極的に取り組み、しかも若干の創意工夫が出来る。 ③ 職場の規律を守り、他との協調性をもって自ら明るい職場作りが出来る。
1	○	○	○		① 補助的、見習いの業務を詳細かつ具体的指示に従い、正確に処理出来る。 ② 職場の規律を守り、他との協調性をもって自ら明るい職場作りが出来る。

第2-13表 資格等級別評価項目

等級	正確度	迅速度	協調性	規律性	積極性	知識 能力	指導力	責任力	目標 達成力	創意 工夫	項目数
6等級				○	○	○	○	○	○	○	7項目
5等級				○	○	○	○	○	○	○	7項目
4等級				○	○	○	○	○	○	○	7項目
3等級	○	○	○	○	○	○					6項目
2等級	○	○	○	○	○	○					6項目
1等級	○		○	○	○						4項目

〈事例4——パート専用の作業ラインを自主管理〉

製造業D社では、パートタイム労働者と一般作業員とは就業時間帯が異なることから、パート専用のラインを編成し、ラインを自主管理させるためパートリーダー制を導入した。パート専用のラインを編成することによって、パートの仕事に対する責任感やパート間の連帯感の向上といった好結果がもたらされた。

ラインの長であるパートリーダーは、勤務態度が良好であることはもちろんであるが、D社が従業員教育の一環として力を入れているQC活動における能力などがチェックポイントとなって、優れた指導性を持っていると現場の長が判断した場合に任命されている。パートリーダー制の経営管理上のメリットとしては、ラインの長が若い一般従業員よりも気心の知れた仲間から選ばれることによって、管理される側もする側も人間関係的にすっきりし、業務が円滑に進む点があげられている。

まとめ

パートタイム労働者は近年著しく増加したが、質的にも、これまでのもっぱら単純労働の分野における労働力不足を補完するものから、サービス経済化の進展、労働時間の短縮に伴う弾力的な労働時間制度の必要性等に伴い基幹的、恒常的な労働力の割合を高めつつ変化してきている。このように、パートタイム労働は、現在では我が国の経済社会を支える重要な労働力であり、今後の中長期的労働力需要の動向を踏まえると更にその重要性は高まるものと考えられる。また、パートタイム労働者の側の意識としても、職業と家族的責任の両立を図りつつやりがいのもてる仕事、技術・技能を生かせる仕事、責任ある主要な仕事をしたいとの希望を持つ者、また知識・経験を生かしつつ体力に見合った仕事をしたいとの希望を持つ高年齢者等が増えてきている。

このようにパートタイム労働は、就業の実態及び意識の両面からみて、補助的労働と同義語とみなされるようなこれまでの評価は改められるべきであるといえよう。

しかしながら、現実には、パートタイム労働者が意欲を持って就業する環境が整備されているとはいえない状況にある。

例えば、家族的責任との両立を図るために労働時間に制約を受ける者が多いにもかかわらず、残業を命ぜられる場合があるとか、パートタイム労働者の意向を考慮せずに勤務日、勤務時間が一律に定められている場合が少なくない。

また、パートタイム労働といえば補助的で、代替容易な就業形態であるという認識の下に、教育訓練の実施率が低い、パートタイム労働であることを理由に福利厚生制度の利用について通常の労働者と差を設けている、退職金制度、賞与、定期昇給、昇進・昇格制度を適用しないという状況があるなどパートタイム労働者の多様な特性に沿った雇用管理が必ずしも行われていない。

労働省としては、このような実態を踏まえ、これまで、①パートタイム労

働者の労働条件の改善、雇用の安定等を図るため、平成元年に定めたパートタイム労働指針の周知徹底を図るとともに、②パートバンク、パートサテライトの設置等による需給調整機能の強化、③パートタイム労働者に対する職業能力の開発等総合的なパートタイム労働対策を積極的に推進してきたところである。

さらに、今後は、パートタイム労働を、労使双方にとって重要な就業形態として位置付け、明確な職業意識に裏打ちされた魅力ある良好な就業形態として確立するとともに、職業生活を送る上で家族的責任等の制約を負っている女性、多様な就業ニーズを有する高年齢者等がその能力を発揮できる体制を整備することによって、パートタイム労働者の福祉の増進を図る必要がある。このような考え方に立って、パートタイム労働市場を適切かつ健全に育成するという観点から、パートタイム労働法が平成5年6月に制定されたところである。

事業主は、この法律及びこれに基づいて定められる指針に沿って、パートタイム労働者の就業についての多様な意識を十分に把握するとともに、企業内の一般の労働者との均衡も考慮して、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善を行い、パートタイム労働者がその能力を十分に発揮できるように努める必要がある。パートタイム労働者の中には、その所定労働時間が当該事業場の通常の労働者とはほとんど同じであり、就業態様も同様であるにもかかわらず、処遇又は労働条件等について通常の労働者と区別して取り扱われている者がいるが、これらの者について、事業主は、通常の労働者としてふさわしい処遇をするよう努めることが望まれる。

また、現在、量的には少ないが、パートタイム労働者の積極的な活用を図るために様々な試みをしている企業も増えつつある。仕事に人を合わせるのではなく人に仕事を合わせるという発想の転換の下に、高学歴化、専門職志向等も踏まえたパートタイム労働者の多様な就業ニーズに対応した雇用管理を進めている企業などの先進的な事例を参考に事業主は改善を進めることも必

要になるであろう。その際、既存の行政機関のサービスやパートタイム労働法に基づいて指定される短時間労働援助センターの各種サービスを利用することも有効であろう。

さらに、パートタイム労働者の中に収入が一定額を超えないよう就業調整を行う者がみられるという問題については、妻は家庭内にとどまり、夫に扶養されるのが通常であったかつての社会状況を背景にして作られている各種社会制度により生じている面があり、女性を社会の基幹的労働力として位置付けるべきであるという観点にも立って、税制の配偶者控除・配偶者特別控除、基礎年金の第3号被保険者、企業の配偶者手当制度など各種社会制度の枠組みの見直しが検討されていくべきであると考えられる。

Ⅲ 働く女性に関する対策の概況

1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法施行後、多くの企業が法の趣旨に沿った雇用管理制度の改善を行うなど法の趣旨は着実に浸透しつつあるが、平成5年度は、雇用における男女の均等取扱いと女性の積極的活用を定着させるため、啓発、指導、援助業務の充実を図ることとし、次のような施策を推進している。

(1) 雇用における男女の均等取扱いの促進

イ 行政指導、援助、相談の充実等

婦人少年室においては、産業経済の動向、企業における女子雇用管理の実態を十分把握し、法が遵守されるよう積極的かつ効果的な行政指導を行っている。

また、婦人少年室の存在や機能についての周知・広報や相談受理体制の一層の充実に努めるとともに、婦人少年室長の適切な助言・指導・勧告、機会均等調停委員会の円滑な運営等により個別紛争の迅速かつ円滑な解決に努めている。

さらに、現下の経済情勢の影響により、女子学生については男子学生に比べ採用抑制がより厳しく行われていると懸念されることから、男女雇用機会均等法の趣旨をより一層徹底し、募集・採用に当たって女子学生が男子学生と均等な機会を与えられることが確保されるよう労働大臣の指示により婦人局長名で主要使用者団体に対して要請を行うとともに、特定の婦人少年室（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、福岡）において特別相談窓口を設置し、女子学生からの募集・採用に関する相談に対応している。また、各婦人少年室において、新規学卒者を多く採用している企業等を中心に、募集、採用に当たって女子学生を不利益に取り扱うことのないよう集団指導等を行っている。

ロ 啓発活動の実施

男女の均等取扱いの定着が図られるよう、引き続き労使等に対し広報啓発活動を展開している。

特に6月の「第8回男女雇用機会均等月間」においては、テーマを「会社にもトライ 会社もトライ 応援団は均等法」と定め広報啓発活動等を集中的に展開した。

また、本月間の行事の一環として、講演とシンポジウムを中心とした第8回男女雇用機会均等推進全国会議を6月28日に東京で開催した。

このほか、職場において女子労働者が期待される労働力として定着していくためには、在職労働者のみならず、社会人となる前の女性に、企業における雇用管理の実態を正しく理解させ、職業人としての明確な意識と自覚を持たせることが重要であるので、女子の新規学卒者を対象とした職業選択のために開発・作成した職業ガイドブックを啓発活動に活用している。

ハ 自主点検促進事業の推進

企業において男女雇用機会均等法の趣旨に沿った雇用管理の具体的実現、定着を図るために、事業所ごとに、人事労務担当部課長など人事労務管理の方針の決定に携わる者を機会均等推進責任者（以下「均等推進者」という。）として選任し、事業所の雇用管理の進捗状況を自主的に点検し、その結果に基づいて改善を進めることが効果的である。このため昭和63年度から自主点検促進事業を開始し、均等推進者の選任勧奨を進め、平成4年度末で約50,000人の均等推進者が選任されている。本年度も引き続き選任勧奨を図るとともに、講習会の実施や定期情報誌等の情報提供等によりその活動を促すことに重点をおいて自主点検促進事業の推進を図っている。

(2) 「コース別雇用管理の望ましいあり方」の周知・徹底

コース別雇用管理制度については、制度導入企業の一部に問題のある企業もみられることから、婦人少年室においては、コース別雇用管理制度導入企業を中心に「コース別雇用管理の望ましいあり方」についての周知・徹底を

図っている。

(3) 女子労働者に対する雇用管理改善のための援助

男女雇用機会均等法の趣旨に沿って女子労働者を積極的に活用するために、企業においては女子の雇用管理を見直し、改善していく必要があるが、個別の企業のみでは対応が困難な場合もあるので、(財)21世紀職業財団(平成5年4月に(財)女性職業財団を改称)に委託して、女子労働者の雇用管理に関する情報の提供、女子労働者の能力開発・活用のためのセミナーの開催等により、それらの企業の自主的な努力に対し必要な援助を行っている。また、東京、大阪、愛知に女子活用コンサルタントを配置し、主として中小企業における女性の活用に関する雇用管理改善のための助言、フォローアップを行っている。

2 職業と家族的責任の両立支援の促進

労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営むためには、労働者が職業と家族的責任の両立を図りつつその能力や経験を生かしながら働くことができる環境を整備することが極めて重要な課題となっており、特に育児や家族の介護などの責任を負うことによって職業の継続が困難になることのないよう支援することが不可欠である。

このため、育児休業制度等の定着及び介護休業制度の普及促進を中心として、次のような施策を推進している。

(1) 育児休業等に関する法律の定着

イ 法律の周知徹底

育児休業法は、育児休業に関する制度を創設するための規定のほか、全面的な休業以外の方法で子の養育を容易にするために、勤務時間の短縮等の措置を事業主に義務付ける規定を設けている。この2つの規定により、子を養育する労働者の雇用の継続を図り、職業と家族的責任が両立できる状態を導

くことによって労働者の福祉を増進しようとするものである。

同法は、平成4年4月1日から施行されているが、常時30人以下の労働者を雇用する事業所は、3年間その適用が猶予されており、平成7年4月1日から全事業所に適用されることとなる。

育児休業法の定着を図るため、事業主等を対象とした育児休業法の集団説明会を開催するなど、あらゆる機会をとらえて育児休業法の趣旨・内容の徹底を図っている。

また、10月に「仕事と育児を考える月間」を実施して、集中的に広報啓発活動を行っている。

ロ 相談、指導の実施

育児休業法の実効を確保するためには、法に基づいて就業規則及び労働協約等が整備され、制度の円滑な利用が図られるよう、労使からの相談等に対応していくことが必要である。

このため、引き続き、個別の相談・指導のほか、集団説明会等の機会をとらえて対応に努めている。

ハ 育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度による事業主への援助の展開

育児休業法の趣旨を踏まえ、育児休業後の労働者の円滑な職場復帰を図るため、事業主が育児休業をする労働者の職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置を講ずるとともに、企業や職場に関する情報を提供する等の措置を計画的に講じた場合には「育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金」（対象労働者1人当たり中小企業18万円を限度、大企業13万円を限度）を支給している。

このため、育児休業法の集団説明会等あらゆる機会をとらえて、積極的に事業主に対する同奨励金の周知を図ること等により事業主への援助を展開している。

ニ 適用猶予事業所に対する育児休業制度の早期導入の指導

育児休業法の適用が平成7年3月31日まで猶予されている常時30人以下の

労働者を雇用する事業所については、育児休業制度を早期に導入し、実施できるようにすることが重要である。

このため、常時30人以下の労働者を雇用する企業が猶予期間内に育児休業制度を導入する場合、「特定中小企業事業主育児休業奨励金」（1企業当たり70万円）を支給している。

また、30人以下の事業所の労務担当者を対象に、制度導入に当たっての雇用管理の見直しや諸制度の整備等に関する専門的知識を提供する「育児休業制度推進のための管理者セミナー」を開催している。

（2）保育対策の充実等

女性の社会進出が進む中で、子供が健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するとともに、保育対策についても一層の充実が必要となっている。

保育所においては、女子労働者の増加や就労形態の多様化に対応して乳児保育の普及や保育時間の延長等の対策を推進するとともに、育児休業制度の定着に対応し、休業後の職場復帰の際児童が保育所に円滑に受け入れられるよう、年度途中における入所の円滑化のための措置を講じている。また、育児休業取得の際既に入所している児童の措置の取扱についても、保護者の諸事情や児童福祉の観点を総合的に勘案し決定することとしている。

なお、児童福祉法の規定に基づいて設置、運営される保育所については、入所児童の福祉を保障するために「児童福祉施設最低基準」を定め、その設備・運営等が一定の水準を保持できるように指導監督するとともに、公立・私立とも国、都道府県から整備費の補助が行われ、人口急増地域を中心に施設の整備の充実が図られている。平成5年4月1日現在、保育所数は2万2,585か所、在籍児童数は160万4,824人となっている。

（3）介護休業制度等の普及促進

近年、高齢化、核家族化の進展にともない、家族の介護の負担が労働者にとって、大きな問題となっている。特に、中心となって介護を行っている者

の多くが女性であるため、働いている女性の中には介護のために仕事をやめたり、勤務先や勤務条件を変更した人も多く、介護は育児と並んで女子労働者の就業継続に影響を及ぼしている。

このような介護を行う労働者の職業と家族的責任との両立を支援するため、介護に関する企業内福祉制度の整備を図る必要があり、とりわけ介護休業制度については各方面からの要望が多いことから、平成2年度より介護休業制度の普及促進を図ってきた。

また、平成4年7月に介護休業制度等に関するガイドラインを策定し、これに基づいて労使等の関係者に対する啓発指導を行うなどによりガイドラインに沿った制度導入の一層の促進を図っているところである。

本年度は、介護休業制度導入の社会的気運の醸成を図るために9月15日の敬老の日を中心に広報啓発活動を展開するとともに、「仕事と介護に関するシンポジウム」を開催し、また事業主に対し啓発指導を行う「介護休業制度等普及使用者会議」を開催している。

さらに、制度導入を検討している企業の人事労務担当者十数名で構成する「介護休業制度等導入研究会」を開催し、制度導入に当たっての問題点、留意事項等を具体的に検討することにより、ガイドラインに沿った制度導入に向けた企業の自主的取組みを促進している。

(4) 職業と家族的責任の両立のための環境整備

イ 事業所内託児施設助成金制度の創設

事業所内託児施設の設置運営は、平成4年4月に施行された育児休業法に定める子を持つ労働者が、就業しつつその子を養育することを容易にするための措置の一つであるが、企業にとって継続的な経済負担が大きいため、あまり設置が進んでいない状況にある。

そこで平成5年度より、事業所内託児施設を新たに設置し運営を開始した事業主等に対して「事業所内託児施設助成金」を支給し、託児施設の設置促進と運営の安定化を図り、労働者の福祉の増進に資することとした。

助成額は、設置費は施設の設置に要した費用の1/2で2,000万円を限度とし、運営費は施設の運営に要した費用の1/2で1年につき360万円を限度とし、5年間支給することとしている。

ロ 中小企業集団における仕事と育児支援トータルプラン事業

中小企業集団を対象として、仕事と育児支援のための諸措置の導入及びこれらの措置の円滑な運用を支援するためのトータルプランを策定する等の事業を委託し、これによって団体の構成員企業において育児休業制度、勤務時間の短縮等の措置等の導入の促進及び定着を図ることを目的として、中小企業集団における仕事と育児支援トータルプラン事業を展開している。

ハ 働く女性のための就業支援事業

女子労働者が育児、介護、家事等に関する各種サービスを必要に応じ享受できるよう、これらに関する情報をコンピューターに入力し、電話による問い合わせに応じて女子労働者に対して提供すること等により、家族的責任を有する女子労働者の就業継続や円滑な再就職を支援している。

平成3年度より、㈱21世紀職業財団へ委託して、東京、大阪の2か所において実験的に事業を実施してきたところであるが、本年度は、実施地域を5か所に拡大し、事業を本格的に実施している。

ニ 婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ）の推進

地域における勤労者家庭の福祉の向上及び女性の就業機会の拡大に資するため、再就職を希望する主婦等に対し、老人、子供の世話等家庭内の仕事について就業機会を提供しつつ、家族的責任を有する女子労働者等の就業に当たっての地域相互援助活動を展開する婦人労働能力活用事業を推進している。

(5) 母性健康管理対策の推進

イ 労働基準法上の母性保護

女子労働者には、労働基準法により産前はその請求により6週間（多胎妊娠の場合は10週間）、産後は8週間の休業が認められ、休業する期間及びその後30日間の解雇は禁止される。また、妊婦は他の軽易業務への転換を請求

することができる。妊産婦が請求した場合には、変形労働時間制の適用が制限されるとともに、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることができない。さらに、妊産婦には、重量物の取扱い業務その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることができない。生後1年未満の生児を育てる女子労働者は、休憩時間とは別に1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができる。

労働省においては、これらの労働基準法の規定が遵守されるよう事業主に対し、監督、指導等を行っている。

ロ 男女雇用機会均等法上の母性健康管理

男女雇用機会均等法では、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置を行うよう事業主に要請している。その内容は、①事業主は、その雇用する女子労働者が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保できるように配慮すること、②その保健指導等により指導された事項を守ることができるように必要な措置を講ずることとなっている。

具体的には、母性健康管理指導基準を定め、事業主や女子労働者に対し指導を行っている。また、各都道府県婦人少年室に母性健康管理指導医を配置し、専門的立場から指導・助言を行っている。さらに、女子労働者を50人程度以上使用している事業場の事業主に対し、自主的な母性健康管理体制の整備を図るため、母性健康管理推進者の設置を勧奨している。

(6) 母性給付

健康保険では、出産した女子労働者に対し分娩費（被保険者が分娩した場合、一時金として標準報酬月額半額を支給。最低保障額は24万円）、出産手当金（被保険者が分娩の日（分娩の日が分娩の予定日後であるときは分娩の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は70日）及び分娩の日後56日の間であって、労働に従事しないため給与の支払いを受けなかった期間、1日につき標準報酬日額の60%を支給。）、育児手当金（被保険者が分娩した子供を引き続き育てる場合、一児につき一時金として2,000円）を支給している。

3 パートタイム労働対策の推進

パートタイム労働者は、サービス経済化の進展等を背景として主婦層を中心に著しく増加しており、質的にみても勤続年数の伸長や就業分野の拡大がみられるなど、我が国の経済社会において重要な役割を果たしている。

しかし、パートタイム労働者の処遇や労働条件をめぐっては、雇入れに際して労働時間、賃金等の労働条件がややもすると不明確になりがちであること、パートタイム労働者の特性に配慮した管理が行われていないこと等種々の問題点が指摘されている。

こうしたことから、労働省では、パートタイム労働者の処遇及び労働条件等の改善、雇用の安定等を図るため、「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」（平成元年6月23日付け労働省告示第39号）の周知徹底に努めるとともに、パートバンク、パートサテライトの設置等による需給調整機能の強化、パートタイム労働者に対する職業能力の開発等総合的なパートタイム労働対策を積極的に推進してきたところであるが、その一層の実効性を確保し、多様なパートタイム労働市場を適正かつ健全に育成するという観点に立った対策を総合的に推進するため、法的整備をはじめとした次のような施策を推進している。

(1) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の制定

パートタイム労働対策を総合的に推進するため、平成5年6月に、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム労働法」という。）が成立した。その主な内容は、①事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、労働条件に関する文書を交付するように努め、短時間労働者に関する就業規則の作成又は変更に当たっては短時間労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くように努めること、②労働大臣は、①のほか、事業主が講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めること、③労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るために、必要と認めるときは、短時間労働者

を雇用する事業主に対し報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告を行うこと、④労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るための総合的援助機関として、「短時間労働援助センター」を指定し、事業主等に対する給付金の支給、事業主等に対する雇用管理の改善等に関する技術的事項についての相談援助、短時間労働者に対する職業生活に関する事項についての相談援助等の業務を行わせること等である。

なお、この法律は、短時間労働援助センターに関する部分は平成6年4月1日、その他については公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成5年12月1日を予定）から施行されることとなっている。

（2）パートタイム労働法に基づく啓発・指導の実施

イ 労使等に対する啓発・指導

パートタイム労働法の円滑な施行に向けて、集団説明会を開催するなど法律の周知徹底に努めることとしている。特に、平成5年度においては、11月を法律の周知月間とし、期間中に集中的、効果的な周知活動を実施することとしている。

ロ パートタイム雇用労務管理者の選任勧奨

企業におけるパートタイム労働者の処遇・労働条件の改善に向けての自主的な推進体制づくりを促進するため、事業場における取組の中心的役割を担うパートタイム雇用労務管理者の選任勧奨を行っているところであり、選任されたパートタイム雇用労務管理者に対して講習会の開催、情報提供等を行っている。

法律の施行後は法律上選任努力義務の課されている「短時間雇用管理者」として選任を勧奨することとしている。

（3）パートタイム労働を魅力ある良好な就業形態として確立するための就業環境の整備等に関する事業の実施

平成5年度においては、(財)21世紀職業財団に対する委託事業として次のよ

うな事業を実施している。

イ パートタイム労働に係る情報提供、相談援助事業

パートタイム労働に関心を有する層等に対するガイダンス及び事業主等に対するセミナーの開催等により、パートタイム労働者及び事業主等に対するパートタイム労働に係る情報提供、相談援助を行っている。

ロ パートタイム労働者雇用管理自主的改善事業

パートタイム労働者の雇用管理改善を図るための事業主による自主的な取組を促進するため、自主点検を実施するとともに、雇用管理上の問題を抱える事業所に対し、必要な助言、援助を行っている。

ハ パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用者会議

企業の好事例紹介、情報交換等を行う会議の開催により、パートタイム労働者の能力活用のための環境整備を図っている。

(4) パートタイム労働者の雇用の安定

イ パートバンク・パートサテライトの設置等、需給調整機能の充実

パートタイム労働者の増加に対処するため、パートタイム労働者の職業紹介を専門に取り扱う「パートバンク」の設置を推進し（平成5年度までに64か所設置）、より規模の小さな都市に設置するパートサテライトについても、充実を図っている（平成5年度中に10か所増設し、45か所）。

ロ 雇用労務相談の実施

パートバンクに、雇用・労働問題に精通した専門の相談員を配置し、従業員の職場定着、労働条件、福利厚生、職場の人間関係等の雇用管理に関する相談に幅広く対応している。

ハ 雇用保険の適用の拡大

パートタイム労働者の生活の安定、福祉の増進等を図るため適切に対応することが課題となってきたため、平成元年度に雇用保険法が改正され、1週間の所定労働時間が22時間以上であること等の一定の要件を満たすパートタイム労働者についても被保険者とするとし、雇用保険の適用の拡大を

図っている。

(5) パートタイム労働者の能力開発の推進等

平成元年度から、都市部及びその周辺の職業能力開発促進センターにおいて、また、平成3年度から都道府県立職業能力開発校において、パートタイム求職者に対するワープロ入門・パソコン入門等の10日間程度の短期の普通職業訓練を実施している。

また、公共職業安定所においては、パートタイム労働者に職業に関する知識等を付与する「パートタイマー職業教室」を実施する等の対策を実施している。

(6) パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進

パートタイム労働者について中小企業退職金共済制度への加入促進を図るため、平成2年に「中小企業退職金共済法」の一部改正が行われ、掛金月額最低額について、通常4,000円のところ、パートタイム労働者については2,000円と3,000円の特例が設けられた。

4 女性の再就職等援助対策の推進

女性のライフサイクルの変化やサービス経済化の進展に伴い、女性の職場進出が進み、育児期以後、再就職を希望する女性が増加している。こうした女性の活力を生かすことは、女性自身の福祉の増進につながるだけでなく、中長期的な労働力需給の観点からも我が国経済社会の発展のため不可欠なこととなっている。

しかし、再就職を希望する女性は、長期の離職期間があるため技術革新や情報の急速な進展に対応できない者も多い。

そのため労働省としては、これらの再就職を希望する女性を中心として、その意識の啓発、再就職に関する情報提供、職業能力開発機会の提供等の援助を推進している。

(1) 女子再雇用制度の普及促進

育児負担が軽くなってから再就職を希望する女性のニーズに応えるものとして、元の企業への復帰を可能にする女子再雇用制度の普及が求められているが、男女雇用機会均等法において、事業主は「再雇用特別措置及びこれに準ずる措置」を実施するよう努めるとともに、国は事業主に対して、再雇用特別措置の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めることが規定されている。

女子再雇用制度の普及促進のために従来から一定の要件を満たす女子再雇用制度を設けている企業に対し、女子再雇用促進給付金を支給しているが、平成5年度には、より利用しやすい制度とするため、支給要件の緩和（受給期間延長の申出を不要とした）、給付金の支給の引き上げ（対象者1人当たり、中小企業30万円から40万円に、大企業20万円から30万円に引き上げ）を行い、制度の一層の普及促進を図っている。

(2) 婦人就業援助促進事業の推進

女性の就業ニーズの多様化、再就職を希望する女性の増加に伴い、婦人就業援助対策の必要性はますます大きくなっている。

このため、昭和54年度から地方公共団体が設置する婦人就業援助施設（平成5年度現在52所）に対し国の補助を行い、再就職を希望する女性の就業を促進するため、ワープロ、パソコン、経理事務、販売、病人介護などの就業に必要な技術講習等を実施するとともに、就業に関する広範な相談・指導を行っている。

(3) 母子家庭の母等就業援助対策の推進

母子家庭の母等は高い就業率は示しているが、乳幼児等家族の世話をすることがあること、職業経験が乏しく、技能が十分でないことから、条件の良い就職を妨げられている場合が多いため、次の就業援助対策を講じている。

① 婦人就業援助施設における技術講習を受講する母子家庭の母等で所得

が一定額以下の者に対する受講旅費等の支給（最高日額1,470円）。

- ② 寡婦等担当職業相談員（216人）による職業相談の実施。
- ③ 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練又は職場適応訓練を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する訓練手当の支給（平均月額13万1,990円）。
- ④ 母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給（雇用者1人につき1年間の賃金の4分の1相当額、ただし中小企業は3分の1）。
- ⑤ 母子家庭の母等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対する職場適応訓練費の支給（訓練生1人につき月額2万2,300円）。
- ⑥ 母子家庭の母等及び寡婦の就業援助に関する諸制度の周知と雇用促進について社会一般の気運の醸成を図るための啓発活動の実施。

（4） レディス・ハローワーク事業の実施

高学歴化やライフサイクルの変化等に伴う女性の社会的進出意欲の高まりも著しいものがあるが、女子の場合、意欲と能力はあっても育児・家事等の制約条件のために潜在労働力化している未就業層が相当数にのぼるものと考えられる。

一方、若年労働力を中心とする労働力不足が中・長期的に予測される中、今後の労働力需給調整を円滑に進めていくためには、高齢労働力の活用と同時に、女子労働力の積極的活用を図ることが、重要な課題となっている。

このようなことから「就業希望登録」「雇用促進プログラム」「多様な求職ニーズに応じた職業紹介」等のきめ細かな再就職援助措置を内容とする「レディス・ハローワーク事業」を平成3年度から実施しており、この事業を専門的に取り扱う公共職業安定所として、東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡に女性の再就職援助のための公共職業安定所「レディス・ハローワーク」を設置し、女子労働者の働きやすい環境作りに努めると同時に、女性の再就職援

助を推進しているところである。また5年度には北海道、宮城、愛知にも設置する予定となっている。

(5) 女子再就職準備サービス事業の実施

平成3年度から、出産、育児等により職業を中断した後に再就職したいと希望している女性を対象に、各都道府県にある雇用促進事業団の雇用促進センターにおいて、婦人少年室等との連携のもと、女子再就職準備サービス事業を実施し、再就職を希望している女子の円滑な再就職の促進と再就職の機会の拡大に資することとしている。具体的には、都道府県雇用促進センターにおいて、年6回程度、5日間程度の日程で、再就職のための自己診断、企業訪問、OA機器の操作実習等を内容とした「ナイスワークセミナー」を実施している。

(6) 女子労働者に対する講習等の実施

婦人少年室では、主として中小企業に働く中堅女子労働者を対象に職業意識、職業能力の向上を図ることを目的として、女子在職者講習を実施している。

また、職業と家族的責任との調和の促進等に資するため、女子労働者の生活講座を働く婦人の家の協力を得て実施している。

(7) 働く婦人の家の機能の充実

働く婦人の家は、地方公共団体が設置する主に中小企業に働く女子労働者等のための福祉施設であり、その設置に対して国の補助を行っている。

働く婦人の家では、女子労働者に対する相談、指導及び講習等の実施、休養、レクリエーションの場の提供などを行っている。

働く婦人の家は、県単独設置のものを含め4年度末現在で230所設置されており、5年度の設置予定は8所である。

5 家内労働対策の推進

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の施策を推進している。

(1) 家内労働法の周知徹底

イ 家内労働手帳の交付の徹底

委託者が家内労働者に仕事を委託するときは、工賃単価、納入させる物品の数量などを記入した家内労働手帳を家内労働者に交付しなければならないことになっている。家内労働者の労働条件を確保し、当事者間の無用の紛争を防止するためにも、家内労働の委託条件の明確化を図ることが最も基本であり、このため、家内労働手帳の交付の徹底を図っている。

また、取り扱いやすく工夫されたモデル様式として「伝票式家内労働手帳」の普及にも努めている。

ロ 工賃支払の確保

原則として工賃は、通貨で全額、家内労働者から物品が納入された日から1か月以内に委託者が支払わなければならない。工賃不払いについては、関連する情報を的確に把握するとともに、必要に応じ監督指導を実施するなど、法違反の防止及びその早期解決に努めている。

ハ 最低工賃の決定及び周知

工賃の低廉な家内労働者について工賃の改善を図るため、家内労働審議会等の審議に基づき、物品の一定単位ごとに、最低工賃を決定している。最低工賃が決定されると、委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。現在、平成4年度を初年度とする「第4次最低工賃新設・改正計画」に基づき、計画的に新設・改正を行うとともに、最低工賃の十分な周知に努めている。

なお、最低工賃は、平成5年8月末日現在192件決定されている。

ニ 安全及び衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保に努めるととも

に、委託者団体による自主的・家内労働災害防止活動の促進を図っている。

また、粉じん作業、有機溶剤作業、鉛作業に従事する者に対しては、中央労働災害防止協会に委託して行う特殊健康診断を実施し、職業性疾病の早期発見及び実態の把握に努めている。

なお、プレス機械や動力機械などを使用する危険な業務、有機溶剤や鉛を使用する有害な業務に従事する家内労働者は、労災保険に特別加入することができ、その制度の周知と加入の促進を図っている。

ホ 家内労働旬間の実施

家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上を一層促進するため「家内労働旬間」を毎年5月21日～31日に設定し、スローガン（平成5年「仕事と一緒に もらおう 渡そう 家内労働手帳！」）を掲げ、集中的に広報活動、監督指導等を行っている。

(2) ワープロ作業に係る対策

ワープロ作業を行う在宅就業については、「家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて」（平成2年3月31日付け基発第184号・婦発第57号通達）により、一定の要件に該当する場合家内労働法の適用があるものとしたところである。平成5年8月末日現在「長野県出版業・印刷業・製版業・筆耕業最低工賃」において、ワープロ入力の最低工賃が設定されている。

(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止

高収入のうたい文句で高額の見習料を取られ、あるいは高額の見習料を買わされたにもかかわらず、期待した収入が得られないなどのいわゆる「インチキ内職」については、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう広報活動を行い、注意の喚起を図っている。

6 女性の地位向上のための総合的な施策の推進

21世紀に向けて、女性の地位を実際に向上させていくためには、意識面に

において根強く残っている女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直すための努力や、政策・方針決定への女性の参加の促進を継続して行うことが必要である。このため、平成5年度の女性の地位向上のための施策は次のように実施している。

(1) 婦人週間の実施

日本の女性が初めて参政権を行使した昭和21年4月10日を記念して、昭和24年から毎年4月10日に始まる一週間を「婦人週間」とし、女性の地位向上のための特別活動を行っている。

第45回婦人週間は、テーマを前年度に引き続き「性にこだわらず いきいきと暮らせる時代を築こう」とし、キャッチフレーズを「生き方 フリースタイル 男も女も」と定めて全国的に広報啓発活動を実施した。

また、第45回婦人週間全国会議を平成5年5月17日に開催した。

(2) 「男女がいきいき暮らせる社会作り懇話会」の開催

職場のみならず、あらゆる分野における男女の固定的な役割分担意識等から生じる問題点を解消するとともに、生活のあらゆる場面について生活者の視点から、いきいき暮らせる環境を整備するための意見交換を行うことを目的として広く有識者の参集を求め、懇話会を開催し、平成5年8月、男女がいきいき暮らせる社会作りのための多角的な提言をとりまとめた。

(3) 政策、方針決定への参加の促進

各種審議会等における女性委員の比率を高めるため、あらゆる機会をとらえて、関係機関、団体等に対して協力要請を行っている。

特に、毎年6月には「女性の公職参加状況調べ」を実施し、これらの結果等を踏まえて各種審議会等への女性の参加促進を図っている。

7 女性の能力開発

職業訓練は、国、都道府県、雇用促進事業団等の行う公共職業訓練と事業主やその団体等民間で行われる職業訓練に大別される。

公共職業能力開発施設が行う職業訓練には、普通職業訓練、高度職業訓練（職業能力開発促進法の改正により、従来の養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練の体系を再編）の2種類があり、これらの訓練を行う施設は全国で381校で平成4年度における職業訓練実施規模は約39万人であった。

公共職業能力開発施設への入校者に占める女性の割合（3年度）は、養成訓練では18.9%、能力再開発訓練では44.5%となっている。訓練科目別では、家政科、洋裁科、和裁科、縫製科、トレース科、経理事務科、一般事務科、デザイン科、販売科、介護サービス科等で女性の割合が高い。

また、平成元年度より、大都市部及びその周辺の職業能力開発促進センターにおいて、さらに平成3年度より都市部の職業能力開発校において、パートタイム求職者に対する短期訓練を実施している。

民間における職業訓練で、公共職業訓練と同水準の教科、訓練期間、設備等によって行う認定職業訓練は、平成4年度において、事業主が単独で行うものが397所、事業主等の団体で行うものが946所である。4年4月に在校した養成訓練の訓練生のうち、女性は16.4%（前年14.4%）である。訓練科目別では、和裁科、洋裁科、美容科の3科で全体の56%を占めている。

8 国際協力の推進

女性の地位向上、男女平等の実現は国際的課題であり、国際社会において我が国の果たすべき役割、我が国への期待も高まっているところから、「開発と女性」の視点を踏まえた国際協力を積極的に推進し、国際協力事業団が行う研修員受入れ事業に協力して、開発途上国における女性行政官及び民間部門における女性リーダーを対象とする「女性の地位向上セミナー」を実施している。

なお、平成5年度から開発途上国の女子労働者の置かれた状況を改善する

ため、我が国と開発途上国の女子労働者間の経験・知識の相互交流を行う「アジア女性労働交流事業」を実施することとしている。

9 労働時間短縮対策

労働時間短縮は、我が国全体として取り組むべき国民的課題となっているが、働く女性にとっても、職業と家族的責任の両立を図る上で重要な条件となっている。

昭和63年4月には、週40時間労働制の実現に向け、法定労働時間を段階的に短縮すること等を内容とする改正労働基準法が施行され、我が国全体が完全週休2日制の定着に向け歩み出した。

平成4年6月には新しい経済計画、10月には「労働時間短縮推進計画」がそれぞれ閣議決定され、「計画期間中に年間総労働時間1800時間を達成することを目標とする。」という新たな労働時間短縮の目標が、政府全体の方針として定められた。

また、週法定労働時間の段階的短縮の第2段階として、平成3年4月より週44時間労働制が実施され、平成5年の第126回通常国会において、原則週40時間労働制を平成6年4月より実施すること等を内容とした改正労働基準法が成立した。なお、労働省では完全週休2日制の普及促進、年次有給休暇の完全取得の促進、連続休暇の普及・拡大、所定外労働の削減を重点に労働時間対策の積極的推進に努めている。

さらに、我が国の企業の実態をみると、厳しい企業間競争の下で同業他社との横並び意識の強いこと等が労働時間短縮を阻害している状況もみられ、こうした状況を改善するため、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を施行し、これに基づく施策を講じている。

付属統計表

付 属 統 計 表

目 次

(就業状態等)

付表1	15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移	付5
付表2	年齢階級別労働力人口及び労働力率の推移	付6
付表3	配偶関係別女子労働力率の推移	付8
付表4	年齢階級、配偶関係別女子労働力率及び雇用者の割合	付8
付表5	主な活動状態別女子非労働力人口の推移	付9
付表6	従業上の地位別就業者数及び構成比の推移	付10
付表7	産業別就業者数及び構成比の推移	付12
付表8	完全失業者数及び完全失業率の推移	付13
付表9	求職理由別完全失業者数及び構成比の推移	付13

(雇用状況等)

付表10	産業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付14
付表11	職業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移	付16
付表12	規模別雇用者数及び構成比の推移	付18
付表13	年齢階級別雇用者数、構成比及び15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移	付20
付表14	雇用形態別雇用者数及び構成比の推移	付22
付表15	配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移	付23
付表16	有配偶女子の就業状態の推移	付23
付表17	妻と夫の就業状態別世帯数及び割合	付24
付表18	末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態	付25
付表19	学歴別女子労働者数及び構成比の推移	付25
付表20	学歴、産業・企業規模別女子労働者の割合	付26
付表21	平均年齢及び平均勤続年数の推移	付27
付表22	年齢階級別平均勤続年数の推移	付27
付表23	勤続年数階級別女子労働者構成比の推移	付28
付表24	年齢階級、職階別女子役職者の構成比	付28
付表25	一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移	付29

付表26	中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移	付30
付表27	就業形態別入職・離職状況の推移	付31
付表28	女子の産業別入職・離職状況の推移	付32
付表29	職歴別女子入職者	付33
付表30	年齢階級別女子の一般未就業者数及び転職入職者数並びに構成比	付34
付表31	就業の動機別女子入職者数の割合	付35
付表32	女子の離職理由の推移	付36
付表33	年齢階級、離職理由別女子離職者の割合	付37
付表34	学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移	付38
付表35	新規高卒者の産業別就職者数の構成比の推移	付40
付表36	産業別新規学卒就職者数の構成比の推移	付41
付表37	職業別4年制大学卒就職者数及び構成比の推移	付43
付表38	学校種類別進学率の推移	付44
付表39	関係学科別大学在学生数の構成比の推移	付45

（賃金、労働時間等）

付表40	1人平均月間現金給与額	付45
付表41	産業別1人平均月間現金給与総額	付46
付表42	きまって支給する現金給与額、所定内給与額の推移	付48
付表43	年齢階級別所定内給与額、対前年上昇率、年齢間格差	付48
付表44	女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差	付49
付表45	標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差	付50
付表46	新規学卒者の初任給額の推移	付51
付表47	1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移	付52
付表48	産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数	付53

（母性保護等）

付表49	女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合	付55
付表50	1人平均産前産後休業日数	付55
付表51	妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合	付56
付表52	生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況	付56
付表53	妊産婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合	付57
付表54	妊娠・出産による退職者の割合	付57
付表55	女子再雇用制度実施事業所の割合	付58
付表56	介護休業制度実施事業所の割合	付58

（家計）

付表57	勤労者世帯の家計収支の推移	付59
------	---------------	-----

付表58 核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比	付60
--------------------------------	-----

(生活時間)

付表59 男女、就業状態別行動の種類別平均時間数	付61
--------------------------	-----

付表60 女子雇用者の行動の種類別平均時間数	付62
------------------------	-----

付表61 共働き夫婦の行動の種類別平均時間数	付63
------------------------	-----

(労働組合)

付表62 労働組合員数及び推定組織率の推移	付64
-----------------------	-----

付表63 産業別労働組合数及び組合員数	付65
---------------------	-----

(家内労働)

付表64 家内労働従事者数の推移	付66
------------------	-----

付表65 業種別家内労働者数の推移	付67
-------------------	-----

(パートタイム労働)

付表66 短時間雇用者数及び構成比の推移	付68
----------------------	-----

付表67 産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移	付69
---------------------------	-----

付表68 規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移	付70
---------------------------	-----

付表69 産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移	付71
----------------------------------	-----

付表70 産業・規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移	付72
---	-----

付表71 年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移	付73
---	-----

付表72 産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移	付73
--	-----

付表73 今の会社での就業期間・通算経験期間別所定労働時間が短い非正社員の割合	付74
---	-----

付表74 産業・始業時間・終業時間階級別所定労働時間が短い非正社員の割合	付74
--------------------------------------	-----

付表75 年次有給休暇の有無別所定労働時間が短い非正社員の割合並びに付与日数	付75
--	-----

付表76 身分及び賃金形態別所定労働時間が短い非正社員の割合並びに平均賃金額	付75
--	-----

付表77 パートタイム労働者の現職について方法別新規就業者数の割合	付76
-----------------------------------	-----

付表78 平成元年の就業状況及び年収額階級別所定労働時間が短い非正社員の割合	付76
--	-----

付表79 通勤時間階級別所定労働時間が短い非正社員の割合	付77
------------------------------	-----

付表80 産業、所定労働時間が短い非正社員の採用時における労働条件	
-----------------------------------	--

	明示の有無・方法別事業所の割合	付77
付表81	パートタイム労働者の採用時における労働条件の明示内容、明示方法別事業所の割合	付78
付表82	産業、所定労働時間が短い非正社員に対する就業規則の適用状況別事業所の割合	付79
付表83	産業、就業規則変更時の所定労働時間が短い非正社員からの意見聴取の有無別事業所の割合	付79
付表84	雇用契約期間の状況別所定労働時間が短い非正社員の割合	付80
付表85	産業、所定労働時間が短い非正社員についての雇用契約期間の定めの有無及び雇用契約期間満了の予告の状況別事業所の割合	付81
付表86	産業・規模、パートタイム労働者の教育訓練状況別企業の割合	付81
付表87	就業形態別各種福利厚生制度適用状況及び改善要望事項	付82
付表88	常用パートタイム労働者の健康診断実施状況別企業構成比	付83
付表89	雇用期間の定めのあるパートタイム労働者の雇用管理上の問題点別事業所の割合	付83
	(その他)	
付表90	人口動態の推移	付84
付表91	主要国の労働力人口、労働力率、雇用者数及び総数に占める女子の割合	付86
付表92	主要国の年齢階級別労働力人口及び労働力率	付88
付表93	主要国の従業上の地位別就業者数の構成比	付90
付表94	主要国の産業別雇用者数及び構成比	付92
付表95	主要国の職業別雇用者数及び構成比	付94
付表96	主要国の非農林業部門における労働者の賃金の男女格差	付96
	(参 考)	
	女子労働関係判例	付87

付表1 15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移

区 分		15歳以上 人 口 (A)	労働力 人 口 (B)	非労働力 人 口 (C)	労働力率 (B) / (A)	労働力人口の 男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
総 数	昭和 35 年	6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	50	8,443	5,323	3,095	63.0	100.0
	55	8,932	5,650	3,249	63.3	100.0
	57	9,116	5,774	3,309	63.3	100.0
	58	9,232	5,889	3,305	63.8	100.0
	59	9,347	5,927	3,373	63.4	100.0
	60	9,465	5,963	3,450	63.0	100.0
	61	9,587	6,020	3,513	62.8	100.0
	62	9,720	6,084	3,584	62.6	100.0
	63	9,849	6,166	3,635	62.6	100.0
	平成 元	9,974	6,270	3,655	62.9	100.0
	2	10,089	6,384	3,657	63.3	100.0
女	3	10,199	6,505	3,649	63.8	100.0
	4	10,283	6,578	3,679	64.0	100.0
	昭和 35 年	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	50	4,344	1,987	2,342	45.7	37.3
	55	4,591	2,185	2,391	47.6	38.7
	57	4,687	2,252	2,420	48.0	39.0
	58	4,746	2,324	2,404	49.0	39.5
	59	4,804	2,347	2,436	48.9	39.6
	60	4,863	2,367	2,472	48.7	39.7
	61	4,925	2,395	2,506	48.6	39.8
	62	4,995	2,429	2,542	48.6	39.9
	63	5,059	2,473	2,563	48.9	40.1
男	平成 元	5,120	2,533	2,564	49.5	40.4
	2	5,178	2,593	2,562	50.1	40.6
	3	5,233	2,651	2,561	50.7	40.8
	4	5,281	2,679	2,590	50.7	40.7
	昭和 35 年	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	50	4,099	3,336	754	81.4	62.7
	55	4,341	3,465	859	79.8	61.3
	57	4,430	3,522	889	79.5	61.0
	58	4,486	3,564	901	79.4	60.5
	59	4,544	3,580	937	78.8	60.4
	60	4,602	3,596	978	78.1	60.3
	61	4,662	3,626	1,007	77.8	60.2
	62	4,726	3,655	1,043	77.3	60.1
	63	4,790	3,693	1,071	77.1	59.9
男	平成 元	4,854	3,737	1,091	77.0	59.6
	2	4,911	3,791	1,095	77.2	59.4
	3	4,965	3,854	1,088	77.6	59.2
	4	5,002	3,899	1,090	77.9	59.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表2 年齢階級別労働力

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上
労働人口	女	昭35	1,838	219	277	217	216	200	457		162		80
		40	1,903	191	325	204	205	226	506		172		75
		45	2,024	153	374	208	201	234	235	199	153	116	77
		50	1,987	85	301	226	204	227	245	227	182	126	89
		55	2,185	74	273	223	255	268	268	261	216	156	97
		57	2,252	70	275	210	272	268	285	274	225	166	103
		58	2,324	78	281	210	261	287	300	279	235	175	110
		59	2,347	79	284	212	244	297	316	277	239	178	111
	男	60	2,367	72	289	210	229	317	313	282	244	182	116
		61	2,395	78	295	210	215	341	302	286	251	182	120
		62	2,429	78	299	219	208	336	305	295	254	189	124
		63	2,473	79	308	226	203	317	322	305	261	194	128
		平元	2,533	84	318	232	201	300	341	325	262	201	134
		2	2,593	87	326	245	200	283	366	327	268	212	138
		3	2,651	86	343	252	203	267	392	313	276	222	145
		4	2,679	83	353	258	203	257	385	319	288	225	148
（万人）	女	昭35	2,673	234	325	360	368	275	678		304		144
		40	2,884	201	400	395	386	363	681		306		153
		45	3,129	148	434	435	403	400	357	257	206	186	145
		50	3,336	83	351	521	454	412	401	351	250	190	154
		55	3,465	73	279	440	521	450	407	391	340	228	151
		57	3,522	77	280	402	541	441	423	401	357	265	152
		58	3,564	84	286	390	510	469	431	402	365	284	155
		59	3,580	82	289	384	474	492	450	397	369	297	163
	男	60	3,596	79	293	378	444	522	445	397	374	307	171
		61	3,626	86	296	377	420	551	425	402	381	316	185
		62	3,655	86	301	378	406	539	434	414	384	325	198
		63	3,693	87	309	382	394	509	463	423	387	334	209
		平元	3,737	87	319	385	389	475	487	444	383	340	222
		2	3,791	94	327	396	384	448	518	439	385	348	234
		3	3,854	97	348	398	382	427	550	420	392	359	245
		4	3,899	96	363	399	385	410	541	432	405	364	255

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注）昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していない。

人口及び労働力率の推移

区 分		総 数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60~ 64	65歳 以上	
労働力率	女	昭35	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0	59.0		46.7		25.6	
		40	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6	60.2		45.3		21.6	
		45	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
		50	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
		55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
		57	48.0	17.2	71.1	51.0	49.5	59.7	65.7	65.9	59.4	50.3	38.6	16.0
		58	49.0	18.7	72.1	52.8	50.4	60.3	67.6	66.9	60.6	51.5	39.6	16.1
		59	48.9	18.5	72.4	53.9	50.6	59.6	68.1	67.1	61.0	50.9	38.0	15.9
		60	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5
		61	48.6	17.2	73.8	54.5	50.0	61.0	68.8	68.1	61.7	49.9	38.6	15.2
		62	48.6	16.6	73.6	56.9	50.5	61.3	68.4	68.4	61.8	50.8	38.5	15.4
		63	48.9	16.5	73.7	58.2	50.9	61.3	68.1	69.3	63.3	50.9	38.6	15.7
		平元	49.5	17.3	74.3	59.6	51.1	62.4	68.8	70.7	64.2	52.2	39.2	15.8
		2	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
		3	50.7	17.8	75.6	63.2	52.9	62.1	70.4	72.1	66.5	55.5	40.7	16.6
		4	50.7	17.6	75.6	64.0	52.7	62.4	70.5	72.0	67.6	55.6	40.7	16.7
(%)	男	昭35	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2	95.9		85.6		56.9	
		40	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1	96.3		86.7		56.3	
		45	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
		50	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4	44.4
		55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
		57	79.5	18.1	70.2	96.4	97.5	98.0	97.7	97.1	95.7	91.1	76.0	38.8
		58	79.4	19.1	71.0	96.5	97.5	97.9	97.5	97.1	95.8	91.3	74.9	38.9
		59	78.8	18.2	71.0	96.2	97.3	97.8	97.6	97.1	95.6	90.5	73.8	37.6
		60	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0
		61	77.8	18.0	70.8	95.9	96.8	97.3	97.3	96.6	95.3	90.5	72.5	36.2
		62	77.3	17.4	71.3	95.9	96.9	97.3	97.3	97.2	95.5	91.0	71.7	35.6
		63	77.1	17.2	71.0	96.2	97.0	97.5	97.5	97.2	96.0	91.3	71.1	35.8
		平元	77.0	17.0	71.2	96.0	97.0	97.5	97.4	97.6	96.0	91.6	71.4	35.8
		2	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
		3	77.6	19.1	72.8	96.1	97.4	97.9	97.9	97.4	96.3	93.2	74.2	38.0
		4	77.9	19.4	74.5	96.4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0	38.2

付表3 配偶関係別女子労働力率の推移

(単位 %)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和37年	53.4	63.6	51.1	44.5
40	50.6	56.4	49.9	42.9
45	49.9	59.3	48.3	39.9
50	45.8	54.3	45.2	36.2
55	47.6	52.6	49.2	34.2
57	48.0	52.5	50.0	33.6
58	49.0	53.4	51.3	33.4
59	48.9	53.6	51.1	32.9
60	48.7	53.0	51.1	32.9
61	48.6	53.3	51.1	32.4
62	48.6	53.0	51.3	31.9
63	48.9	53.3	51.6	31.7
平成 元	49.5	54.2	52.3	31.7
2	50.1	55.2	52.7	32.3
3	50.7	56.4	53.2	32.4
4	50.7	57.4	52.9	32.7

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表4 年齢階級、配偶関係別女子労働力率及び雇用者の割合

(単位 %)

年 齢	未 婚		有 配 偶		死別・離別	
	昭和57年	平成4年	57年	4年	57年	4年
計	52.5 (46.2)	57.4 (52.0)	50.0 (27.7)	52.9 (35.7)	33.6	32.7
15～19歳	17.1 (15.6)	17.5 (16.0)	* (*)	* (*)	*	*
20～24	78.2 (71.8)	80.7 (75.6)	42.3 (32.1)	40.0 (35.0)	*	*
25～29	85.7 (75.2)	91.9 (85.5)	38.4 (26.5)	41.7 (33.6)	*	*
30～34	78.0 (64.0)	86.7 (76.7)	45.5 (26.2)	44.9 (34.0)	86.7	91.7
35～39	79.2 (62.5)	84.8 (69.7)	57.4 (34.7)	59.1 (44.0)	85.0	90.0
40～44	72.2 (55.6)	76.7 (60.0)	64.2 (38.9)	68.7 (50.9)	84.6	89.2
45～49	73.3 (53.3)	80.0 (65.0)	64.1 (37.0)	70.1 (50.9)	82.9	86.8
50～54	73.3 (53.3)	73.3 (60.0)	56.8 (30.3)	65.7 (44.8)	70.2	78.7
55～64	52.9 (35.3)	55.6 (37.0)	44.4 (16.5)	47.4 (25.0)	45.3	52.6
65歳以上	* (*)	26.3 (10.5)	21.8 (4.5)	23.0 (6.2)	12.3	11.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は当該年齢人口に占める雇用者の割合である。

付表5 主な活動状態別女子非労働力人口の推移

区 分		計	家 事	通 学	そ の 他
非 勞 働 力 人 口 (万 人)	昭和35年	1,526	1,005	216	306
	40	1,853	1,188	341	323
	45	2,032	1,373	323	335
	50	2,342	1,603	336	403
	55	2,391	1,560	370	461
	57	2,420	1,547	379	495
	58	2,404	1,517	379	509
	59	2,436	1,516	391	529
	60	2,472	1,528	407	537
	61	2,506	1,542	416	547
	62	2,542	1,536	435	571
	63	2,563	1,533	448	582
	平成元	2,564	1,522	452	590
	2	2,562	1,514	451	597
	3	2,561	1,512	450	599
	4	2,590	1,553	446	591
構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	65.9(29.8)	14.2	20.1
	40	100.0	64.1(31.6)	18.4	17.4
	45	100.0	67.6(33.8)	15.9	16.5
	50	100.0	68.5(36.9)	14.4	17.2
	55	100.0	65.2(34.0)	15.5	19.3
	57	100.0	63.9(33.0)	15.7	20.5
	58	100.0	63.1(32.0)	15.8	21.2
	59	100.0	62.2(31.6)	16.1	21.7
	60	100.0	61.8(31.4)	16.5	21.7
	61	100.0	61.5(31.3)	16.6	21.8
	62	100.0	60.4(30.8)	17.1	22.5
	63	100.0	59.8(30.3)	17.5	22.7
	平成元	100.0	59.4(29.7)	17.6	23.0
	2	100.0	59.1(29.2)	17.6	23.3
	3	100.0	59.0(28.9)	17.6	23.4
	4	100.0	60.0(29.4)	17.2	22.8

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は15歳以上人口に占める家事専業者の割合

付表6 従業上の地位別

區 分		全 產 業				計
		計	自營業主	家族従業者	雇 用 者	
就業 者 数 (万人)	女	昭和34年	1,880,703	2,287,505	7,891,664	1,326,656
		昭和35年	1,880,703	2,287,505	7,891,664	1,326,656
		昭和36年	1,880,703	2,287,505	7,891,664	1,326,656
		昭和37年	1,880,703	2,287,505	7,891,664	1,326,656
		昭和38年	1,880,703	2,287,505	7,891,664	1,326,656
	男	昭和34年	2,255,933	7,232,811	7,733,222	2,255,933
		昭和35年	2,255,933	7,232,811	7,733,222	2,255,933
		昭和36年	2,255,933	7,232,811	7,733,222	2,255,933
		昭和37年	2,255,933	7,232,811	7,733,222	2,255,933
		昭和38年	2,255,933	7,232,811	7,733,222	2,255,933
標 成 比 (%)	女	昭和34年	100.0	144.8	433.3	100.0
		昭和35年	100.0	144.8	433.3	100.0
		昭和36年	100.0	144.8	433.3	100.0
		昭和37年	100.0	144.8	433.3	100.0
		昭和38年	100.0	144.8	433.3	100.0
	男	昭和34年	100.0	227.7	107.7	100.0
		昭和35年	100.0	227.7	107.7	100.0
		昭和36年	100.0	227.7	107.7	100.0
		昭和37年	100.0	227.7	107.7	100.0
		昭和38年	100.0	227.7	107.7	100.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

就業者数及び構成比の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
858 777 777 555 444 444 444 666 666 444	543 322 222 222 111 111 111 111 111 444	370 221 111 111 111 111 111 111 111 222	111 111 111 111 111 111 111 111 111 222	210 000 000 000 000 000 000 000 000 000	244 555 444 444 444 444 444 444 444 444	577 444 444 444 444 444 444 444 444 444
333 777 888 666 666 888 888 111 111 111	111 888 888 888 888 888 888 888 888 888	579 000 111 000 000 000 000 000 000 000	222 000 000 000 000 000 000 000 000 000	335 444 444 444 444 444 444 444 444 444	990 000 000 000 000 000 000 000 000 000	112 555 555 555 555 555 555 555 555 555
111 222 222 111 111 111 111 111 111 111	888 222 222 222 222 222 222 222 222 222	566 333 333 333 333 333 333 333 333 333	111 000 000 000 000 000 000 000 000 000	174 155 144 144 144 144 144 144 144 144	499 666 666 666 666 666 666 666 666 666	146 179 111 123 177 177 177 177 177 177
604 777 155 555 555 555 555 555 555 555	611 222 111 111 111 111 111 111 111 111	109 333 333 333 333 333 333 333 333 333	390 111 111 111 111 111 111 111 111 111	174 155 144 144 144 144 144 144 144 144	433 222 222 222 222 222 222 222 222 222	666 788 888 888 888 888 888 888 888 888

付表7 産業別就業者数及び構成比の推移

区 分			總 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
就 業 者 数 (万 人)	總 数	昭和45年	5,094	886	1,791	2,409
		50	5,223	661	1,841	2,710
		55	5,536	577	1,926	3,020
		57	5,638	548	1,931	3,143
		60	5,807	509	1,992	3,283
		平成2	6,249	451	2,099	3,669
		3	6,369	427	2,160	3,752
		4	6,436	411	2,194	3,801
	女	昭和45年	2,003	451	574	975
		50	1,953	331	535	1,085
		55	2,142	283	605	1,250
		57	2,200	267	616	1,313
		60	2,304	244	651	1,400
		平成2	2,536	215	692	1,618
3	2,592	201	711	1,669		
4	2,619	190	711	1,706		
構 成 比 (%)	總 数	昭和45年	100.0	17.4	35.2	47.3
		50	100.0	12.7	35.2	51.9
		55	100.0	10.4	34.8	54.6
		57	100.0	9.7	34.2	55.7
		60	100.0	8.8	34.3	56.5
		平成2	100.0	7.2	33.6	58.7
		3	100.0	6.7	33.9	58.9
		4	100.0	6.4	34.1	59.1
	女	昭和45年	100.0	22.5	28.7	48.7
		50	100.0	16.9	27.4	55.6
		55	100.0	13.2	28.2	58.4
		57	100.0	12.1	28.0	59.7
		60	100.0	10.6	28.3	60.8
		平成2	100.0	8.5	27.3	63.8
3	100.0	7.8	27.4	64.4		
4	100.0	7.3	27.1	65.1		

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 第1次産業…農業、林業、漁業

第2次産業…鉱業、建設業、製造業

第3次産業…上記以外の産業

付表8 完全失業者数及び完全失業率の推移

年	完全失業者数(万人)			完全失業率(%)		
	総数	女	男	総数	女	男
昭和35年	7.5	3.1	4.4	1.7	1.7	1.6
40	5.7	2.5	3.2	1.2	1.3	1.1
45	5.9	2.1	3.8	1.1	1.0	1.2
50	10.0	3.4	6.6	1.9	1.7	2.0
55	11.4	4.3	7.1	2.0	2.0	2.0
57	13.6	5.2	8.4	2.4	2.3	2.4
60	15.6	6.3	9.3	2.6	2.7	2.6
61	16.7	6.7	9.9	2.8	2.8	2.7
62	17.3	6.9	10.4	2.8	2.8	2.8
63	15.5	6.4	9.1	2.5	2.6	2.5
平成元	14.2	5.9	8.3	2.3	2.3	2.2
2	13.4	5.7	7.7	2.1	2.2	2.0
3	13.6	5.9	7.8	2.1	2.2	2.0
4	14.2	6.0	8.2	2.2	2.2	2.1
第1四半期	14.3	6.2	8.1	2.2	2.4	2.1
2 "	13.9	5.8	8.0	2.1	2.1	2.0
3 "	14.2	6.0	8.2	2.1	2.2	2.1
4 "	14.5	6.1	8.4	2.2	2.3	2.1

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 完全失業率 = $\frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$

付表9 求職理由別完全失業者数及び構成比の推移

年		女					男				
		総数	非自発的な離職による者	自発的な離職による者	学卒未就職者	その他の者	総数	非自発的な離職による者	自発的な離職による者	学卒未就職者	その他の者
完全失業者数(万人)	昭和59年	65	13	26	4	20	96	40	27	4	21
	60	63	13	27	3	18	93	35	26	4	23
	61	67	14	28	3	18	99	37	29	4	23
	62	69	15	29	3	18	104	43	28	4	24
	63	64	12	29	3	17	91	32	28	4	23
	平成元	59	10	27	3	16	83	26	26	3	22
	2	57	10	27	2	14	77	22	25	3	22
	3	59	10	28	2	15	78	21	26	3	22
	4	60	10	30	2	15	82	23	30	4	21
構成比(%)	昭和59年	100.0	20.0	40.0	6.2	30.8	100.0	41.7	28.1	4.2	21.9
	60	100.0	20.6	42.9	4.8	28.6	100.0	37.6	28.0	4.3	24.7
	61	100.0	20.9	41.8	4.5	26.9	100.0	37.4	29.3	4.0	23.2
	62	100.0	21.7	42.0	4.3	26.1	100.0	41.3	26.9	3.8	23.1
	63	100.0	18.8	45.3	4.7	26.6	100.0	35.2	30.8	4.4	25.3
	平成元	100.0	16.9	45.8	5.1	27.1	100.0	31.3	31.3	3.6	26.5
	2	100.0	17.5	47.4	3.5	24.6	100.0	28.6	32.5	3.9	28.6
	3	100.0	16.9	47.5	3.4	25.4	100.0	26.9	33.3	3.8	28.2
	4	100.0	16.7	50.0	3.3	25.0	100.0	28.0	36.6	4.9	25.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表10 産業別雇用者数、構成比及び

区 分			全 産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業
雇 用 者 数 (万人)	女	昭和50年	738	370	3	4	290
		40	973	200	3	4	405
		45	1096	89	2	1	498
		50	1167	89	1	1	580
		55	1354	100	2	1	607
		57	1418	99	3	1	575
		59	1518	110	2	1	567
		60	1548	110	2	1	572
		61	1584	111	2	1	672
		62	1615	112	2	1	729
	63	1670	121	2	1	818	
	平成元	1749	111	2	1		
	2	1834	111	2	1		
	3	1838	112	2	1		
	4	1974	121	2	1		
	男	昭和50年	1632	579	23	38	169
		40	1963	392	22	25	228
		45	2210	201	16	16	260
		50	2477	210	16	14	327
		55	2617	210	13	9	369
57		2680	209	13	9	363	
59		2747	199	13	7	354	
60		2764	199	12	7	357	
61		2795	199	13	7	359	
62		2813	190	13	7	354	
平成元	2929	200	12	6	374		
2	3001	208	11	6	384		
3	3084	190	11	5	390		
4	3145	210	11	5	400		
構 成 比 (%)	女	昭和50年	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2
		55	100.0	0.7	0.1	0.1	4.3
		57	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2
		60	100.0	0.6	0.2	0.1	3.6
		62	100.0	0.6	0.1	0.1	3.5
		63	100.0	0.7	0.1	0.1	3.7
		平成元	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8
		2	100.0	0.6	0.1	0.1	3.9
		3	100.0	0.6	0.1	0.1	4.1
		4	100.0	0.6	0.1	0.1	4.1
	男	昭和50年	100.0	0.9	0.7	0.6	13.2
		55	100.0	0.8	0.5	0.3	14.1
		57	100.0	0.8	0.5	0.3	13.5
		60	100.0	0.7	0.4	0.3	12.9
		62	100.0	0.7	0.5	0.2	12.6
		63	100.0	0.7	0.4	0.2	13.0
		平成元	100.0	0.7	0.4	0.2	13.1
		2	100.0	0.8	0.4	0.2	13.0
		3	100.0	0.8	0.4	0.2	13.0
		4	100.0	0.6	0.3	0.2	13.2
雇 用 者 女 子 比 率 に 割 り 合 せ	昭和50年	32.0	27.6	5.9	6.7	13.0	
		55	30.3	3.3	13.3	13.6	
		57	33.3	3.1	14.0	14.2	
		60	32.1	2.0	13.3	13.8	
		62	34.5	1.3	14.3	13.8	
		63	36.8	3.5	14.3	14.2	
		平成元	37.4	3.5	14.3	14.9	
		2	37.9	3.7	15.4	15.6	
		3	38.3	4.0	15.4	16.5	
		4	38.6	3.6	15.4	16.3	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

雇用者総数に占める女子の割合の推移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金融・保険業 不動産業	サービス業	公 務
2 6 9		2 6		1 6 6	1 8 2	2 3
3 3 3		3 1		2 3 9	2 1 9	2 5
3 9 0	3		2 5 7	5 7	2 6 5	2 5
3 6 1	4	4 0	2 9 0	7 1	3 1 2	3 1
3 8 6	4	3 8	3 5 1	8 2	3 8 8	3 3
3 9 2	4	3 9	3 7 4	8 9	4 1 2	3 3
4 2 3	5	3 9	4 0 3	9 1	4 5 2	3 3
4 3 5	4	4 1	4 0 8	9 0	4 6 4	3 5
4 3 5	4	4 4	4 2 3	9 7	4 7 5	3 5
4 2 8	4	4 4	4 3 7	1 0 2	4 9 3	3 4
4 4 0	4	4 4	4 5 3	1 0 6	5 1 2	3 3
4 6 0	5	4 8	4 7 1	1 1 1	5 3 7	3 3
4 7 1	4	5 1	4 9 3	1 2 1	5 6 7	3 6
4 8 9	4	5 4	5 1 6	1 2 4	5 9 5	3 7
4 9 4	5	5 9	5 3 8	1 2 3	6 1 8	3 8
5 3 0		2 0 6		2 8 3	2 0 6	1 1 9
6 6 0		2 5 6		3 5 4	2 4 6	1 3 3
7 5 4	2 5		3 5 4	6 4	2 9 4	1 3 6
7 7 6	2 8	2 7 1	4 2 1	8 6	3 4 6	1 6 5
7 7 9	2 6	2 9 3	4 7 4	9 5	4 0 0	1 6 6
7 5 9	3 0	2 9 2	4 9 6	1 0 0	4 3 5	1 6 2
7 8 8	3 0	2 8 3	5 0 8	1 0 8	4 7 1	1 6 3
8 0 0	2 9	2 8 3	5 0 4	1 0 9	4 7 6	1 6 4
7 9 5	2 8	2 8 9	5 1 5	1 1 0	4 9 3	1 6 2
7 8 8	2 7	2 8 5	5 2 5	1 1 3	5 1 4	1 6 4
8 0 5	2 5	2 8 7	5 3 7	1 1 0	5 2 2	1 6 2
8 1 6	2 5	2 9 9	5 4 4	1 1 4	5 4 7	1 6 6
8 3 4	2 5	3 0 2	5 5 5	1 2 0	5 7 5	1 5 9
8 6 8	2 8	3 0 1	5 6 3	1 2 0	5 9 8	1 6 3
8 8 9	2 8	3 0 4	5 6 4	1 2 1	6 1 4	1 6 6
3 0 9	0 3	3 3	2 4 9	6 1	2 6 7	2 7
2 8 5	0 3	2 9	2 5 9	6 1	2 8 7	2 4
2 7 6	0 3	2 8	2 6 4	6 3	2 9 1	2 3
2 8 1	0 3	2 6	2 6 4	5 8	3 0 0	2 3
2 6 5	0 2	2 7	2 7 1	6 3	3 0 5	2 1
2 6 3	0 2	2 6	2 7 1	6 3	3 0 7	2 0
2 6 3	0 3	2 7	2 6 9	6 3	3 0 7	1 9
2 5 7	0 2	2 8	2 6 9	6 6	3 0 9	2 0
2 5 5	0 2	2 8	2 6 9	6 5	3 1 0	1 9
2 5 0	0 3	3 0	2 7 3	6 2	3 1 3	1 9
3 1 3	1 1	1 1	1 7 0	3 5	1 4 0	6 7
2 8 6	1 0	1 2	1 8 1	3 6	1 5 3	6 3
2 8 3	1 1	1 0 9	1 8 5	3 7	1 6 2	6 0
2 8 9	1 0	1 0 2	1 8 2	3 9	1 7 2	5 9
2 8 0	1 0	1 0 1	1 8 7	4 0	1 8 3	5 8
2 8 1	0 9	1 0 0	1 8 7	3 8	1 8 2	5 6
2 7 9	0 9	1 0 2	1 8 6	3 9	1 8 7	5 3
2 7 8	0 9	1 0 1	1 8 5	4 0	1 9 2	5 3
2 8 1	0 9	9 8	1 8 3	3 9	1 9 4	5 3
2 8 3	0 9	9 7	1 7 9	3 8	1 9 5	5 3
3 1 7	1 2 5	1 2 1	4 0 8	4 5 2	4 7 3	1 5 8
3 4 0	1 3 3	1 1 8	4 2 5	4 6 3	4 9 2	1 6 6
3 4 1	1 1 8	1 1 8	4 3 0	4 7 1	4 8 6	1 6 9
3 5 2	1 2 1	1 2 7	4 4 7	4 5 2	4 9 4	1 7 6
3 5 2	1 2 9	1 3 4	4 5 4	4 7 2	4 8 9	1 7 2
3 5 3	1 2 9	1 3 3	4 5 8	4 9 1	4 9 5	1 7 0
3 6 1	1 6 7	1 3 8	4 6 4	4 9 3	4 9 5	1 7 5
3 6 1	1 3 3	1 4 4	4 7 1	5 0 2	4 9 6	1 8 5
3 6 0	1 2 1	1 5 2	4 7 8	5 0 8	4 9 8	1 8 6
3 5 7	1 5 2	1 6 3	4 8 8	5 0 4	5 0 2	1 8 6

付表11 職業別雇用者数、構成比及び

区 分		総 数	専門的・技術的 職業従事者	職業 管理従事者	事務 従事者	販売 従事者	農作 林業 漁業者	採掘 作業 業者	運輸・事 通信者	建設・工 業・製造・ 建設業者	労働 作業 業者	保安職業 ・サービス 従事者
雇 用 者 数	女	昭35	738	60	2	170	58	24	2	5	240	108
		40	913	76	4	251	88	14	1	22	220	70
		45	1,096	100	5	339	112	10	1	22	291	66
		50	1,167	135	11	376	129	9	0	17	287	43
		55	1,354	176	11	443	157	10	0	14	314	54
		57	1,418	187	12	471	169	10	0	13	317	79
		58	1,486	201	12	485	178	10	0	13	332	82
		59	1,518	208	13	500	183	10	0	12	341	80
		60	1,548	211	14	507	183	10	0	11	352	86
		61	1,584	217	15	522	192	11	0	11	352	83
		62	1,615	227	16	532	203	10	0	10	346	86
		63	1,670	235	16	556	212	10	0	10	355	91
		平元	1,749	244	18	589	220	11	0	10	370	98
		2	1,834	253	18	631	230	11	0	9	378	102
		3	1,918	267	20	669	242	12	0	10	385	104
		4	1,974	271	20	689	251	12	0	10	385	110
		昭35	1,632	120	78	304	109	49	33	89	652	89
		40	1,963	126	111	378	151	44	19	162	662	152
		45	2,210	146	127	384	231	32	9	197	831	133
		50	2,479	169	193	400	299	32	9	203	929	88
		55	2,617	188	206	424	340	30	4	215	946	94
		57	2,680	207	205	439	368	31	4	207	953	108
		58	2,722	214	200	448	394	31	4	208	949	110
		59	2,747	235	197	454	401	29	3	200	948	113
		60	2,764	239	193	447	398	28	3	199	964	119
		61	2,795	240	193	440	414	30	3	203	975	120
		62	2,813	288	203	431	426	30	4	198	931	125
		63	2,868	305	207	439	439	30	3	196	938	132
		平元	2,929	325	211	444	449	30	3	203	944	137
		2	3,001	340	215	457	450	28	2	207	965	144
		3	3,084	367	223	471	455	30	2	204	982	148
		4	3,145	381	232	473	464	30	3	201	999	155
(万人)	男	昭35	1,632	120	78	304	109	49	33	89	652	89
		40	1,963	126	111	378	151	44	19	162	662	152
		45	2,210	146	127	384	231	32	9	197	831	133
		50	2,479	169	193	400	299	32	9	203	929	88
		55	2,617	188	206	424	340	30	4	215	946	94
		57	2,680	207	205	439	368	31	4	207	953	108
		58	2,722	214	200	448	394	31	4	208	949	110
		59	2,747	235	197	454	401	29	3	200	948	113
		60	2,764	239	193	447	398	28	3	199	964	119
		61	2,795	240	193	440	414	30	3	203	975	120
		62	2,813	288	203	431	426	30	4	198	931	125
		63	2,868	305	207	439	439	30	3	196	938	132
		平元	2,929	325	211	444	449	30	3	203	944	137
		2	3,001	340	215	457	450	28	2	207	965	144
		3	3,084	367	223	471	455	30	2	204	982	148
		4	3,145	381	232	473	464	30	3	201	999	155

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 1 昭35、40年の職業別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

2 昭55年国勢調査に用いる職業分類改訂に伴い労働力調査においても、56年から「保安職業、サービス職業従事者」に属していた「清掃員」が新たに「労働作業業者」に含まれている。

雇用者総数に占める女子の割合の推移

区 分			総 数	専門的・技術的 職業・従事者	管 業 理 従 事 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 作 林 業 漁 業 者	採 掘 作 業 者	運 送 ・ 事 通 信 者	技 能 工 ・ 製 造 ・ 建 設 作 業 者	労 務 作 業 者	保 安 職 業 ・ サ ー ビ ス 職 業 従 事 者
構 成 比 (%)	女	昭35	100.0	9.0	0.3	25.4	8.7	3.6	0.3	0.7	35.9		16.1
		40	100.0	8.7	0.5	28.8	10.1	1.6	0.1	2.5	25.2	8.0	14.5
		45	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	0.9	0.1	2.0	26.6	6.0	13.7
		50	100.0	11.6	0.9	32.2	11.1	0.8	0.0	1.5	24.6	3.7	13.7
		55	100.0	13.0	0.8	32.7	11.6	0.7	0.0	1.0	23.2	4.0	12.9
		57	100.0	13.2	0.8	33.2	11.9	0.7	0.0	0.9	22.4	5.6	11.2
		60	100.0	13.6	0.9	32.8	11.8	0.6	0.0	0.7	22.7	5.6	11.2
		63	100.0	14.1	1.0	33.3	12.7	0.6	0.0	0.6	21.3	5.4	10.9
		平元	100.0	14.0	1.0	33.7	12.6	0.6	0.0	0.6	21.2	5.6	10.7
		2	100.0	13.8	1.0	34.4	12.5	0.6	0.0	0.5	20.6	5.6	10.7
		3	100.0	13.9	1.0	34.9	12.6	0.6	0.0	0.5	20.1	5.4	10.8
		4	100.0	13.7	1.0	34.9	12.7	0.6	0.0	0.5	19.5	5.6	11.2
	男	昭35	100.0	7.9	5.1	20.0	7.2	3.2	2.2	5.8	42.8		5.8
		40	100.0	6.6	5.8	19.8	7.9	2.3	1.0	8.5	34.6	8.0	5.5
		45	100.0	6.6	5.7	17.4	10.5	1.4	0.4	8.9	37.6	6.0	5.3
		50	100.0	6.8	7.8	16.1	12.1	1.3	0.4	8.2	37.5	3.5	6.3
		55	100.0	7.2	7.9	16.2	13.0	1.1	0.2	8.2	36.1	3.6	6.4
		57	100.0	7.7	7.6	16.4	13.7	1.2	0.1	7.7	35.6	4.0	5.8
		60	100.0	8.6	7.0	16.2	14.4	1.0	0.1	7.2	34.9	4.3	6.1
		63	100.0	10.6	7.2	15.3	15.3	1.0	0.1	6.8	32.7	4.6	6.0
		平元	100.0	11.1	7.2	15.2	15.3	1.0	0.1	6.9	32.2	4.7	6.0
		2	100.0	11.3	7.2	15.2	15.0	0.9	0.1	6.9	32.2	4.8	6.2
3		100.0	11.9	7.2	15.3	14.8	1.0	0.1	6.6	31.8	4.8	6.3	
4		100.0	12.1	7.4	15.0	14.8	1.0	0.1	6.4	31.8	4.9	6.4	
雇 用 者 の 総 数 に 占 め る 女 子 の 比	昭35	31.1	33.3	2.5	35.9	34.7	32.9	5.7	5.3	26.9		54.8	
	40	31.7	37.6	3.4	39.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	31.5	54.7	
	45	33.2	40.7	3.8	46.9	32.6	23.8	10.0	10.1	25.9	33.2	56.2	
	50	32.0	44.4	5.4	48.5	30.2	22.0	0.0	7.7	23.6	32.6	50.8	
	55	34.1	48.4	5.1	51.1	31.6	25.0	0.0	6.1	24.9	36.5	50.9	
	57	34.6	47.5	5.5	51.8	31.5	24.4	0.0	5.9	25.0	42.3	50.5	
	60	35.9	46.8	6.8	53.1	31.5	26.3	0.0	5.2	26.7	42.2	50.9	
	63	36.8	43.6	7.2	55.9	32.6	25.0	0.0	4.9	27.4	40.8	51.3	
	平元	37.4	42.8	7.9	57.0	32.9	26.8	0.0	4.7	28.2	41.7	51.4	
	2	37.9	42.6	7.7	58.0	33.8	28.2	0.0	4.2	28.2	41.6	51.3	
	3	38.3	42.2	8.2	58.6	34.7	29.3	0.0	4.7	28.2	41.3	51.5	
	4	38.6	41.6	7.9	59.3	35.1	28.6	0.0	4.7	27.8	41.5	52.6	

付表12 規模別雇用者数及び

区 分		総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
雇 用 者 数 (万人)	女	昭和35年	7 0 1	2 7 2	8 8	6 7	1 1 6	1 0 3
		40	8 9 3	3 2 4	1 2 9	1 1 4	1 8 8	1 0 4
		45	1, 0 8 6	4 0 3	1 6 6	1 5 5	2 4 7	1 1 2
		50	1, 1 5 9	4 4 0	1 8 2	1 5 8	2 4 2	1 3 4
		55	1, 3 4 5	5 2 1	2 2 2	1 8 7	2 5 3	1 6 0
		57	1, 4 0 8	5 5 2	2 3 2	2 0 1	2 6 2	1 5 9
		58	1, 4 7 5	5 6 9	2 4 2	2 1 6	2 7 8	1 6 8
		59	1, 5 0 8	5 8 0	2 5 0	2 1 9	2 8 9	1 6 7
		60	1, 5 3 9	5 9 0	2 5 7	2 3 3	2 8 8	1 6 8
		61	1, 5 7 4	6 0 4	2 6 2	2 4 3	2 9 6	1 6 7
		62	1, 6 0 4	6 1 3	2 6 6	2 4 5	3 0 8	1 6 9
		63	1, 6 6 0	6 2 3	2 8 1	2 6 1	3 2 3	1 6 7
		平成元	1, 7 3 8	6 5 0	2 9 2	2 7 1	3 5 2	1 6 9
		2	1, 8 2 3	6 7 4	3 0 5	2 9 0	3 7 3	1 7 4
		3	1, 9 0 7	7 0 3	3 1 7	3 1 2	3 9 1	1 7 9
		4	1, 9 6 2	7 1 7	3 2 7	3 2 0	4 1 0	1 8 2
	男	昭和35年	1, 5 7 5	4 7 3	1 9 9	1 6 3	3 3 2	3 1 9
		40	1, 9 2 4	5 4 3	2 7 9	2 4 3	5 4 5	2 7 3
		45	2, 1 9 1	6 5 9	3 1 6	3 0 9	6 1 9	2 8 2
		50	2, 4 5 8	7 5 9	3 6 0	3 4 7	6 6 9	3 1 8
55		2, 5 9 7	8 2 8	3 9 4	3 7 8	6 6 3	3 2 7	
57		2, 6 6 0	8 3 8	3 9 6	3 8 8	6 9 9	3 3 3	
58		2, 7 0 1	8 4 7	4 0 4	3 9 4	7 2 4	3 2 7	
59		2, 7 2 8	8 3 3	4 1 2	4 0 7	7 3 7	3 3 3	
60		2, 7 4 5	8 3 6	4 1 6	4 2 1	7 2 9	3 3 5	
61		2, 7 7 6	8 5 3	4 2 6	4 3 2	7 2 4	3 3 3	
62		2, 7 9 5	8 6 4	4 2 4	4 3 6	7 3 1	3 3 3	
63		2, 8 4 8	8 8 5	4 3 3	4 4 7	7 4 2	3 3 2	
平成元		2, 9 1 0	9 0 1	4 5 0	4 7 0	7 5 1	3 2 8	
2		2, 9 8 4	9 1 4	4 6 6	4 8 5	7 7 5	3 3 4	
3	3, 0 6 5	9 3 2	4 7 7	5 0 3	8 0 8	3 3 6		
4	3, 1 2 5	9 4 2	4 7 9	5 1 3	8 4 4	3 3 7		

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の規模別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

構成比の推移（非農林業）

区 分		総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
構 成	女	昭和35年	100.0	42.1	13.6	10.4	18.0	15.9
		40	100.0	37.7	15.0	13.3	21.9	12.1
		45	100.0	37.1	15.3	14.3	22.7	10.3
		50	100.0	38.0	15.7	13.6	20.9	11.6
		55	100.0	38.7	16.5	13.9	18.8	11.9
		57	100.0	39.2	16.5	14.3	18.6	11.3
		58	100.0	38.6	16.4	14.6	18.8	11.4
		59	100.0	38.5	16.6	14.5	19.2	11.1
		60	100.0	38.3	16.7	15.1	18.7	10.9
		61	100.0	38.4	16.6	15.4	18.8	10.6
		62	100.0	38.2	16.6	15.3	19.2	10.5
		63	100.0	37.5	16.9	15.7	19.5	10.1
		平成元	100.0	37.4	16.8	15.6	20.3	9.7
成	2	100.0	37.0	16.7	15.9	20.5	9.5	
	3	100.0	36.9	16.6	16.4	20.5	9.4	
	4	100.0	36.5	16.7	16.3	20.9	9.3	
	比	男	昭和35年	100.0	31.8	13.4	11.0	22.3
40			100.0	28.9	14.8	12.9	29.0	14.5
45			100.0	30.1	14.4	14.1	28.3	12.9
50			100.0	30.9	14.7	14.1	27.2	12.9
55			100.0	31.9	15.2	14.6	25.5	12.6
57			100.0	31.5	14.9	14.6	26.3	12.5
58			100.0	31.4	15.0	14.6	26.8	12.1
59			100.0	30.5	15.1	14.9	27.0	12.2
60			100.0	30.5	15.2	15.3	26.6	12.2
61			100.0	30.7	15.3	15.6	26.1	12.0
62			100.0	30.9	15.2	15.6	26.2	11.9
63			100.0	31.1	15.2	15.7	26.1	11.7
平成元			100.0	31.0	15.5	16.2	25.8	11.3
(%)	2	100.0	30.6	15.6	16.3	26.0	11.2	
	3	100.0	30.4	15.6	16.4	26.4	11.0	
	4	100.0	30.1	15.3	16.4	27.0	10.8	

付表13 年齢階級別雇用者数、構成比及び

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 64	65歳 以上	
雇 用 者	女	昭和35年	738	157	265		116		127				5
		40	913	157	251	99	158		167			34	7
		45	1,096	138	317	124	89	106	252			59	12
		50	1,167	79	266	156	111	119	134	119	85	81	18
		55	1,354	68	247	164	153	158	161	152	117	107	25
		57	1,418	64	246	163	169	167	177	164	127	115	26
		58	1,486	71	254	163	167	180	191	173	136	123	27
		59	1,518	71	255	168	161	187	205	175	138	128	28
		60	1,548	65	262	167	153	205	209	180	145	134	30
		61	1,584	70	266	171	146	225	203	186	152	134	30
		62	1,615	69	271	180	146	225	204	195	154	140	31
		63	1,670	69	283	188	145	217	219	206	160	149	32
		平成元	1,749	75	292	197	144	212	238	225	167	164	36
		2	1,834	78	301	211	150	205	263	231	178	176	40
数 (万人)	男	昭和35年	1,632	157	478		404		460				24
		40	1,963	152	333	310	531		417			131	37
		45	2,210	120	365	358	310	288	548			166	54
		50	2,479	70	304	444	368	317	290	253	170	196	71
		55	2,617	61	244	379	429	360	310	286	245	227	77
		57	2,680	65	243	351	447	357	327	296	258	259	73
		58	2,722	70	253	343	427	379	340	300	266	273	71
		59	2,747	69	255	339	398	401	355	300	270	289	71
		60	2,764	66	260	334	376	424	354	305	274	300	70
		61	2,795	72	262	337	359	446	338	313	282	315	71
		62	2,813	72	268	337	348	438	345	322	285	327	71
		63	2,868	74	275	343	341	417	374	332	291	345	76
		平成元	2,929	74	285	348	339	396	395	351	292	367	82
		2	3,001	81	296	359	337	376	421	354	296	392	89
3	3,084	85	315	363	337	362	451	343	311	416	101		
4	3,145	84	330	364	341	351	447	354	326	434	113		

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 64	65歳 以上	
構 成 比 (%)	女	昭和35年	100.0	23.4	39.6		17.3		19.0			0.7	
		40	100.0	18.0	28.8	11.3	18.1		19.1			3.9	0.8
		45	100.0	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7	23.0			5.4	1.1
		50	100.0	6.8	22.8	13.4	9.5	10.2	11.5	10.2	7.3	6.9	1.5
		55	100.0	5.0	18.2	12.1	11.3	11.7	11.9	11.2	8.6	7.9	1.8
		57	100.0	4.5	17.3	11.5	11.9	11.8	12.5	11.6	9.0	8.1	1.8
		60	100.0	4.2	16.9	10.8	9.9	13.2	13.5	11.6	9.4	8.7	1.9
		62	100.0	4.3	16.8	11.1	9.0	13.9	12.6	12.1	9.5	8.7	1.9
		63	100.0	4.1	16.9	11.3	8.7	13.0	13.1	12.3	9.6	8.9	1.9
		平成元	100.0	4.3	16.7	11.3	8.2	12.1	13.6	12.9	9.5	9.4	2.1
		2	100.0	4.3	16.4	11.5	8.2	11.2	14.3	12.6	9.7	9.6	2.2
		3	100.0	4.1	16.6	11.5	8.3	10.3	15.0	11.8	9.7	10.3	2.4
		4	100.0	3.9	16.6	11.6	8.2	9.9	14.6	11.9	10.1	10.6	2.5
		男	昭和35年	100.0	10.3	31.4		26.5		30.2			
	40		100.0	8.0	17.4	16.2	27.8		21.8			6.9	1.9
	45		100.0	5.4	16.5	16.2	14.0	13.0	24.8			7.5	2.4
	50		100.0	2.8	12.3	17.9	14.8	12.8	11.7	10.2	6.9	7.8	2.9
	55		100.0	2.3	9.3	14.5	16.4	13.8	11.8	10.9	9.4	8.7	2.9
	57		100.0	2.4	9.3	13.1	16.7	13.3	12.2	11.0	9.6	9.7	2.7
	60		100.0	2.4	9.4	12.1	13.6	15.3	12.8	11.0	9.9	10.9	2.5
	62		100.0	2.6	9.5	12.0	12.4	15.6	12.3	11.4	10.1	11.6	2.5
	63		100.0	2.6	9.6	12.0	11.9	14.5	13.0	11.6	10.1	12.0	2.6
平成元	100.0		2.5	9.7	11.9	11.6	13.5	13.5	12.0	10.0	12.5	2.8	
2	100.0	2.7	9.9	12.0	11.2	12.5	14.0	11.8	9.9	13.1	3.0		
3	100.0	2.8	10.2	11.8	10.9	11.7	14.6	11.1	10.1	13.5	3.3		
4	100.0	2.7	10.5	11.6	10.8	11.2	14.2	11.3	10.4	13.8	3.6		
女 子 雇 用 者 以 上 割 入 合 口 に 占 め	昭和35年	21.9	35.1	33.6		16.1		11.3				1.6	
	40	24.3	29.5	54.2	23.8	20.3		19.9			8.9	2.0	
	45	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0	26.5			13.6	3.0	
	50	26.9	20.2	58.5	29.4	23.9	28.3	32.8	32.2	27.0	16.3	3.6	
	55	29.5	17.0	63.3	36.2	28.9	33.1	38.5	37.5	32.1	19.1	4.1	
	57	30.3	15.7	63.6	39.6	30.8	37.2	40.7	39.4	33.5	19.3	4.0	
	60	31.8	15.0	65.2	43.0	33.8	38.8	45.3	43.5	36.3	20.4	4.1	
	62	32.3	14.7	66.7	46.8	35.4	41.1	45.7	45.2	37.5	20.1	3.9	
	63	33.0	14.4	67.7	48.5	36.3	42.0	46.3	46.8	38.8	20.9	3.9	
	平成元	34.2	15.4	68.2	50.6	36.6	44.1	48.0	48.9	40.9	22.6	4.2	
	2	35.4	16.0	69.4	52.9	38.8	45.4	50.0	50.7	43.5	23.7	4.5	
3	36.7	16.1	70.3	55.4	41.4	46.0	51.5	52.3	45.1	26.1	5.0		
4	37.4	16.1	70.2	56.6	42.1	47.6	52.9	53.0	46.9	27.3	5.2		

付表14 雇用形態別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

区 分		女				男			
		総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇
雇 用 者 数 （ 万 人 ）	昭和35年	7 0 1	6 1 4	5 7	3 0	1,5 7 5	1,4 4 4	6 7	6 3
	40	8 9 3	7 7 2	8 0	4 1	1,9 2 4	1,7 9 2	6 5	6 7
	45	1,0 8 6	9 3 7	1 0 2	4 7	2,1 9 1	2,0 6 9	6 0	6 2
	50	1,1 5 9	9 9 2	1 1 6	5 1	2,4 5 8	2,3 3 6	5 8	6 5
	55	1,3 4 5	1,1 0 5	1 8 0	6 0	2,5 9 7	2,4 6 1	7 2	6 3
	57	1,4 0 8	1,1 4 7	2 0 1	6 1	2,6 6 0	2,5 2 6	7 4	6 0
	58	1,4 7 5	1,1 9 0	2 2 2	6 3	2,7 0 1	2,5 6 0	8 0	6 0
	59	1,5 0 8	1,2 1 7	2 2 7	6 4	2,7 2 8	2,5 9 0	8 1	5 7
	60	1,5 3 9	1,2 4 3	2 3 4	6 2	2,7 4 5	2,6 0 4	8 3	5 8
	61	1,5 7 4	1,2 7 7	2 3 5	6 2	2,7 7 6	2,6 3 6	8 4	5 7
	62	1,6 0 4	1,2 9 5	2 5 0	6 0	2,7 9 5	2,6 5 0	9 2	5 3
	63	1,6 6 0	1,3 3 8	2 5 9	6 2	2,8 4 8	2,6 9 5	9 7	5 7
	平成元	1,7 3 8	1,4 0 1	2 7 3	6 3	2,9 1 0	2,7 5 3	9 8	5 8
	2	1,8 2 3	1,4 7 5	2 8 2	6 6	2,9 8 4	2,8 2 2	1 0 6	5 6
	3	1,9 0 7	1,5 5 5	2 8 4	6 8	3,0 6 5	2,9 0 1	1 1 0	5 5
	4	1,9 6 2	1,6 0 2	2 9 3	6 7	3,1 2 5	2,9 6 3	1 1 1	5 0
構 成 比 （ ％ ）	昭和35年	1 0 0.0	8 7.6	8.1	4.3	1 0 0.0	9 1.7	4.3	4.0
	40	1 0 0.0	8 6.5	9.0	4.6	1 0 0.0	9 3.1	3.4	3.5
	45	1 0 0.0	8 6.3	9.4	4.3	1 0 0.0	9 4.4	2.7	2.8
	50	1 0 0.0	8 5.6	1 0.0	4.4	1 0 0.0	9 5.0	2.4	2.6
	55	1 0 0.0	8 2.2	1 3.4	4.5	1 0 0.0	9 4.8	2.8	2.4
	57	1 0 0.0	8 1.5	1 4.3	4.3	1 0 0.0	9 5.0	2.8	2.3
	58	1 0 0.0	8 0.7	1 5.1	4.3	1 0 0.0	9 4.8	3.0	2.2
	59	1 0 0.0	8 0.7	1 5.1	4.2	1 0 0.0	9 4.9	3.0	2.1
	60	1 0 0.0	8 0.8	1 5.2	4.0	1 0 0.0	9 4.9	3.0	2.1
	61	1 0 0.0	8 1.1	1 4.9	3.9	1 0 0.0	9 5.0	3.0	2.1
	62	1 0 0.0	8 0.7	1 5.6	3.7	1 0 0.0	9 4.8	3.3	1.9
	63	1 0 0.0	8 0.6	1 5.6	3.7	1 0 0.0	9 4.6	3.4	2.0
	平成元	1 0 0.0	8 0.6	1 5.7	3.6	1 0 0.0	9 4.6	3.4	2.0
	2	1 0 0.0	8 0.9	1 5.5	3.6	1 0 0.0	9 4.6	3.6	1.9
	3	1 0 0.0	8 1.5	1 4.9	3.6	1 0 0.0	9 4.6	3.6	1.8
	4	1 0 0.0	8 1.7	1 4.9	3.4	1 0 0.0	9 4.8	3.6	1.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注）常 雇……次の「臨時雇」、「日雇」以外の雇用者

臨時雇……1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日 雇……日々又は1か月未満の契約で雇われている者

付表 15 配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

（単位 万人、％）

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和50年	1,159 (100.0)	440 (38.0)	595 (51.3)	125 (10.8)
55	1,345 (100.0)	437 (32.5)	772 (57.4)	135 (10.0)
56	1,382 (100.0)	443 (32.1)	802 (58.0)	136 (9.8)
57	1,408 (100.0)	443 (31.5)	828 (58.8)	136 (9.7)
58	1,475 (100.0)	459 (31.1)	877 (59.5)	139 (9.4)
59	1,508 (100.0)	475 (31.5)	893 (59.2)	140 (9.3)
60	1,539 (100.0)	482 (31.3)	911 (59.2)	147 (9.6)
61	1,574 (100.0)	500 (31.8)	925 (58.8)	148 (9.4)
62	1,604 (100.0)	516 (32.2)	942 (58.7)	146 (9.1)
63	1,660 (100.0)	538 (32.4)	971 (58.5)	149 (9.0)
平成元	1,738 (100.0)	564 (32.5)	1,017 (58.5)	157 (9.0)
2	1,823 (100.0)	596 (32.7)	1,061 (58.2)	165 (9.1)
3	1,907 (100.0)	631 (33.1)	1,102 (57.8)	173 (9.1)
4	1,952 (100.0)	650 (33.1)	1,131 (57.6)	180 (9.2)

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注）（ ）内は構成比

付表 16 有配偶女子の就業状態の推移

区 分		昭和55年	57年	60年	平成3年	4年
実 数 (万人)	女子15歳以上人口	4,591	4,687	4,863	5,233	5,281
	有配偶	2,959	3,017	3,073	3,169	3,192
	労働力人口	1,455	1,510	1,570	1,686	1,687
	就業者	1,436	1,488	1,543	1,661	1,663
	自営業主	206	208	201	179	176
	家族従業者	448	442	421	367	343
	雇用者	780	836	918	1,112	1,141
	完全失業者	19	22	28	25	24
	非労働力人口	1,495	1,498	1,488	1,471	1,498
構 成 比 (%)	女子15歳以上人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	有配偶	64.5 (100.0)	64.4 (100.0)	63.2 (100.0)	60.6 (100.0)	60.4 (100.0)
	労働力人口	(49.2)	(50.0)	(51.1)	(53.2)	(52.9)
	就業者	(48.5)	(49.3)	(50.2)	(52.4)	(52.1)
	自営業主	(7.0)	(6.9)	(6.5)	(5.6)	(5.5)
	家族従業者	(15.1)	(14.7)	(13.7)	(11.6)	(10.7)
	雇用者	(26.4)	(27.7)	(29.9)	(35.1)	(35.7)
	完全失業者	(0.6)	(0.7)	(0.9)	(0.8)	(0.8)
	非労働力人口	(50.5)	(49.8)	(48.4)	(46.4)	(46.9)

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表18 末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態

区 分		総 数	末 子 の 年 齢						
			0～ 3 歳	4～ 6	7～ 9	10～ 12	13～ 14	15～ 17	18歳 以上
実 数 （ 万 人 ）	子供のいる世帯総数	1,849	346	179	175	174	145	222	607
	就 業 者	1,036	97	89	111	116	104	158	359
	非農林業雇用者	778	74	66	84	92	82	125	257
	35時間未満	353	35	33	43	45	35	58	104
	35時間以上	423	39	33	41	46	46	65	152
	非就業者	809	248	89	64	57	39	64	246
	就業希望者	394	135	55	38	31	22	34	79
構 成 比 （ ％ ）	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	就 業 者	56.0	28.0	49.7	63.4	66.7	71.7	71.2	59.1
	非農林業雇用者	42.1	21.4	36.9	48.0	52.9	56.6	56.3	42.3
	35時間未満	19.1 (45.4)	10.1 (47.3)	18.4 (50.0)	24.6 (51.2)	25.9 (48.9)	24.1 (42.7)	26.2 (46.4)	17.1 (40.5)
	35時間以上	22.9 (54.4)	11.3 (52.7)	18.4 (50.0)	23.4 (48.8)	26.4 (50.0)	31.7 (56.1)	29.3 (52.0)	25.0 (59.1)
	非就業者	43.8	71.7	49.7	36.6	32.8	26.9	28.8	40.5
	就業希望者	21.3	39.0	30.7	21.7	17.8	15.2	15.3	13.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成5年2月)

注) () 内は非農林業雇用者を100.0とした割合である。

付表19 学歴別女子労働者数及び構成比の推移

	区 分	計	小学・新中卒	旧中・新高卒	高专・短大卒	旧大・新大卒
実数 (十人)	昭和55年	621,450	207,064	332,935	63,173	18,277
	57	656,904	199,315	357,511	77,566	22,513
	60	687,740	175,861	386,168	96,328	29,384
	61	680,748	165,510	384,597	101,907	28,733
	62	670,518	149,536	383,669	107,024	30,289
	63	725,867	152,395	421,354	117,060	35,058
	平成元年	729,200	142,717	421,614	127,745	37,124
	2	731,061	133,751	420,436	138,521	38,353
	3	761,724	130,371	436,570	150,778	44,005
	4	761,126	121,670	433,867	158,031	47,559
構成比 (%)	昭和55年	100.0	33.3	53.6	10.2	2.9
	57	100.0	30.3	54.4	11.8	3.4
	60	100.0	25.6	56.2	14.0	4.3
	61	100.0	24.3	56.5	15.0	4.2
	62	100.0	22.3	57.2	16.0	4.5
	63	100.0	21.0	58.0	16.1	4.8
	平成元年	100.0	19.6	57.8	17.5	5.1
	2	100.0	18.3	57.5	18.9	5.2
	3	100.0	17.1	57.3	19.8	5.8
	4	100.0	16.0	57.0	20.8	6.2

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表 20 学歴、産業・企業規模別女子労働者の割合

(単位 %)

区 分		小 学 ・ 旧 中 ・ 新 中 卒	新 高 卒	高専・短大卒	旧大・新大卒
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0
鉱 業		0.1	0.1	0.0	0.1
建 設 業		4.0	3.6	3.5	3.4
製 造 業		59.3	34.0	14.4	16.1
金 融 ・ 保 険 業		3.1	10.0	13.0	11.3
不 動 産 業		0.4	0.5	0.9	1.4
サ ー ビ ス 業		23.4	24.2	42.9	42.6
1,000 人 以 上		12.8	25.9	33.8	41.1
100 ～ 999 人		37.7	36.4	37.7	37.9
10 ～ 99 人		49.5	37.7	28.6	20.9

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成4年6月）

注）合計は調査産業計である。

付表 2 1 平均年齢及び平均勤続年数の推移
(産業計, 企業規模計, 学歴計)

年	平均年齢 (歳)			平均勤続年数 (年)		
	総 数	女	男	総 数	女	男
昭和55年	3 6.8	3 4.8	3 7.8	9.3	6.1	1 0.8
56	3 6.9	3 4.8	3 7.9	9.5	6.2	1 1.0
57	3 7.1	3 5.0	3 8.0	9.6	6.3	1 1.1
58	3 7.3	3 5.2	3 8.2	9.7	6.3	1 1.3
59	3 7.4	3 5.3	3 8.4	1 0.0	6.5	1 1.6
60	3 7.6	3 5.4	3 8.6	1 0.3	6.8	1 1.9
61	3 7.8	3 5.5	3 8.8	1 0.5	7.0	1 2.1
62	3 7.9	3 5.5	3 9.0	1 0.7	7.1	1 2.4
63	3 7.9	3 5.5	3 9.0	1 0.6	7.1	1 2.2
平成元	3 8.2	3 5.7	3 9.3	1 0.8	7.2	1 2.4
2	3 8.3	3 5.7	3 9.5	1 0.9	7.3	1 2.5
3	3 8.5	3 5.8	3 9.7	1 1.0	7.4	1 2.7
4	3 8.6	3 6.0	3 9.7	1 0.9	7.4	1 2.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表 2 2 年齢階級別平均勤続年数の推移
(産業計, 企業規模計, 学歴計)

(単位 年)

年齢	昭和 57 年		60		63		平 成 元		2		3		4	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	6.3	11.0	6.8	11.9	7.1	12.2	7.2	12.4	7.3	12.5	7.4	12.7	7.4	12.5
～ 17 歳	1.3	1.0	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.0	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1
18 ～ 19	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
20 ～ 24	2.8	2.7	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.6	2.5	2.5
25 ～ 29	5.4	5.6	5.4	5.4	5.4	5.3	5.4	5.2	5.3	5.2	5.3	5.2	5.2	5.0
30 ～ 34	6.9	9.2	7.7	9.4	7.7	8.9	7.7	8.8	7.7	8.8	7.6	8.6	7.5	8.4
35 ～ 39	7.3	12.7	8.1	12.6	8.6	12.7	8.8	12.8	9.1	12.6	9.1	12.6	9.1	12.3
40 ～ 44	7.7	15.4	8.7	16.2	9.1	16.1	9.3	16.0	9.6	16.0	9.8	16.2	10.0	16.2
45 ～ 49	9.1	17.0	9.9	18.1	10.3	19.0	10.7	19.2	10.9	19.4	11.0	19.8	11.0	19.5
50 ～ 54	10.9	18.5	11.7	19.4	12.0	20.2	12.3	20.5	12.5	20.9	12.6	21.3	12.5	21.5
55 ～ 59	11.2	14.8	12.6	16.8	13.0	17.8	13.2	18.4	13.4	18.9	13.7	19.8	13.7	20.0
60 ～ 64	11.2	10.2	12.0	10.5	13.2	11.0	12.9	11.2	12.8	11.0	13.5	11.8	12.9	12.1
65歳以上	14.3	11.7	14.5	12.1	15.8	11.9	16.2	12.1	15.9	11.9	16.5	12.3	15.3	11.9

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表 2 3 勤続年数階級別女子労働者構成比の推移

(単位 %)

区 分	勤 続 年 数								
	計	0年	1	2	3~4	5~9	10~14	15~19	20年以上
昭和 55 年	100.0	15.2	12.5	11.1	16.9	25.0	10.7	5.0	3.4
56	100.0	15.0	24.2		16.3	24.0	11.5	5.2	3.8
57	100.0	14.9	25.0		16.0	23.1	11.7	5.2	4.1
58	100.0	14.2	24.6		15.8	22.3	12.4	5.4	4.2
59	100.0	14.1	23.6		17.3	21.7	13.0	5.7	4.6
60	100.0	13.3	23.0		17.0	21.8	13.0	6.4	5.5
61	100.0	13.2	22.6		16.4	22.4	12.8	6.9	5.7
62	100.0	12.3	23.0		16.2	22.8	12.4	7.2	6.1
63	100.0	13.4	22.3		16.4	22.6	11.8	7.4	6.2
平成 元	100.0	13.5	21.8		16.0	22.7	11.4	7.9	6.7
2	100.0	14.0	22.5		14.8	22.2	11.4	7.8	7.3
3	100.0	13.9	23.2		14.5	21.5	11.5	7.6	7.7
4	100.0	13.5	23.4		15.7	20.4	11.5	7.5	8.0

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表 2 4 年齢階級、職階別女子役職者の構成比
(企業規模100人以上)

(単位 %)

区 分	昭和57年				平成4年			
	合 計	部 長	課 長	係 長	合 計	部 長	課 長	係 長
総 数	100.0 (100.0)	100.0 (7.5)	100.0 (27.2)	100.0 (65.3)	100.0 (100.0)	100.0 (7.4)	100.0 (30.3)	100.0 (62.3)
20~29歳	6.1	0.8	2.7	8.1	4.1	0.0	1.5	5.9
30~39	24.7	13.6	24.3	26.1	26.4	11.8	19.8	31.4
40~49	36.9	18.5	37.0	38.9	39.5	26.3	44.3	38.8
50~59	29.8	52.3	32.2	26.2	27.3	43.5	32.5	22.9
60歳以上	2.6	14.4	3.7	0.7	2.6	18.6	1.9	1.0
	[2.2]	[1.0]	[1.5]	[3.4]	[4.1]	[1.7]	[2.9]	[6.6]

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) [] は職階に占める女子の割合

付表25 一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移（月平均）

区 分		新 規 求 職 者 規 数	新 規 求 人 数	新 規 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	就 職 率	充 足 率
		人	人	倍	倍	%	%
一 般 （学 卒 及 パ ー ト タ イ ム を 除 く）	昭和50年	337,409	322,898	0.96	0.60	7.8	12.9
	55	348,505	365,089	1.05	0.73	7.7	10.6
	57	384,090	323,689	0.84	0.59	6.4	10.9
	58	384,728	329,516	0.86	0.57	6.3	11.1
	59	390,575	357,715	0.92	0.61	6.8	11.0
	60	384,738	357,940	0.93	0.64	7.3	11.4
	61	387,775	331,870	0.86	0.58	7.0	12.0
	62	370,858	373,344	1.01	0.64	7.3	11.4
	63	337,222	471,567	1.40	0.90	8.5	9.4
	平成元	308,706	520,966	1.69	1.11	8.7	7.8
	2	284,389	541,031	1.90	1.26	8.4	6.6
	3	277,945	530,716	1.91	1.28	8.0	6.2
	4	304,464	463,308	1.52	1.01	7.2	7.2
パ ー ト タ イ ム	昭和50年	130,774	15,669	1.20	1.04	16.9	16.3
	55	15,501	24,447	1.58	1.35	13.7	10.2
	57	19,804	26,872	1.36	1.23	13.9	11.3
	58	21,880	33,754	1.54	1.40	14.0	10.0
	59	24,698	39,810	1.61	1.53	14.5	9.5
	60	27,526	43,370	1.58	1.50	14.7	16.2
	61	31,909	48,957	1.53	1.44	14.6	10.1
	62	31,986	63,532	1.99	1.83	15.1	8.2
	63	27,677	87,551	3.16	3.08	16.6	5.4
	平成元	24,888	97,820	3.93	3.93	17.5	4.5
	2	27,713	103,609	3.74	3.27	13.6	4.2
	3	31,782	104,044	3.27	2.60	11.2	4.3
	4	40,175	90,727	2.26	1.75	10.4	5.9

資料出所：労働省「職業安定業務統計」

注）求人倍率……求職者数に対する求人数の割合

就 職 率……有効求職者数に対する就職件数の割合

充 足 率……有効求人数に対する就職件数の割合

パートタイムは常用的パートタイム，臨時的パートタイム計である。

一般及びパートタイムともに男女計である。

付表 26 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

区 分		求職者数(A)	求 人 数 (B)	就 職 者 数	求人倍率(B)/(A)	
中 学 校 卒 業 者	計	昭和50年	70,269人	41,730人	70,134人	5.94倍
		昭和55年	45,987人	11,009人	45,987人	2.88倍
		昭和57年	45,643人	8,271人	45,340人	2.11倍
		平成元3年	33,422人	7,816人	33,058人	2.29倍
	女	昭和50年	39,642人	22,714人	39,588人	5.73倍
		昭和55年	21,911人	7,278人	21,911人	3.15倍
		昭和57年	20,370人	6,039人	20,235人	—
		平成元3年	14,424人	4,071人	14,340人	—
	男	昭和50年	30,627人	19,058人	30,546人	6.22倍
		昭和55年	22,877人	5,663人	22,877人	2.43倍
		昭和57年	25,241人	4,192人	25,070人	2.16倍
		平成元3年	20,363人	—	20,257人	—
高 等 学 校 卒 業 者	計	昭和50年	48,922人	16,228人	48,922人	3.38倍
		昭和55年	45,236人	9,956人	45,236人	1.88倍
		昭和57年	47,757人	8,414人	47,275人	1.76倍
		平成元3年	49,100人	7,903人	48,869人	1.61倍
	女	昭和50年	50,530人	1,045人	50,325人	2.07倍
		昭和55年	22,527人	3,461人	22,053人	2.57倍
		昭和57年	21,979人	1,606人	21,838人	2.09倍
		平成元3年	50,568人	1,673人	49,891人	3.34倍
	男	昭和50年	27,793人	7,501人	27,729人	2.70倍
		昭和55年	28,470人	4,536人	28,307人	1.56倍
		昭和57年	29,679人	4,541人	29,542人	1.53倍
		平成元3年	26,876人	3,937人	26,613人	1.47倍

資料出所：労働省「職業安定業務統計」

注) 1 各年3月卒の数値である。

2 男女雇用機会均等法の施行に伴い、52年3月卒より求人関係の男女別の数値は調査できない。

3 昭和53年度から取扱期間を4月末までから5月末までに変更した。

付表27 就業形態別入職・離職状況の推移

区 分		女			男		
		合 計	一般労働者	パートタイム労働者	合 計	一般労働者	パートタイム労働者
入職者数(千人)	昭和60年	2,168.3	1,499.6	668.7	2,007.9	1,814.6	193.3
	63	2,380.1	1,648.4	731.7	2,169.5	1,963.6	205.9
	平成元年	2,437.2	1,641.3	795.9	2,155.0	1,939.8	215.1
	2	2,921.1	1,944.3	976.8	2,600.8	2,345.8	255.7
	3	3,129.2	2,025.6	1,103.6	3,059.5	2,774.8	284.6
	4	3,089.1	1,949.1	1,140.1	2,965.9	2,660.3	305.5
離職者数(千人)	昭和60年	2,070.3	1,539.1	531.2	1,869.5	1,703.8	165.7
	63	2,205.8	1,586.8	619.0	1,940.5	1,753.2	187.3
	平成元年	2,364.0	1,595.4	768.6	2,026.8	1,820.3	206.5
	2	2,671.9	1,870.2	801.6	2,358.2	2,136.5	221.7
	3	2,900.3	1,992.2	908.2	2,724.2	2,478.3	245.9
	4	2,904.6	1,925.5	979.1	2,688.9	2,411.0	277.9
入職率(%)	昭和60年	21.5	—	—	12.1	—	—
	63	22.1	19.7	30.1	12.4	11.5	44.9
	平成元年	21.2	19.0	27.9	12.3	11.4	45.2
	2	22.5	19.8	30.8	13.0	12.0	52.0
	3	21.8	19.3	28.7	13.4	12.6	34.5
	4	21.1	18.3	28.8	12.6	11.6	39.7
離職率(%)	昭和60年	20.5	—	—	11.3	—	—
	63	20.4	19.0	25.4	11.1	10.3	40.8
	平成元年	20.6	18.5	26.9	11.6	10.7	43.4
	2	20.6	19.0	25.3	11.8	11.0	45.1
	3	20.2	19.0	23.6	12.0	11.3	29.8
	4	19.9	18.0	24.7	11.4	10.5	36.1

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表 28 女子の産業別入職・離職状況の推移

区 分		合 計	建設業	製造業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業、 飲食店	金融・ 保険業、 不動産業	サービス 業	そ の 他
入 職 者 数 (千人)	昭和50年	2,158.3	—	700.2	72.0	645.7	200.6	542.1	7.7
	53	2,380.1	—	655.7	76.4	758.2	238.2	643.1	7.4
	平成元	2,437.2	—	663.1	81.5	776.8	230.2	677.6	8.0
	2	2,921.1	—	749.3	96.5	942.1	262.5	850.9	9.6
	3	3,129.2	139.1	701.4	120.2	988.9	256.8	915.4	7.5
	4	3,089.1	144.9	663.0	112.2	1,081.5	207.7	873.7	6.2
離 職 者 数 (千人)	昭和50年	2,070.3	—	587.2	67.0	616.1	191.3	501.2	7.6
	53	2,205.8	—	637.2	64.4	711.9	209.2	575.2	7.8
	平成元	2,364.0	—	714.3	87.1	750.5	198.8	604.7	7.7
	2	2,671.9	—	726.5	87.7	880.5	215.2	753.1	8.9
	3	2,900.3	115.7	710.0	102.5	883.2	241.3	840.4	7.1
	4	2,904.6	120.9	695.7	101.8	949.6	233.4	797.5	5.7
入 職 率 (%)	昭和50年	21.5	—	19.3	19.3	24.6	23.6	21.0	19.9
	53	22.1	—	17.9	22.4	25.8	26.8	22.2	17.2
	平成元	21.2	—	17.0	23.4	24.6	24.1	22.1	18.8
	2	22.5	—	17.9	24.9	26.0	25.8	23.1	20.6
	3	21.8	25.9	16.6	24.4	24.4	23.9	23.5	16.5
	4	21.1	25.3	15.3	23.6	26.0	19.9	21.8	13.4
離 職 率 (%)	昭和50年	20.5	—	18.9	18.0	23.5	22.5	19.4	19.6
	53	20.4	—	17.3	18.9	24.2	23.6	19.8	18.1
	平成元	20.6	—	18.3	25.1	23.7	20.9	19.7	18.1
	2	20.6	—	17.3	22.6	24.3	21.1	20.2	19.1
	3	20.2	21.5	16.8	20.8	21.8	22.5	21.5	15.6
	4	19.9	21.1	16.1	21.4	22.8	22.3	19.9	12.3

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表 2 9 職歴別女子入職者

区 分		合 計	未就業者からの入職者			転 職 入 職 者	
			計	新 学 卒 者	一 般 未就業者		
実 数 (千 人)	昭和 60年	計	2,168.3	1,209.9	473.3	736.5	958.5
		一 般 勞 働 者	1,499.6	825.2	447.2	378.0	674.4
		パートタイム労働者	668.7	384.7	26.2	358.5	284.0
	平成 元年	計	2,437.2	1,348.1	556.0	792.0	1,089.2
		一 般 勞 働 者	1,641.3	869.2	504.6	364.6	772.1
		パートタイム労働者	795.9	478.9	51.5	427.4	317.0
	2	計	2,921.1	1,451.1	591.0	860.1	1,470.0
		一 般 勞 働 者	1,944.3	936.5	552.3	384.2	1,007.9
		パートタイム労働者	976.8	514.6	38.7	475.9	462.1
	3	計	3,129.2	1,623.2	572.0	1,051.1	1,506.0
		一 般 勞 働 者	2,025.6	1,011.1	524.1	486.9	1,014.6
		パートタイム労働者	1,103.6	612.1	47.9	564.2	491.5
	4	計	3,089.1	1,627.9	637.6	990.3	1,461.2
		一 般 勞 働 者	1,949.1	997.9	594.7	403.2	951.1
		パートタイム労働者	1,140.1	630.0	42.9	587.1	510.1
構 成 比 (%)	昭和 60年	計	100.0	55.8	21.8	34.0	44.2
		一 般 勞 働 者	100.0	55.0	29.8	25.2	45.0
		パートタイム労働者	100.0	57.5	3.9	53.6	42.5
	平成 元年	計	100.0	55.3	22.8	32.5	44.7
		一 般 勞 働 者	100.0	53.0	30.7	22.2	47.0
		パートタイム労働者	100.0	60.2	6.5	53.7	39.8
	2	計	100.0	49.7	20.2	29.4	50.3
		一 般 勞 働 者	100.0	48.2	28.4	19.8	51.8
		パートタイム労働者	100.0	52.7	4.0	48.7	47.3
	3	計	100.0	51.9	18.3	33.6	48.1
		一 般 勞 働 者	100.0	49.9	25.9	24.0	50.1
		パートタイム労働者	100.0	55.5	4.3	51.1	44.5
	4	計	100.0	52.7	20.6	32.1	47.3
		一 般 勞 働 者	100.0	51.2	30.5	20.7	48.8
		パートタイム労働者	100.0	55.3	3.8	51.5	44.7

資料出所：労働省「雇用動向調査」

- 注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を
改正したため、実数値については時系列的に接続しない。
2 平成2年までは建設業を除いている。

付表30 年齢階級別女子の一般未就業者数及び転職入職者数並びに構成比

区 分	一 般 未 就 業 者						転 職 入 職 者					
	平成2年			3年			平成2年			3年		
	計	一般	パート	計	一般	パート	計	一般	パート	計	一般	パート
英 数 (千人)												
計	860.1	384.2	475.9	1051.1	485.9	564.2	990.3	403.2	587.1	1470.0	1007.9	462.1
24歳以下	245.4	140.2	105.2	302.7	187.2	115.6	302.0	155.0	147.1	493.8	394.7	99.1
25～34	214.2	101.0	113.2	253.5	118.1	135.4	215.1	85.8	129.3	350.5	238.3	112.2
35～44	225.6	78.2	148.4	293.1	100.2	192.9	280.2	87.3	192.9	326.2	191.8	134.4
45～54	117.2	44.6	72.6	143.8	54.5	89.4	121.5	48.1	73.4	209.9	131.1	78.8
55～64	53.8	20.0	34.0	50.1	23.9	26.2	59.4	25.6	33.9	82.4	49.3	33.1
65歳以上	2.9	0.3	2.6	7.9	3.1	4.8	12.1	1.6	10.4	7.2	2.6	4.6
構 成 比 (%)												
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
24歳以下	28.5	36.5	22.1	28.8	38.4	20.5	30.5	38.4	25.1	33.6	39.2	21.4
25～34	24.9	26.3	23.8	24.1	24.3	24.0	21.7	21.3	22.0	23.8	23.6	24.3
35～44	26.3	20.4	31.2	27.9	20.6	34.2	28.3	21.7	32.9	22.2	19.0	29.1
45～54	13.6	11.6	15.3	13.7	11.2	15.8	12.3	11.9	12.5	14.3	13.0	17.1
55～64	6.3	5.2	7.1	4.8	4.9	4.6	6.0	6.3	5.8	5.6	4.9	7.2
65歳以上	0.3	0.1	0.5	0.8	0.6	0.9	1.2	0.4	1.8	0.5	0.3	1.0

資料出所：労働省「雇用動向調査」

(注) 平成2年調査は、転出者を除いている。

付表31 就業の動機別女子入職者数の割合

(単位 %)

区 分		計	主な生活 収 入	家 計 の 補 助	生活水準 の 向 上	余 暇 の 活 用	その他 の理由
2 年	入 職 者 計	100.0	39.7	26.9	14.4	7.5	11.6
	一 般 労 働 者	100.0	50.8	17.9	13.8	4.6	12.9
	パートタイム労働者	100.0	16.6	45.5	15.5	13.5	8.9
	一般未就業者計	100.0	22.4	39.1	16.1	12.9	9.5
	一 般 労 働 者	100.0	36.8	30.7	15.7	6.7	10.1
	パートタイム労働者	100.0	10.8	45.9	16.5	17.8	9.0
	転職入職者計	100.0	41.5	29.0	14.8	5.3	9.5
	一 般 労 働 者	100.0	50.0	21.0	14.8	3.8	10.5
	パートタイム労働者	100.0	22.2	47.2	14.7	8.6	7.3
3 年	入 職 者 計	100.0	40.4	30.8	13.8	12.0	2.9
	一 般 労 働 者	100.0	53.8	20.9	14.3	7.5	3.5
	パートタイム労働者	100.0	14.6	49.9	12.8	20.8	1.9
	一般未就業者計	100.0	23.6	43.0	13.6	18.0	1.8
	一 般 労 働 者	100.0	42.6	29.3	16.4	9.4	2.4
	パートタイム労働者	100.0	7.5	54.5	11.2	25.4	1.4
	転職入職者計	100.0	42.7	32.4	14.0	8.6	2.4
	一 般 労 働 者	100.0	52.0	25.0	13.9	6.2	2.8
	パートタイム労働者	100.0	22.3	48.4	14.1	13.7	1.5
4 年	入 職 者 計	100.0	38.7	27.5	13.2	10.7	10.0
	一 般 労 働 者	100.0	51.5	18.7	12.0	8.7	9.1
	パートタイム労働者	100.0	14.9	43.7	15.6	14.2	11.6
	一般未就業者計	100.0	20.5	38.9	15.3	13.0	12.4
	一 般 労 働 者	100.0	38.3	27.9	15.0	8.8	9.5
	パートタイム労働者	100.0	7.2	46.8	15.4	16.0	14.5
	転職入職者計	100.0	41.3	30.4	1.2	7.8	8.1
	一 般 労 働 者	100.0	50.8	24.1	10.8	5.7	8.5
	パートタイム労働者	100.0	22.8	42.6	15.4	11.9	7.3

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 調査時在籍者のみである。

2 平成2年調査は、建設業を除いている。

付表 3 2 女子の離職理由の推移

区 分	離職者数 (千人)	構 成 比 (%)							
		計	契約期間 満了	経営上の 都合	定 年	本人の責 による	個 人 的 な 理 由	死 亡・ 病 死	
								う ち 結 婚	う ち 出 産 ・ 育 児
昭和45年	2,309.7	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	87.0	21.8	2.0
50	1,927.5	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	80.4	25.2	2.1
55	1,861.7	100.0	6.7	4.1	1.6	3.8	81.8	19.3	2.0
60	2,070.3	100.0	6.9	5.2	2.1	3.6	80.2	16.1	1.9
61	2,049.9	100.0	7.1	6.5	2.3	3.1	79.0	15.6	2.0
62	2,090.5	100.0	9.7	5.6	2.3	3.8	76.7	16.1	1.9
63	2,205.8	100.0	6.8	4.0	1.6	3.1	82.5	9.4	2.1
平成元	2,364.0	100.0	5.4	4.5	1.9	2.3	84.3	8.9	1.6
2	2,671.9	100.0	5.2	4.0	1.5	3.1	84.3	8.3	1.7
3	2,900.3	100.0	6.1	2.9	1.3	2.6	85.3	8.2	1.9
4	2,904.6	100.0	6.6	3.3	1.5	2.2	84.6	8.6	1.7

資料出所：労働省「雇用動向調査」

(注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に差が生じる。
2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表 3 3 年齢階級、離職理由別女子離職者の割合

(単位 %)

区 分		離職者計	契約期 間満了	経営上 の都合	定 年	本人の 責による	個人的 な理由	う ち 結 婚	う ち 出産・ 育 児	死亡・ 傷 病
3 年	計	100.0	6.1	2.9	1.3	2.6	85.3	8.2	5.3	1.9
	19歳 以下	6.3 (100.0)	(5.0)	(1.4)	(-)	(4.2)	(88.7)	(1.0)	(0.2)	(0.8)
	20～ 24	24.6 (100.0)	(3.8)	(1.7)	(-)	(2.5)	(91.4)	(15.1)	(5.0)	(0.7)
	25～ 29	17.4 (100.0)	(3.5)	(1.5)	(-)	(1.0)	(92.4)	(20.0)	(15.2)	(1.7)
	30～ 34	9.6 (100.0)	(3.5)	(2.4)	(-)	(2.1)	(90.7)	(6.7)	(10.7)	(1.3)
	35～ 44	18.1 (100.0)	(7.3)	(3.3)	(-)	(3.4)	(83.5)	(1.5)	(1.8)	(2.4)
	45～ 54	13.8 (100.0)	(8.1)	(6.2)	(0.4)	(3.2)	(79.2)	(0.1)	(0.1)	(2.9)
	55～ 59	5.8 (100.0)	(11.3)	(4.6)	(7.4)	(3.4)	(69.0)	(0.3)	(0.1)	(4.4)
	60～ 64	3.0 (100.0)	(17.6)	(3.1)	(22.6)	(0.9)	(52.8)	(0.2)	(0.0)	(3.0)
	65歳 以上	1.5 (100.0)	(23.5)	(5.0)	(8.6)	(2.4)	(56.8)	(-)	(-)	(3.6)
4 年	計	100.0	6.6	3.3	1.5	2.2	84.6	8.6	5.2	1.7
	19歳 以下	7.0 (100.0)	(1.3)	(1.0)	(-)	(2.6)	(93.5)	(2.7)	(0.2)	(1.5)
	20～ 24	27.0 (100.0)	(4.0)	(1.7)	(-)	(2.5)	(91.2)	(14.0)	(3.5)	(0.7)
	25～ 29	18.2 (100.0)	(4.1)	(2.0)	(-)	(2.2)	(91.4)	(20.2)	(16.2)	(0.4)
	30～ 34	8.3 (100.0)	(6.2)	(3.3)	(-)	(1.7)	(86.9)	(8.3)	(11.0)	(1.7)
	35～ 44	15.5 (100.0)	(7.0)	(3.4)	(-)	(2.4)	(85.4)	(1.7)	(2.3)	(1.8)
	45～ 54	14.2 (100.0)	(8.3)	(8.0)	(0.2)	(1.7)	(77.3)	(0.3)	(0.0)	(4.5)
	55～ 59	4.9 (100.0)	(12.5)	(6.7)	(8.7)	(1.9)	(66.0)	(0.1)	(0.2)	(4.2)
	60～ 64	3.5 (100.0)	(28.3)	(3.6)	(27.1)	(2.4)	(37.0)	(0.2)	(-)	(1.6)
	65歳 以上	1.4 (100.0)	(20.5)	(5.0)	(9.5)	(1.3)	(62.3)	(-)	(-)	(1.5)

資料出所：労働省「雇用動向調査」

付表34 学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移

区	分	計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大学卒
女	昭和35年	601,687	327,071	253,604	10,472	10,540
		699,847	300,943	354,024	4,354	17,190
		649,085	130,989	327,338	24,456	29,190
		499,087	145,377	331,991	69,182	42,461
	昭和35年	526,997	274,122	331,991	120,624	61,029
		524,494	226,192	329,314	131,744	66,891
		552,441	222,403	322,990	124,844	66,911
		560,352	209,436	321,609	151,514	72,444
	平成元	578,154	194,355	332,991	164,336	78,989
		577,154	172,206	321,535	177,177	88,988
		606,137	152,634	339,547	177,177	98,082
		772,035	356,626	318,893	74,445	89,166
男	昭和35年	799,109	323,788	346,237	11,193	17,891
		707,633	147,990	395,983	12,305	17,037
		554,776	40,042	289,559	11,578	25,715
		566,228	37,056	289,603	10,947	31,553
	昭和35年	555,921	343,383	222,685	9,889	22,194
		554,468	401,227	222,685	9,889	22,194
		568,144	401,227	222,685	9,889	22,194
		585,123	377,899	230,570	10,995	22,446
	平成元	585,123	327,899	305,107	10,995	22,446
		585,123	327,899	305,107	10,995	22,446
		585,123	327,899	305,107	10,995	22,446
		585,123	327,899	305,107	10,995	22,446
女	昭和35年	100,000	54,243	42,880	1,553	1,553
		100,000	43,209	54,640	18,553	24,855
		100,000	29,545	60,171	22,531	37,975
		100,000	54,511	55,954	23,104	35,757
	昭和35年	100,000	33,649	55,543	22,889	33,567
		100,000	33,649	55,543	22,889	33,567
		100,000	33,649	55,543	22,889	33,567
		100,000	33,649	55,543	22,889	33,567
	平成元	100,000	22,222	50,550	30,000	17,222
		100,000	22,222	50,550	30,000	17,222
		100,000	22,222	50,550	30,000	17,222
		100,000	22,222	50,550	30,000	17,222
男	昭和35年	100,000	46,222	41,000	0,000	1,222
		100,000	46,222	41,000	0,000	1,222
		100,000	46,222	41,000	0,000	1,222
		100,000	46,222	41,000	0,000	1,222

付表 3 5 新規高卒者の産業別就職者数の構成比の推移

(単位 %)

区 分	昭和 50年	55年	57年	60年	平成 元年	2 年	3 年	4 年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業	0.8	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1
	林 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	漁 業	1.4	1.7	1.7	1.4	1.9	2.2	2.4
	建設業	25.0	26.3	29.2	33.2	30.4	29.8	29.2
	製造業	0.9	0.7	0.6	1.0	0.5	0.5	0.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	2.9	2.5	2.6	3.1	3.4	3.5	3.6
	運輸業	30.5	32.4	30.7	28.7	30.9	29.6	29.4
	卸売・小売業	18.5	13.8	12.4	8.3	6.4	6.9	6.7
	飲食店	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2
	娯楽業	14.6	18.6	19.4	21.1	23.2	23.4	23.8
	サービス業	3.3	1.9	1.6	1.9	2.3	2.7	2.9
	その他	1.7	1.4	1.0	0.8	1.1	0.9	0.9
男	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業	4.5	3.3	2.5	1.8	0.9	0.8	0.7
	林 業	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	漁 業	7.4	8.3	7.5	6.0	7.6	8.1	8.8
	建設業	38.3	33.7	40.4	47.6	45.5	44.9	43.4
	製造業	2.6	2.1	1.9	2.1	1.6	1.7	1.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	6.9	6.0	6.5	4.5	4.6	4.7	4.9
	運輸業	17.0	22.9	19.1	17.3	18.2	17.0	17.1
	卸売・小売業	3.3	1.5	1.3	0.8	0.7	0.9	0.8
	飲食店	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
	娯楽業	0.7	10.3	10.1	10.3	12.4	13.0	13.0
	サービス業	10.1	9.7	9.2	8.3	7.5	7.6	8.0
	その他	1.8	1.7	1.3	1.1	1.0	1.0	1.1

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表 3 6 産業別新規卒就職者数の構成比の推移

(1) 4 年制大学

(単位 %))

区 分	昭和 50年	55年	57年	60年	平成 元年	2 年	3 年	4 年
女								
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業・林業・漁業	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
建 設 業	2.5	2.2	2.2	2.0	2.7	2.5	2.9	3.0
製 造 業	14.0	12.2	15.2	17.1	18.2	19.1	18.9	20.0
電気・ガス・熱供給・ 水道業	0.1	0.3	0.2	0.7	0.2	0.3	0.3	0.3
運 輸 ・ 通 信 業	2.4	2.2	1.9	2.6	2.9	2.9	3.1	3.3
卸売・小売業、飲食店	12.0	13.2	12.6	12.3	12.9	12.6	12.1	13.3
金 融 ・ 保 険 業	8.8	3.1	4.5	5.4	9.5	9.9	9.8	8.3
不 動 産 業	0.5	0.4	0.5	0.6	0.9	1.0	1.3	0.9
サ ー ビ ス 業	53.2	58.0	55.2	51.8	45.6	44.2	43.2	41.8
医 療 保 健 業	5.4	7.2	6.1	5.6	4.5	4.1	3.4	3.2
教 育	39.0	39.2	34.7	28.4	21.5	19.0	18.3	16.5
公 務	4.7	7.0	6.4	6.8	6.6	7.0	7.6	8.3
上記以外のもの	1.6	1.2	1.0	0.6	0.4	0.5	0.6	0.7
男								
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業・林業・漁業	0.6	0.7	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
鉱 業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
建 設 業	7.8	7.4	7.5	5.6	6.6	6.6	6.9	7.1
製 造 業	29.7	27.6	30.9	31.4	29.8	31.2	31.7	32.2
電気・ガス・熱供給・ 水道業	0.7	0.8	0.7	0.9	0.7	0.8	0.9	0.8
運 輸 ・ 通 信 業	3.5	2.5	2.4	2.8	3.5	3.5	3.6	3.6
卸売・小売業、飲食店	18.7	19.8	17.3	15.5	16.4	15.0	14.6	15.6
金 融 ・ 保 険 業	12.7	10.1	10.4	10.0	11.1	12.3	11.3	9.5
不 動 産 業	0.6	0.5	0.4	0.5	1.0	1.1	1.4	0.9
サ ー ビ ス 業	13.9	17.8	17.7	21.5	20.4	19.4	20.0	20.0
医 療 保 健 業	1.1	1.7	1.4	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9
教 育	6.6	7.9	7.7	7.8	6.0	5.1	4.8	4.2
公 務	10.5	11.8	10.9	10.4	9.6	9.0	8.7	9.1
上記以外のもの	1.1	0.8	0.9	0.6	0.7	0.7	0.5	0.7

資料出所：文部省「学校基本調査」

(2) 短期大学

(単位 %)

区 分	昭和				平成				
	50年	55年	57年	60年	元年	2年	3年	4年	
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
	鉱 業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
	建 設 業	1.7	2.2	2.3	2.1	3.0	2.9	3.1	3.0
	製 造 業	18.4	17.6	19.1	21.2	19.0	19.0	19.2	19.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.9	0.7	1.3	0.6	0.6	0.7	0.7
	運 輸 ・ 通 信 業	2.2	2.3	2.7	3.1	2.9	2.8	2.9	3.0
	卸売・小売業・飲食店	12.9	14.6	13.9	13.4	17.0	16.6	15.7	16.4
	金 融 ・ 保 険 業	16.4	13.8	15.8	16.1	17.5	19.2	18.7	17.0
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1	0.7
	サ ー ビ ス 業	42.1	40.4	38.1	35.6	35.1	33.9	34.5	34.8
	医 療 保 健 業	4.8	6.0	6.4	6.2	6.3	5.8	5.8	5.9
	教 育	22.6	14.6	12.8	10.5	8.2	7.5	7.6	7.8
男	公 務	3.3	5.8	5.5	4.5	3.3	3.1	3.2	3.7
	上記以外のもの	1.2	1.4	1.3	0.8	0.6	0.6	0.7	0.8
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	5.5	5.8	6.0	4.8	2.5	1.9	1.5	1.9
	鉱 業	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	建 設 業	9.2	6.6	6.6	5.5	5.8	5.8	6.2	5.5
	製 造 業	25.5	22.7	24.2	23.3	21.2	23.5	23.7	24.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	1.2	0.9	1.0	1.3	0.5	0.5	0.5	0.7
	運 輸 ・ 通 信 業	2.9	4.3	3.0	5.3	1.7	1.8	1.6	2.0
	卸売・小売業・飲食店	20.9	23.4	22.2	22.7	32.1	29.9	28.0	28.2
	金 融 ・ 保 険 業	3.0	2.2	2.2	2.0	2.2	2.1	2.2	2.0
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.2	0.4	0.4	0.5	0.5	0.3
	サ ー ビ ス 業	14.1	19.3	22.0	21.2	24.9	25.7	26.4	26.4
	医 療 保 健 業	1.9	3.8	5.7	6.1	7.7	7.0	7.2	7.1
	教 育	3.1	2.8	2.9	2.1	1.1	1.0	0.9	1.3
	公 務	13.8	11.7	10.6	12.1	6.7	6.5	6.5	6.3
	上記以外のもの	3.3	2.6	2.1	1.5	2.0	1.9	2.9	2.3

付表 3 7 職業別 4 年制大学卒就職者数及び構成比の推移

区 分		昭和 50年	55年	57年	60年	平成 元年	3 年	4 年	
実 数	女	計	42,437	51,558	64,029	66,880	78,983	98,582	103,082
		専門的・技術的 職業従事者	22,369	34,420	33,854	33,747	35,741	41,679	40,715
		技術者	1,446	2,442	4,193	7,022	10,638	14,746	15,150
		教員	16,185	23,058	21,072	18,297	15,923	16,744	15,466
		保健医療従事者	2,996	4,849	4,473	4,536	4,681	5,093	4,988
		その他の他	1,742	4,071	4,116	3,896	4,499	5,097	5,111
		事務従事者	17,152	22,540	24,794	26,149	32,876	44,670	48,397
		販売従事者	1,302	3,164	3,716	5,230	8,092	9,420	10,266
		その他の他	1,614	1,448	1,665	1,737	2,277	2,814	3,703
	男	計	190,246	223,571	229,315	221,453	221,036	249,303	246,988
		専門的・技術的 職業従事者	68,595	79,927	85,597	86,392	86,857	96,723	92,856
		技術者	50,524	55,515	62,065	61,996	66,592	77,852	75,645
		教員	12,046	17,077	17,103	17,255	12,607	11,363	9,737
		保健医療従事者	2,507	3,334	3,142	3,220	3,002	2,903	2,863
		その他の他	3,518	4,001	3,287	3,921	4,655	4,604	4,611
		事務従事者	65,627	73,763	75,418	69,737	74,678	91,361	93,167
		販売従事者	43,230	57,753	57,618	55,197	50,400	52,729	50,874
		その他の他	12,794	12,128	10,682	9,212	9,098	8,488	10,090
成 比	女	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		専門的・技術的 職業従事者	52.7	55.9	52.9	50.5	45.3	42.3	39.5
		技術者	3.4	4.0	6.5	10.5	13.5	15.0	14.7
		教員	38.1	37.5	32.9	27.4	20.2	17.0	15.0
		保健医療従事者	7.1	7.9	7.0	6.8	5.9	5.2	4.8
		その他の他	4.1	6.6	6.4	5.8	5.7	5.2	5.0
		事務従事者	40.4	36.5	38.7	39.1	41.6	45.3	47.0
		販売従事者	3.1	5.1	5.8	7.8	10.2	9.6	10.0
		その他の他	3.8	2.4	2.6	2.5	2.9	2.9	3.6
	男	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		専門的・技術的 職業従事者	36.1	35.8	37.3	39.0	39.3	38.8	37.6
		技術者	26.6	24.8	27.1	28.0	30.1	31.2	30.6
		教員	6.3	7.6	7.5	7.8	5.7	4.6	3.9
		保健医療従事者	1.3	1.5	1.4	1.5	1.4	1.2	1.2
		その他の他	1.8	1.8	1.4	1.8	2.1	1.8	1.9
		事務従事者	34.5	33.0	32.9	31.5	33.8	36.6	37.7
		販売従事者	22.7	25.8	25.1	24.9	22.8	21.2	20.6
		その他の他	6.7	5.4	4.7	4.2	4.1	3.4	4.1

資料出所：文部省「学校基本調査」

注）保健医療従事者には医師、歯科医師、獣医師、薬剤師を含む。

付表 38 学校種類別進学率の推移

(単位 %)

年	高等学校への進学率			短期大学への進学率			大学への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和25年	42.5	36.7	48.0	—	—	—	—	—	—
30	51.5	47.4	55.5	2.2	2.6	1.9	7.9	2.4	13.1
35	57.7	55.9	59.6	2.1	3.0	1.2	8.2	2.5	13.7
40	70.7	69.6	71.7	4.1	6.7	1.7	12.8	4.6	20.7
45	82.1	82.7	81.6	6.5	11.2	2.0	17.1	6.5	27.3
50	91.9	93.0	91.0	11.0	19.9	2.6	26.7	12.5	40.4
55	94.2	95.4	93.1	11.3	21.0	2.0	26.1	12.3	39.3
60	93.8	94.9	92.8	11.1	20.8	2.0	26.5	13.7	38.6
62	93.9	95.0	92.8	11.4	21.5	1.8	24.7	13.6	35.3
63	94.1	95.3	92.9	11.6	21.8	1.8	25.1	14.4	35.3
平成 元	94.1	95.3	93.0	11.7	22.1	1.7	24.7	14.7	34.1
2	94.4	95.6	93.2	11.7	22.2	1.7	24.6	15.2	33.4
3	94.6	95.8	93.5	12.2	23.1	1.8	25.5	16.1	34.5
4	95.0	96.2	93.9	12.4	23.5	1.8	26.4	17.3	35.2
5	95.3	96.5	94.2	12.9	24.4	1.9	28.0	19.0	36.6

資料出所：文部省「学校基本調査」

注) 1 高等学校への進学率 = $\frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{中学校卒業生数}} \times 100$

2 大学、短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)} \cdot \text{短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$

(通短教育者を含まない。)

付表 3 9 関係学科別大学在学生数の構成比の推移

区 分		在 学 生 総 数 (人)	構 成 比 (％)												
			計	人 文 科 学	社 会 科 学	理 学	工 学	農 学	保 健	商 船	家 政	教 育	芸 術	そ の 他	
女	昭和50年	356,167	100.0	36.2	15.0	2.0	0.8	1.5	8.4	—	8.1	19.6	6.4	2.0	
	55	389,881	100.0	35.9	14.7	2.2	1.3	1.8	8.9	0.0	8.1	18.2	7.1	1.7	
	57	387,467	100.0	35.6	14.5	2.4	1.7	2.0	9.2	0.0	8.0	17.7	7.2	1.7	
	60	414,384	100.0	35.4	15.1	2.6	2.3	2.1	9.5	0.0	7.7	16.9	6.9	1.5	
	62	453,488	100.0	35.9	16.4	2.4	2.3	2.1	9.3	0.0	7.4	16.1	6.4	1.6	
	63	482,844	100.0	36.3	17.7	2.3	2.4	2.2	8.9	0.0	7.1	15.4	6.1	1.6	
	平成元	518,283	100.0	36.3	19.1	2.3	2.5	2.4	8.5	0.0	6.8	14.5	5.9	1.8	
	2	554,866	100.0	36.0	20.7	2.2	2.7	2.5	8.0	0.0	6.5	13.8	5.7	1.9	
	3	593,128	100.0	35.3	22.1	2.2	3.2	2.7	7.7	0.0	6.2	13.0	5.6	2.0	
4	636,356	100.0	34.6	23.2	2.3	3.6	2.9	7.5	0.0	6.0	12.4	5.4	2.1		
男	昭和50年	1,295,836	100.0	6.7	49.0	3.3	25.5	4.1	4.8	0.1	0.0	3.8	1.3	1.2	
	55	1,361,616	100.0	7.4	47.9	3.4	24.6	3.9	5.7	0.1	0.0	4.9	1.2	0.9	
	57	1,329,489	100.0	7.6	47.0	3.5	24.6	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.3	
	60	1,320,008	100.0	7.6	46.1	3.7	25.3	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2	
	62	1,352,536	100.0	7.4	46.3	3.7	25.7	3.8	5.7	0.1	0.0	4.8	1.2	1.2	
	63	1,378,462	100.0	7.2	46.6	3.7	25.9	3.8	5.5	0.1	0.0	4.7	1.2	1.4	
	平成元	1,410,854	100.0	7.2	46.8	3.7	26.0	3.7	5.2	0.1	0.0	4.6	1.2	1.4	
	2	1,433,906	100.0	7.2	46.9	3.8	26.2	3.7	5.0	0.1	0.0	4.5	1.1	1.5	
	3	1,459,207	100.0	7.3	47.0	3.9	26.3	3.5	4.8	0.1	0.0	4.4	1.2	1.5	
4	1,491,357	100.0	7.5	47.0	3.9	26.4	3.4	4.6	0.1	0.0	4.4	1.2	1.6		

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表 4 0 1人平均月間現金給与額

(単位 円)

事 業 所 規 模	現 金 給 与 総 額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	女	男	女	男	女	男
5 人 以 上	220,339	434,926	170,983	327,913	49,356	107,013
30 人 以 上	243,067	475,344	183,130	347,272	59,937	128,072

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成4年)

付表41-1 産業別1人平均月間現金給与総額
(事業所規模5人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額	
	女	男
	円	円
調 査 産 業 計	220,339	434,926
鉱 業	198,112	384,290
建 設 業	211,638	407,571
製 造 業	180,989	432,276
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	154,018	391,373
繊 維 工 業	165,137	376,676
衣服その他の繊維製品製造業	146,317	346,374
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	161,320	309,787
出版・印刷・同関連産業	231,196	465,723
化 学 工 業	268,939	539,298
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	198,242	387,634
金 属 製 品 製 造 業	196,563	402,581
一 般 機 械 器 具 製 造 業	210,169	444,845
電 気 機 械 器 具 製 造 業	181,715	440,867
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	200,482	452,230
精 密 機 械 器 具 製 造 業	195,557	436,828
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	311,543	576,452
運 輸 ・ 通 信 業	265,015	438,011
卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店	171,145	393,262
金 融 ・ 保 險 業	303,515	634,736
不 動 産 業	244,914	498,282
サ ー ビ ス 業	274,847	451,405

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成4年)

付表41-2 産業別1人平均月間現金給与総額
(事業所規模30人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額	
	女	男
	円	円
調 査 産 業 計	243,067	475,344
鉱 業	246,279	460,047
建 設 業	232,610	476,090
製 造 業	198,231	454,714
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	169,056	419,436
織 維 工 業	175,575	383,306
衣服その他の繊維製品製造業	158,661	351,406
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	181,852	366,972
出版・印刷・同関連産業	262,901	510,312
化 学 工 業	284,344	551,755
窯業・土石製品製造業	215,778	423,480
金 属 製 品 製 造 業	204,974	416,877
一般機械器具製造業	223,545	459,573
電気機械器具製造業	198,679	447,305
輸送用機械器具製造業	216,184	461,862
精密機械器具製造業	213,584	452,205
電気・ガス・熱供給・水道業	316,466	591,491
運 輸 ・ 通 信 業	283,943	458,899
卸売・小売業、飲食店	185,966	453,088
金 融 ・ 保 險 業	324,287	684,390
不 動 産 業	258,518	546,163
サ ー ビ ス 業	302,037	490,909

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成4年)

付表42 きまって支給する現金給与額、所定内給与額の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

年	きまって支給する現金給与額			所 定 内 給 与 額		
	女	男	男女間格差 (男子=100.0)	女	男	男女間格差 (男子=100.0)
	千円	千円		千円	千円	
昭和 55 年	1 2 2.5	2 2 1.7	5 5.3	1 1 6.9	1 9 8.6	5 8.9
56	1 3 0.5	2 3 5.3	5 5.5	1 2 4.6	2 1 1.4	5 8.9
57	1 3 6.2	2 4 6.1	5 5.3	1 3 0.1	2 2 2.0	5 8.6
58	1 4 1.2	2 5 4.4	5 5.5	1 3 4.7	2 2 9.3	5 8.7
59	1 4 6.6	2 6 5.1	5 5.3	1 3 9.2	2 3 7.5	5 8.6
60	1 5 3.6	2 7 4.0	5 6.1	1 4 5.8	2 4 4.6	5 9.6
61	1 5 8.9	2 8 0.8	5 6.6	1 5 0.7	2 5 2.4	5 9.7
62	1 6 4.8	2 8 6.1	5 7.6	1 5 5.9	2 5 7.7	6 0.5
63	1 6 9.5	2 9 6.1	5 7.2	1 6 0.0	2 6 4.4	6 0.5
平成 元	1 7 6.7	3 1 0.0	5 7.0	1 6 6.3	2 7 6.1	6 0.2
2	1 8 6.1	3 2 6.2	5 7.1	1 7 5.0	2 9 0.5	6 0.2
3	1 9 5.7	3 4 0.6	5 7.5	1 8 4.4	3 0 3.8	6 0.7
4	2 0 3.6	3 4 5.6	5 8.9	1 9 2.8	3 1 3.5	6 1.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

付表43 年齢階級別所定内給与額、対前年上昇率、年齢間格差
(産業計、企業規模計、学歴計)

年 齢	所 定 内 給 与 額		対 前 年 上 昇 率		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男 女 間 格 差 (男子=100.0)
	女	男	女	男	女	男	
	千円	千円	%	%			
計	192.8	313.5	4.6	3.2	—	—	61.5
17 歳 以 下	122.5	140.1	4.1	6.8	72.0	72.6	87.4
18 ~ 19 歳	147.9	160.4	4.7	3.6	86.9	83.1	92.2
20 ~ 24	170.1	193.0	4.9	4.0	100.0	100.0	88.1
25 ~ 29	195.4	236.8	4.7	4.4	114.9	122.7	82.5
30 ~ 34	209.2	284.8	5.3	3.6	123.0	147.6	73.5
35 ~ 39	211.2	328.2	5.3	3.4	124.2	170.1	64.4
40 ~ 44	209.1	369.0	4.3	3.6	122.9	191.2	56.7
45 ~ 49	211.8	398.4	4.6	3.1	124.5	206.4	53.2
50 ~ 54	206.6	399.5	4.7	3.5	121.5	207.0	51.7
55 ~ 59	199.1	356.2	2.9	4.4	117.0	184.6	55.9

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成4年6月)

注) 計は60歳以上を含む数値である。

付表 4 4 女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

年 齢 階 級	所定内給与額 (千円)				年齢間格差 (20～24歳=100.0)			
	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒
計	167.5	189.3	204.5	251.1	—	—	—	—
18～19歳	137.1	148.4	—	—	90.2	90.8	—	—
20～24	152.0	163.4	174.6	196.4	100.0	100.0	100.0	100.0
25～29	162.5	184.1	201.8	225.1	106.9	112.7	115.6	114.6
30～34	159.7	192.7	227.2	267.3	105.1	117.9	130.1	136.1
35～39	164.0	200.1	241.1	312.2	107.9	122.5	138.1	159.0
40～44	171.5	205.5	260.2	336.0	112.8	125.8	149.0	171.1
45～49	173.8	214.6	276.1	338.2	114.3	131.3	158.1	172.2
50～54	172.8	217.9	289.8	421.2	113.7	133.4	166.0	214.5
55～59	169.8	214.6	317.1	443.7	111.7	131.3	181.6	225.9

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成4年6月)

注) 計は17歳以下及び60歳以上を含む。

付表 4 5 標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

区 分	所定内給与額(千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男 女 間 格 差 (男子=100.0)	区 分	所定内給与額(千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男 女 間 格 差 (男子=100.0)
	女	男	女	男			女	男	女	男	
計	191.7	318.5	—	—	60.2	計	183.1	298.4	—	—	61.4
17歳以下	121.9	135.7	82.5	69.6	89.8						
18~19歳	137.8	155.6	93.2	79.8	88.6	旧	148.8	160.1	89.8	86.4	92.9
20~24	147.8	195.1	100.0	100.0	75.8	中	165.7	185.3	100.0	100.0	89.4
25~29	182.5	234.7	123.5	120.3	77.8		195.6	230.3	118.0	124.3	84.9
30~34	183.1	254.8	123.9	130.6	71.9	新	225.2	278.3	135.9	150.2	80.9
35~39	212.2	293.5	143.6	150.4	72.3	高	252.6	335.5	158.5	181.1	78.3
40~44	230.0	333.8	155.6	171.1	68.9	大	289.4	390.4	174.7	210.7	74.1
45~49	247.9	371.1	167.7	190.2	65.8	本	340.0	472.4	205.2	254.9	72.0
50~54	281.9	401.0	190.7	205.5	70.3		350.0	512.8	211.2	276.7	68.3
55~59	284.8	381.2	192.7	195.4	74.7		368.5	498.3	222.4	288.9	74.0
計	186.6	247.4	—	—	75.4	計	226.8	356.9	—	—	63.5
20~24歳	172.3	184.3	100.0	100.0	93.5	旧	196.5	206.2	100.0	100.0	95.3
25~29	205.8	235.4	119.4	127.7	87.4	大	225.4	248.0	114.7	120.3	90.9
30~34	241.2	286.8	140.0	155.6	84.1	・	271.0	316.1	137.9	153.3	85.7
35~39	275.8	363.1	160.1	197.0	76.0	新	325.1	386.8	165.4	187.6	84.0
40~44	307.8	413.6	178.6	224.4	74.4	大	369.2	483.5	198.1	234.5	80.5
45~49	366.4	473.4	212.7	256.9	77.4	本	456.5	556.8	237.4	270.0	83.8
50~54	394.5	498.7	229.0	270.6	79.1		491.4	630.3	250.1	305.7	78.0
55~59	419.4	499.7	243.4	271.1	83.9		506.7	643.3	257.9	312.0	78.8

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成4年6月)

(注) 標準労働者とは、学校卒業後に企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

付表46 新規卒業者の初任給額の推移
(産業計、企業規模計)

年	中			高			専・短大卒			大卒(事務系)			大卒(技術系)		
	女	男	男女間格差(男=100.0)	女	男	男女間格差(男=100.0)	女	男	男女間格差(男=100.0)	女	男	男女間格差(男=100.0)	女	男	男女間格差(男=100.0)
昭和55年	千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円	
56	73.2	81.1	90.3	88.3	92.8	95.2	97.4	100.7	96.7	108.7	114.5	94.9			
57	77.5	85.0	91.2	93.1	98.4	94.6	102.6	106.5	96.3	115.0	120.8	95.2			
58	81.3	91.0	89.3	97.5	103.4	94.3	106.9	111.2	96.1	119.1	127.2	93.5			
59	86.3	93.0	92.8	100.0	106.2	94.2	109.7	116.8	93.9	124.1	132.2	93.9			
60	89.7	94.6	94.8	103.0	108.8	94.7	113.0	120.0	94.2	128.7	135.8	94.8			
61	91.7	96.2	95.3	106.2	112.2	94.7	117.0	123.6	94.7	133.5	138.9	96.1			
62	93.7	99.7	94.0	108.5	115.4	94.0	120.5	126.5	95.3	138.4	143.2	96.6			
63	97.1	103.0	94.3	110.1	118.1	93.2	122.7	128.3	95.6	142.1	147.3	96.5	144.4	149.3	96.7
平成元	98.9	104.9	94.3	113.8	120.3	94.6	125.8	132.3	95.1	148.6	152.4	97.5	150.4	154.1	97.6
2	101.4	112.1	90.5	118.3	125.6	94.2	131.7	138.4	95.2	155.1	160.2	96.8	157.5	162.0	97.2
3	107.1	117.0	91.5	126.0	133.0	94.7	138.1	145.4	95.0	162.0	168.8	96.0	166.7	171.5	97.2
4	114.8	123.5	93.0	133.2	140.8	94.6	146.5	155.1	94.5	171.2	177.9	96.2	176.3	181.7	97.0
	117.2	128.0	91.6	139.5	146.6	95.2	152.4	160.9	94.7	178.8	185.7	96.3	184.0	188.8	97.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 1 初任給はベースアップ後の確定数値であり、所定内給与額から通勤手当を除いたものである。

2 大卒(技術系)については61年以前は統計をとっていない。

付表47 1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移

区 分		月 間 実 労 働 時 間 数 (時間)						出 勤 日 数 (日)	
		総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
		女	男	女	男	女	男	女	男
規模 5 人 以 上	平成 2年	155.6	182.0	149.7	164.6	5.9	17.4	21.1	21.7
	3	152.7	178.3	147.1	161.9	5.6	16.4	20.8	21.4
	4	150.2	174.6	145.4	160.5	4.8	14.1	20.6	21.2
規 模 30 人 以 上	昭和 35年	192.1	206.8	181.6	180.5	10.5	26.3	23.9	24.3
	40	181.4	197.8	174.7	177.1	6.7	20.7	23.2	23.8
	45	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2
	50	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0	21.5	21.8
	55	164.1	181.2	158.1	164.1	6.0	17.1	21.8	22.0
	57	162.9	180.3	156.9	163.8	6.0	16.5	21.7	21.9
	58	162.9	180.5	156.6	163.7	6.3	16.8	21.7	21.9
	59	164.2	182.3	157.4	164.4	6.8	17.9	21.8	22.0
	60	162.5	182.4	155.8	163.6	6.7	18.8	21.7	21.9
	61	162.2	181.9	155.4	163.6	6.8	18.3	21.6	21.9
	62	162.7	182.6	155.6	163.9	7.1	18.7	21.6	21.9
	63	161.1	183.5	153.5	163.7	7.6	19.8	21.6	21.8
	平成 元年	158.9	181.8	151.4	161.7	7.5	20.1	21.2	21.5
	2	155.3	179.4	148.1	159.5	7.2	19.9	20.7	21.2
	3	153.0	176.2	146.2	157.3	6.8	18.9	20.5	20.9
	4	150.2	172.2	144.5	156.1	5.7	16.1	20.2	20.7

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」

注) 40年以前はサービス業を含まない数値である。

付表48-1 産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数（事業所規模5人以上）

産 業	月 間 実 労 働 時 間 数 (時間)						出勤日数(日)	
	総実労働時間数		所 定 内		所定外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
調 査 産 業 計	150.2	174.6	145.4	160.5	4.8	14.1	20.6	21.2
鉱 業	162.9	183.0	158.9	166.6	4.0	16.4	21.2	22.0
建 設 業	161.3	179.7	157.7	168.6	3.6	11.1	21.1	21.9
製 造 業	152.5	176.6	147.8	159.3	4.7	17.3	20.2	20.7
食 料 品 , 飲 料 ・ 飼 料 ・ た ば こ 製 造 業	148.4	179.9	143.0	163.2	5.4	16.7	20.6	21.5
織 維 工 業	159.7	181.3	156.0	167.3	3.7	14.0	21.1	21.8
衣服その他の繊維製品製造業	160.6	180.2	158.2	171.5	2.4	8.7	21.3	22.0
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	162.1	180.7	158.4	169.0	3.7	11.7	21.2	21.8
出版・印刷・同関連産業	157.0	180.0	148.3	159.8	8.7	20.2	20.5	21.2
化 学 工 業	147.8	163.1	143.0	150.8	4.8	12.3	19.4	20.1
窯業・土石製品製造業	159.6	177.1	155.4	162.8	4.2	14.3	20.8	21.3
金 属 製 品 製 造 業	153.8	182.2	148.6	163.6	5.2	18.6	20.3	21.2
一 般 機 械 器 具 製 造 業	152.8	179.0	148.0	160.6	4.8	18.4	20.0	20.6
電 気 機 械 器 具 製 造 業	147.5	172.1	143.1	154.7	4.4	17.4	19.4	19.8
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	151.8	178.3	144.8	155.3	7.0	23.0	19.7	19.9
精 密 機 械 器 具 製 造 業	148.3	171.1	143.8	156.3	4.5	14.8	19.5	20.1
電気・ガス・熱供給・水道業	149.6	164.4	144.6	149.7	5.0	14.7	19.0	19.7
運 輸 ・ 通 信 業	149.7	184.9	143.7	162.6	6.0	22.3	20.4	21.5
卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	142.6	173.1	138.9	163.5	3.7	9.6	20.6	21.7
金 融 ・ 保 険 業	143.5	159.4	138.3	148.5	5.2	10.9	19.1	20.0
不 動 産 業	153.4	169.2	148.3	160.1	5.1	9.1	20.5	21.4
サ ー ビ ス 業	154.2	168.3	148.6	156.2	5.6	12.1	21.0	21.0

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」（平成4年）

付表 4 8 - 2 産業別 1 人平均月間実労働時間数及び出勤日数（事業所規模 30 人以上）

産 業	月 間 実 労働 時間 数 (時間)						出勤日数(日)	
	総実労働時間数		所 定 内		所定外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
調 査 産 業 計	150.2	172.2	144.5	156.1	5.7	16.1	20.2	20.7
鉱 業	162.6	178.8	156.1	160.6	6.5	18.2	20.8	21.6
建 設 業	160.7	179.3	154.8	164.0	5.9	15.3	20.5	21.5
製 造 業	154.4	174.5	148.7	156.1	5.7	18.4	19.9	20.3
食 料 品 , 飲 料 ・ 飼 料 ・ た ば こ 製 造 業	148.5	178.7	142.1	159.8	6.4	18.9	20.3	21.1
織 維 工 業	158.7	178.5	154.5	163.1	4.2	15.4	20.8	21.3
衣服その他の繊維製品製造業	164.2	176.6	161.3	168.3	2.9	8.3	21.3	21.5
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	164.8	187.4	157.6	167.2	7.2	20.2	20.7	21.4
出版・印刷・同関連産業	161.0	178.9	149.0	155.6	12.0	23.3	20.2	20.8
化 学 工 業	149.4	163.0	144.0	150.3	5.4	12.7	19.2	20.0
窯業・土石製品製造業	158.8	173.4	153.1	158.0	5.7	15.4	20.3	20.9
金 属 製 品 製 造 業	156.2	178.2	148.8	158.5	7.4	19.7	19.8	20.6
一般機械器具製造業	155.4	176.2	149.5	157.2	5.9	19.0	19.5	20.2
電気機械器具製造業	151.8	171.6	146.6	154.0	5.2	17.6	19.3	19.6
輸送用機械器具製造業	155.6	177.7	147.6	154.1	8.0	23.6	19.6	19.8
精密機械器具製造業	150.8	168.8	145.8	154.1	5.0	14.7	19.3	19.8
電気・ガス・熱供給・水道業	148.9	164.4	143.6	148.8	5.3	15.6	18.9	19.6
運 輪 ・ 通 信 業	145.5	182.9	139.5	160.1	6.0	22.8	20.0	21.4
卸売・小売業、飲食店	140.4	167.1	136.0	156.9	4.4	10.2	20.3	21.1
金 融 ・ 保 險 業	141.3	157.2	135.8	146.5	5.5	10.7	18.9	19.8
不 動 産 業	151.1	165.6	143.2	153.5	7.9	12.1	20.0	20.6
サ ー ビ ス 業	153.9	165.1	147.4	152.1	6.5	13.0	20.7	20.5

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」（平成 4 年）

付表 4 9 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合

(単位 %)

年	女子労働者に対する 出産者の割合	有夫者に対する出産者の 割合
昭和 4 6 年	2 . 4	6 . 2
4 8	2 . 5	6 . 0
4 9	2 . 7	6 . 4
5 1	2 . 7	5 . 8
5 3	2 . 7	5 . 5
5 6	2 . 4	4 . 7
6 0	2 . 0	3 . 8
6 3	1 . 8	3 . 4
平成 3	1 . 4	2 . 8

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 53年以前は教育を含まない。以下同じ。

付表 5 0 1人平均産前産後休業日数

(単位 日)

年	産 前	産 後
昭和 4 0 年	3 4 . 4	4 6 . 4
4 6	3 6 . 4	4 6 . 6
4 8	3 5 . 1	4 7 . 3
4 9	3 6 . 2	4 7 . 9
5 1	3 6 . 4	4 8 . 7
5 3	3 6 . 6	4 8 . 3
5 6	3 8 . 5	4 8 . 8
6 0	3 6 . 4	4 9 . 7
6 3	3 7 . 0 (4 6 . 5)	5 6 . 0 (6 4 . 4)
平成 3	3 8 . 5 (5 2 . 4)	5 8 . 1 (5 8 . 8)

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) () は多胎の場合である。

付表5 1 妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合

(単位 %)

年	軽易業務転換者	育児時間請求者
昭和40年	12.4	28.8
46	10.9	24.2
48	11.0	21.2
49	12.2	18.7
51	11.3	22.7
53	8.4	24.1
56	5.7	27.5
60	3.9	25.4
63	4.5	27.6
平成 3	6.0	19.7

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表5 2 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況

年	休暇請求者がい た事業所の割合 (%)	休暇請求者の割 合 (%)	請求者1人当 たり年間休暇請求 回数(回)	請求者1人当 たり平均年間休暇 日数(日)
昭和40年	37.5	26.2	5.1	8.3
46	34.4	22.8	5.9	8.0
48	31.2	21.2	6.5	9.2
49	31.9	20.0	6.9	9.1
51	33.7	16.6	7.2	9.1
53	33.1	16.0	6.7	8.4
56	28.1	13.4	5.8	7.7
60	23.7	9.2	5.8	7.7
63	19.3	6.0	4.8	5.7
平成 3	18.8	7.0	4.1	5.1

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 5 3 妊産婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合

(単位 %)

年	妊娠中及び出産後の通 院休暇ありの事業所	妊娠中の通勤緩和措置 ありの事業所	妊娠障害休暇ありの 事業所
昭和 5 1 年	1 8 . 6	1 5 . 2	1 0 . 8
5 3	2 2 . 2	1 4 . 2	1 1 . 4
5 6	2 5 . 8	2 0 . 0	1 8 . 1
6 0	2 5 . 0	1 8 . 1	1 6 . 7
6 3	2 7 . 4	2 4 . 3	1 9 . 1
平成 3	2 7 . 5	2 0 . 0	1 8 . 9

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 5 4 妊娠・出産による退職者の割合（妊産婦=100.0）

(単位 %)

昭和 35年	40	45	48	49	51	53	56	60	63	平成 3
38.9	49.3	47.5	48.8	47.2	38.7	36.7	21.7	30.5	31.4	31.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 5 5 女子再雇用制度実施事業所の割合
(単位 %)

区 分	昭和 6 0 年	6 3 年	平成 2 年
計	5 . 6	1 6 . 6	1 4 . 8
製 造 業	7 . 9	1 8 . 8	1 7 . 4
運 輸 ・ 通 信 業	0 . 3	8 . 0	6 . 1
卸売・小売業、飲食店	8 . 5	2 2 . 8	1 6 . 0
金 融 ・ 保 険 業	6 . 6	1 5 . 8	3 2 . 6
サ ー ビ ス 業	3 . 6	1 6 . 9	1 2 . 9
5 0 0 人 以 上	1 3 . 5	1 9 . 7	2 0 . 8
1 0 0 ～ 4 9 9 人	6 . 7	1 7 . 7	1 9 . 5
3 0 ～ 9 9 人	5 . 2	1 6 . 3	1 3 . 7

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 5 6 介護休業制度実施事業所の割合
(単位 %)

区 分	昭和 5 6 年	6 0 年	6 3 年	平成 2 年
計	8 . 7	1 1 . 4	1 3 . 6	1 3 . 7
製 造 業	5 . 1	4 . 0	6 . 2	7 . 3
運 輸 ・ 通 信 業	1 2 . 7	1 2 . 8	1 1 . 0	1 0 . 6
卸売・小売業、飲食店	4 . 4	5 . 1	8 . 3	8 . 5
金 融 ・ 保 険 業	9 . 7	1 2 . 4	1 4 . 8	7 . 4
サ ー ビ ス 業	1 6 . 1	2 4 . 1	2 5 . 6	2 8 . 2
5 0 0 人 以 上	1 2 . 4	1 3 . 6	1 3 . 6	2 0 . 0
1 0 0 ～ 4 9 9 人	8 . 3	8 . 5	1 1 . 0	1 3 . 1
3 0 ～ 9 9 人	8 . 8	1 2 . 0	1 4 . 2	1 2 . 9

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表57 勤労者世帯の家計収支の推移

年	実 収 入		可処分所得	消 費 支 出	世帯人員	有業人員	実収入に占める妻の収入の割合
	世帯主収入	妻の収入					
	円	円	円	円	人	人	%
昭和40年	65,141	2,823	59,557	49,335	4.13	1.53	4.3
45	112,949	5,049	103,634	82,582	3.90	1.55	4.5
50	236,152	15,294	215,509	166,032	3.82	1.50	6.5
55	349,686	24,397	305,549	238,126	3.83	1.50	7.0
57	393,014	29,747	335,526	266,063	3.80	1.55	7.6
58	405,517	31,960	344,113	272,199	3.79	1.55	7.9
59	424,025	34,698	359,353	282,716	3.79	1.57	8.2
60	444,846	35,677	373,693	289,489	3.79	1.57	8.0
61	452,942	37,393	379,520	293,630	3.78	1.57	8.3
62	460,613	38,302	387,314	295,915	3.77	1.62	8.3
63	481,250	43,195	405,938	307,204	3.74	1.63	9.0
平成元	495,849	40,892	421,435	316,489	3.72	1.63	8.2
2	521,757	44,101	440,539	331,595	3.70	1.64	8.5
3	548,769	49,621	463,862	345,473	3.71	1.66	9.0
4	563,855	51,058	473,738	352,820	3.69	1.68	9.1

資料出所：総務庁統計局「家計調査」

注) 1世帯当たり年平均1か月間の収入。

付表58 核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比
(勤労者世帯)

項 目	月 平 均 額 (円)		構 成 比 (%)	
	核 共 世	家 働 族 世 帯	核 共 世	家 働 族 世 帯
実 収 入	613,946	513,434	100.0	100.0
勤 め 先 収 入	585,465	484,886	95.4	94.4
世 帯 主 収 入	459,058	484,886	74.8	94.4
定 期 収 入	351,529	372,301	57.3	72.5
臨時収入・賞与	107,529	112,585	17.5	21.9
妻 の 収 入	126,101	0	20.5	—
他の世帯員収入	306	0	0.0	—
事業・内職収入	8,295	1,571	1.4	0.3
他の経常収入	6,283	14,716	1.0	2.9
可 処 分 所 得	520,089	427,962	—	—
消 費 支 出	364,909	331,303	100.0	100.0
食 料	83,108	78,585	22.8	23.7
外 食	16,759	13,261	4.6	4.0
住 居	21,087	22,827	5.8	6.9
家 賃 地 代	15,116	18,464	4.1	5.6
光 熱 ・ 水 道	16,610	16,883	4.6	5.1
家具・家事用品	12,219	12,417	3.3	3.7
被服及び履物	24,755	22,291	6.8	6.7
洋 服	10,720	9,190	2.9	2.8
保健医療	8,382	10,159	2.3	3.1
交通・通信	38,513	33,131	10.6	10.0
自動車等関係費	23,608	18,198	6.5	5.5
教 育	24,900	17,154	6.8	5.2
教 養 娯 楽	36,112	34,951	9.9	10.5
その他の消費支出	99,222	82,904	27.2	25.0
諸 雑 費	18,904	15,487	5.2	4.7
こづかい(使途不明)	37,485	31,989	10.3	9.7
交 際 費	30,345	28,477	8.3	8.6
仕 送 り 金	12,488	6,951	3.4	2.1
土地家屋借金返済	30,661	18,582	5.9	4.3
平均消費性向 (%)	70.2	77.4	*72.0	*77.0
金融資産純増率 (%)	21.1	15.9	*20.0	*16.1

資料出所：総務庁統計局「家計調査」(平成4年)

- 注) 1 土地家屋借金返済の構成比欄には可処分所得に対する割合を示した。
 2 平均消費性向は可処分所得に占める消費支出の割合。
 3 金融資産純増率は可処分所得に対する金融資産純増(貯蓄純増(有価証券購入と有価証券売却との差を加えたもの)の割合。
 4 *印は2年の数値を示す。

付表59 男女、就業状態別行動の種類別平均時間数

(単位 時間 分)

区 分	年次	1次活動		2次活動					3次活動							
			睡眠	仕事	家事	育児	買い物	通勤 通学	テレビ ラジオ 新聞・雑誌	休 くつろぎ	娯 楽	交 際				
													際			
女	雇用者	平日	61年	9.59	7.18	10.18	6.48	2.00	0.09	0.22	0.54	3.43	1.35	1.00	0.14	0.17
		3年	9.56	7.11	10.10	6.36	1.58	0.09	0.23	0.55	3.55	1.38	1.03	0.18	0.19	
	家事従事者	平日	61年	11.08	8.11	6.09	2.02	2.50	0.16	0.47	0.13	6.43	2.13	1.22	0.46	0.55
		3年	11.08	8.07	5.53	1.53	2.41	0.13	0.49	0.12	6.59	2.23	1.24	0.50	0.58	
		平日	61年	10.30	7.35	6.52	0.08	4.57	1.00	0.46	0.01	6.38	2.49	1.31	0.38	0.30
		3年	10.32	7.30	6.44	0.06	4.49	0.54	0.47	0.00	6.44	2.52	1.31	0.41	0.28	
男	雇用者	平日	61年	11.06	8.05	5.52	0.07	4.10	0.48	0.47	0.00	7.02	2.35	1.33	0.50	0.40
		3年	11.08	8.02	5.40	0.05	3.58	0.41	0.48	0.00	7.12	2.48	1.33	0.50	0.39	
		平日	61年	9.51	7.36	9.57	8.33	0.04	0.01	0.03	1.10	4.12	1.48	1.02	0.18	0.24
		3年	9.46	7.27	9.58	8.27	0.05	0.02	0.05	1.12	4.16	1.50	1.03	0.22	0.24	
		平日	61年	11.08	8.35	3.37	2.31	0.17	0.10	0.21	0.17	9.15	3.14	1.40	1.23	0.58
		3年	11.10	8.33	3.32	2.18	0.20	0.10	0.27	0.14	9.18	3.23	1.38	1.30	0.57	

資料出所：総務庁統計局「社会生活基本調査」(昭和61年、平成3年)

付表60 女子雇用者の行動の種類別平均時間数

(単位 時間 分)

区 分	1 次 活 動				2 次 活 動				3 次 活 動			
	睡眠			家事	家事	育児	買物	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	休養・くつろぎ	趣味・娯楽	交際・付き合い	
	平日	土曜日	日曜日									
女子雇用者	平日	9.56	7.11	10.10	6.36	1.58	0.09	0.23	3.55	1.38	1.03	0.18
	土曜日	10.17	7.26	8.09	4.20	2.19	0.10	0.40	5.34	2.03	1.13	0.32
	日曜日	11.08	8.07	5.53	1.53	2.41	0.13	0.49	6.59	2.23	1.24	0.58
週 間	平日	9.55	7.06	9.38	4.32	3.17	0.12	0.37	4.27	1.53	1.08	0.23
	土曜日	10.08	7.14	8.16	3.07	3.32	0.11	0.48	5.35	2.15	1.15	0.29
	日曜日	11.00	7.58	6.16	1.21	3.31	0.15	0.53	6.44	2.26	1.25	0.47
或	平日	9.59	7.11	10.15	6.51	1.48	0.08	0.21	3.46	1.38	1.02	0.16
	土曜日	10.31	7.36	7.27	3.38	2.23	0.10	0.45	6.02	2.13	1.16	0.38
	日曜日	11.19	8.16	5.27	1.27	2.43	0.11	0.51	7.14	2.30	1.25	0.54
業 時	平日	9.56	7.13	10.29	7.33	1.31	0.07	0.17	3.35	1.29	1.01	0.15
	土曜日	10.16	7.27	8.18	4.54	1.56	0.10	0.37	5.26	1.57	1.10	0.33
	日曜日	11.09	8.08	5.40	1.47	2.34	0.14	0.49	7.11	2.21	1.23	0.53
間	平日	9.50	7.10	10.43	8.03	1.16	0.06	0.17	3.27	1.26	0.58	0.14
	土曜日	10.10	7.25	8.39	5.46	1.33	0.07	0.33	5.11	1.50	1.10	0.28
	日曜日	11.11	8.11	5.56	2.28	2.11	0.12	0.48	6.53	2.15	1.24	0.45

資料出所：総務庁統計局「社会生活基本調査」(平成3年)

注) 1 () 内は女子雇用者計に占める割合である。

2 15時間未満及び60時間以上雇用者については掲載しなかった。

付表 6 1 共働き夫婦の行動の種類別平均時間数

(単位 時間 分)

区 分	1次活動		2次活動				3次活動					
		睡眠	仕事	家事	育児	買い物	通勤 通学	テレビ ラジオ 新聞・雑誌	休 くつろぎ	趣味 娯楽	交 際 付き合い	
夫婦とも 有業	平 日	9.48	7.04	10.24	5.48	3.16	0.15	0.30	3.49	1.40	0.15	0.13
	日 曜 日	9.59	7.35	9.39	8.33	0.05	0.01	0.04	4.21	1.57	0.19	0.22
夫婦とも 無業者	平 日	10.45	7.47	7.11	2.06	3.44	0.20	0.49	6.04	2.09	0.39	0.36
	日 曜 日	11.02	8.21	4.07	3.04	0.20	0.08	0.22	8.51	3.20	1.20	0.44
夫婦とも 雇用者	平 日	9.42	7.01	10.38	6.03	3.05	0.14	0.29	3.40	1.37	0.13	0.11
	日 曜 日	9.48	7.29	10.03	8.39	0.06	0.02	0.04	4.09	1.51	0.20	0.20
夫婦とも 無業者	平 日	10.51	7.52	6.53	1.29	3.56	0.22	0.54	6.16	1.22	0.42	0.35
	日 曜 日	11.05	8.25	3.36	2.20	0.24	0.10	0.26	9.19	1.43	1.30	0.40

資料出所：総務庁統計局「社会生活基本調査」(平成3年)

付表62 労働組合員数及び推定組織率の推移

年	女			男			組合員総数 に占める 女子の割合
	労働組合 員数	雇用者数	推定 組織率	労働組合 員数	雇用者数	推定 組織率	
	人	万人	%	人	万人	%	%
昭和45年	3,201,202	1,089	29.4	8,280,004	2,187	37.9	27.9
50	3,445,776	1,190	29.0	9,027,198	2,479	36.4	27.6
55	3,378,131	1,374	24.6	8,862,521	2,638	33.6	27.6
57	3,427,828	1,417	24.2	8,990,519	2,685	33.5	27.6
58	3,417,761	1,478	23.1	8,993,227	2,732	32.9	27.5
59	3,411,925	1,535	22.2	8,946,150	2,746	32.6	27.6
60	3,393,970	1,545	22.0	8,925,386	2,756	32.4	27.5
61	3,385,192	1,596	21.2	8,895,791	2,787	31.9	27.6
62	3,364,581	1,634	20.6	8,830,856	2,814	31.4	27.6
63	3,354,566	1,680	20.0	8,802,568	2,885	30.5	27.6
平成元	3,367,668	1,778	18.9	8,782,421	2,942	29.9	27.7
2	3,393,343	1,854	18.3	8,800,053	3,021	29.1	27.8
3	3,455,932	1,953	17.7	8,866,952	3,109	28.5	28.0
4	3,521,579	2,002	17.6	8,949,379	3,137	28.5	28.2

資料出所：労働省「労働組合基礎調査」（各年6月）

総務庁統計局「労働力調査」（各年6月）

注) 1 付表62注) 参照

$$2 \quad \text{推定組織率} = \frac{\text{組合員数}}{\text{雇用者数}} \times 100$$

付表63 産業別労働組合数及び組合員数

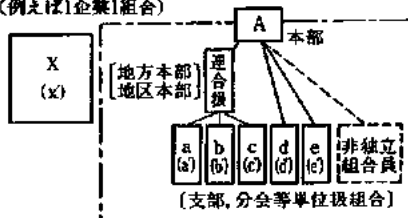
産 業	組 合 数	組 合 員 数		組合員総数 に占める 女子の割合	女子組合 員の産業 別構成比
		総 数	女 子		
		人	人	%	%
全 産 業	71,881	12,470,958	3,521,579	28.2	100.0
農 林 漁 業	959	45,633	4,245	9.3	0.1
鉱 業	187	17,522	1,921	11.0	0.1
建 設 業	3,583	938,980	70,243	7.5	2.0
製 造 業	17,692	4,016,627	810,902	20.2	23.0
電気・ガス・熱供給 ・水道業	1,490	221,470	25,941	11.7	0.7
運 輸 ・ 通 信 業	13,755	1,647,895	160,977	9.8	4.6
卸売・小売業、飲食店	7,657	1,118,789	422,557	37.8	12.0
金 融 ・ 保 險 業	5,395	1,168,887	672,857	57.6	19.1
不 動 産 業	212	18,870	3,878	20.6	0.1
サ ー ビ ス 業	14,912	1,913,375	853,780	44.6	24.2
公 務	5,669	1,328,696	484,528	36.5	13.8

資料出所：労働省「労働組合基礎調査」（平成4年6月）

- 注） 1 労働組合数及び組合員数は単位労働組合で把握。単位労働組合とは単位組織組合（規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、独自の活動を行い得る下部組織をもたない組合をいう。）と単一組織組合（規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつその内部に単位組織組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会等）を有する組合をいう。）の最下部組織である支部、分会等单位級組合とをそれぞれ1組合としたものである。
- 2 全産業には分類不能の産業を含む。

(参考)

単位組織組合 単一組織組合
(例えば1企業1組合)



単位労働組合

組合数 = $X + a + b + c + d + e$ (6組合)組合員数 = $(x) + (a) + (b) + (c) + (d) + (e)$

付表 6 4 家内労働従事者数の推移

区 分		昭和 45年	48年	60年	平成 元年	2年	3年	4年
家内労働 従事者数		人 2,017,100	人 2,041,200 (0.2%)	人 1,223,200 (△3.2%)	人 1,012,300 (△4.1%)	人 951,800 (△6.0%)	人 891,600 (△6.3%)	人 816,500 (△8.4%)
家内 労働者数		1,811,200	1,844,400 (0.2%)	1,149,000 (△3.2%)	957,900 (△4.0%)	903,400 (△5.7%)	848,200 (△6.1%)	778,300 (△8.2%)
内 別	性 女子	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,070,900 [93.2%]	896,500 [93.6%]	844,800 [93.5%]	794,500 [93.7%]	729,200 [93.7%]
	男子	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	78,100 [6.8%]	61,400 [6.4%]	58,500 [6.5%]	53,700 [6.3%]	49,100 [6.3%]
	職 業	専 業 171,000 [5.4%]	171,000 [9.3%]	76,200 [6.6%]	56,300 [5.9%]	50,400 [5.6%]	46,700 [5.5%]	43,400 [5.6%]
訳 型	内 職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,058,500 [92.1%]	890,800 [93.0%]	843,500 [93.4%]	792,300 [93.4%]	727,200 [93.4%]
	別 副 業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	14,300 [1.2%]	10,800 [1.1%]	9,400 [1.0%]	9,200 [1.1%]	7,700 [1.0%]
補助者数		205,900	196,800	74,200	54,400	48,400	43,400	38,300

資料出所：労働省「家内労働状況調査」

注) 1 () 内は対前年比率である。

2 [] 内は家内労働者数を100.0とした割合である。

付表 6 5 業種別家内労働者数の推移

業 種	50 年		平成 2 年		3 年		4 年	
	女	男	女	男	女	男	女	男
合 計	人 1,070,900	人 78,100	人 844,800	人 58,500	人 794,500	人 53,700	人 729,200	人 49,100
食 料 品	15,300	300	10,300	300	9,700	200	8,100	200
織 維 工 業	180,600	21,100	111,500	16,600	100,100	15,100	87,200	13,300
衣服・その他の繊維製品	345,000	10,500	282,100	7,500	267,200	7,800	251,700	8,100
木材・木製品 家具・装備品	9,000	1,500	7,400	1,200	7,100	1,100	6,900	1,000
紙・紙加工品	56,900	1,200	41,700	1,000	38,200	900	36,800	900
印刷・同関連	24,000	1,100	17,600	700	17,200	700	17,800	700
ゴム製品	23,300	3,100	20,500	1,700	19,300	1,500	18,300	1,400
皮革製品	20,700	7,400	14,100	5,000	13,600	4,100	12,200	4,800
窯業・土石製品	8,000	2,200	7,300	1,200	7,700	1,100	6,400	1,000
金属製品	11,700	8,300	9,100	5,300	8,600	4,600	7,600	3,800
電気機械器具	192,400	5,600	182,100	6,500	170,400	6,100	148,900	5,000
機械器具等	37,000	4,400	29,400	3,700	27,800	3,100	27,700	2,900
その他(雑貨等)	147,000	10,400	111,600	7,700	107,700	7,200	99,800	6,000

資料出所：労働省「家内労働状況調査」

付表 6 6 短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

年	総 数			女		
	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)
昭和35年	2,106	133	6.3	639	57	8.9
40	2,713	168	6.2	851	82	9.6
45	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2
50	3,556	353	9.9	1,137	198	17.4
55	3,886	390	10.0	1,323	256	19.3
57	4,013	416	10.4	1,386	284	20.5
58	4,119	433	10.5	1,451	306	21.1
59	4,181	464	11.1	1,484	328	22.1
60	4,231	471	11.1	1,516	333	22.0
61	4,296	503	11.7	1,550	352	22.7
62	4,346	506	11.6	1,581	365	23.1
63	4,454	533	12.0	1,635	386	23.6
平成 元	4,592	602	13.1	1,713	432	25.2
2	4,748	722	15.2	1,795	501	27.9
3	4,906	802	16.3	1,875	550	29.3
4	5,018	868	17.3	1,930	592	30.7

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1 短時間雇用者とは調査対象選において就業時間が35時間未満であった者をいう。(季節的、不規則的雇用者を含む。)
- 2 雇用者数は休業者を除く。
- 3 昭和35, 40年の数字は時系列接続用に補正していない。

付表 67 産業別女子短時間雇用者数及び構成比の推移

区 分		非 農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気・給 水・道 路・熱 業	運 輸・通 信 業	卸 売・小 食 売・店	金 融・動 産・保 険業	サ ー ビ ス 業	公 務
実 数 (万 人)	昭和50年	198	0	0	10	56	1	7	55	11	53	4
	55	256	0	0	13	65	1	7	84	13	69	5
	57	284	0	0	14	67	1	8	98	15	78	5
	60	333	1	0	14	80	1	8	117	15	91	6
	62	365	1	0	16	79	1	10	132	17	104	5
	63	386	0	0	16	82	1	10	141	19	109	5
	平成元	432	0	0	18	94	1	13	154	23	122	6
	2	501	0	0	20	107	1	14	173	30	144	9
	3	550	1	0	23	120	1	16	189	32	157	8
	4	592	1	0	24	126	1	18	205	33	172	9
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	0.0	0.0	5.1	28.3	0.5	3.5	27.8	5.6	26.8	2.0
	55	100.0	0.0	0.0	5.1	25.4	0.4	2.7	32.8	5.1	27.0	2.0
	57	100.0	0.0	0.0	4.9	23.6	0.4	2.8	34.5	5.3	27.5	1.8
	60	100.0	0.3	0.0	4.2	24.0	0.3	2.4	35.1	4.5	27.3	1.8
	62	100.0	0.3	0.0	4.4	21.6	0.3	2.7	36.2	4.7	28.5	1.4
	63	100.0	0.0	0.0	4.1	21.2	0.3	2.6	36.5	4.9	28.2	1.3
	平成元	100.0	0.0	0.0	4.2	21.8	0.2	3.0	35.6	5.3	28.2	1.4
	2	100.0	0.0	0.0	4.0	21.4	0.2	2.8	34.5	6.0	28.7	1.8
	3	100.0	0.2	0.0	4.2	21.8	0.2	2.9	34.4	5.8	28.5	1.5
	4	100.0	0.2	0.0	4.1	21.3	0.2	3.0	34.6	5.6	29.1	1.5
女 子 短 時 間 雇 用 者 総 数 に 占 め る (%)	昭和50年	17.4	0.0	0.0	20.8	15.8	25.0	18.9	19.2	15.7	17.4	13.3
	55	19.3	0.0	0.0	22.8	17.1	25.0	18.4	24.2	16.0	18.2	15.2
	57	20.5	0.0	0.0	23.7	17.3	25.0	21.1	26.5	17.0	19.3	15.2
	60	22.0	*	0.0	24.6	18.6	25.0	19.5	29.0	16.7	20.0	17.1
	62	23.1	*	0.0	28.6	18.7	25.0	23.3	30.6	16.8	21.5	15.2
	63	23.6	0.0	0.0	26.2	18.9	25.0	23.3	31.5	18.1	21.7	15.6
	平成元	25.2	0.0	0.0	27.3	20.8	20.0	27.1	33.0	20.9	23.2	18.8
	2	27.9	0.0	0.0	28.2	23.0	25.0	28.0	35.5	25.2	25.9	25.7
	3	29.3	*	0.0	29.5	24.9	25.0	30.2	37.1	26.9	26.2	22.2
	4	30.7	*	0.0	30.0	25.9	25.0	31.0	38.7	27.3	28.4	24.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 付表66注) 1,2に同じ。

付表 68 規模別女子短時間雇用者数及び構成比の推移 (非農林業)

区 分		総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公
実 数 (万 人)	昭和50年	198	98	25	19	37	19
	55	256	134	33	25	42	24
	57	284	149	38	29	45	22
	60	333	173	45	37	51	26
	62	365	189	49	41	59	27
	63	386	195	56	44	63	28
	平成元	432	208	62	53	77	31
	2	501	228	71	64	96	40
	3	550	248	79	73	108	39
	4	592	261	87	80	118	43
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	49.5	12.6	9.6	18.7	9.6
	55	100.0	52.3	12.9	9.8	16.4	9.4
	57	100.0	52.5	13.4	10.2	15.8	7.7
	60	100.0	52.0	13.5	11.1	15.3	7.8
	62	100.0	51.8	13.4	11.2	16.2	7.4
	63	100.0	50.5	14.5	11.4	16.3	7.3
	平成元	100.0	48.1	14.4	12.3	17.8	7.2
	2	100.0	45.5	14.2	12.8	19.2	8.0
	3	100.0	45.1	14.4	13.3	19.6	7.1
	4	100.0	44.1	14.7	13.5	19.9	7.3
女短 時 雇 用 雇 用 者 数 の 割 合 (%)	昭和50年	17.4	22.7	14.0	12.3	15.5	14.5
	55	19.3	26.1	15.1	13.6	16.8	15.4
	57	20.5	27.4	16.6	14.6	17.4	14.2
	60	22.0	29.7	17.8	16.1	18.0	16.0
	62	23.1	31.2	18.7	16.9	19.4	16.5
	63	23.6	31.7	20.1	17.1	19.7	17.3
	平成元	25.2	32.4	21.5	19.9	22.1	18.9
	2	27.9	34.3	23.6	22.4	26.0	23.7
	3	29.3	35.8	25.3	23.8	28.1	22.5
	4	30.7	37.0	27.0	25.3	29.2	24.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 付表66注) 1,2に同じ。

付表 6 9 産業・規模別女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移

(単位 年)

年	計	産 業				規 模		
		製造業	卸売・小売業、飲食店	金融・保険業	サービス業	1,000人以上	100～999人	10～99人
昭和51年	2.9	3.0	2.8	—	—	2.9	2.8	2.9
55	3.3	3.4	3.0	—	3.6	3.3	3.3	3.4
57	3.4	3.6	3.1	—	3.4	3.6	3.3	3.4
60	3.9	4.0	3.9	—	3.6	4.3	3.8	3.9
62	4.2	4.5	4.2	—	4.0	4.6	4.1	4.2
63	4.1	4.5	4.0	—	3.7	4.3	4.1	4.0
平成元	4.3	4.7	4.1	3.0	3.7	4.3	4.3	4.2
2	4.5	5.0	4.5	2.9	4.0	4.9	4.4	4.4
3	4.6	5.2	4.5	3.0	4.1	4.9	4.6	4.5
4	4.8	5.6	4.5	3.4	4.0	5.1	4.7	4.6

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（各年6月）

注） 1 産業別は特掲である。

2 産業別区分のうち「卸売・小売業、飲食店」の昭和51年の分は、飲食店を除く。

付表 7 0 産業・規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移

年	計	産 業						規 模			
		製造業			卸売・小売業、飲食店			サービス業			
		労働時間数		労働日数	労働時間数		労働日数	労働時間数		労働日数	労働日数
		時間	日	時間	時間	日	時間	時間	日	時間	日
昭和55年		5	23	日	6	23	日	5	23	日	日
57		6	22	7	6	23	—	6	23	6	22
60		6	22	7	6	23	—	6	22	6	22
62		6	22	6	6	23	—	6	22	6	23
63		6	22	6	6	22	—	5	22	6	22
平成元		6.0	21.7	6.4	5.7	21.8	6.0	5.6	21.3	6.0	21.8
2		5.9	21.7	6.4	5.7	21.7	5.9	5.5	21.7	6.0	21.9
3		5.9	21.2	6.3	5.6	21.3	6.1	5.5	21.2	6.0	21.4
4		5.8	20.9	6.2	5.6	21.0	6.0	5.4	21.0	5.8	21.2

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（各年6月）

注）1 産業別は特掲である。

2 昭和63年以前は小数点以下までとっていない。

付表71 年齢階級・産業・規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり
所定内給与額の推移

区 分		昭和 55年	57	60	平成 元	2	3	4
年 齢	計	円 492	円 540	円 595	円 662	円 712	円 770	円 809
	18～19歳	494	541	581	646	706	758	801
	20～24	541	594	638	715	786	877	880
	25～29	507	555	654	719	783	829	895
	30～34	480	538	596	662	707	792	816
	35～39	479	528	579	645	691	756	788
	40～44	487	534	585	647	699	754	794
	45～49	496	541	595	658	712	764	807
	50～54	504	541	601	672	717	767	810
産 業	製 造 業	466	513	561	627	665	713	750
	卸売・小売業、 飲食店	490	543	594	651	708	772	811
	金融・保険業	—	—	—	762	815	889	942
	サービス業	567	600	675	750	808	864	894
規 模	1,000人以上	517	582	624	711	748	820	860
	100～999人	494	535	602	660	720	769	815
	10～99人	478	525	579	640	688	744	777

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（各年6月）

注） 1 年齢計は17歳以下及び55歳以上を含む。
2 産業別は特掲である。

付表72 産業・規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移

年	計	産 業				規 模		
		製 造 業	卸売・小売業、 飲食店	金融・保険業	サービス業	1,000人以上	100～999人	10～99人
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和55年	72.8	82.4	61.1	—	71.6	108.2	68.5	60.4
57	76.9	91.7	64.6	—	68.1	117.6	72.4	62.3
60	84.2	99.1	74.7	—	66.8	123.7	85.2	67.4
61	83.6	102.6	72.7	—	60.1	128.3	85.6	64.0
62	82.4	97.4	69.9	—	76.5	112.4	83.5	67.9
63	76.5	89.6	72.5	—	56.9	96.8	82.7	62.4
平成 元	77.1	98.1	65.0	82.6	60.0	96.9	78.8	66.6
2	86.5	108.0	71.4	85.8	77.1	104.4	89.7	74.7
3	92.4	119.3	74.4	118.3	77.9	104.0	96.2	83.4
4	98.8	130.0	78.7	125.1	81.1	111.5	104.3	88.0

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注） 産業別は特掲である。

付表 7 3 今の会社での就業期間・通算経験期間別所定労働時間が短い非正社員の割合
(%)

区 分	今の会社での就業期間			通算パートタイム経験期間		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6 か 月 未 満	15.2	20.2	14.0	8.1	11.9	7.2
6 か月～ 1年未満	14.0	19.9	12.5	8.8	14.6	7.4
1 年 ～ 3年未満	26.8	30.8	25.8	22.6	31.6	20.4
3 年 ～ 5年未満	14.2	14.3	14.2	15.9	20.1	14.9
5 年 ～ 7年未満	10.6	7.0	11.5	12.9	8.5	14.0
7 年 ～ 10年未満	8.3	3.9	9.4	11.3	5.3	12.8
10 年 ～ 20年未満	9.6	3.3	11.1	17.2	5.9	19.9
20 年 以 上	1.3	0.7	1.4	3.2	2.2	3.4
平 均 (年)	0.0	—	0.0	—	—	—
	4.0	2.6	4.3	5.8	3.7	6.3

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成 2 年)

付表 7 4 産業、始業時間・終業時間階級別所定労働時間が短い非正社員の割合
始業時間 (%)

区 分	計	5:00 ～ 7:00 まで	7:00 ～ 8:00 まで	8:00 ～ 9:00 まで	9:00 ～ 10:00 まで	10:00 ～ 11:00 まで	11:00 ～ 12:00 まで	12:00 ～ 5:00 まで
産 業 計	100.0	1.9	1.9	21.3	45.6	12.2	2.8	14.2
製 造 業	100.0	0.7	1.1	28.4	61.9	3.7	0.3	4.1
卸売・小売業、 飲食店	100.0	3.4	1.0	12.4	39.6	17.9	5.0	20.7
サ ー ビ ス 業	100.0	0.8	4.0	28.5	39.9	10.6	2.1	14.1

終業時間

区 分	計	5:00 ～ 14:00 まで	14:00 ～ 15:00 まで	15:00 ～ 16:00 まで	16:00 ～ 17:00 まで	17:00 ～ 18:00 まで	18:00 ～ 19:00 まで	19:00 ～ 5:00 まで
産 業 計	100.0	15.1	4.9	14.0	30.0	22.7	4.2	9.0
製 造 業	100.0	7.7	3.3	15.0	43.6	27.1	1.4	1.9
卸売・小売業、 飲食店	100.0	17.3	6.4	13.5	21.9	20.5	6.6	13.8
サ ー ビ ス 業	100.0	19.5	3.9	13.3	30.4	21.2	3.3	8.3

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成 2 年)

付表 7 5 年次有給休暇の有無別所定労働時間が短い非正社員の割合並びに付与日数

(%)

年次有給休暇の状況	計	男 子	女 子
所定労働日の8割以上を働いた	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)
年次有給休暇がある	(51.9)	(37.3)	(54.4)
平均付与日数(日)	10.8	9.7	10.9
平均取得日数(日)	4.8	3.8	4.9
年次有給休暇がない	(48.0)	(62.6)	(45.6)
所定労働日の8割以上を働かない	12.8	17.0	11.8
勤めてから1年に満たない	29.2	40.0	26.6

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

付表 7 6 身分及び賃金形態別所定労働時間が短い非正社員の割合並びに平均賃金額

区 分		計	男 子	女 子
賃 金 形 態 (%)	計	100.0	100.0	100.0
	時 間 給	84.4	69.3	88.1
	日 給	7.2	13.0	5.8
	月 給	6.2	13.2	4.5
	歩 合 給	1.4	3.0	1.1
	そ の 他	0.7	1.5	0.5
平 均 賃 金 額	平均時間給(円)	705	882	671
	平均日給(円)	6,928	7,437	6,651
	平均月給(万円)	9.9	10.0	9.9
	歩合給の平均月額(万円)	7.1	7.6	6.8
	その他の平均月額(万円)	10.5	15.2	7.3

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

付表 7 7 パートタイム労働者の現職について方法別新規就業者数の割合

(%)

区 分	総 数	公共職安 の 紹 介	求人広告 求 情 報 誌	学 校 の 紹 介	友人知人 の 紹 介	前 勤 先 の 紹 介	その他
計	100.0	5.7	39.1	0.0	37.9	1.1	14.9
男 子	100.0	0.0	33.3	-	33.3	0.0	33.3
女 子	100.0	4.8	39.3	0.0	38.1	1.2	14.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成 4 年 2 月)

付表 7 8 平成元年の就業状況及び年収額階級別所定労働時間が短い非正社員の割合

(%)

区 分	計	男 子	女 子
産 業 計	100.0	100.0	100.0
平成元年に働いた	79.5	70.3	81.7
平均年収(万円)	99.5	117.0	95.9
平均年間総実労働時間(時間)	1,246.1	1,109.6	1,273.6
平成元年に働かなかった	20.5	29.7	18.3
平成元年に働いた(再掲)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
40万円未満	(8.3)	(12.0)	(7.6)
40～50	(3.3)	(3.1)	(3.4)
50～60	(4.5)	(4.6)	(4.6)
60～70	(6.7)	(6.5)	(6.7)
70～80	(8.0)	(6.1)	(8.4)
80～90	(13.0)	(5.6)	(14.6)
90～100	(16.1)	(9.8)	(17.6)
100～110	(4.4)	(5.5)	(4.2)
110～120	(3.0)	(3.3)	(3.0)
120～130	(4.1)	(5.2)	(3.9)
130～140	(3.1)	(2.9)	(3.2)
140～150	(2.6)	(2.5)	(2.7)
150万円以上	(11.8)	(19.5)	(10.2)

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成 2 年)

付表 7 9 通勤時間階級別所定労働時間が短い非正社員の割合
(%)

区 分	計	男 子	女 子
計	100.0	100.0	100.0
10分未満	20.4	16.4	21.4
10～ 19分	36.2	34.7	36.6
20～ 29分	16.4	15.5	16.6
30～ 44分	16.4	17.9	16.1
45～ 59分	4.7	6.5	4.3
60～ 74分	4.0	6.0	3.5
75～ 89分	0.7	0.7	0.6
90～119分	1.0	1.7	0.9
120分以上	0.3	0.5	0.2
全平均(分)	20.8	23.8	20.1
1分以上平均 (分)	21.0	24.0	20.2

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

付表 8 0 産業、所定労働時間が短い非正社員の採用時における労働条件明示の有無・方法別事業所の割合
(%)

区 分	合計	採用時に労働条件を明示している					採用時に労働条件を明示していない
		計	主に口頭で説明している	主に雇入通知書等書面を交付している	主に就業規則を交付し労働契約書を締結している	その他	
産業計	100.0	98.1	66.5	15.8	13.9	1.9	1.9
鉱 業	100.0	84.8	68.0	15.7	1.1	—	15.2
建設業	100.0	100.0	82.0	15.3	2.7	0.0	—
製造業	100.0	96.0	70.5	14.6	10.5	0.4	4.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	28.8	30.2	26.5	14.5	—
運輸・通信業	100.0	98.7	63.7	10.1	23.1	1.8	1.3
卸売・小売業	100.0	98.1	65.5	16.8	13.3	2.5	1.9
飲食店	100.0	98.1	65.5	16.8	13.3	2.5	1.9
金融・保険業	100.0	100.0	17.2	23.2	59.5	0.2	—
不動産業	100.0	100.0	59.7	28.2	11.7	0.3	—
サービス業	100.0	98.9	69.7	14.8	11.6	2.8	1.1

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年)

付表 8 1 パートタイム労働者の採用時における労働
条件の明示内容、明示方法別事業所の割合

(%)

明 示 方 法 明 示 内 容		雇 用 期 間	仕 事 の 内 容	終 業 時 刻 及 休 息 時 間	休 日 又 は 勤 務 日	所 定 外 労 働 の 有 無	休 日 労 働 の 有 無	休 暇		賃 金 基 本 賃 金
								年 次 有 給 休 暇	そ の 他 の 休 暇	
明 示 し て い る (M.A.)	口 頭 で 説 明	31.9	67.8	50.1	50.4	42.1	51.3	35.8	41.0	45.2
	雇 入 通 知 書 等 書 面 を 交 付	27.8	12.5	17.8	15.1	8.3	8.2	8.4	7.6	22.6
	就 業 規 則 の 交 付、 労 働 契 約 書 の 締 結	26.5	16.7	29.0	26.0	17.8	19.1	19.3	19.0	27.0
	そ の 他	1.2	2.2	2.1	5.8	1.1	1.7	2.9	3.6	2.8
明 示 し て い な い		21.7	0.9	1.1	2.7	29.8	17.8	31.7	29.3	1.9

明 示 方 法 明 示 内 容		賃 金							そ の 他	
		諸 手 当	所 対 定 す 外 の 労 割 増 等 率 に	賃 金 締 切 日	賃 金 支 払 日	賃 除 金 す る 払 費 目 に 関	昇 給 の 有 無	賞 与 の 有 無		退 職 金 の 有 無
明 示 し る (M.A.)	口 頭 で 説 明	41.4	38.6	51.0	52.0	51.0	48.6	46.0	37.2	22.0
	雇 入 通 知 書 等 書 面 を 交 付	17.4	11.6	16.4	16.6	10.1	10.2	8.9	7.3	1.7
	就業規則の交付、労働契約書の締結	21.3	21.8	29.0	29.2	19.0	18.5	19.1	17.6	6.1
	そ の 他	3.1	3.3	2.3	2.2	3.8	3.2	3.8	2.4	1.8
明 示 し て い な い		16.5	24.6	1.1	0.5	16.3	18.9	21.8	36.1	69.1

資料出所：労働省「パートタイム労働実態調査」(昭和60年)

注) 1 「パートタイム労働者」とは、1週の前定労働時間が通常の労働者より
1～2割程度以上短い労働者をいう。

2 「賞与の有無」、「退職金の有無」については、1年以上の雇用を予定して
雇い入れる場合についての明示状況である。

付表 8 2 産業、所定労働時間が短い非正社員に対する就業規則の適用状況別事業所の割合

(%)

区 分	計	正社員の就業規則とは別に独立したパート専用の就業規則を適用している	正社員の就業規則にパートの特別規定を追加して適用している	正社員の就業規則を準用し適用している	パート用の就業規則はない
産 業 計	100.0	20.5	7.6	33.1	38.8
鉱 業	100.0	0.5	15.2	37.5	46.8
建 設 業	100.0	1.9	1.7	44.4	51.9
製 造 業	100.0	16.4	6.6	35.4	41.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	43.5	1.3	12.5	42.7
運輸・通信業	100.0	6.9	17.9	32.8	42.4
卸売・小売業、飲食店	100.0	22.3	8.3	34.1	35.3
金融・保険業	100.0	79.7	1.2	13.9	5.3
不動産業	100.0	23.5	0.1	28.0	48.5
サービス業	100.0	18.0	7.9	30.9	43.2

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成 2 年）

付表 8 3 産業、就業規則変更時の所定労働時間が短い非正社員からの意見聴取の有無別事業所の割合

(%)

区 分	計	聴取している	聴取していない
産 業 計	100.0	30.0	70.0
鉱 業	100.0	36.8	63.2
建 設 業	100.0	29.2	70.8
製 造 業	100.0	28.4	71.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	13.6	86.4
運輸・通信業	100.0	27.4	72.6
卸売・小売業、飲食店	100.0	31.0	69.0
金融・保険業	100.0	55.1	44.9
不動産業	100.0	17.9	82.1
サービス業	100.0	27.6	72.4

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成 2 年）

付表B 4 雇用契約期間の状況別所定労働時間が短い非正社員の割合
(%)

区 分	計	男 子	女 子
計	100.0	100.0	100.0
雇用契約期間が定められていた	31.1	29.1	31.6
特定（有期）の業務が終了するまで	1.6	1.5	1.6
特に定められていなかった	60.8	60.1	61.0
わからない	6.4	9.3	5.7
雇用契約期間が定められていた（再掲）	(100.0)	(100.0)	(100.0)
平均雇用契約期間（カ月）	7.4	8.6	7.2
更新規定があった	(70.9)	(59.3)	(73.6)
平均雇用契約期間（カ月）	7.5	8.9	7.3
更新規定はない（又はわからない）が更新するつもりであった	(18.6)	(24.7)	(17.2)
平均雇用契約期間（カ月）	7.3	7.5	7.3
契約期間満了までしか働かないつもりであった	(10.4)	(16.0)	(9.2)
平均雇用契約期間（カ月）	7.0	8.7	6.3

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）

付表 8 5 産業、所定労働時間が短い非正社員についての雇用契約期間の定めの有無及び雇用契約期間満了の予告の状況別事業所の割合

(%)

区 分	合 計	雇 用 契 約 期 間 を 定 め て い る				定 め て い な い
		計	雇用契約期間満了の予告の状況			
			30日前に行 っている	30日前に行 っていない	個々の場合に より異なる	
産 業 計	100.0	30.4	15.8	4.5	10.2	69.6
鉄 道 業	100.0	35.2	4.1	-	31.1	64.8
建 設 業	100.0	16.0	15.5	0.0	0.5	84.0
製 造 業	100.0	23.0	13.0	3.4	6.7	77.0
電 気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	77.1	71.0	3.5	2.7	22.9
運 輸・通信業	100.0	43.0	18.8	1.6	22.7	57.0
卸 売・小売業、 飲食店	100.0	25.2	11.1	4.3	9.7	74.8
金 融・保険業	100.0	95.8	68.7	11.5	15.7	4.2
不 動 産 業	100.0	36.1	30.2	0.1	5.7	63.9
サ ー ビ ス 業	100.0	34.8	16.0	5.9	12.8	65.2

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成2年）

付表 8 6 産業・規模、パートタイム労働者の教育訓練状況別企業の割合

(%)

区 分	計	入 実 施 社 時 て だ い ける	入 実 施 社 後 て だ い ける	入 も 社 に 時 実 ・ 施 入 し 社 て 後 い と る	O J T で や っ て い る	教 し 育 な 訓 練 仕 を 事 で 必 要 あ と る	そ の 他
調 査 産 業 計	100.0	14.2	6.3	21.3	15.4	37.3	5.5
1,000 人 以 上	100.0	12.2	4.5	30.0	40.4	10.0	2.9
300 ～ 999 人	100.0	14.2	6.9	26.4	28.2	20.5	3.7
100 ～ 299 人	100.0	15.5	8.9	25.6	18.2	25.3	6.5
30 ～ 99 人	100.0	13.6	4.9	18.0	10.9	47.2	5.4
製 造 業	100.0	14.4	5.3	19.7	15.3	40.7	4.6
卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	13.6	5.9	19.5	18.8	36.4	5.8
サ ー ビ ス 業	100.0	14.5	10.5	30.4	10.3	26.0	8.2

資料出所：労働省「パートタイム労働実態調査」（昭和60年）

注）「パートタイム労働者」とは、1週の所定労働時間が通常の労働者より1～2割程度以上短い労働者をいう。

付表 8 7 就業形態別各種福利厚生制度適用状況及び改善要望事項（各就業形態計＝100）（M.A.）

(%)

就業形態	各種福利厚生制度適用割合					改善要望事項割合					
	雇用保険	健康保険	厚生年金 保 険	財産形成 制 度	企業年金 制 度	社内定期 健康診断	企業内 福祉施設 利用	福利厚生 系活動の 充 実	雇用保険・ 健康保険・ 厚生年金保 険への加入	健康診断 制度の導入	その他
出向社員	85.0	84.4	83.1	44.8	28.1	78.5	46.8	48.4	4.8	5.5	10.5
派遣労働者	48.5	38.9	38.4	12.2	4.2	61.3	26.2	29.2	25.7	10.7	9.1
パートタイマー	39.5	39.4	38.3	7.8	3.3	60.5	25.9	24.8	15.4	7.9	11.6
臨時・日雇	63.5	60.3	55.3	5.1	5.3	57.8	25.7	26.0	12.2	7.9	12.1
契約・登録社員	63.7	76.4	75.9	14.3	9.9	74.9	43.1	30.5	13.9	5.2	11.7
その他	69.4	75.5	69.3	16.3	15.8	57.7	41.0	29.2	5.1	13.0	12.3

資料出所：労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」（昭和62年）

注） 1 「出向社員」とは、他企業より出向契約に基づき出向してきている者をいう。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。

2 「派遣労働者」とは、「労働者派遣法」に基づき、派遣元事業所より派遣されている者をいう。

3 「パートタイマー」とは、正社員より1日の所定労働時間が短いが、1週の所定労働日数が少ない者をいう。雇用期間の定めの有無は問わない。

4 「臨時・日雇」とは、臨時的に又は日々雇われる者で、正社員と1日の所定労働時間、及び1週の所定労働日数が同じ者をいう。

5 「契約・登録社員」とは専門的職種について、契約・登録に基づき雇われている者をいう。

6 各就業形態計には不明分を含む。

7 派遣労働者については派遣元の状態

付表 8 8 常用パートタイム労働者の健康診断実施状況別企業構成比 (%)

計		100.0
採用時	実施している	24.2
	実施していない	74.1
採用後	定期的に実施している	77.4
	定期的に実施していない	21.4

資料出所：労働省「パートタイム労働実態調査」(昭和60年)

注) 「常用パートタイム労働者」とは、雇用契約期間の定めのない者、又は雇用契約期間の定めのある者については、1年以上引き続き使用している者及び1年以上使用されることが予定されている者で、1週間の所定労働時間が通常の労働者より1～2割程度短い労働者をいう。

付表 8 9 雇用期間の定めのあるパートタイム労働者の雇用管理上の問題点別事業所の割合 (%)

区 分	合 計	製 造 業	卸売・小売業	サービス業
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0
仕事に対する積極的な姿勢に欠ける	11.7	11.5	8.8	12.5
仕事にミスが多い	0.8	1.0	-	-
安全・衛生意識が低い	1.9	2.4	-	-
補助的単純・定型的な仕事しか任せられない	17.6	19.5	8.8	17.5
家事都合等による欠勤が多い	33.2	36.6	26.5	17.5
家事都合等による遅刻・早退が多い	27.7	30.7	26.5	15.0
残業をしない	12.0	12.2	8.8	17.5
勤続年数が短い	5.6	4.5	2.9	12.5
非課税限度額等を考慮して働く	48.7	50.5	58.8	25.0
賃金その他のコストが割高である	0.5	0.3	2.9	-
正社員等との賃金水準の調整が難しい	4.5	4.9	-	2.5
とくに問題はない	29.5	28.9	29.4	37.5
その他	2.4	1.7	2.9	5.0
無回答	4.0	4.9	-	-

資料出所：総産業界労働調査所「パートタイム労働者の雇用管理に関する実態調査」(平成5年)

付表90 人 口 動

年	出 生		死 亡		平 均 寿 命		平均初
	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	女	男	女
	万件		万件		歳	歳	歳
昭和15年	211.6	29.4	118.7	16.5	49.6	46.9	24.6
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.75	63.60	23.8
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.19	65.32	24.4
40	182.4	18.6	70.0	7.1	72.92	67.74	24.5
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.66	69.31	24.2
50	190.1	17.1	70.2	6.3	76.89	71.73	24.7
52	175.5	15.5	69.0	6.1	77.95	72.69	25.0
53	170.9	14.9	69.6	6.1	78.33	72.97	25.1
54	164.3	14.2	69.0	6.0	78.89	73.46	25.2
55	157.7	13.6	72.3	6.2	78.72	73.32	25.2
56	152.9	13.0	72.0	6.1	79.13	73.79	25.3
57	151.5	12.8	71.2	6.0	79.66	74.22	25.3
58	150.9	12.7	74.0	6.2	79.78	74.20	25.4
59	149.0	12.5	74.0	6.2	80.18	74.54	25.4
60	143.2	11.9	75.2	6.3	80.48	74.84	25.5
61	138.3	11.4	75.1	6.2	80.93	75.23	25.6
62	134.7	11.1	75.1	6.2	81.39	75.61	25.7
63	131.4	10.8	79.3	6.5	81.30	75.54	25.8
平成元	124.7	10.2	78.9	6.4	81.77	75.91	25.8
2	122.2	10.0	82.0	6.7	81.90	75.92	25.9
3	122.3	9.9	83.0	6.7	82.11	76.11	25.9
4	120.9	9.8	85.5	6.9	82.22	76.09	26.0

資料出所：厚生省「人口動態統計」，「簡易生命表」，「完全生命表」

厚生省人口問題研究所「人口問題研究」

- 注) 1 合計特殊出生率＝1人の女子が再生産年齢(15～49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数。
- 2 平均初婚年齢は，昭和15年は届出時の年齢，30～40年は結婚式をあげた時の年齢，45年以降は結婚式をあげた時又は同居を始めた時の年齢。

遷 移 の 推 移

婚年齢	婚 姻		離 婚		出生順位別母の平均年齢			合計特殊 出生率
	男 件 数 率 (人口千対)	女 件 数 率 (人口千対)	男 件 数 率 (人口千対)	女 件 数 率 (人口千対)	第1児	第2児	第3児	
歳	万件	万件	万件	万件	歳	歳	歳	
29.0	66.7	9.3	4.9	0.68	—	—	—	4.11
26.6	71.5	8.0	7.5	0.84	24.8	27.2	29.5	2.37
27.2	86.6	9.3	6.9	0.74	25.4	27.8	29.9	2.00
27.2	95.5	9.7	7.7	0.79	25.7	28.3	30.3	2.14
26.9	102.9	10.0	9.6	0.93	25.6	28.3	30.6	2.13
27.0	94.2	8.5	11.9	1.07	25.7	28.0	30.3	1.91
27.4	82.1	7.2	12.9	1.14	26.1	28.2	30.2	1.80
27.6	79.3	6.9	13.2	1.15	26.2	28.4	30.3	1.79
27.7	78.9	6.8	13.5	1.17	26.3	28.6	30.4	1.77
27.8	77.5	6.7	14.2	1.22	26.4	28.7	30.6	1.75
27.9	77.7	6.6	15.4	1.32	26.5	28.9	30.8	1.74
28.0	78.1	6.6	16.4	1.39	26.5	28.9	31.0	1.77
28.0	76.2	6.4	17.9	1.51	26.5	29.0	31.2	1.80
28.1	74.0	6.2	17.9	1.50	26.6	29.1	31.3	1.81
28.2	73.6	6.1	16.7	1.39	26.7	29.1	31.4	1.76
28.3	71.1	5.9	16.6	1.37	26.8	29.2	31.4	1.72
28.4	69.6	5.7	15.8	1.30	26.8	29.2	31.5	1.69
28.4	70.8	5.8	15.4	1.26	26.9	29.3	31.6	1.66
28.5	70.8	5.8	15.8	1.29	27.0	29.4	31.7	1.57
28.4	72.2	5.9	15.8	1.28	27.0	29.5	31.8	1.54
28.4	74.2	6.0	16.9	1.37	27.1	29.5	31.8	1.53
28.4	75.4	6.1	17.9	1.45	27.1	29.5	31.8	1.50

付表91 主要国の労働力人口、労働力率、

国名	年	労働力人口(千人)		労働力人口総数に占める女子の割合(%)	年
		女	男		
カナダ	1991	6,187	7,568	45.0	1991
アメリカ	1991	5,689.3	6,840.8	45.4	1991
韓国	1991	7,659	11,353	40.3	1991
フィリピン	1990	9,364	15,946	37.0	1990
オーストリア	1990	1,450	2,086	41.0	1990
ベルギー	1990	1,739	2,440	41.6	1990
デンマーク	1990	1,341	1,571	46.1	1990
スペイン	1991	5,350	9,723	35.5	1991
フランス	1991	10,715	13,947	43.4	1991
旧西ドイツ	1990	12,778	18,529	40.8	1990
ハンガリー	1990	2,012	2,513	44.5	1990
イタリア	1990	8,946	15,129	37.2	1990
ノルウェー	1991	963	1,163	45.3	1991
スウェーデン	1991	2,183	2,369	48.0	1991
イギリス	1990	12,521	16,372	43.3	1990
オーストラリア	1990	3,506	4,953	41.4	1990

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1992」

$$\text{注) 労働力率} = \frac{\text{15歳以上労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

ただし、アメリカの「労働力人口」は16歳以上

フィリピンは10歳以上

デンマークは74歳まで

スペインは16歳以上

イタリアの「労働力人口」は14歳以上

ノルウェーは16～74歳

スウェーデンは16～64歳

雇用者数及び総数に占める女子の割合

労働力率 (%)		年	雇用者数 (千人)		雇用者総数に 占める女子の 割合 (%)
女	男		女	男	
58.2	74.8	1991	5,674	6,722	45.8
55.6	72.2	1991	5,286	6,243	45.9
47.4	74.7	1991	4,307	6,980	38.2
41.2	70.0	1990	3,742	6,556	36.3
43.0	69.4	1990	1,234	1,807	40.6
34.1	50.1	1990	1,231	1,858	39.9
61.7	75.5	1990	1,244	1,343	48.1
33.6	65.8	1991	3,654	7,151	33.8
44.7	62.7	1991	8,331	10,646	43.9
45.7	72.5	1990	11,247	16,117	41.1
46.3	64.5	1991	1,719	1,976	46.5
35.3	64.4	1990	5,555	9,665	36.5
62.3	74.5	1991	852	945	47.4
81.8	86.0	1991	2,028	2,010	50.2
52.0	73.1	1990	10,824	12,335	46.7
52.2	75.6	1990	2,828	3,756	43.0

付表92 主要国の年齢階級別

区 分		カナダ 1991		アメリカ 1991		フランス 1991		旧西ド 19
		女	男	女	男	女	男	女
労働力人口 (千人)	総 数	6,187	7,568	5,689	6,840	10,715	13,947	12,778
	15~19歳	472	513	3,330	3,588	146	235	650
	20~24	720	795	6,440	7,270	1,131	1,351	1,867
	25~29	893	1,038	7,587	9,283	1,708	1,983	1,849
	30~34	920	1,094	8,195	10,265	1,575	2,016	1,554
	35~39	866	1,001	7,834	9,461	1,561	2,016	1,466
	40~44	813	961	7,287	8,393	1,585	2,112	1,360
	45~49	596	737	5,532	6,425	1,113	1,578	1,449
	50~54	423	573	4,125	5,035	860	1,258	1,397
	55~59	281	449	3,071	3,972	696	1,033	819
	60~64	145	267	1,981	2,727	265	263	240
	65歳以上	58	140	1,511	1,989	76	104	127
労働率 (%)	総 数	58.2	74.8	55.6	72.2	44.7	62.7	45.7
	15~19歳	53.8	55.8	39.8	40.6	7.3	11.3	37.3
	20~24	75.6	81.5	68.4	74.4	53.2	61.9	75.6
	25~29	78.0	91.9	73.5	89.3	79.2	91.8	71.6
	30~34	76.3	93.2	73.7	93.0	73.1	94.1	66.9
	35~39	77.7	93.7	75.7	93.0	73.0	94.6	68.0
	40~44	79.1	93.8	76.7	90.7	73.2	95.6	69.5
	45~49	74.4	92.8	77.0	93.0	69.1	95.3	66.7
	50~54	64.5	88.0	68.9	89.0	61.7	90.1	57.8
	55~59	46.6	76.0	56.5	79.6	45.8	71.1	43.8
	60~64	24.5	48.2	35.1	55.1	17.0	18.7	12.5
	65歳以上	3.5	11.3	8.0	15.5	1.5	3.1	2.0

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1992」

注) 1 アメリカ、スウェーデンの区分のうち、「15~19歳」の欄は、「16~19歳」として取り扱っている。

2 イタリアの「15~19歳」の欄は、「14~19歳」として取り扱っている。

3 総数には不明を含む。

労働力人口及び労働力率

イ 90		イタリア 1990		スウェーデン 1991		イギリス 1990		韓 国 1991	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	
18,529	8,946	15,129	2,183	2,369	12,521	16,372	7,659	11,353	
790	526	640	104	98	1,105	1,236	392	244	
2,111	1,346	1,535	225	252	1,675	2,010	1,326	775	
2,402	1,405	1,862	261	295	3,047	4,184	815	1,823	
2,309	1,255	1,874	250	280			927	1,951	
2,093	1,128	1,861	263	284	3,004	3,734	905	1,547	
1,991	1,069	1,955	296	316			822	1,321	
2,184	809	1,862	287	312	2,359	2,967	696	1,128	
2,353	660	1,588	208	224			674	1,023	
1,527	380	1,192	188	178	812	1,174	504	778	
592	183	590	120	131	341	757	310	382	
177	109	294	—	—	178	310	288	381	
725	353	644	818	860	520	731	474	747	
432	214	247	471	422	579	615	189	110	
798	628	702	773	829	750	866	659	596	
874	653	904	861	916	699	942	429	920	
958	620	966	890	949			495	970	
975	588	976	920	950	762	946	590	973	
974	528	973	934	963			604	963	
966	449	952	929	960	725	914	620	946	
932	350	873	893	937			600	914	
811	204	685	800	864	546	810	545	847	
351	101	359	548	642	227	543	432	676	
52	22	80	—	—	33	86	188	409	

付表93 主要国の従業上の

国名	年	女					
		総数 (千人)	構 成 比 (%)				
			計	自営業主	家族従業者	雇用者	その他
カナダ	1991	6,139	100.0	6.7	0.8	92.4	—
アメリカ	1991	56,617	100.0	6.1	0.5	93.4	—
韓国	1991	7,507	100.0	18.9	23.7	56.4	—
フィリピン	1990	8,185	100.0	31.1	23.2	45.7	—
オーストリア	1990	1,448	100.0	7.8	7.0	85.2	—
ベルギー	1990	1,478	100.0	9.5	8.0	81.2	1.4
デンマーク	1990	1,337	100.0	3.1	3.9	93.0	—
スペイン	1991	4,939	100.0	13.1	8.0	74.0	4.9
フランス	1990	9,246	100.0	11.4	—	88.6	—
旧西ドイツ	1990	12,307	100.0	4.9	3.7	91.4	—
ハンガリー	1991	2,126	100.0	6.4	3.9	80.8	8.8
イタリア	1990	7,427	100.0	16.7	7.5	74.8	1.0
ノルウェー	1991	943	100.0	4.7	1.8	90.3	3.2
スウェーデン	1991	2,133	100.0	4.5	0.5	95.1	—
イギリス	1990	11,774	100.0	8.1	—	91.9	—
オーストラリア	1990	3,441	100.0	10.9	1.1	82.2	5.8

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1992」

注) 「その他」とは、分類不能の地位にある者をいい、失業者及び新規求職者を含まない。

地 位 別 就 業 者 数 の 構 成 比

男					
総 数 (千人)	構 成 比 (%)				
	計	自営業主	家族従業者	雇用者	その他
7,536	100.0	10.6	0.2	89.2	—
69,371	100.0	10.0	0.1	89.9	—
11,068	100.0	34.7	2.3	63.1	—
14,347	100.0	42.4	11.9	45.7	—
2,088	100.0	11.9	1.5	86.5	—
2,298	100.0	16.9	0.9	80.9	1.3
1,565	100.0	14.1	0.1	85.8	—
9,513	100.0	20.6	2.6	75.2	1.6
12,990	100.0	16.1	1.9	82.0	—
18,020	100.0	10.1	0.5	89.4	—
2,543	100.0	11.2	1.2	77.7	9.9
14,027	100.0	28.3	2.3	68.9	0.5
1,139	100.0	11.9	0.9	83.0	4.2
2,299	100.0	12.4	0.2	87.4	—
15,109	100.0	18.3	—	81.6	—
4,880	100.0	16.4	0.6	77.0	6.1

付表94 主要国の産業別

区 分		カナダ		アメリカ		フランス	
		1991		1991		1990	
		女	男	女	男	女	男
雇 用 者 (千人)	総 数	5,674	6,722	52,867	62,243	8,331	10,646
	農・狩猟・林・漁業	80	125	437	1,578	518	2,067
	鉱業・採石業	39	251	131	637	106	673
	製 造 業	617	1,475	7,165	14,387	13,228	30,118
	電気・ガス・水道業	—	—	337	1,285	400	1,623
	建 設 業	85	669	567	5,997	1,053	11,592
	卸・小売業、レストラン・ホテル	1,017	1,178	11,367	12,526	13,936	15,564
	運輸・倉庫・通信業	255	682	2,085	4,567	3,546	9,707
	金融・保険・不動産・対事業所サ ービス	467	289	6,885	5,488	10,199	10,217
	対地域・社会・個人サービス	3,115	2,052	23,886	15,747	40,223	24,895
	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	7	32	—	—
構 成 比 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農・狩猟・林・漁業	1.4	1.9	0.8	2.5	0.6	1.9
	鉱業・採石業	0.7	3.7	0.2	1.0	0.1	0.6
	製 造 業	10.9	21.9	13.6	23.1	15.9	28.3
	電気・ガス・水道業	—	—	0.6	2.1	0.4	1.5
	建 設 業	0.1	10.0	1.1	9.6	1.3	10.9
	卸・小売業、レストラン・ホテル	17.9	17.5	21.5	20.1	16.7	14.6
	運輸・倉庫・通信業	4.5	10.1	3.9	7.3	4.4	9.1
	金融・保険・不動産・対事業所サ ービス	8.2	4.3	13.0	8.8	12.2	9.6
	対地域・社会・個人サービス	54.9	30.5	45.2	25.3	48.3	23.4
	軍隊、その他分類不能の産業	—	—	0.0	0.1	—	—

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1992」

雇 用 者 数 及 び 構 成 比

旧西ドイツ		イタリヤ		スウェーデン		イギリス		韓 国	
1990		1990		1991		1990		1991	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
11,247	16,117	5,555	9,665	2,028	2,010	10,824	12,335	4,307	6,980
81	154	314	476	14	44	81	218	103	124
10	179	22	205	1	10	22	201	5	58
2,461	6,004	1,371	2,709	240	611	1,535	3,565	1,793	2,423
43	211	—	—	6	31	64	215	9	58
185	1,474	78	1,293	23	243	143	944	140	1,183
2,187	1,549	783	1,224	286	252	2,588	2,015	867	774
392	1,147	152	819	97	193	320	1,054	85	654
1,005	943	339	469	168	180	1,384	1,350	378	464
3,967	3,488	2,496	2,470	1,191	443	4,669	2,487	925	1,242
—	—	—	—	1	3	—	—	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.7	1.0	5.7	4.9	0.7	2.2	0.7	1.8	2.4	1.8
0.1	1.1	0.4	2.1	0.0	0.5	0.2	1.6	0.1	0.8
21.9	37.3	24.7	28.0	11.8	30.4	14.2	28.9	41.6	34.7
0.4	1.3	—	—	0.3	1.5	0.6	1.7	0.2	0.8
1.6	9.1	1.4	13.4	1.1	12.1	1.3	7.7	3.3	16.9
19.5	9.6	14.1	12.7	14.1	12.5	23.9	16.3	20.1	11.1
3.4	7.1	2.7	8.5	4.8	9.6	3.0	8.5	2.0	9.4
8.9	5.9	6.1	4.9	8.3	9.0	12.8	10.9	8.8	6.6
35.3	21.6	44.9	25.6	58.7	22.0	43.1	20.2	21.5	17.8
—	—	—	—	0.0	0.1	—	—	—	—

付表95 主要国の職

区 分		カナダ 1991	
		女	男
雇用者 （千人）	総数	5,674	6,722
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	1,248	919
	管理的従事者	702	1,012
	書記及び関連従事者	1,770	427
	販売従事者	523	564
	サービス業の従事者	882	749
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	72	292
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者 軍隊、その他分類不能の職業の従事者	477	2,760
構 成 比 （％）	総数	100.0	100.0
	専門職・技術的従事者及び関連従事者	22.0	13.7
	管理的従事者	12.4	15.1
	書記及び関連従事者	31.2	6.4
	販売従事者	9.2	8.4
	サービス業の従事者	15.5	11.1
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	1.3	4.3
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者 軍隊、その他分類不能の職業の従事者	8.4	41.1

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1992」

業別雇用者数及び構成比

アメリカ 1991		旧西ドイツ 1989		スウェーデン 1991		韓国 1991	
女	男	女	男	女	男	女	男
52,867	62,243	9,724	14,995	2,028	2,010	4,307	6,980
9,866	8,885	1,767	2,248	906	490	485	654
5,846	7,937	135	674	453	233	1	72
15,025	3,827	3,334	2,151			969	1,419
6,608	6,299	1,221	720	176	167	412	432
9,193	6,757	1,539	1,284	258	137	737	507
317	1,873	90	212	12	50	103	108
5,841	25,233	1,319	7,283	222	928	1,600	3,787
171	1,431	317	423	2	6	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
18.7	14.3	18.2	15.0	44.7	24.4	11.3	9.4
11.1	12.8	1.4	4.5	22.3	11.6	0.0	1.0
28.4	6.1	34.3	14.3			22.5	20.3
12.5	10.1	12.6	4.8	8.7	8.3	9.6	6.2
17.4	10.9	15.8	8.6	12.7	6.8	17.1	7.3
0.6	3.0	0.9	1.4	0.6	2.5	2.4	1.5
11.0	40.5	13.6	48.6	10.9	46.2	37.1	54.3
0.3	2.3	3.3	2.8	0.1	0.3	—	—

付表 9 6 主要国の非農林業部門における労働者の賃金の男女格差

(男子=100.0)

年	韓 国	ベルギー	デンマーク	フランス	旧西ドイツ	オランダ	イギリス	オーストラリア
1980	44.4	—	84.5	79.2	72.4	78.2	69.7	86.0
1982	45.1	—	83.9	80.1	72.7	76.9	69.1	82.9
1983	46.7	—	84.4	81.5	72.2	76.7	69.6	83.5
1984	47.6	—	84.4	80.7	72.3	76.3	69.5	85.8
1985	47.8	62.0	83.8	81.4	72.8	76.2	..	87.2
1986	48.9	62.4	82.3	82.2	73.1	76.4	..	86.6
1987	50.1	63.3	81.7	81.8	73.4	76.3	..	87.0
1988	51.4	64.1	82.1	..	73.6	76.8	..	87.9
1989	52.7	64.2	82.7	..	73.5	77.2	..	88.1
1990	53.5	..	82.6	..	73.2	77.5	..	90.8
1991	54.5	..	83.3	..	73.6	..	..	90.9

資料出所：ILO「Year book of Labour Statistics 1992」

注) 韓 国：1か月当たり賃金。家族手当・現物支給を含む。

ベルギー：1か月当たり賃金。各年10月。電気・ガス・水道業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

デンマーク：1時間当たり賃金。製造業、建設業及び他の産業の一部分。成年者のみ。

フランス：1時間当たり賃金。鉱業・採石業、電気・ガス・水道業、公務及び家事サービス業を除く。

旧西ドイツ：1時間当たり賃金。家族手当を含む。

卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オランダ：1時間当たり賃金。各年10月。成年者のみ。

イギリス：1時間当たり賃金。成人・フルタイム労働者。各年10月。

鉱業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オーストラリア：1時間当たり賃金。1989年まで各年11月、1990年より6月。

成人・フルタイム労働者（管理職を除く）。現物支給を含む。

参 考

女子労働関係判例

1 賃金、昇格

事件名	裁判所判決等年月日	判旨	等
秋田相互銀行不当利得金返還請求事件(男女差別賃金)	秋田地裁 昭50. 4.10判決	女子であることを理由として、賃金(本人給及び臨時給与)について男子と差別的取扱いをしたものであり、労働契約の賃金部分は労基法4条に違反して無効、女子は男子に支払われた金額との差額を請求できる(労働者勝訴、確定)。	
鈴鹿市賃金請求事件(昇格に伴う男女差別賃金)	津地裁 昭55. 2.21判決	原告に対し、昇格を実施しなかったのは女性であることにより不当に不利な取扱いをしたものであり地公法13条に違反し、違法に原告の法律上の利益を侵害したものである(労働者勝訴)。	
名古屋高裁 昭58. 4.28判決		公務員の昇給昇格は、任命権者に認められた権限であり、市の昇格運用を全般的に見る限り任命権者が社会観念上著しく不当を欠いて裁量権を濫用したとは認められない。また、任命権者の裁量権の判断に公権力の違法な行使は認められない(労働者敗訴、労働者側上告後、昭60.3.29上告取り下げ)。	
静岡銀行不当利得金返還請求事件(昇給に伴う男女差別賃金)	静岡地裁 昭55.10.20和解	職能昇給付の見直しを行って算出した給与差額(2年分)を支払うことを主な内容とする和解成立。	
岩手銀行賃金請求事件	盛岡地裁 昭60. 3.28判決	給与規定において、家族手当の支給対象者を、「扶養親族を有する世帯主たる行員」とし、世帯主たる行員とは、「自己の収入をもって一家の生計を維持する者をいい、その配偶者が所得税法に規定されている扶養控除対象限度額を超える所得を有する場合は、夫たる行員とする。」(世帯手当についてもこれを準用)としているのは、女子であることのみを理由として要する行員を著しく不利に取り扱う規定であり、労基法4条及び92条に反し無効(労働者勝訴)。	
仙台高裁 平 4. 1.10判決		本件給与規程にいう「世帯主たる行員」とは、「主として生計の維持者である行員」を指称するものであり、被控訴人は「自己の収入をもって、	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
(社)日本鉄鋼連盟給料等 請求事件	東京地裁 昭61.12. 4判決	一家の生計を維持する者」と認められるので、家族手当等の支給対象となる世帯主を「夫たる行員」に限定した同銀行の給与規程を根拠にした本件取扱いが男女の性別のみによる賃金の差別取扱いと認められ、労働法4条に違反し、民法90条により無効である(労働者勝訴、確定)。 被告事務局長職員について、男女異なる採用方法及び処遇を行っている(男女別コース制)ことは、合理的理由を欠き憲法14条の精神には合致しないが、当時(昭和44年から49年)の雇用慣行等の状況に照らし、民法90条の公の秩序に違反しているとはいえないとして初任給格差及び業務内容の相違による賃金格差に当たる金銭の支払義務は否定したが、基本給の上昇率及び一時金の支給係数についてまで男女の格差を設けることは合理的な理由がなく無効であり、この部分についての差額の支払いを差額に對して命じた(労働者一部勝訴、確定)。
日産自動車賃金等請求事件 (家族手当支給請求)	東京地裁 平元. 1. 26判決	被告会社が現に採用している家族手当支給規程及び運用基準は労働法4条及び民法90条に違反するものではなく、また女子従業員を不当に差別したものでもないこと等から、原告らの本訴請求はいずれも理由がなく棄却(労働者敗訴、労働者側控訴後、平2. 8和解成立)。
社会保険診療報酬支払基金 賃金等請求事件	東京地裁 平2. 7. 4判決	組合間の男子職員の昇格格差の是正にあたって、勤続年数が唯一の基準として一律の昇格措置を採る一方、男子職員と同一の採用試験で採用され、同一の業務内容を担当し、職務上の等級も等しかった女子職員については、勤続年数の基準を満たしていても、昇格措置を講じなかったことは、合理的理由のない男女差別にあたる。昇格を含む労働条件に関する合理的理由のない男女差別は憲法14条、労働法3条、4条により民法90条にいう公の秩序として確立している。また女子には組合間の格差が生じていなかったことは男女間の格差の存在に合理性を与えないものではなく、男女間の格差の線隨的是正もそれ自体が男女差別である。他方、昇

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
日ソ国書貸金請求事件 (男女差別賃金)	東京地裁 平 4. 8. 27判決	格等の確認請求については、昇格は職務と一体になった等級を人事上の裁量権の行使によって変更するものであり、昇格決定無くして昇格したとするには明確な根拠が必要で、使用者による昇格決定がない以上、昇格したものと取り扱うことはできない(労働者一部勝訴、支払基金側控訴後、平 3. 1 2 和解成立)。	
		年齢、勤続年数が同じである男女間の賃金格差が合理的であるのは、その提供する労働の質及び量に差異がある場合に限られる。よって、原告の業務が、ほぼ同時期に入社した男性社員に劣らなかったにもかかわらず、被告会社が初任給格差を是正せずに放置してきたのは、労基法 4 条に違反する賃金差別である。被告に対し損害賠償を命じた(労働者勝訴、確定)。	

2 退職、定年制

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
(結婚退職) 住友セメント雇用関係確 認等請求事件	東京地裁 昭 41. 12. 20判決	結婚退職制は労働条件につき性別による差別待遇を行うものであり、女子の結婚を制約するゆえ民法 9 0 条により無効(労働者勝訴、会社側控訴後、昭 4 3. 7 和解成立)。	
豊田産業従業員地位確認 等請求事件	神戸地裁 昭 42. 9. 26判決	女子だけを結婚を理由に解雇することは、男女の差別取扱いで公序良俗違反(労働者勝訴、確定)。	
神戸野田実学会休職処分 無効確認等請求事件	神戸地裁 昭 43. 3. 29判決	職場結婚を理由に解雇することは結婚の自由を制限することとなり、合理的理由もなく無効(労働者勝訴)。	
茂原市役所身分確認等請 求事件	大阪高裁 昭 45. 11. 18判決 千葉地裁 昭 43. 5. 20判決	職場結婚の場合、退職するという誓約書は無効であり、それによる伏願免職処分は無効(労働者勝訴、確定)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	要 旨
山一証券地位保全等仮処分申請事件	名古屋地裁 昭 45. 8. 26判決	結婚退職の履行を理由に任意退職を迫られ、やむなくした合意は錯誤により無効（労働者勝訴、確定）。	結婚退職の履行を理由に任意退職を迫られ、やむなくした合意は錯誤により無効（労働者勝訴、確定）。
三井造船仮処分申請事件	大阪地裁 昭 46. 12. 10判決	結婚退職制度を定めた協約は、退職という労働条件について性別を理由とする差別待遇であり、民法90条に違反し無効（労働者勝訴、全社側控訴後、昭 48. 11和解成立）。	結婚退職制度を定めた協約は、退職という労働条件について性別を理由とする差別待遇であり、民法90条に違反し無効（労働者勝訴、全社側控訴後、昭 48. 11和解成立）。
〈若年定年〉 東急機関工業地位保全仮処分申請事件（定年年齢男子55歳、女子30歳）	東京地裁 昭 44. 7. 1判決	女子を著しく不利益に差別する本件定年制は著しく不合理なもので公平・良俗に反して無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭 47. 12和解成立）。	女子を著しく不利益に差別する本件定年制は著しく不合理なもので公平・良俗に反して無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭 47. 12和解成立）。
岩手県盛岡協理地位保全仮処分申請事件（定年年齢男子55歳、女子31歳）	盛岡地裁 昭 46. 3. 18判決	定年を雇員（女子）31歳、職員（男子）55歳とする就業規則は実態からみて、女子若年定年制であり、民法90条に反し無効（労働者勝訴、確定）。	定年を雇員（女子）31歳、職員（男子）55歳とする就業規則は実態からみて、女子若年定年制であり、民法90条に反し無効（労働者勝訴、確定）。
名古屋放送地位保全仮処分申請事件（定年年齢男子55歳、女子30歳）	名古屋地裁 昭 47. 4. 28判決	〔X1女 地位保全仮処分申請〕 本件定年制は合理的理由なく、公平・良俗に反し無効（労働者勝訴）。	〔X1女 地位保全仮処分申請〕 本件定年制は合理的理由なく、公平・良俗に反し無効（労働者勝訴）。
	名古屋地裁 昭 47. 5. 9判決	〔X2女 地位保全仮処分申請〕 上記同旨（労働者勝訴）。	〔X2女 地位保全仮処分申請〕 上記同旨（労働者勝訴）。
	名古屋地裁 昭 48. 4. 27判決	〔X1、X2女 本訴〕 同 旨（労働者勝訴）。	〔X1、X2女 本訴〕 同 旨（労働者勝訴）。
	名古屋高裁 昭 49. 9. 30判決	女子30歳定年制は民法90条により無効（労働者勝訴、確定）。	女子30歳定年制は民法90条により無効（労働者勝訴、確定）。
	名古屋地裁 昭 48. 5. 25決定	〔X3女、解雇禁止仮処分申請〕 上記同旨（労働者勝訴、確定）。	〔X3女、解雇禁止仮処分申請〕 上記同旨（労働者勝訴、確定）。
〈男女別定年〉 日産自動車地位保全黄金支払仮処分申請事件（定年年齢男子55歳、女子50歳）	東京地裁 昭 46. 4. 8判決 東京高裁 昭 48. 3. 12判決	本件男女別定年制は合理的理由を有する（労働者敗訴）。	本件男女別定年制は合理的理由を有する（労働者敗訴）。
		同 旨（労働者敗訴）。	同 旨（労働者敗訴）。
日産自動車雇用関係存続確認等請求事件（定年年	東京地裁 昭 48. 3. 23判決	本件男女別定年制は合理的理由がなく民法90条により無効（労働者勝訴）。	本件男女別定年制は合理的理由がなく民法90条により無効（労働者勝訴）。

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
鈴男55歳、女子50歳、 昭和48年4月1日以降男 子60歳、女子55歳	東京高裁 昭54. 3. 12判決 最 高 裁 昭56. 3. 24判決	同 旨 (労働者勝訴)。 女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差 別を定めたものとして民法90条により無効と解するのを相当とし、上 告棄却 (労働者勝訴、確定)。	
福岡市農協地位保全仮処 分申請事件 (定年年齢男 子55歳、女子45歳)	山形地裁 昭47. 5. 29決定 鶴岡支部	合併に際し、従来の定年55歳を女子のみ45歳に切り下げた差別定年 制は無効 (労働者勝訴、確定)。	
伊豆シャボタン公園地位 保全仮処分申請事件 (定 年年齢男子57歳、女子47 歳)	静岡地裁 昭48. 12. 11判決 沼津支部	男女別定年制は合理的理由なく性別による差別であり、公序に違反し無 効 (労働者勝訴)。	
男鹿市農協雇用関係存続 確認請求事件 (定年年齢 男子56歳、女子45歳)	東京高裁 昭50. 2. 26判決 最 高 裁 昭50. 8. 29判決 秋田地裁 昭52. 9. 29判決	同 旨 (労働者勝訴)。 高裁判決を支持し、上告棄却 (労働者勝訴)。 合理的理由を欠く男女の差別的取扱いを定める定年制の規定は民法90 条に違反し無効 (労働者勝訴、確定)。	
河北新報社地位確認等請 求事件 (定年年齢男子55 歳、女子45歳)	仙台地裁 昭58. 12. 28判決	男女別定年制は専ら女子であることのみを理由とする差別であり、合理 的理由なく民法90条により無効 (労働者勝訴、会社側控訴後、昭61. 4. 28和解)。	
(財)放射線影響研究所地 位確認等請求事件 (定年 年齢男子62歳、女子57歳)	広島地裁 昭59. 1. 31判決	女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差 別を定めたものとして民法90条により無効とした最高裁判決 (昭56. 3. 24日産自動車事件) を引用、合理的理由は認められず無効 (労働 者勝訴)。	
(男女別定年制の段階 的是正、定年年齢60歳)	広島高裁 昭62. 6. 15判決	経過措置により女子に關して60歳定年の実施時期を遷延する規定を設 けたことは合理的理由がない。旧規定下 (定年年齢男子62歳、女子 57歳) の女子の定年年齢が民法90条により無効であり、結果的に男 子と同じ62歳となるものとすれば、その既得権が保護されるべきこと	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
鳥取県教育委員会退職給 付請求事件(男女別退職 給付における退職手当優 遇措置)	最 高 裁 平 2. 5. 28判決 鳥 取 地 裁 昭 61. 12. 4判決	は男子の場合と異なるところはないので、女子に対しても男子に関する 優遇措置が適用される(労働者勝訴)。 高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。 男女年功給のある退職給付年功基準を想定し、これに基づき退職給付を 行い、退職手当につき優遇措置を講じた一連の行為は、男女差別 に基づく継続的な一連の一個の不法行為を構成する(労働者勝訴、確定)。	

3 解雇

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈既婚女子であること等 を理由とする解雇〉 小野田セメント地位保全 等仮処分申請事件	盛 岡 地 裁 昭 43. 4. 10判決 — 関 支 部 仙 台 高 裁 昭 45. 11. 22判決	「有夫の女子」「30歳以上の女子」の一般的希望退職基準は、結婚して いる女子の差別待遇又は性別による差別待遇に該当するといえるから應 法14条、労基法3、4条の精神に違反し無効(労働者勝訴)。 退職勧告は解約の申込みたる性質を有し、退職の申し出により合意解約 が成立(労働者敗訴、確定)。	
古河鋳業用関係存続確 認等請求事件	前 橋 地 裁 昭 45. 11. 5判決 東 京 高 裁 昭 51. 8. 30判決 最 高 裁 昭 52. 12. 15判決	人員整理は、諸条件を考慮して、最速の者として選ばれたのが既婚女子 であったというのであるから合理的理由がある(労働者敗訴)。 同 旨(労働者敗訴)。 高裁判決を支持し、上告棄却(労働者敗訴)。	
日特金属工業地位保全等 仮処分申請事件	東 京 地 裁 昭 47. 10. 18決定 八王子支部 東 京 地 裁 昭 50. 9. 12決定	「有夫の女子」「27歳以上の女子」という一般的人員整理基準は、憲法、 労基法の精神に違反し、それによる解雇は無効(労働者勝訴、確定)。 「既婚女子社員で子供が2人いる者」という一般的人員整理基準は憲法	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
損害事件		14条、労基法3、4条の精神に違反し、民法90条により無効(労働者勝訴、会社側控訴後、昭53.1.28和解)。	
米沢製作所地位保全等仮処分申請事件	山形地裁 昭51.9.24判決 米沢支部	「既婚の女子」「25歳以上の女子」という希望退職募集基準と密接に関連した指名解雇は、労基法3、4条による労働法の公序に違反し無効(労働者勝訴、確定)。	
日本赤十字社雇用関係存続確認等請求事件	佐賀地裁 昭52.11.8判決 唐津支部	合理化の必要にせまられて行つた人員整理であるが男子60歳、女子55歳を超えた者に退職を求めた本件整理基準は、病院の実情に照らし合理性がある(労働者敗訴、福岡高裁に控訴後、昭53.1.2和解)。	
住友重機受經製造所地位保全仮処分異議申立事件	松山地裁 昭62.5.6判決 西条支部	「共稼ぎの者で配偶者の収入で生計が維持できる者及び兼業又は副業があり、もしくは、財産の保有など別途の収入があり、退職しても生計が維持できると判断される者」という人員整理のための異退基準は、専ら性別のみによる不合理な差別を定めた基準でなく、同基準に該当した女子労働者の整理解雇は有効(労働者敗訴、労働者側控訴後、平元4.25控訴取り下げ)。	
〈パートタイム労働者等であることと理由とする解雇〉			
有風堂地位保全等仮処分申請事件	東京地裁 昭42.12.19判決	真にパートタイムを整理する経営上の必要はないと認められ、本件解雇は解雇権の濫用により無効(労働者勝訴、確定)。	
東京芝浦電気労働契約関係存在確認等請求事件	横浜地裁 昭45.9.22判決 川崎支部	〔X1女〕 本件臨時従業員(解雇)には正当事由がなく無効(労働者勝訴)。	
東京芝浦電気労働契約関係存在確認等請求事件	東京高裁 昭48.9.27判決 横浜地裁 昭43.8.19判決	〔X1女〕 控訴棄却(労働者勝訴、確定)。 〔X2他女6〕 臨時工契約であっても、更新を促して実質上期間の定めのない契約と異なる状態にあったこと等から期間満了を理由とする更新拒絶は無効(労働者勝訴)。	
	東京高裁 昭45.9.30判決	同 旨(労働者勝訴)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
三和銀行地位保全仮処分 申請事件	最高裁 昭 49. 7. 22判決	上告棄却（労働者勝訴）。
東洋精糖地位保全等仮処分 申請事件	東京地裁 昭 47. 12. 20判決 東京高裁 昭 54. 2. 27判決 名古屋地裁 昭 49. 9. 30判決	期間の定めのない臨時雇用契約であり解雇は有効（労働者敗訴）。 同旨（労働者敗訴、昭 54. 5. 22東京地裁に本訴提起）。 企業合理化のため人員整理をするに当たり、単にパートタイマーと呼ばれ、その取扱いを受けているという理由で、これらの者を第1雇位の解雇対象者とするのは合理的理由を欠く（労働者勝訴、会社側敗訴後、昭 53. 2. 2和解）。
東芝レイ・オ・パックス地位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 49. 11. 29判決	30歳以上の男子及び既婚の女子を有期雇用とする採用基準は、婚姻の自由を侵すものでなく本件雇止めは有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、昭 53. 2. 2和解）。
朝日放送地位保全仮処分 申請事件	大阪地裁 昭 50. 3. 27判決	有期労働契約であっても、その雇止めは実質上若年定年を理由とする解雇と同様の機能を有し、著しく可能な解約であるから権利濫用により無効（労働者勝訴、確定）。
並木精造宝石解雇無効確認等請求事件	秋田地裁 昭 58. 12. 15判決 横手支部	1ヶ月の短期契約を3年間反復更新しても、期間の定めのない契約に転化する訳ではないが本件について当然更新されることが予定されていたと解するのが相当であり、パートタイマーもこれを期待かつ信頼している関係のもとで、労働契約関係が存続、維持されてきたものであり、従って期間満了によって労働契約を終了させるためには、雇止めの意思表示が必要であるばかりでなく、雇止めするについても、従来の取扱いを変更してもやむを得ない事情が必要。従って特段の合理的理由のない本件雇止めは無効（労働者勝訴、控訴係争中）。
平安閣雇用契約上の地位 確認等請求事件	静岡地裁 昭 61. 7. 4判決 東京高裁 昭 62. 3. 25判決	雇用契約関係は存続（労働者勝訴）。 有期労働契約であっても、その期間の定めが一応のものであり、当事者いづれから格別の意思表示がない限り当然更新されるべきものとの前提のもとに存続、維持されてきたものを期間満了によって終了させるた

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
北陽電機地位保全等仮処分申請事件	最 高 裁 昭 62. 10. 16判決 大 阪 地 裁 昭 62. 9. 11決定	めには、雇止めの意思表示及び雇用契約を終了させてもやむを得ないと認められる特段の事情の存することを要する（労働者敗訴）。 上告棄却（労働者勝訴）。 短期パート制度の導入に合理的な理由があり、契約締結の際に雇用期間を告知して署名捺印をさせ、その厳格な運用をしてきた以上、雇用期間の満了による雇止めは適法（労働者敗訴、確定）。
三洋電機地位保全金員立私仮処分申請事件	大 阪 地 裁 平 2. 2. 20決定	契約期間一年の「定動社員契約」（パートタイマー）も、契約の更新によりその実質において期間の定めのない労働契約と異ならない状態であり解雇法理が適用され、業績不振を理由に雇止めするに当たっては解雇回避のための努力を尽くすべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴）。
三洋電機地位保全金員立私仮処分異議事件	大 阪 地 裁 平 3. 10. 22判決	契約期間一年の「定動社員契約」（パートタイマー）が、実質において期間の定めのない労働契約と異ならない状態であったとはいえないが、契約期間満了後も継続雇用が予定されていたというべきであり、解雇法理が類推適用され、業績不振を理由に雇止めするに当たっては解雇回避のための努力を尽くすべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴、会社側控訴及び本訴控訴後、平3. 12. 27和解成立）。
〈その他〉 大日本紡績労働事件仮処分申請事件 城右学園雇用関係存続確認等請求事件	大 阪 地 裁 昭 47. 6. 8判決 東 京 地 裁 昭 47. 7. 4判決	職制排斥のため、集団的に有給休暇、生理休暇をとることは正当な権利行使ではなく、即時解雇もやむを得ない（労働者敗訴）。 生理休暇であると主張しても、取得した日がいずれも日曜か祭日の前後の日である等、取得の仕方から生理休暇として認められない等、教師として不適格な事由があり解雇有効（労働者敗訴）。
エール・フランス地位保全仮処分申請事件	東 京 高 裁 昭 50. 12. 16判決 東 京 地 裁 昭 49. 8. 7判決	同 旨（労働者敗訴、確定）。 解雇の理由とする客観的事由はなく、更新拒絶権の濫用により無効（労働者勝訴、確定）。

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
日本鋼管解雇無効地位保全請求事件	横浜地裁 昭 57. 7. 19判決 川崎支部	合理化のための労使協定の中で「女子の通常業務への転活用は女子に恒常的に適合する職場を確保することが労働者・有営業部等労働基準法の女子保護の規定に抵触することの多い鉄鋼業の作業実態と事業所の職員の事情等から困難と判断されるので行わない。」旨の規定は業務内容に照らし、転活用困難と判断した結果を確証したものであり単に「女子であること」を理由とするものでない。解雇に係る協定に基づく解雇は「女子であること」を理由とする差別扱いでない（労働者敗訴、東京高裁に控訴後、昭 61. 2. 7和解成立）。	

4 配置転換

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
東洋鋼板地位保全仮処分申請事件	横浜地裁 昭 47. 8. 24判決	出産したことを理由とする不利益処分であり人事権の濫用により無効（労働者勝訴）。	
日本テレビ放送配転命令効力停止仮処分申請事件	東京高裁 昭 49. 10. 28判決	出産等を考慮した配転が退職を促すためのものとの判断は、偏測の域を出ず配転有効（労働者敗訴、本訴提起後、昭 55. 2. 28和解成立）。	
宮崎放送配転無効確認請求事件	東京地裁 昭 51. 7. 23決定	労働契約はアナウンサーとして採用するとしており配転命令は無効（労働者勝訴、確定）。	
森越大学地位確認請求事件	宮崎地裁 昭 51. 8. 20判決	労働契約は職能を限定していないから配転有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、昭 55. 9. 23和解成立）。	
	東京地裁 昭 54. 4. 24判決	産前休暇に入る看護婦を総務長室付へ配転するという慣行は、病院の社会的使命や総務長の権限等に照らし客観的合理性ある慣行であり、違法又は不当とすべき理由はない（労働者敗訴）。	
	東京高裁 昭 56. 12. 17判決	同 旨（労働者敗訴）。	
	最高裁 昭 58. 3. 8判決	上告棄却（労働者敗訴）。	
ラジオ関東地位保全仮処分	東京地裁 昭 55. 12. 25判決	労働契約は職能を限定、本人の同意なき配転命令は無効（労働者勝訴）。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
分申請事件 ザ・チェース・マンハッタン配転命令効力停止仮処分申請事件	東京高裁 昭 58. 5. 25判決 大阪地裁 平 3. 4. 12決定	同 旨 (労働者勝訴、確定)。 現地採用の女子職員等につき、労働協約上、勤務地の特定がなく、また、既婚・有子の女子職員に対する大阪から東京への転勤に伴う不利益につき業務上の必要性を上回るまでには至っていないので本件配転命令は有効である (労働者側請求却下)。	

5 その他

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
帝国興信所貸金請求事件	名古屋地裁 昭 46. 2. 24判決	本件就業規則等について「有給生休休暇1日」とは婦人労働者の生理の実態等から判断して貸金計算期を単位としているのではなく生休期間を単位としたものである (労働者勝訴)。	
ユス・ビー・シー上葉末 私賃金請求事件	名古屋高裁 昭 48. 10. 15判決 東京地裁 昭 49. 5. 27判決 八王子支部	同 旨 (労働者勝訴、確定)。 労基法上、生休を有給とする旨の規定はなく、労働協約 (又は労働契約) に定められた内容が結果として生休を取得した女子に給付の面において不利に作用することがあったとしても、直ちに協約 (契約) の内容が労基法 67. 91 条の趣旨に反し、あるいは公序良俗に反して無効であるとはいえない (労働者敗訴)。	
タケダシステム未払賃金 等支払請求事件	東京高裁 昭 55. 3. 19判決 最高裁 昭 60. 7. 16判決 東京地裁 昭 51. 11. 12判決	同 旨 (労働者敗訴)。 上告棄却 (労働者敗訴)。 生休休暇中の賃金について、従来の年間 24 日は 100% 有給とする旨の定めを、有給は月に 2 日を限度とし、補償額も基本給の 68% とした就業規則の改正は、生休の必要性、取得の実態からみて濫用があったと判断されること、企業負担との調整等から判断すると、合理性あり有効である (労働者敗訴)。	
東京高裁 昭 54. 12. 20判決		本件のように実質賃金の低下を生ずるような就業規則の一時的変更を課	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
日本ソエーリング賞金請求事件	最 高 裁 昭 58. 11. 25判決	することは許されない。かりに、生体休暇制度の適用があるとしても別途の方策を講ずべきものである（労働者勝訴）。 就業規則の不利益変更については最高裁判例（最四 43. 12. 25秋北バス事件）の示すところであり、これを変更する必要はないとした上で、本件就業規則の変更が労働者にとって不利益なものであっても合理的なものであれば、労働者がこれに同意しないことを理由にその適用を拒むことはできないとし、変更の合理的理由の判断基準を示し、原審が就業規則の変更が合理的なものであるかを否かを検討することなく判示しているのは就業規則に関する法令の解釈適用を誤ったものである（違訴害へ差し戻す）。	
	東 京 高 裁 昭 62. 2. 26判決	本件就業規則の変更は不利益なものではあるが十分な合理性があり、労働者がこれに同意しないことを理由としてその適用を拒むことはできないとし、労働者に対してはその効力を及ぼすものである（労働者敗訴、上告却下、確定）。	
	大 阪 地 裁 昭 56. 3. 30判決	賞金引上げ対象者から稼働率 80% 以下の者を除く協約条項につき、その稼働率算定基礎の不就労時間に欠勤のほか年休、生休、産休、育児時間等を含めることは労基法、憲法等の規定ないしはその趣旨に反し、ひいては民法 90 条の公序良俗に反し無効（労働者勝訴）。	
	大 阪 高 裁 昭 58. 8. 31判決	同 旨（労働者勝訴）。	
	最 高 裁 平 元. 12. 14判決	稼働率の低い者が経済的利益を得られないとする制度は一応の経済的合理性があるが、権利行使を抑制し、法が労働者に各種利益を保障した趣旨を實質的に失わせる時、この制度を定めた労働協約条項は無効。条項全体を無効とはいえないが、労基法、労組法上の権利の行使による不就労を就労率算定の基礎としている点は無効。未払い賃金についての審理不十分（原審に差し戻す。）	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
キム - 企画損害賠償請求 事件	福岡地裁 平 4. 4. 16判決	被告上司については、原告の異性関係を中心とした私生活に関する非難等、働く女性としての評価を低下させる行為があり、これらが対立関係の解決や相手方放逐の手段ないしは方途として用いられたことに不法行為性が認められる。被告会社については、被告上司の使用者として不法行為責任を負うとともに、主として女性である原告の進歩、職性において職場関係を調整しようとした点において、職場環境の調整が不十分であり不法行為性が認められる（労働者勝訴、確定）。

平成5年10月 発 行

平 成 5 年 版

働く女性の実情

婦人局一般資料 No.73

発 行 労働省婦人局

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関1-2-2

印 刷 大 蔵 省 印 刷 局
